障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和８年３月

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課／地域生活・発達障害者支援室

目　　次

【障害福祉課】

１　障害福祉人材の処遇改善等について
（令和７年度補正予算・令和８年度報酬改定）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

２　制度の持続可能性確保のための臨時応急的な見直しについて
（令和８年度報酬改定）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

３　障害福祉分野における
「当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」について・・・・・・・・　40

４　高齢の障害者に対する支援等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　63

５　事業者指定及び支給決定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　78

６　2040 年に向けた障害福祉サービスの提供体制について　・・・・・・・・・・・・　95

７　障害福祉関係施設等の整備について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　109

８　障害福祉サービス事業の適切な運営について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　127

９　災害対応について　・・・　155

10　医療的ケア児者を含めた障害児者の地域生活支援
（医療型短期入所、生活介護）について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　163

11　障害者の地域生活支援も踏まえた
障害者支援施設の在り方に係る検討会について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　165

12　訪問系サービスについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　169

13　障害者の就労支援（ガイドライン、就労選択支援等）の推進等について　・・・215

14　強度行動障害の状態にある者等に対する支援について　・・・・・・・・・・・・・　262

【地域生活・発達障害者支援室】

１　相談支援の充実等について　・・・

１　障害福祉人材の処遇改善等について（令和７年度補正予算・令和８年度報酬改定）

（１）令和７年度補正予算（障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業）について

【関連資料１】

「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和７年 11 月 21 日閣議決定。以下「経済対策」という。）において、介護分野と同様に人材不足が厳しい状況にある障害福祉分野についても、介護分野における対応も踏まえつつ、その経営状況等を踏まえた賃上げ措置等の支援を行うこととされた。

これを受けて、令和７年度補正予算において、当該措置に必要な予算を計上し、都道府県を実施主体とする「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業」を実施することとした。

本事業は、これまで処遇改善支援策において福祉・介護職員に限定されていた算定対象について、幅広く全ての障害福祉従事者に拡大した上で、１万円相当の賃上げ支援を行うものである。具体的には、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、取組を推進する（又は見込み）事業所に対して、人件費の改善に必要な費用を補助するものであり、令和６年度補正予算による「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」（以下「令和６年度補正予算事業」という。）と同様に、対象サービスごとに、障害福祉従事者数（常勤換算）に応じて設定された交付率を、各事業所の総報酬に乗じる形で交付することとなる。

また、本事業の支給対象は、以下の要件を満たすことが必要となるので、ご留意いただきたい。

○　計画相談支援、地域相談支援以外のサービス類型の障害福祉サービス等事業所（②③については令和８年度中の対応の誓約で可）

①　処遇改善加算を算定していること。

②　処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定している場合は、職場環境等要件について、全体から８以上の取組を実施していること。

③　処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定している場合は、以下のいずれかの取組を実施していること。

・　経験・技能のある障害福祉人材のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額が年額 460 万円以上であること。

・　職場環境等要件について、全体から 14 以上の取組を実施していること。

○　計画相談支援、地域相談支援事業所

処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる以下の要件を全て満たすこと。

①　任用要件・賃金体系の整備等

以下の要件を全て満たすこと。

・　職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること。

・　職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系について定めていること。
・　上記の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知していること。

②　研修の実施等

以下の要件を全て満たすこと。

・　職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。
　▷　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT 等）を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。
　▷　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
・　上記について、全ての職員に周知していること。

③　職場環境等要件

「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに１以上の取組を実施し、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち２以上の取組を実施すること。

各都道府県におかれては、既に年度内の早期執行に向けて各種協力をお願いしているが、引き続き、事業所から提出される計画書の審査や、支払いに当たっての各国保連合会との調整など、当該事業の円滑な実施に向けて協力をお願いする。

なお、本補助金の使途については、全額賃金改善に充てることとされており、様式（計画書・実績報告書）において、確実な確認をお願いする。その上で、違反が確認された場合は、補助金の返還を求めること。

各都道府県においての事務費については、令和６年度補正予算事業と同等に確保しており、また、令和６年度補正予算事業に引き続き、補助金の取得要件を満たしているかの確認についてはチェックリスト形式とする等、各都道府県の事務負担の軽減を図った。

今年度も本交付金に係るコールセンターを国において設置しているため、事業所等からの問い合わせについては、当該コールセンターを活用いただきたい。

○福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話番号：050-3733-0230（受付時間：９：00～18：00（土日含む））

各都道府県の判断により、月遅れ請求や過誤再請求等に伴う差額分の追加

支給を行う事業所、令和８年１月～３月の間に新規で開設を行った事業所からも申請を受け付け、補助金を支給することとしても差し支えない。その場合、支払は６月以降となることを想定している。

（２）令和８年度障害福祉サービス等報酬改定（処遇改善加算）について【関連資料２】

令和８年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月 1.0 万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月 0.3 万円（1.0%）の上乗せ措置を実施することとしている。

詳細については、関連資料２のとおりであるため、ご確認いただきたい。また、本見直しは令和８年６月からの施行を予定しており、今後、パブリックコメントを経た上で、３月下旬に報酬告示の公布、関係通知の発出等を行う予定である。引き続き、現場の障害福祉職員の賃上げにつながるように、事業所等への周知等にご協力いただくとともに、事務の円滑な執行にご協力いただきたい。

なお、処遇改善加算の使途については、全額賃金改善に充てることとされており、様式（計画書・実績報告書）において、確実な確認をお願いする。その上で、違反が確認された場合は、報酬の返還を求めること。また、個別の事情に応じて、指定の取り消し等についても検討をお願いする。

また、処遇改善加算については、引き続き、令和８年度においても、国においてコールセンターを設置する予定としているため、事業所からの問い合わせ等に、当該コールセンターをご活用いただきたい。

加えて、補助金や加算の取得の手続き等の支援のため、「障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業（都道府県等実施分）」として、令和６年度補正予算に引き続き、令和７年度補正予算においても必要な予算を確保したので、各都道府県におかれては、各種報酬手続き等の事務サポートとあわせて、行政書士等を事業所に派遣しての直接指導や研修会の開催など、市町村や事業所に対する丁寧な支援を実施するためにも、３で後述するサポートセンター設置の協力をお願いしたい。現在、国において各都道府県を対象にサポートセンターの現状に関する調査を実施し、サポートセンターの設置に関する事例集を作成中であり、今後厚生労働省 HP に掲載次第、周知を行う予定であるため活用いただきたい。

（３）物価高騰対策支援について【関連資料３】

エネルギー価格や食料品価格の高騰など物価高騰により、障害福祉サービス事業所・施設等は厳しい状況にある中、経済対策では、「重点支援地方交

付金」の推奨事業メニューにおいて、障害福祉サービス施設等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を継続することが盛り込まれている。

このため、令和７年 11 月９日付け事務連絡「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について」において、「重点支援地方交付金」を活用した障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、光熱水費高騰への支援事業と食材料費高騰への支援事業の両方を実施していただくようお願いしているほか、建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援への活用や補装具事業者への支援の実施についても依頼しており、地域の実情に応じた支援を検討いただきたい。

加えて、障害者就労施設については、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面も持つことから、利用者が行う生産活動に係る光熱水費や原材料等の価格の高騰に対する支援については、「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」の活用も可能である旨、お示ししている。障害者就労施設の生産活動が対象外となることがないよう、中小企業支援等を担当する部局との連携をお願いする。

なお、自治体の実情に応じて、重点支援地方交付金を活用して、令和７年度補正予算において介護分野で計上された物価上昇に対する支援事業を参考に、障害福祉分野においてこれに相当する支援を実施することが可能となっている。令和７年 12 月９日付け事務連絡「障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業の実施について」も御参照いただき、検討いただきたい。

施策名：ア　障害福祉分野における賃上げに対する支援

令和7年度補正予算額　439億円

※医療・介護等支援パッケージ

関連資料１

①　施策の目的

◯障害福祉分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
◯障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

◯障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援（※）を実施。
（※）処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する（又は見込み）事業者、対象外サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす（又は見込み）事業者が対象

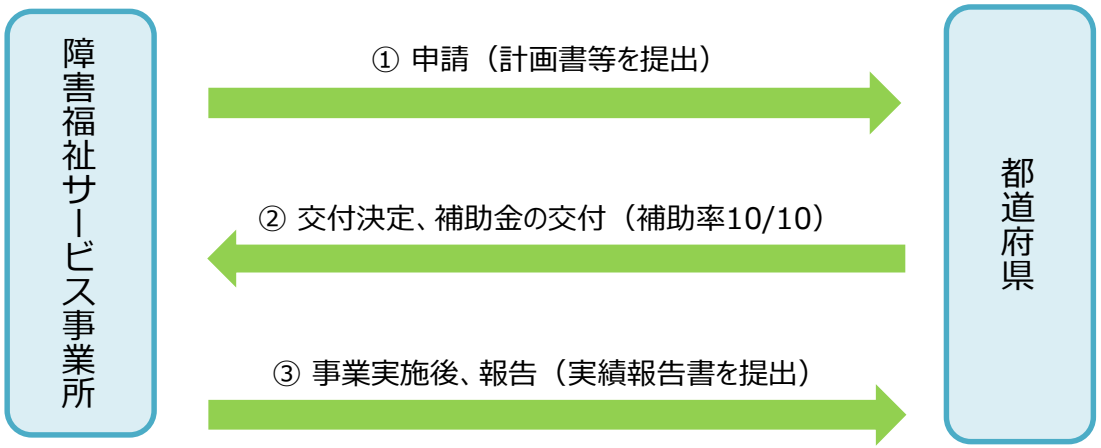
④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（1）支給要件・金額

障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援　　１．０万円

（2）対象期間：令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



（注）サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給
（国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保）

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

◯障害福祉分野の職員の賃上げ支援を実施することで、障害福祉サービス提供に必要な人材確保につながる。

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の交付率について

○　現行の福祉・介護職員等処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、障害福祉従事者数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乗じる形で各事業者に交付。障害福祉従事者（常勤換算）１人当たり月額1.0万円に相当する額。

○　過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和7年12月（１月審査）分のサービスに交付率を乗じる。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和８年１月、２月又は３月の任意の月を対象月とすることができる（令和８年４月以降の新規事業所は対象外）。

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援	20．3%	・ 就労選択支援 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型 ・ 就労継続支援B型 ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助	11．4%
・ 生活介護	11．1%	・ 共同生活援助（介護サービス包括型） ・ 共同生活援助（日中サービス支援型） ・ 共同生活援助（外部サービス利用型）	14．1%
・ 施設入所支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護	22．2%	・ 計画相談支援 ・ 地域相談支援（地域移行支援） ・ 地域相談支援（地域定着支援）	47．0%
・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） ・ 宿泊型自立訓練	23．0%		

※　対象サービスごとに障害福祉従事者数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

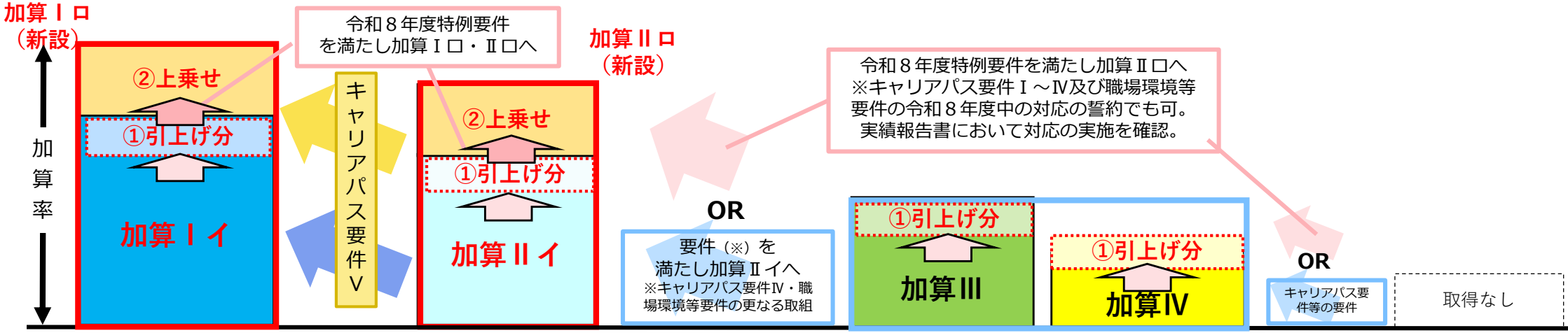
処遇改善加算の拡充①

概要

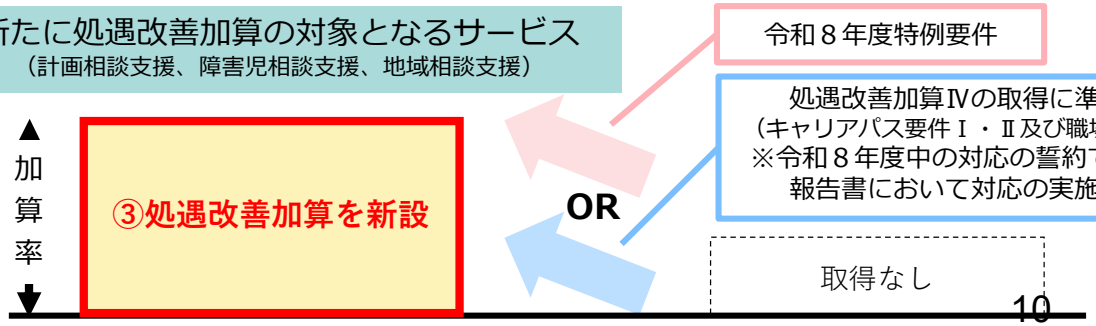
○　福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せ措置を実施する。
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置

○　具体的には以下の措置を講じる（併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる）。【告示改正・令和8年6月施行 】
① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する（加算率の引上げ）
② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス
（計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援）



注）令和８年度特例要件
：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
ア）職場環境等要件の生産性向上に関する取組を５以上（⑱㉑必須）
イ）社会福祉連携推進法人に所属していること
ウ）加算Ⅱロ相当の加算額の１／２以上を月給賃金で配分
（※）ア・ウの要件は令和８年度中の対応の誓約で可。
実績報告書において対応の実施を確認。

処遇改善加算の拡充②

単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
生活介護	9.3%	9.7%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練（機能訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練（生活訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援Ａ型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援Ｂ型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助（介護サービス包括型 ）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算（新設）
計画相談支援	5.1%
地域相談支援（地域移行支援）	5.1%
地域相談支援（地域定着支援）	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※　福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。
　　加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。

処遇改善加算の拡充③

算定要件等

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ）			
		・加算Ⅳ相当額の２分の１以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善（職場環境等要件）		○（※１）	○（※１）	◎（※２・３）	◎（※２・３）
昇給の仕組み（キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額460万円（キャリアパス要件Ⅳ）				○（※３）	○（※３）
経験・技能のある介護職員（キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和８年度特例要件：生産性向上や協働化の取組（※４）

- キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は令和８年度中の対応の誓約で可
- 加算Ⅰ・Ⅱを取得した事業者の福祉・介護職員分の**加算率を上乗せ**

注）新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和８年度特例要件により算定可能　※加算Ⅳに準ずる要件は令和８年度中の対応の誓約で可

（※１）a.区分ごとにそれぞれ１つ以上（生産性向上は２つ以上）＋ b.全体から８以上（＊）
（※２）c.区分ごとにそれぞれ２つ以上（生産性向上は３つ以上・⑱必須）＋ d.全体から14以上（＊）
（※３）d 又は e.キャリアパス要件Ⅳ（＊）のいずれかを満たしていれば可
（※４）令和８年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
ア）職場環境等要件の生産性向上に関する取組を５つ以上（⑱㉑必須）（＊）
イ）社会福祉連携推進法人に所属していること
ウ）加算Ⅱロ相当の加算額の２分の１以上を月給賃金で配分（＊）
（＊）b・d・e・ア・ウの要件は令和８年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

（参考）職場環境等要件（令和８年度）

・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ　：以下の**区分ごとにそれぞれ１つ以上（生産性向上は２つ以上）**　＋　**全体から８**
・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ　：以下の**区分ごとにそれぞれ２つ以上（生産性向上は３つ以上うち⑱は必須）**　＋　**全体から14**

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、１週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲５Ｓ活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うＩＣＴインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について（概要）

関連資料３

（令和７年11月21日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／企画課自立支援振興室・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

エネルギー価格や食料品価格の高騰など物価高騰により厳しい状況にある障害福祉サービス事業所・施設等（補装具事業者を含む。以下同じ。）に対し、「重点支援地方交付金」による緊急かつ実効性のある支援につなぐため、支援事業の標準を示すとともに、下記の内容について、可能な限り令和７年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただくよう依頼。

１．障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業の実施

- 推奨事業メニュー⑦（医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援）については、障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、次の（１）と（２）の２事業の両方を実施していただくこと。

（１）食材料費高騰への支援事業

- 令和６年度から令和７年度にかけて、全ての都道府県において食材料費の高騰に対応した支援（複数の費用を包括的に対象とした支援事業を実施している場合を含む。）を実施。
- 支援額や活用事例、食材料費高騰の実態を踏まえつつ、必要に応じて支援額の設定の見直しや対象拡大を検討するなど、支援の拡充の検討を依頼。

（２）光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車輌の燃料代等）高騰への支援事業

- 令和６年度から令和７年度にかけて、45の都道府県において食材料費の高騰に対応した支援（複数の費用を包括的に対象とした支援事業を実施している場合を含む。）を実施。
- 支援額や活用事例を踏まえつつ、必要に応じて支援額の見直しや対象拡大を検討するなど、支援の拡充の検討を依頼。

（３）建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援

- 本交付金は、障害福祉サービス事業所・施設等の施設整備の場合において、物価高騰の影響を受けて建築資材費等に高騰が生じている事業者への支援にも活用可能であり、自治体の判断により積極的に活用し、事業者の負担の軽減に努めていただくこと。

（４）補装具事業者への支援

- 補装具事業者への支援については、１（２）の光熱水費高騰への支援事業により、積極的に実施していただくこと。

２．障害者就労施設の生産活動に対する「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」の活用

- 障害者就労施設が、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面も持つことから、利用者が行う生産活動に係る光熱水費や原材料等の価格の高騰に対する支援については、推奨事業メニュー⑦（中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援）の活用も可であり、積極的に実施していただくこと。
- 推奨事業メニュー⑨（中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援）については、障害者就労施設の生産活動が対象外となる運用が散見されることから、中小企業支援等を担当する部局とも連携し、同メニューの対象に含めていただくなど、適切に取り扱うこと

障害福祉サービス事業所・施設に対する重点支援地方交付金活用状況（令和６～７年度）

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用状況調査

食材料費相当支援実施状況

実施都道府県数：47/47都道府県

１人当たりの支援額（中央値）：　入所系　4,000円　居住系　3,300円　通所系　1,000円

光熱水費相当支援実施状況

実施都道府県数：45/47都道府県

１人当たりの支援額（中央値）：　入所系　2,500円　居住系　2,000円　通所系　1,440円

１事業所当たりの支援額（中央値）：　訪問・相談系　11,850円

包括的支援（※）実施状況

１人当たりの支援額（中央値）：　入所系　3,850円　居住系　3,500円　通所系　3,050円

１事業所当たりの支援額（中央値）：　訪問・相談系　47,000円

（※）食材料費、光熱水費を含む複数の費用を包括的に対象とした支援事業を実施している場合

入所系：　施設入所支援
居住系：　自立生活援助、共同生活援助
通所系：　短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援
訪問・相談系：　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業の実施について（概要）

（令和７年12月９日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

令和７年度補正予算案における介護分野の物価上昇に対する支援事業について、障害福祉分野は対象外であるものの、一部の自治体において、重点支援地方交付金の活用により、介護分野の支援事業と同じ実施要件の下で、障害福祉サービス事業所・施設等に対しても補助を行う事例を周知

- 令和７年度補正予算案において、介護分野では、物価上昇に対する支援として、「重点支援地方交付金」等の更なる活用とは別途、「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」及び「介護施設等に対するサービス継続支援事業」が盛り込まれた。
- これらの介護分野における支援事業は障害福祉サービス事業所・施設等が対象外。
- 一部の自治体では、重点支援地方交付金を活用して、障害福祉分野においても、これらの介護分野における物価上昇に対する支援に相当する支援の実施を検討している事例があると承知。こうした自治体においては、これらの介護分野における支援事業と同じ実施要件の下で、障害福祉サービス事業所・施設等に対しても補助を行う方向で調整。
- こうした事例も参考にしつつ、引き続き、地域の実情等に応じた支援の実施及び可能な限り令和７年内の予算化に向けた検討を依頼。

２　制度の持続可能性確保のための臨時応急的な見直し

障害福祉サービス等に係る予算額は障害者自立支援法の施行時から４倍以上に増加し、特に令和６年度報酬改定後において総費用額は 12.1％の伸び【関連資料１】。また、こうした中で、引き続き人材確保が課題となっているとともに、本来の制度趣旨に沿わない形で加算を算定する事業者も散見されるなど、サービスの質の低下も懸念される状況である。

このため、喫緊の課題である従事者の処遇改善に加えて、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、令和８年度に臨時応急的な見直しを実施することとし、本年２月 18 日に障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「令和８年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について」をとりまとめた。【関連資料２】

具体的な改定内容は下記のとおりであり、（１）は令和８年４月施行、（２）・（３）は令和８年６月施行を予定している。今後、パブリックコメントを経た上で、３月下旬に報酬告示の公布、関係通知の発出等を行う予定のため、あらかじめご了知いただきたい。

また、各指定権者及び支給決定権者におかれては、本改定後の報酬請求時の審査手順の具体的な事務処理の流れ等について、順次情報提供しているため、内容をご確認いただき、円滑な施行に向けて必要な対応をお願いしたい。

（１）就労移行支援体制加算の見直しについて

就労移行支援体制加算について、同一の利用者についてＡ型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者の報道がある。そのため、本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう適正化を行う。

具体的には、一事業所で算定対象となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定する。また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去３年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

（２）就労継続支援Ｂ型の基本報酬区分の基準の見直し

就労継続支援Ｂ型の基本報酬は「平均工賃月額に応じた報酬体系」を設定しているが、令和６年度報酬改定による算定方式の見直しにおいて、平均工賃月額が令和４年度から令和５年度にかけ約６千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。

具体的には、基本報酬区分の基準額をそれぞれ引き上げるが、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の２分の１である３千円に留める。併せて、配慮措置として以下の措置を講じる。

・令和６年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの

適用対象外

・見直しにより区分が下がる事業所については、基本報酬の減少額が３％程度に収まるよう中間的な区分を新設する

・令和６年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く

（３）応急的な報酬単価の特例について

障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一部のサービスについては、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。

具体的には、収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型（就労継続支援Ｂ型、共同生活援助（介護サービス包括型、日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、新規事業所に限り、令和９年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。

なお、受け入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する。

この「サービスが不足している地域」への配慮としては、

・　離島・中山間地域（特別地域加算の対象地域）にある事業所に係る基本報酬

・　自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所（具体的には以下の事業所）に係る基本報酬

✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所

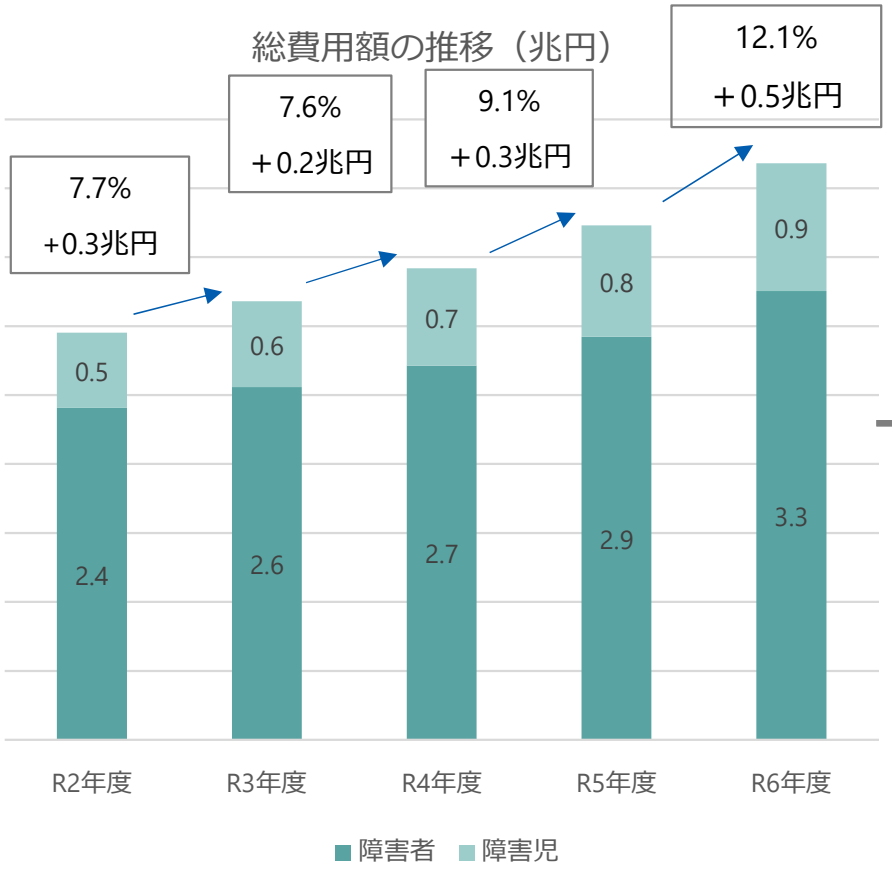
✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

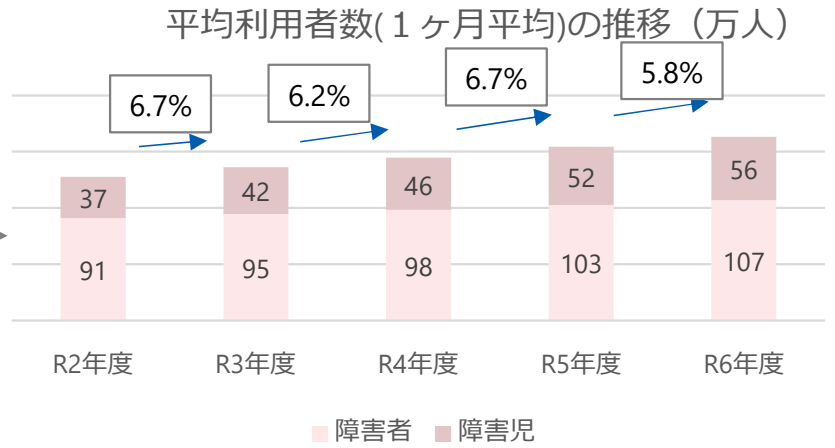
については従前の報酬単価を適用することとしており、対応をお願いする。

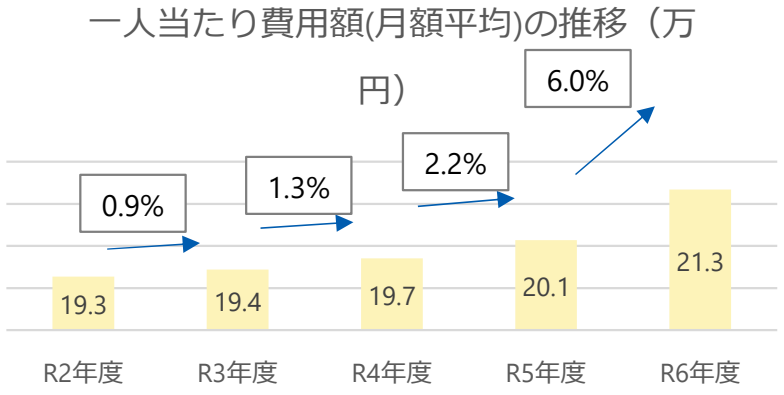
近年の障害福祉サービス等の総費用額の動向

- 最近の政府予算では、対前年度５～６％程度の伸び(※)を確保してきたが、**R5年度からR6年度の費用の伸びは12.1%**で、これを大きく上回っている。
  ※ R3年度:+5.9%、R4年度:+6.9%、R5年度:+6.1%、R6年度:+5.9%、R7年度:+5.2%

- このR5年度からR6年度の伸びの状況を見てみると、
  - 利用者数は、近年の動向と同様に、5.8%の伸びとなっている
  - 一人当たりの総費用額が、R6改定の改定率(＋1.12%)を大きく上回って、 6.0%の伸びとなっている







（出典）国保連データ

２(１)就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型】

○　就労継続支援Ａ型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している（就労移行支援体制加算）。

○　この加算について、同一の利用者についてＡ型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。

○　本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和８年４月施行 】

算定要件等

○　就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。

○　また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去３年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※　令和９年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

（参考）就労移行支援体制加算

・一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算

・前年度において、就労継続支援Ａ型等を受けた後に一般就労へ移行し、６月以上就労継続している者が１名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算

・この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去３年間で算定実績がある場合は算定不可（都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る）としている（R6報酬改定）

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

○　平均工賃月額の算定方式の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

○　基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
　※　基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅（約6千円）の1／2である3千円に留める

○　併せて、下記の配慮措置を講じる。
・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

（参考）平均工賃月額の算定方法の見直し（令和６年度報酬改定）
　障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

○　前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
ア　前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
イ　前年度に支払った工賃総額を算出
ウ　工賃総額（イ）÷工賃支払対象者の総数（ア）により１人当たり平均工賃月額を算出
※ただし、障害基礎年金１級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に２千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】
年間工賃支払総額　÷（年間延べ利用者数÷年間開所日数）　÷　12月

※　上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	746単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	717単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	676単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	660単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	637単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	624単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	600単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	526単位

＜改定後＞

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	837単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	812単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	781単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	758単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	738単位
(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	726単位
(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	705単位
(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	703単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	682単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	746単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	724単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	717単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	696単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	676単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	660単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	641単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	637単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	624単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	606単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	600単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	526単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員41人以上60人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	700単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	674単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	636単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	620単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	600単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	586単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	563単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	494単位

○定員61人以上80人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	688単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	662単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	625単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	609単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	589単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	575単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	553単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	485単位

＜改定後＞

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	700単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	679単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	674単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	654単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	636単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	620単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	602単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	600単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	586単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	569単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	563単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	494単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	688単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	668単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	662単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	643単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	625単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	609単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	591単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	589単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	575単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	558単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	553単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	485単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員81人以上の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	666単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	640単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	605単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	590単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	570単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	557単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	535単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	468単位

＜改定後＞

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	666単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	647単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	640単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	621単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	605単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	590単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	573単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	570単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	557単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	541単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	535単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	468単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	748単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	716単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	669単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	649単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	637単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	614単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	584単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	537単位

○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	666単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	637単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	596単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	580単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	557単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	544単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	520単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	478単位

＜改定後＞

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	748単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	726単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	716単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	695単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	669単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	649単位
(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	637単位
(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	618単位
(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	614単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	596単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	584単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	537単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	666単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	647単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	637単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	618単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	596単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	580単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	563単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	557単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	544単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	528単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	520単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	478単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員41人以上60人以下の場合

（一） 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	625単位
（二） 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	599単位
（三） 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	561単位
（四） 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	545単位
（五） 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	525単位
（六） 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	511単位
（七） 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	488単位
（八） 平均工賃月額が1万円未満の場合	449単位

○定員61人以上80人以下の場合

（一） 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	614単位
（二） 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	588単位
（三） 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	551単位
（四） 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	535単位
（五） 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	515単位
（六） 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	501単位
（七） 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	479単位
（八） 平均工賃月額が1万円未満の場合	440単位

＜改定後＞

（一） 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	625単位
（A） 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	607単位
（二） 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	599単位
（B） 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	582単位
（三） 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	561単位
（C・四） 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	545単位
（D） 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	529単位
（五） 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	525単位
（E・六） 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	511単位
（F） 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	496単位
（七） 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	488単位
（八） 平均工賃月額が1万円未満の場合	449単位

（一） 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	614単位
（A） 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	596単位
（二） 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	588単位
（B） 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	571単位
（三） 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	551単位
（C・四） 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	535単位
（D） 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	519単位
（五） 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	515単位
（E・六） 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	501単位
（F） 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	486単位
（七） 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	479単位
（八） 平均工賃月額が1万円未満の場合	440単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員81人以上の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	594単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	568単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	533単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	518単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	498単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	485単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	463単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	425単位

＜改定後＞

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	594単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	577単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	568単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	551単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	533単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	518単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	503単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	498単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	485単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	471単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	463単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	425単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	682単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	653単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	611単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	594単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	572単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	557単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	532単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	490単位

○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	609単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	584単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	547単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	532単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	511単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	497単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	475単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	438単位

＜改定後＞

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	682単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	662単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	653単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	634単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	611単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	594単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	577単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	572単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	557単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	541単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	532単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	490単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	609単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	591単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	584単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	567単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	547単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	532単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	517単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	511単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	497単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	483単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	475単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	438単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員41人以上60人以下の場合

（一） 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	564単位
（二） 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	541単位
（三） 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	508単位
（四） 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	493単位
（五） 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	474単位
（六） 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	461単位
（七） 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	441単位
（八） 平均工賃月額が1万円未満の場合	405単位

○定員61人以上80人以下の場合

（一） 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	554単位
（二） 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	530単位
（三） 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	498単位
（四） 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	483単位
（五） 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	465単位
（六） 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	452単位
（七） 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	432単位
（八） 平均工賃月額が1万円未満の場合	397単位

＜改定後＞

（一） 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	564単位
（A） 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	548単位
（二） 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	541単位
（B） 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	525単位
（三） 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	508単位
（C・四） 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	493単位
（D） 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	479単位
（五） 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	474単位
（E・六） 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	461単位
（F） 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	448単位
（七） 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	441単位
（八） 平均工賃月額が1万円未満の場合	405単位

（一） 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	554単位
（A） 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	538単位
（二） 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	530単位
（B） 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	515単位
（三） 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	498単位
（C） 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合	484単位
（四） 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合	483単位
（D） 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	469単位
（五） 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	465単位
（E・六） 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	452単位
（F） 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	439単位
（七） 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	432単位
（八） 平均工賃月額が1万円未満の場合	397単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員81人以上の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	535単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	512単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	480単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	467単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	449単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	437単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	417単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	384単位

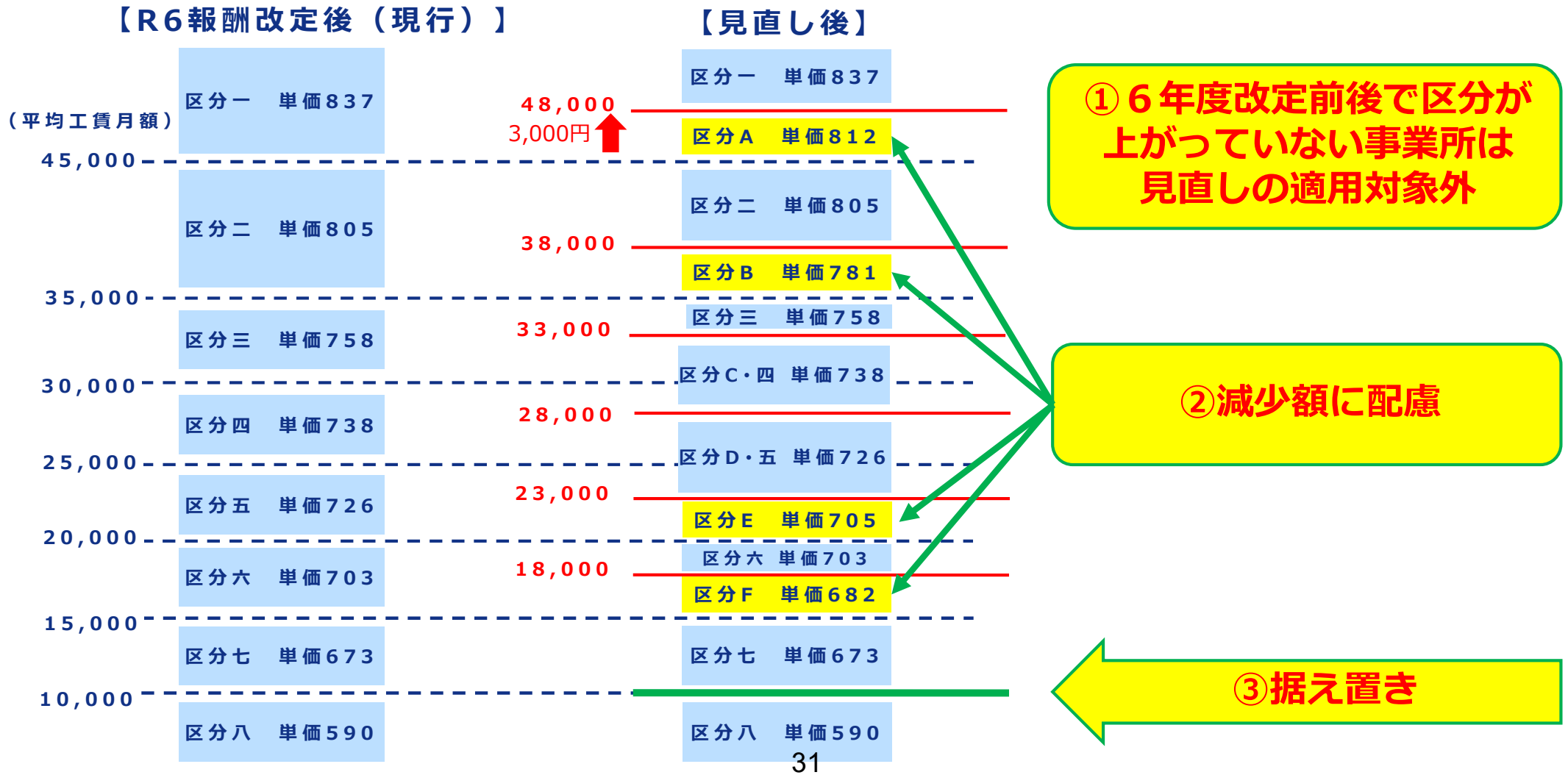
＜改定後＞

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	535単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	519単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	512単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	497単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	480単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	467単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	453単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	449単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	437単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	424単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	417単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	384単位

（参考）就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて（イメージ）

○　見直しにあたっては、**報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である３千円に留める**とともに、
①**令和６年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外**
②見直しにより区分が下がる場合についても**基本報酬の減少額が３％程度に収まるよう中間的な区分を新設**
③**令和６年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く**
配慮措置を講ずる。

※人員配置基準６：１、定員20名以下の場合



2(3)応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

○ 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。

○ 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行 】

算定要件等

○ 対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス

※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

○ 対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)

※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい

※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い

○ 応急的な報酬単価

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

2（3）応急的な報酬単価の特例（就労継続支援B型）

単位数

○ 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

算定要件等（配慮措置）

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

＜重度障害者への配慮＞

- 医療連携体制加算（Ⅳ）を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

＜地域への配慮＞

- 離島・中山間地域（特別地域加算の対象地域）にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3)応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

単位数

○ 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

＜重度障害者への配慮＞

- 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

＜地域への配慮＞

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3)応急的な報酬単価の特例(児童発達支援)

単位数

○ 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

＜重度障害児等への配慮＞

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- 基本報酬医療的ケア区分(1～3)、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

＜地域への配慮＞

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3)応急的な報酬単価の特例(放課後等デイサービス)

単位数

○ 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

＜重度障害児等への配慮＞

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- 基本報酬医療的ケア区分(1～3)、強度行動障害児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

＜地域への配慮＞

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

（参考①）配慮措置の対象

◎就労継続支援B型・共同生活援助 （重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、医療的ケア対応支援加算は共同生活援助のみ）

【重度障害者支援加算（Ⅰ）】（共同生活援助のみ）
○ 区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【重度障害者支援加算（Ⅱ）】（共同生活援助のみ）
○ 区分4かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療的ケア対応支援加算】（共同生活援助のみ）
○ 指定基準の人員配置に加えて看護職員等を常勤換算１以上配置しており、医療的ケア判定スコアに記載の医療を必要とする利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療連携体制加算（Ⅳ）】
○ 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）】
○ 利用者の50%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して40:1以上配置している事業所に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）】
○ 利用者の30%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

【高次脳機能障害者支援体制加算】
○ 高次脳機能障害のある利用者が全体の30%以上であり、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した従業員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

（参考②）配慮措置の対象

（基本報酬）
◎児童発達支援・放課後等デイサービス
【医療的ケア区分による基本報酬（医療的ケア区分１～３）】
○ 医療濃度に応じて、必要な看護職員を配置し、医療的ケア児に対して支援を行う場合
【主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬】
○ 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を行う場合

（加算）
◎児童発達支援
【強度行動障害児支援加算】
○ 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算
【人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）】
○ 難聴児のうち人工内耳を装用している児に対して、支援を行った場合、利用定員に応じて加算
【人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）】
○ 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を１名以上配置し支援を行った場合に加算
【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】
○ 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を１名以上配置し支援を行った場合に加算

◎放課後等デイサービス
【強度行動障害児支援加算（Ⅰ）】
○ 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算
【強度行動障害児支援加算（Ⅱ）】
○ 児基準30点以上の児に対して、中核的人材養成研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算
【人工内耳装用児支援加算】
○ 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を１名以上配置し支援を行った場合に加算
【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】
○ 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を１名以上配置している場合に加算

（参考③）配慮措置の対象

○　特別地域加算の対象地域

一　離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
二　奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
三　豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
五　山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
六　小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
七　半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
九　過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
十　沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

※「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」（平成21年厚労告第176号）、「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」（平24厚労告第233号）に該当する地域

３　障害福祉分野における「当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」について

（１）障害福祉分野における「当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」について【関連資料１】

厚生労働省では、障害福祉分野の生産性向上を「支援者一人一人の力を引き出し、チームでその力を利用者に届けることで、新たな価値を生み出すこと」と位置づけ、「当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」を推進している。

障害福祉分野における人材確保が喫緊の課題となる中、限られた人員でも質の高い障害福祉サービス等を効率的かつ効果的に提供することが重要である。

このため、介護現場の取組も参考にしつつ、障害福祉分野では障害種別や障害特性等に応じた支援が求められることを十分に踏まえ、障害福祉現場における生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を明らかにしていくことが求められている。その上で、介護テクノロジーの導入・活用促進、事業者間の連携・協働化、手続負担の軽減等の取組により、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上を推進することが求められている。

こうした中、第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画（計画期間：令和９年４月～令和 12 年３月）に係る基本指針（以下「第８期基本指針」という。）においては、新たに「当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」に関する項目を盛り込み、人材確保や生産性向上の取組について障害福祉計画の記載事項に明確に位置づけるとともに、各都道府県において、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口や、関係者の連携を図る協議会の設置を目標とする予定である。

各自治体におかれては、次期障害福祉計画の策定に向けて、地域の関係者とも協議いただき、各種支援策も活用しつつ、一層の取組を推進していただきたい。特に事業所への支援や関係者間の連携が重要となることから、ワンストップ窓口や協議会の設置に向けて、介護分野をはじめとした他の福祉分野とも連携しつつ、取組を進めていただきたい。

（２）「省力化投資促進プラン―障害福祉―」等を踏まえた動向について【関連資料２】

令和７年６月、「省力化投資促進プラン―障害福祉―」が公表された。本プランには、障害福祉分野における生産性向上の優良事例や支援策とともに、生産性向上の目標と KPI が盛り込まれている。

目標と KPI のうち、「ICT 活用等により業務量の縮減を行う事業所」については、最新の割合は 38.0%(令和６年度)となっており、これを令和 11 年（2029 年）に 90%以上に引き上げることを目指している。また、障害福祉分

野も対象とした「都道府県ワンストップ窓口」については、現状、一部の都道府県における設置にとどまっているが、令和 11 年に全都道府県で設置することを目指している。

さらに、本プランに基づき、障害福祉現場の生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を可視化すべく、令和７年度障害者総合福祉推進事業において、「障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方」という冊子を作成中である。本年３月９日には「障害福祉現場における生産性向上推進フォーラム」も開催した。これらを含め、最新の情報については、厚生労働省ウェブサイトに設けられた「障害福祉分野における生産性向上・手続負担軽減」のページに掲載しているので、御確認されたい。

＜厚生労働省 HP（障害福祉分野における生産性向上・手続負担軽減）＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/seisansei/index.html

（３）障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業について【関連資料３】

生産性向上の取組における効果的な手段となる介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーを導入することについては、障害福祉分野の職員の介護負担の軽減、労働環境の改善や業務効率化に資するため、その普及を促進しているところである。

令和７年度補正予算においては、「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」について、これまでロボット等導入支援の対象事業者を障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者包括支援事業者、障害児入所施設事業者に限っていたが、通所系サービスを含む全サービスを対象とするよう見直したところであり、各都道府県等におかれては、積極的な活用をお願いする。

また、（公財）テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム」に、介護福祉分野における介護テクノロジー導入支援の対象となりうる機器が掲載されているので、「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」においても、各都道府県等において実施を検討する際の参考にされたい。

なお、令和４年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所等における ICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」において、介護ロボット等の導入前後における効果の実証等を行ったほか、令和７年度においては、介護ロボットやＩＣＴといった介護テクノロジー等を活用することによる介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化の推進を図るため、介護テクノロジー等による生産性向上の取組による効果検証や、導入・活用に伴うマニュアルの作成を行っているところである。

成果物については追ってお示しする予定であり、各都道府県等におかれては、これらの効果検証やマニュアル等も参照の上、各事業者にも周知いただ

き、積極的にテクノロジーの導入の検討を促していただきたい。

（４）障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業（都道府県等実施分）及び障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業（国実施分）について【関連資料４】

障害福祉分野における人材確保や生産性向上等を進めるため、都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、全国レベルでの支援の実施や、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開を進めることとしている。令和７年度補正予算では、これに関連する事業として次の２事業を計上している。

一つ目の「障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業（都道府県等実施分）」では、人材確保や生産性向上等についての都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促し、各事業所における処遇改善加算の取得やICT活用等による業務効率化等を進めることとしている。本事業は、先に述べた都道府県ワンストップ窓口の整備や生産性向上等に関する協議会の設置・開催に必要な事務費等にも活用が可能であるため、本事業を積極的に活用いただき、支援体制の整備を進めていただきたい。また、本事業は、地域の実情に応じた総合的な人材確保の取組にも活用可能である。地域におけるマッチングの取組、障害福祉分野の魅力の発信など、各都道府県レベルにおける人材確保対策を推進していただくよう、積極的な活用をお願いしたい。

二つ目の「障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業（国実施分）」では、都道府県ワンストップ窓口に対する助言や情報提供を行うほか、「障害福祉分野における生産性向上ガイドライン（仮称）」の作成等を通じて、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開等を進めることとしている。また、人材確保対策としても、障害福祉分野の仕事の魅力発信や処遇改善加算にかかるコールセンターの設置も行うこととしている。なお、過年度に実施した事業において、障害福祉分野における仕事の魅力を発信する紹介動画やパンフレット等を掲載したサイトを作成しているので、こちらも御活用いただきたい。

＜厚生労働省HP（仕事の魅力発信サイト）＞
https://www.mhlw.go.jp/shogaifukushi/

（５）障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業について【関連資料５】

障害福祉サービス事業所等を取り巻く環境は大きく変化しており、障害福祉サービス事業所等における人材確保及び経営基盤の強化は、喫緊の課

題である。

こうした状況を踏まえ、令和６年度から令和７年度にかけて、障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施してきた。

このモデル事業では、

・　事業所間の情報共有や合同の勉強会の開催などによる、ノウハウや工夫の共有
・　人材募集用の PR 動画やパンフレットの共通フォーマットの作成
・　合同で外部向けの発表会を開催することによる効果的・効率的な情報発信

などによる人材募集・確保や、

・　職員向けの合同研修の開催による企画や開催準備の負担が軽減、事業所間での職員のつながりの構築
・　合同の職場環境改善アンケートの実施

などによる人材育成・定着といった協働化による効果事例が報告された。

また、この他にも、資材・物品・ICT やテクノロジー機器等の一括仕入れや、テクノロジー導入・ICT・AI 等の技術などについて共同の研修を開催すること等により、事務の効率化やコスト削減が考えられるところである。

本モデル事業の取組事例については、関連資料５に取りまとめているため、当該資料を参考に、管内の小規模事業所にて積極的に協働化の取組が進むよう、周知等をお願いする。

取組事例については、厚生労働省ウェブサイトに設けられた「障害福祉分野における生産性向上・手続負担軽減」のページに掲載しているので、御確認されたい。

＜厚生労働省 HP（障害福祉分野における生産性向上・手続負担軽減）＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/seisansei/index.html

（６）手続負担の軽減等について【関連資料６】

障害福祉分野において、事業者や自治体の業務を効率化し、生産性の向上を図る観点から、手続負担の軽減を進めている。

令和５年６月に閣議決定された「規制改革実施計画」を端緒として、事業者が自治体に対して行う指定申請や報酬請求の手続きに用いる標準様式等を作成し、必要な法令等の改正の上、厚生労働省及びこども家庭庁のウェブサイトにおいて公表している。各自治体におかれては、令和８年４月からの標準様式等の使用の基本原則化に向け、引き続き、標準様式等への入替えを進めていただきたい。現在、検討が進められている「事業者・自治体間の障

害福祉関係手続に関するシステム」でも、標準様式等が実装された電子的な申請・届出を行うことが予定されている。

また、令和７年８月８日付けで発出した事務連絡「障害福祉分野における手続負担の軽減及び生産性向上に向けた取組について」では、手続負担軽減に向けた取組の一環として、新たに、

・　サービス管理責任者等に必要な実務経験を確認する際、実務経験の証明が困難な場合でも、信頼性を可能な限り担保しつつ、実務経験証明書の提出以外の手段により確認を行うことを可能とすること
・　審査支払事務において国保連から提供される情報で契約内容を確認できる場合に契約内容報告書の提出を省略可能とした上で、契約内容報告書の提出の要否についての見直しの検討

についても依頼している。これらについても御了知の上、引き続き、手続負担軽減の推進に御協力いただきたい。

障害福祉における「当事者視点に立ったケアの充実ための生産性向上」

障害福祉における生産性向上とは

- **支援者一人一人の力を引き出し、チームでその力を利用者に届けることで、新たな価値を生み出すこと**

⚠ 「支援を減らすこと」でも「人を減らすこと」でもない

負担軽減や価値の創出により

利用者の支援に注力できる環境づくり

支援者の働きがい向上

→ 障害福祉の仕事の魅力を高め、未来につなぐ

障害福祉分野における生産性向上の経緯

令和６年度

省力化投資促進プランの策定指示　（令和７年１月17日）

- 「省力化投資促進プランの策定と実行のための関係府省連絡会議」の設置
- 政府において、障害福祉分野も含め、人手不足が深刻な業務における「省力化投資促進プラン」の策定指示

総理官邸での車座開催
（令和７年２月25日）

- 総理官邸において、「医療・介護・障害福祉関係者との生産性向上等に関する車座」の開催
- 医療・介護・障害福祉関係者を参集し、それぞれの現場における生産性向上や経営環境等について意見交換

令和７年度

骨太の方針2025策定、新しい資本主義実行計画改訂、省力化投資促進プラン策定
（令和７年６月13日）

- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太の方針2025）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」の閣議決定
- 医療、介護とともに、障害福祉分野における生産性向上が明記
- 「省力化投資促進プラン―障害福祉―」の策定、生産性向上に関するKPI設定

生産性向上関係の調査研究
（令和７年８月～）

- 省力化投資促進プランを踏まえ、令和７年度障害者総合福祉推進事業において「障害福祉現場の生産性向上に向けた調査研究事業」を実施

生産性向上関連事業の計上
（令和７年度補正予算案）

- 「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」、「障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業（都道府県等実施分）」及び「障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業（国実施分）」を、令和７年度補正予算案に計上
- 省力化投資促進プランのKPIの達成に向けて、ICT活用や都道府県ワンストップ窓口の設置を推進

成果目標⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上に関する目標について

社会保障審議会障害者部会
第152回（R7.11.10）
資料１－２（一部改変）

新規

現　状

○　障害福祉分野において、人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上は喫緊の課題。
○　「新しい資本主義実行計画2025」及び「省力化投資促進プラン―障害福祉―」では、「都道府県ワンストップ窓口設置数」を令和8年度には10以上、令和11年度には全都道府県に設置することを目指している。

成果目標（案）

○　政府目標を念頭に、全国の障害福祉現場の人材確保・当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上のための支援体制を構築する観点から、都道府県におけるワンストップ窓口の設置状況を成果目標としてはどうか。
○　併せて、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上並びにこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置状況を成果目標としてはどうか。
○　なお、専門人材の養成に向けた研修実施に関する目標については、障害福祉人材の確保に関わる目標であり、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の項目（現成果目標8）から、当該項目に移行する。

【成果目標（案）】
○　各都道府県における人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関するワンストップ窓口の設置（新規）
○　当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善・経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置（新規）
○　都道府県における相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）の実施
○　都道府県における相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援に関する研修の実施

２．人材確保・ケアの充実のための生産性向上等

社会保障審議会障害者部会（第154回）・
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）
R8.1.19　資料２

今後の方向性

○　人材確保やケアの充実のための生産性向上、経営改善に向けた支援等（以下「人材確保等」という）については、専門職の確保・育成も含め、引き続き重要な課題であることから、現行の取組を引き続き推進しつつ、国・都道府県・市町村・事業者等の役割にも留意の上で、他分野とも連携しながら、以下の取組を進めてはどうか。

①　人材確保等については、全国的な取組とともに、各地域に応じた取組が必要であることから、**国・都道府県の責務に明確に位置づけ**、一層の取組を進める。国において、障害福祉分野における効果的な取組の分析・周知を進めるとともに、各都道府県を通じて、事業所に対する支援体制の構築を進める。

②　人材確保等に関する事項について、**都道府県・市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画の記載事項に明確に位置づけ**、計画策定プロセスにおいて、都道府県・市町村・地域の関係者が議論し、各地域における必要な取組を計画的に進める。

③　人材確保等の取組の地域の関係者の議論・連携の場として、**各都道府県に障害福祉分野における関係者の協議会を設置**する。その際、介護分野の協議会（介護現場革新会議）や**福祉人材確保のためのプラットフォーム等との連携・役割分担等**を図りつつ、**医療・福祉各分野とも連携**しながら、効果的に取組を進めていく。

④　職場環境改善に向けて、改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、運営基準省令等において、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、**カスタマーハラスメントへの対応についても、義務付け**るとともに、対応マニュアルの見直しや自治体・事業所への周知徹底等を進める。その際、職員の安全に配慮する必要性は前提としつつ、**利用者の障害特性等も考慮しながら行動に至る背景や利用者の状態等も踏まえ対応すること、対応の結果により利用者の生活等を阻害することがないよう慎重に対応を検討すること等に留意**する。

⑤　処遇改善に向けた補助金等の対応に関し、国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、都道府県から障害福祉サービス等報酬に関連する**補助金の支払事務について国民健康保険団体連合会への委託を可能**とする。

省力化投資促進プラン（障害福祉）概要

関連資料２

（障害福祉分野関係）

１　実態把握の深堀

○ 障害福祉分野でも、有効求人倍率が相対的に高い水準で推移しており、障害福祉サービス利用者数が増加する中で、人材確保が喫緊の課題

○ 介護テクノロジーの導入促進、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上を推進することが重要

○ これまでに実施した調査研究事業等から、介護分野同様に、支援内容の記録業務等のICT化や見守り支援機器の活用が効果的と分析

２　多面的な促進策

○ 見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算要件緩和（令和６年度報酬改定）、**障害福祉分野における介護テクノロジー導入費用に対する補助、協働化等の支援（令和６年度補正予算）** 等

○ 障害福祉の職場環境改善事例集の作成（令和５年度） 等

○ **令和７年度、障害福祉現場の生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を可視化するための調査研究を実施**

○ 障害福祉分野における手続負担の軽減を図る観点から、**指定申請及び報酬請求関連文書について標準様式及び標準添付書類の使用を基本原則化（令和７年３月府省令等改正、令和８年４月施行予定）**

○ 標準様式等を用いた電子的な申請・届出を含め、**事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの整備**について、**令和９年度中を目途に実現する方向で検討**

３　サポート体制の整備・周知広報

○ 一部の自治体において障害福祉分野も対象としたワンストップ型窓口を設置しているが、今後、**更なる窓口設置の促進に向けた取組を検討**

４・５　目標、KPI、スケジュール

○ ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加：32.3%（現状）→50%（2026年）→90%以上（2029年）

○ 都道府県ワンストップ窓口設置数の増加：４（現状）→10以上（2026年）→47（2029年）等

障害福祉現場の生産性向上

直接処遇業務の負担軽減・質の向上

介護ロボットやICTテクノロジーの活用、小規模事業所の協働化等により、人材確保が難しい中でも、直接処遇業務の負担軽減や質の向上を図ることが必要。

＜具体的な取組＞

○ **見守り支援機器の活用促進**

（令和６年度障害福祉サービス等報酬改定）

・見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和。

○ **障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業**

（令和６年度補正予算）

・職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する際の経費等を補助。

○ **障害福祉人材確保・職場環境改善等事業**

（令和６年度補正予算）

・福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

○ **障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業**

（令和６年度補正予算）

・障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施。

間接業務の効率化

指定申請等の各種手続きや業務負担の軽減により、障害福祉現場における書類作成等の間接業務を効率化し、利用者の支援に注力できる環境づくりが必要。

＜具体的な取組＞

○ **標準様式等の使用の基本原則化**

・ 規制改革実施計画（令和５年６月16日閣議決定）に基づき、指定申請関連文書、報酬請求関連文書の標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」）を作成・周知済み。

・ 令和６年度に、標準様式等の使用を基本原則化するための関係府省令等の改正を実施。令和８年４月施行（標準様式等の使用が可能な自治体には施行を待たずできる限り早期の活用を促進）

○ **事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化**

・ デジタル行財政改革会議の下で、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について、障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムや、業務管理体制データ管理システムも含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化に向けて、令和９年度中を目途に実現する方向で検討し、システム共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針を策定した。

○ **テレワークの活用**

（令和６年度障害福祉サービス等報酬改定）

・ 管理者の管理業務について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークにより業務を行うことが可能であること、また、管理者以外の職種に係る業務について、直接処遇業務を除き、利用者の処遇に支障が生じない範囲内において、テレワークにより業務を行うことが可能であることを示すとともに、テレワークに係る業務類型ごとの留意事項を示した。

施策名：イ　障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

令和７年度補正予算額　6.0億円

※医療・介護等支援パッケージ

障害保健福祉部障害福祉課
（内線3091、3092）

①　施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、ロボットやICT等のテクノロジーの導入に係る経費等を補助する。これにより、生み出した時間を身体介護等の業務に充て、障害福祉サービスの質の向上にも繋げていき、障害福祉現場の生産性向上を一層推進していく。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

○介護ロボット
　日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
　※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象
○ICT
　①情報端末（タブレット端末など）、②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、③AIカメラ等（防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ）、④通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）、⑤保守経費等（クラウドサービスなど）
○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援
　・介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する場合に必要な経費
　・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

【導入支援の対象施設・事業所】
・障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所 他（介護ロボット）
・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所（ICT）

【補助率】
1．施設等に対する導入支援：国1／2　都道府県・指定都市・中核市1／4　事業者1／4
2．都道府県等による導入促進（体験会・研修会）：国1／2　都道府県・指定都市・中核市1／2

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

施策名：ウ　障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業（都道府県等実施分）

令和7年度補正予算額　5.6億円

※医療・介護等支援パッケージ

関連資料４

①　施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

- 都道府県等が、事業所支援等を行うためのサポートセンターの設置等を行う場合に必要な事務費等を補助し、障害福祉サービス等事業所や市町村に対するワンストップ型の支援体制の確保を図る。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

補助対象経費

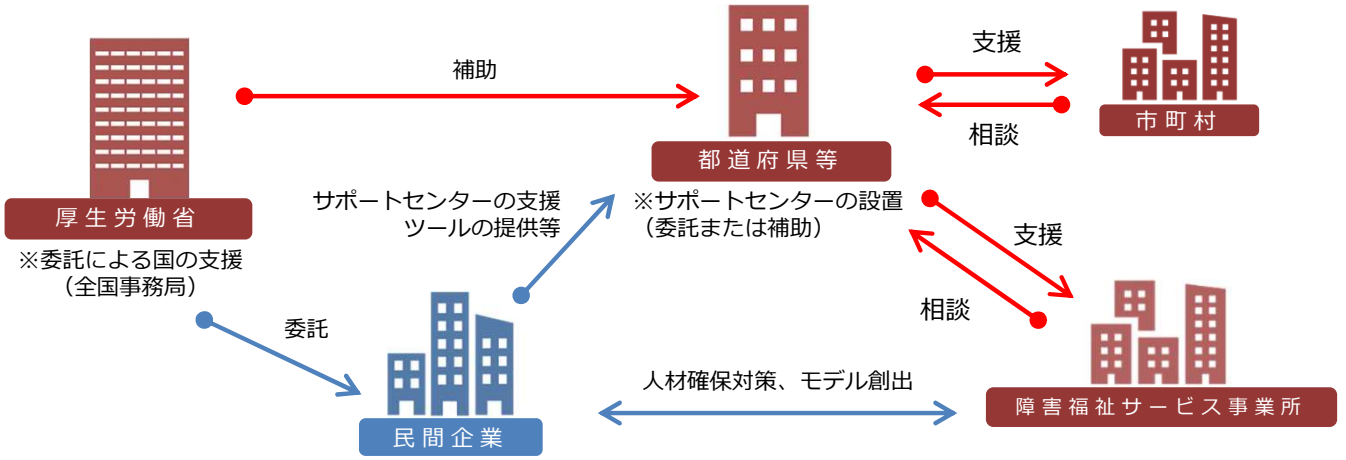
都道府県等が実施する
（1）人材確保支援（2）生産性向上支援（3）経営改善支援等に要する費用

補助率

国９／１０、都道府県・指定都市・中核市１／１０

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加（令和8年度：50%、令和11年度：90%以上）
都道府県ワンストップ窓口設置数の増加（令和8年度：10以上、令和11年度：全都道府県）

施策名：エ　障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業（国実施分）

令和7年度補正予算額　3.3億円

※医療・介護等支援パッケージ

①　施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

- 人材確保や生産性向上等についての都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、全国レベルでの支援の実施や、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開を進める。

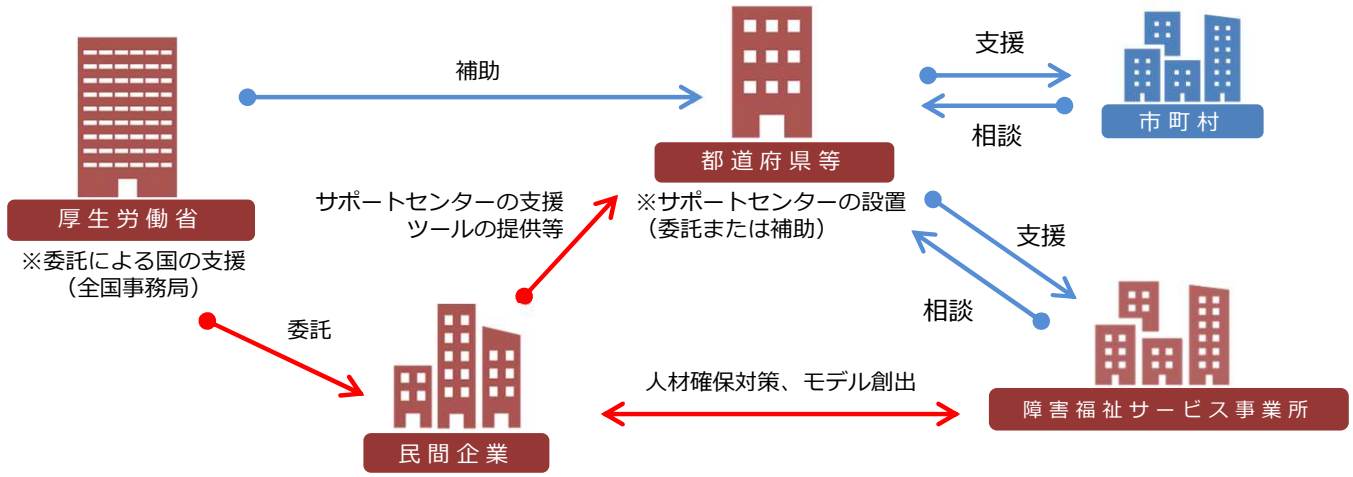
④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

対象経費

（1）都道府県等のサポートセンターへの支援
（2）全国的な人材確保への支援
（3）障害福祉分野における生産性向上のモデル創出に要する費用

実施主体

国（民間法人へ委託予定）



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加（令和8年度：50%、令和11年度：90%以上）
都道府県ワンストップ窓口設置数の増加（令和8年度：10以上、令和11年度：全都道府県）

障害福祉分野における小規模事業所の協働化の事例

関連資料５

小規模事業所の協働化の目的

障害福祉サービス事業所等を取り巻く環境の変化

・物価高騰　　・介護人材不足　　・ＤＸ化　　・・・
　⇒障害福祉サービス事業所等を取り巻く環境は大きく変化

・障害福祉事業所等における人材確保及び経営基盤の強化は喫緊の課題。
・将来にわたって人材の安定的な確保、経営基盤の強化が必要。

小規模な事業所等で構成されるグループが協働で人材確保や経営基盤の強化に取り組むことで、
<u>創意工夫を生かした効果的・効率的な取組が可能に</u>

小規模事業所の協働化の効果の例

人材募集・確保

・事業所間の情報共有や合同の勉強会の開催などにより、ノウハウや工夫を共有。
・人材募集用のPR動画やパンフレットの共通フォーマットを作成することで、事務・費用負担が軽減。
・合同で外部向けの発表会を開催し、効果的・効率的に情報を発信。

人材育成・定着

・職員向けの合同研修を開催することで、企画や開催準備の負担が軽減。事業所間で職員のつながりが生まれ、職員の能力向上が促進。悩みの共有によるバーンアウトの防止効果も。
・合同で職場環境改善アンケートを実施することで、回答の匿名性が高まり、意見を出しやすい環境に。

※　この他、資材・物品・ICTやテクノロジー機器等の一括仕入れや、テクノロジー導入・ICT・AI等の技術などについて共同の研修を開催すること等により、事務の効率化やコスト削減が考えられます。

堺市

(グループ名)堺市中区協働コンソーシアム	(事業所数)５法人８事業所 （生活介護、生活訓練、就労継続支援B型、計画相談支援、居宅介護）

(取組概要)
人材不足の解消・職場環境の改善・生産性向上を達成するために、【人材募集・確保】と【人材育成・定着】の２つの軸で取り組みを実施

●課題・背景
- 市内に小規模事業所が数多く存在。小規模事業所は少人数体制のため、職員一人ひとりが複数の役割を担っており、日々の業務で手一杯。特に、「人材募集・確保」と、「人材育成・定着」が課題。
- 「人材募集・確保」では、新たな人材確保に注力することが困難。また、リクルート情報を発信しても膨大な採用情報に埋もれてしまう。単独の事業所で効果的な人材確保を行おうとすると、費用と労力の負担が大きい。
- 「人材育成・定着」では、単独の事業所では、内部での研修実施や外部への研修参加の時間を業務時間内に取ることが困難。また、事業所内に同じ役割・立場の職員がおらず、課題の抱え込みが発生しやすく、バーンアウトや離職に繋がることも。

●取組内容
① 事業所間の現況共有
・・・ 共通ツールの作成（LINEグループ、Googleスプレッドシート）、情報整理（人材確保・育成に関する情報、取組の提案）等
② 事業所合同勉強会 ・・・ 合同勉強会の企画/講師調整、開催、振り返りと実践（内容「短時間バイトアプリの活用について探る」）
③ 外部向け発表会 ・・・ 地域住民・関係機関・一般を対象とした外部向け発表会の調整・開催、共通のプレゼン資料フォーマットの作成加
④ PR動画制作 ・・・ 動画の共通構成フォーマット作成、素材撮影、動画製作/編集、SNSでの発信
⑤ PRパンフレット制作 ・・・ パンフレットの共通デザインの作成、素材撮影、パンフレットの製作/編集、発信
⑥ 合同職員向け研修会 ・・・ 合同研修の企画、外部講師の調整、研修会の開催
⑦ 職場環境改善アンケート ・・・ 内容検討、アンケートフォームの作成、アンケートの実施、集計/整理
⑧ 役割別職員研修の企画 ・・・ 運営上の課題整理、外部講師との打ち合わせ、企画立案



●取組成果
【効率化できた作業時間：約70時間　削減できた人件費：約10万円　削減できた事業費：約80万円】※１事業所あたり
- 複数事業所で協議することで、人材募集・確保、育成・定着についての課題整理やアイデア出しが効率化し、質が向上。
- 業務負担やコストが約４分の１に削減。
- 一つの事業所では制作が困難なPRツールの作成や、研修の開催を実現。

⇒よりよい職場環境の実現へ

堺市１　堺市中区協働コンソーシアム

【調査・分析】各事業所の人材確保/定着の現況把握

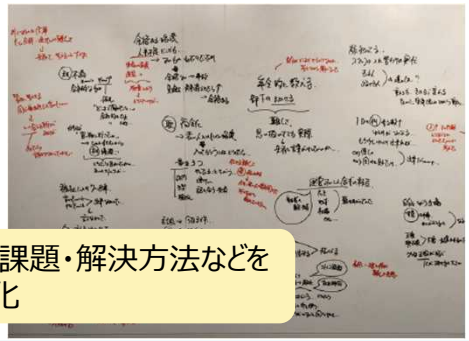


	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
1			福祉サービスの提供		従業員数			人材確保（事業所情報発信・リクルート状況			
2	法人名	事業数	種類	常勤	非常勤	AL等	合計	HP	SNS	パンフレット	FR動画
3	（株）inC	2	計画相談 多機能型 （生活訓練/生活介護）	5	1	4	10	○	○	○	○
4	（株）PEACE	2	計画相談 共生型（生活介護） 就労B型	5	1	4	10	○	○	○	○
5	（株）りーどけあ	3	小規模多機能型居宅介護（介護保険） 就労継続支援B型 どらやきカフェ	5	13	0	18	○	○	○	なし
6	（有）きいちご畑	3	ヘルパーステーション（介護、福祉）、相談支援、就労B型	4	11		15	○	○	○	なし
7	（有）ヤマト商工	1	計画相談	2			2	なし	なし	なし	なし

協働化のメリット

・共通の入力フォームで、どの事業所からもアクセスできるエクセルを作成した。
・他の事業所の人材確保や育成に関しての取組や工夫を情報共有できた。
・アイデア出しができた。取り入れやすいものから実施した。





現状や課題・解決方法などを
見える化

【研修】同じ役割や経歴の合同研修・役職クラス勉強会

協働化のメリット

・研修の必要性を感じていながら、管理者が動けない実態があった。
・内容や講師の選定など、他事業所の管理者と一緒に検討できた。
・モデル事業終了後も、共同発注で講師を依頼すればコストカットになる。









【地域連携】堺市中区の地域住民や関係機関への説明

協働化のメリット

・共通のプレゼン資料フォーマットを作成できた。
・複数事業所の情報を発表するので、聴き手に多くの情報が伝わる。



プレゼン資料を使えば
どの事業所でも
発表者になれる。

堺市１　堺市中区協働コンソーシアム

【パンフレット】人材募集用のPRパンフレットを制作





４ページ構成で
１ページと４ページは
共通の内容。

協働化のメリット

・利用者の募集ではなく、採用募集用のパンフレットを作成できた。
・スタッフの想いや利用者の声を整理することができた。
・法人ごとに作成したが、共通のデザインで、再編が容易。





2ページと3ページは
法人ごとで異なる。

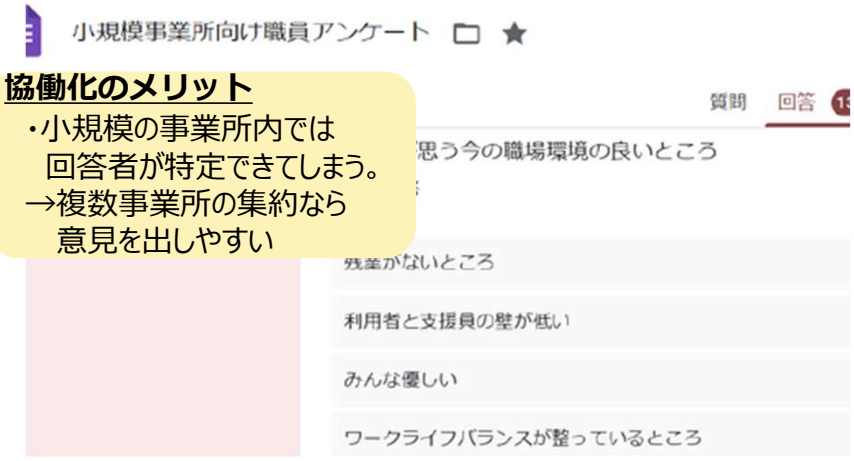
【動画】人材募集用PR動画



協働化のメリット

・チャンネルを共有し、まとめて動画を見られるようにした。
・共通の構成を採用し、作業時間や経費の削減ができた

【従業員の調査】職場環境改善アンケート



協働化のメリット

・小規模の事業所内では
　回答者が特定できてしまう。
→複数事業所の集約なら
　意見を出しやすい

堺市

（グループ名)堺障害児（者）施設部会	(事業所数)１９法人３７事業所

(取組概要)
「人材確保」と「人材定着」といった課題を打破するために、【採用活動】と【職員育成】を協働する組織を構築する。

●課題・背景
・ 障害福祉事業を行う社会福祉法人の共通の課題として「人材不足」と「採用に係る知見不足」がある。
・「人材不足」では、特に小規模な法人において、専任の採用担当職を配置することが困難。また限られた経費の中では広報活動に係るノウハウを持つ職員の育成も中々難しい。
・「採用に係る知見不足」では、多くの法人がリクルートサイトや求人広告に多額の経費をかけているものの見合った効果は得られていない。さらに１法人だけでは費用対効果を高める方策を見いだすことにも限界がある。障害者支援という仕事が広く知られていないために、広報活動が人材確保に繋がらないといった悩みもある。

●取組内容
① 事業者への事前アンケートの実施 ・・・ Googleformを使用、現状把握（採用や育成にあたり困っていること・組織状況）等
② 事業所合同検討会 ・・・ 「人材確保」と「人材定着・育成」の2テーマの検討会、意見交換、課題発見、具体的取組案の検討
③ PR動画制作 ・・・ 動画の共通構成フォーマット作成、素材撮影、動画製作/編集、SNSでの発信
④ PRパンフレット制作 ・・・ パンフレットの共通デザインの作成、素材撮影、パンフレットの製作/編集、発信
⑤ 採用イベントの開催・・・ 企画立案、説明会、相談対応、参加者アンケートの実施
⑥ 採用関連研修 ・・・ 採用活動に関する講義、実習（採用計画・面接）、受講後アンケート
⑦ 階層別モデル研修・テーマ別研修 ・・・ 講義、実習、個人ワーク、受講後アンケート
⑧ ロールモデルの育成 ・・・ 障害児者福祉の仕事に関する講義、プレゼンテーション
⑨ 養成機関への出前講座 ・・・ 仕事内容紹介、障害者との懇談、職員との懇談
⑩ ロゴマークの作成 ・・・ 一般公募、審査、ガイドライン作成
⑪ 社会福祉連携推進法人研究 ・・・ 先行例の見学会の企画・実施



●取組成果
ⅰ）取組の検討や研修受講によって法人間の連携が、階層単位で深まり、他法人の良さを知れた。
ⅱ）複数法人が組んだことで、堺市と連携したイベントを実施できた。
ⅲ）「法人紹介動画」「育成プログラム」「モデル研修カリキュラム」等のアウトプットが得られた。
ⅳ）採用のセオリーや育成計画など、学びの機会になった。
→ 各法人での採用活動の実践に対する意識の向上へ

堺市２　堺障害児（者）施設部会

【イベント】市役所エントランスでの就職フェア

協働化のメリット

・会場や要員の確保が容易。(各法人１名ずつ派遣)
・単独法人よりも、行政の協力が得られやすい。
・市の広報誌にも掲載できた。









【共同発注】就職者向け共通パンフレット

協働化のメリット

・学校やハローワークで活用するために、サービス種別の紹介を掲載。
（各法人１ページずつインタビューを掲載。）
・共同発注なので、必要数が多くなり、１冊あたりの単価が安くなった。







堺市２　堺障害児（者）施設部会

【会議･研修】各法人が５階層別に集まり実施。階層別研修資料を作成して、全法人で次年度以降に使用。



協働化のメリット

・新人から施設長まで、階層別に求められている人材像を整理し、研修資料を作成できた。
・新人同士、中堅同士など、他施設の同じ立場の職員との交流が広がった。
・採用や育成の教科書となる資料が完成した。







【視察】京都府の社会福祉連携推進法人を見学

協働化のメリット

・各法人から施設長クラスが参加。見識を深め意見を共有できた。
・法人間での人事交流（出向させる）などの育成があり感銘を受けた。







【公募】グループ名のロゴマークを決定



・ロゴマーク公募サイトを活用。
・グループの結束にも繋がった。

最も多くのメンバーが
選出した作品を
最優秀賞として決定。



ロゴマークガイドラインも
作成して共有。

堺障害児(者)
施設部会

東京都

（グループ名）（８グループで取組実施）

(事業所数)35事業所
（生活介護・施設入所支援、児童、就労支援、居宅、相談）

(取組概要)
「求職者とのミスマッチ」「入職後の早期離職」といった課題を克服するために、グループコンサルティングを通じて他法人の取組に触れることで、実践への前向きな取組を促進する。

●課題・背景
- 「求職者とのミスマッチ」「入職後の早期離職」が課題
- こうした背景には、場当たり的な採用活動、入職後の定着支援の不足などが挙げられる。

●取組内容
「採用力」と「組織づくり力」の両面を高めることを目的に、各法人が自ら課題を整理し、改善に向けた取組を進める体制を構築するために、実践的なグループコンサルティングを実施

【グループコンサルティング】
- 採用計画の重要性
- メディアごとの特性を生かした情報発信
- 相互理解を深める面接のポイント
- 入職から定着までを一連でサポートする組織づくり　など

【各法人での実践】
- 採用ターゲットの明確化、魅力発信
- SNS・Web活用の強化
- 法人理念の浸透、職場環境改善
- 業務効率化とツール活用　など



●取組成果
プログラムや他法人の取組から得た学びを自法人で実践することで以下のようなプラスの効果が得られた。
- 求職者に響く訴求ポイントを整理・発信した結果、求職者からの反響が増え、採用コストも削減
- Instagramやホームページの充実が、求職者からの応募に繋がった。
- 理念共有のための会議開催や職員間コミュニケーションの改善により、職員の理解促進や職場の一体感が向上
- Webサービス等の導入が、職員の業務負荷軽減や組織的な効率化に繋がりつつある。

障害福祉分野における手続負担の軽減及び生産性向上に向けた取組について（概要）

（令和７年８月８日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課／障害福祉課・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

関連資料６

手続負担の軽減に向けた取組について整理するとともに、障害福祉分野における「省力化投資促進プラン」について周知。

1. 標準様式等の活用について

1. 1. 標準様式の改正に関する見通し

- 指定申請等の標準様式について、令和７年９月中を目途（※）に改正する見込み。（※11月中にお示しする見込みとなった旨、各自治体へ連絡済み）
- 標準様式改正後、改めて、可能な限り早期に改正後の標準様式等への入替えをお願いする見込み。

1. 2. 行政書士が代理で申請等を行う際の取扱い

- 標準様式等については、原則、変更せずに使用し、事業者に押印・署名を求めないよう依頼。
- 行政書士が代理で申請等を行う際であっても、書類を電子的に提出する場合には、行政書士の記名・職員の押印は不要。紙で提出する場合は必要だが、この場合、申請者欄を活用して、行政書士の記名及び職員の押印を行っても差し支えない。
- 書類が電子的に提出される場合でも、紙面で提出される場合でも、代理で申請等を行う者が行政書士や行政書士法人であることを必ず確認するよう依頼。

1. 3.標準様式等を用いた申請・届出の電子化を含む共通化推進

- ①事業所台帳管理機能、②電子申請・届出機能、③業務管理体制データ管理機能を有する新システムについて、令和９年度第４四半期に運用開始することを想定。

２．手続の簡素化について

2. 1. 調査研究事業の報告書の掲載（略）

2. 2. 「規制改革実施計画」に基づく手続負担の軽減に向けた取組に関する自治体の状況

- 申請・届出における電子的な提出の原則化を依頼。
- 指定に当たっての写真の提供を求めるのは、自治体が現地を訪問できない場合に限るよう依頼。
- 更新申請時に、関係省令において省略可能とされている事項について、特段の事情が無い限り申請書の記載や書類の提出を求めないよう依頼。
- 運営指導の際、自治体に既に提出されている文書の再提出を求めないよう依頼。

2. 3. 実務経験の確認

- サービス管理責任者等に必要な実務経験を確認する際、実務経験の証明が困難な場合でも、信頼性を可能な限り担保しつつ、実務経験証明書の提出以外の手段により確認を行うことを可能とするよう依頼。

2. 4. 契約内容の報告

- 審査支払事務において国保連から提供される情報で契約内容を確認できる場合に契約内容報告書の提出を省略可能とした。
- 契約内容報告書の提出の要否について見直しの検討を依頼。

３．事業者要望専用窓口（略）

４．障害福祉分野における「省力化投資促進プラン」の公表（略）

４　高齢の障害者に対する支援等について

（１）障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係【関連資料１】

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年３月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示している。

また、令和５年６月 30 日付け事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、高齢障害者に対する障害福祉サービスの利用を認める要件として、画一的な基準（一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなど）のみに基づき判断することは適当でないことをお示ししている他、「具体的な運用例」として、

- 障害福祉サービスの居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。（※１）
- 自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65 歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。

等をお示ししている。

一方で、一部の自治体において、「介護保険対象者については、介護保険サービスの支給限度額をすべて使い切らなければ重度訪問介護の支給を検討しない」等の画一的な支給基準を設けている事例があるとの声が寄せられているところ。

介護保険対象者であっても、障害の種類や程度、その状態は個々の障害者ごとに異なるため、高齢の障害者に対する障害福祉サービスの利用を認めるにあたっては、個々の障害者の状況を踏まえた適切な対応が求められる。そのため、各市町村においては、上記事務連絡も参考として、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

また、令和7年12月に「高次脳機能障害支援法」が成立したところであるが、高齢期に高次脳機能障害を発症した場合についても、高次脳機能障害の課題や特性等（※２）を踏まえ、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、個々の状況に応じた支給決定がなされるようお願いする。

※１　重度訪問介護等の訪問系サービスに係る支給決定については、「７　訪問系サービスについて」の（５）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について」も確認されたい。（なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日付老振第76号通知）は、介護保険の指定訪問介護の事業運営等の取扱いについての通知であり、この通知が直接障害福祉サービスの居宅介護及び重度訪問介護に適用又は準用されるものではなく、市町村において、個々の利用者の障害の状況等に応じ、必要とする支援の内容を判断されたい。）

※２　高次脳機能障害は、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害であって、外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているという現状がある。詳細は資料６も参照されたい。

なお、介護保険の被保険者である障害者については、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけることを改めてお願いする。

さらに、特に 65 歳を迎える者については、介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間も考慮して、65 歳に到達する誕生日前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うようお願いする。

その際、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員又は相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

また、指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との一層の連携が図られるよう、

- 相談支援専門員が、利用者に対し必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう介護保険制度に関する案内を行うことや、本人の了解の下、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと
- 介護保険サービス利用開始後も、サービス担当者会議に相談支援専門員が参加する等して、相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等については、事務連絡で既にお示ししているが、改めてお願いする。

（２）共生型サービスについて【関係資料２】

高齢の障害者に対する支援の一つとして、障害者が 65 歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきた事業所でのサービス利用が可能となるよう、「共生型サービス」が設けられている。

この特例を活用し、同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、

- 障害者が 65 歳以上になっても、同一事業所を継続利用できる
- 高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える
- 地域共生社会を推進するためのきっかけとなる
- 人口減少地域におけるサービスの維持に資する

などといった、各地域で発生している課題の解決や掲げているサービス供給量の目標の達成の一助となることが期待されている。各都道府県の設置状況にはばらつきがあるが、各地域のサービス提供体制を検討するにあたり、積極的に検討をいただきたい。

また、共生型サービスの実施や普及にあたっては、以下を活用されたい。

- 共生型サービスに係るポイント集【関連資料３】
- 共生型サービスに係るホームページ
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00016.html
- 共生型サービスの普及促進に関する事業【関連資料４】

（３）新高額障害福祉サービス等給付費について【関係資料５】

いわゆる「新高額障害福祉サービス等給付費」については、対象者等が制度内容を正しく理解し、適当な時期に申請が行われることが重要である。

このため、各市町村におかれては、対象者等に対し、制度の概要等について丁寧に説明していただくようお願いする。なお、申請者への制度周知・説明に当たっては、対象となりうる者へ個別に勧奨通知等を送付することが望ましい。

また、対象者要件を満たす者の把握については、必要に応じて介護保険担当部局と連携し、対応いただきたい。

加えて、新高額障害福祉サービス等給付費については、高額介護サービス費【年額】等との併給調整後に支給を行う場合や、月払いで支給し、高額介護サービス費【年額】確定後に重複支給額の併給調整を行う場合等、市町村の判断により運用していただくこととしているが、いずれの場合においても、申請者に対し、償還のスケジュールについて十分な説明を行い、理解を得られるよう対応されたい。

障害福祉制度と介護保険制度の適用関係の概要

関連資料１

障害福祉サービス

介護保険に相当するサービスがある障害福祉サービス		障害福祉固有のサービス
・居宅介護（ホームヘルプ）	・重度訪問介護（ホームヘルプ）	・就労継続支援　・同行援護
・生活介護（デイサービス）	・短期入所（ショートステイ）	・行動援護　等

原則

利用していた障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに移行

個別の状況 ＝ 介護保険サービスのみでは適切な支援が受けられない場合

①介護保険サービス
＋
障害福祉サービスを一部利用

②障害福祉サービスを引き続き利用

障害福祉サービスを引き続き利用

個別の状況

一律に介護保険サービスに移行するのではなく、以下に該当し、適切なサービス量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、個別のケースに応じて障害福祉サービスを利用することが可能

①介護保険サービスの支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において、介護保険サービスのみによって適当なサービス量を確保することができないものと認められる場合

②実際に介護保険サービスを利用することが難しい場合

例えば　・利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない場合
・介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合　等

※　障害者支援施設等に入所又は入院している者については、介護保険法の規定によるサービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされており、入所を継続できる

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年通知）

介護保険制度と障害福祉制度の適用関係

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。

一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、**申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断**

（2）介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

③　具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について**介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合**には、その限りにおいて、**介護給付費等を支給することが可能**である。

ア　在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ　利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ　介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合については 、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

イ　サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

介護保険制度と障害福祉制度の適用関係に係る運用の具体例

周　知

介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、以下の具体的な運用例も参考として、自らの運用を確認する等、必要な対応をお願いする。

具体的な運用例①（居宅介護･重度訪問介護）

居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給限度額では必要な支給量が不足する場合に、当該不足分について居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

具体的な運用例②（居宅介護･重度訪問介護）

居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

具体的な運用例③（自立訓練）

自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。

具体的な運用例④（共同生活援助）

共同生活援助を利用する障害者について、個々の障害者の状況等から見て必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き共同生活援助の利用を認める。なお、当該障害者の要介護度等に応じて、認知症グループホームや特別養護老人ホーム等への入居・入所を検討することが望ましい場合も想定される。

※詳細は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和５年６月30日事務連絡）をご確認ください。下記のURL又は右のQRコードから参照いただけます。
（https://www.mhlw.go.jp/content/001117896.pdf）

共生型サービスの概要

○　介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「**共生型サービス**」**として指定**が可能。

共生型サービスを活用することのメリット

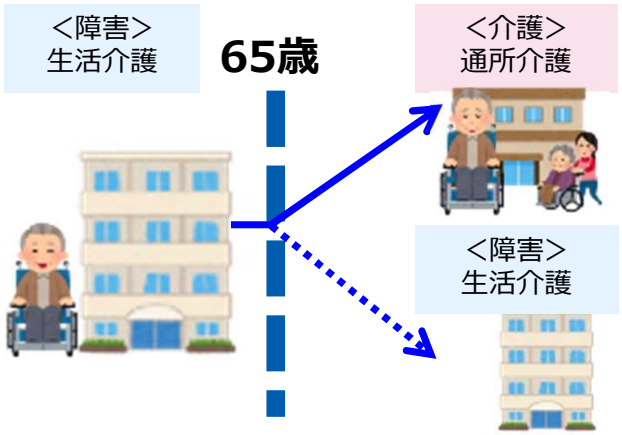
利用者

① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

①

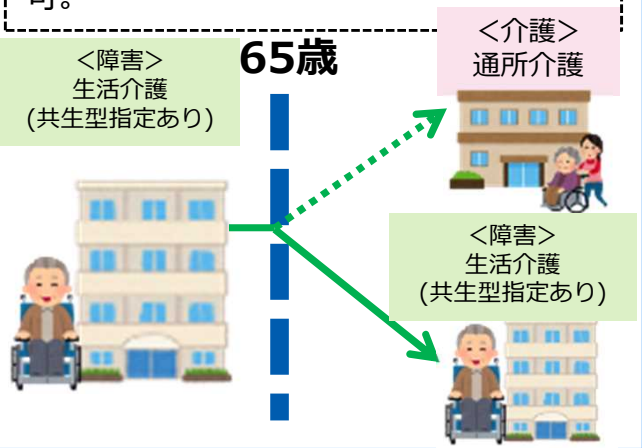
共生型サービス開始前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引続き通所可。



②

【地域の実践例】
「富山型デイサービス」



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所**それぞれの基準を満たす必要なし**。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意をしつつ、共生型サービスの指定を推進

共生型サービスの対象となるサービス

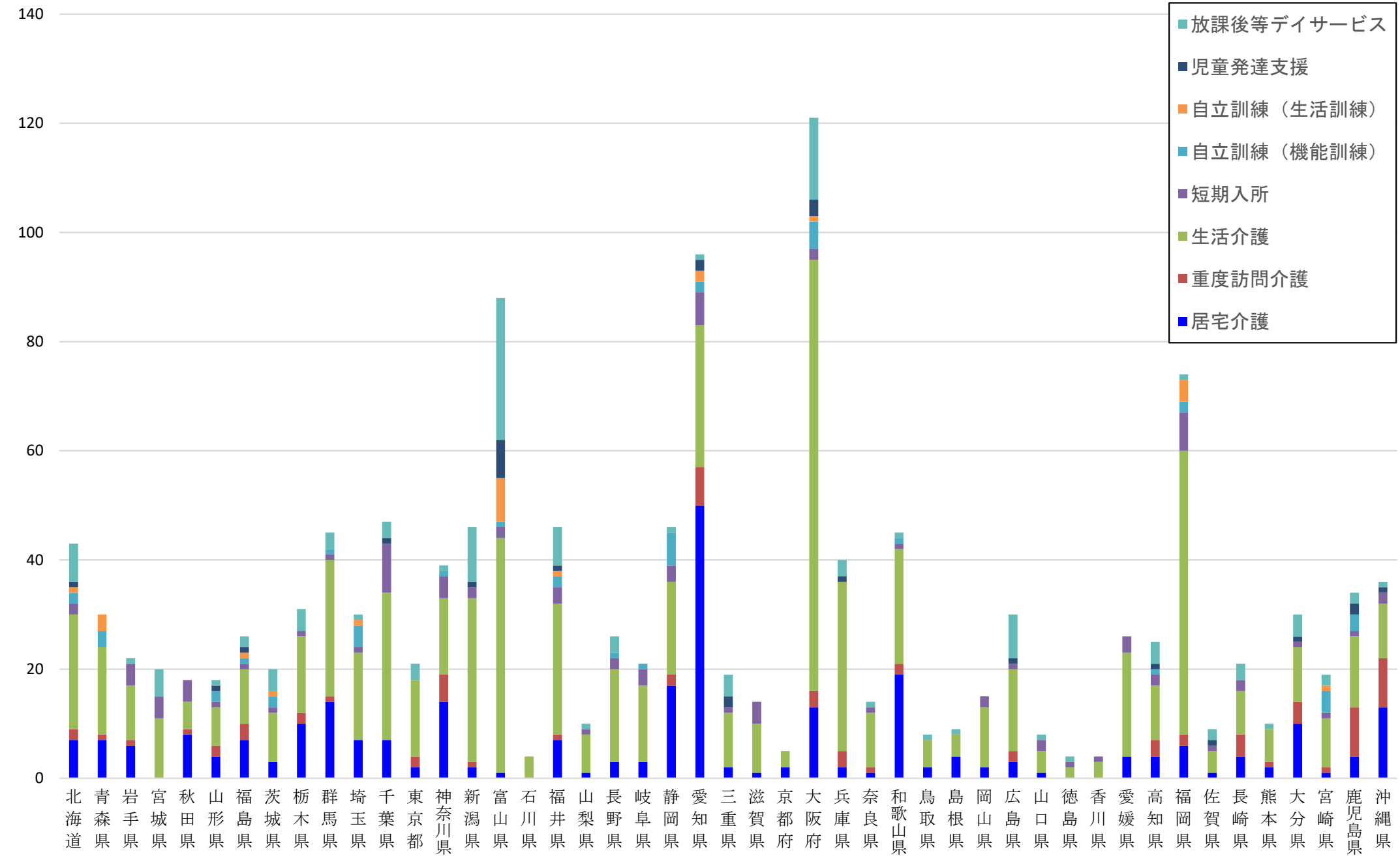
○　共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。
　①　高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
　②　現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○　訪問介護	⇔	○　居宅介護 ○　重度訪問介護
デイサービス	○　通所介護 ○　地域密着型通所介護	⇔	○　生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○　自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○　児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○　放課後等デイサービス（同上）
デイケア	○　通所リハビリテーション	→	○　自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	○　短期入所生活介護 ○　介護予防短期入所生活介護	⇔	○　短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○　小規模多機能型居宅介護 ○　介護予防小規模多機能型居宅介護 ○　看護小規模多機能型居宅介護 □　通い	→	○　生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○　自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○　児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○　放課後等デイサービス（同上）
	□　泊まり	→	○　短期入所

※　障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

共生型サービスの請求事業所数

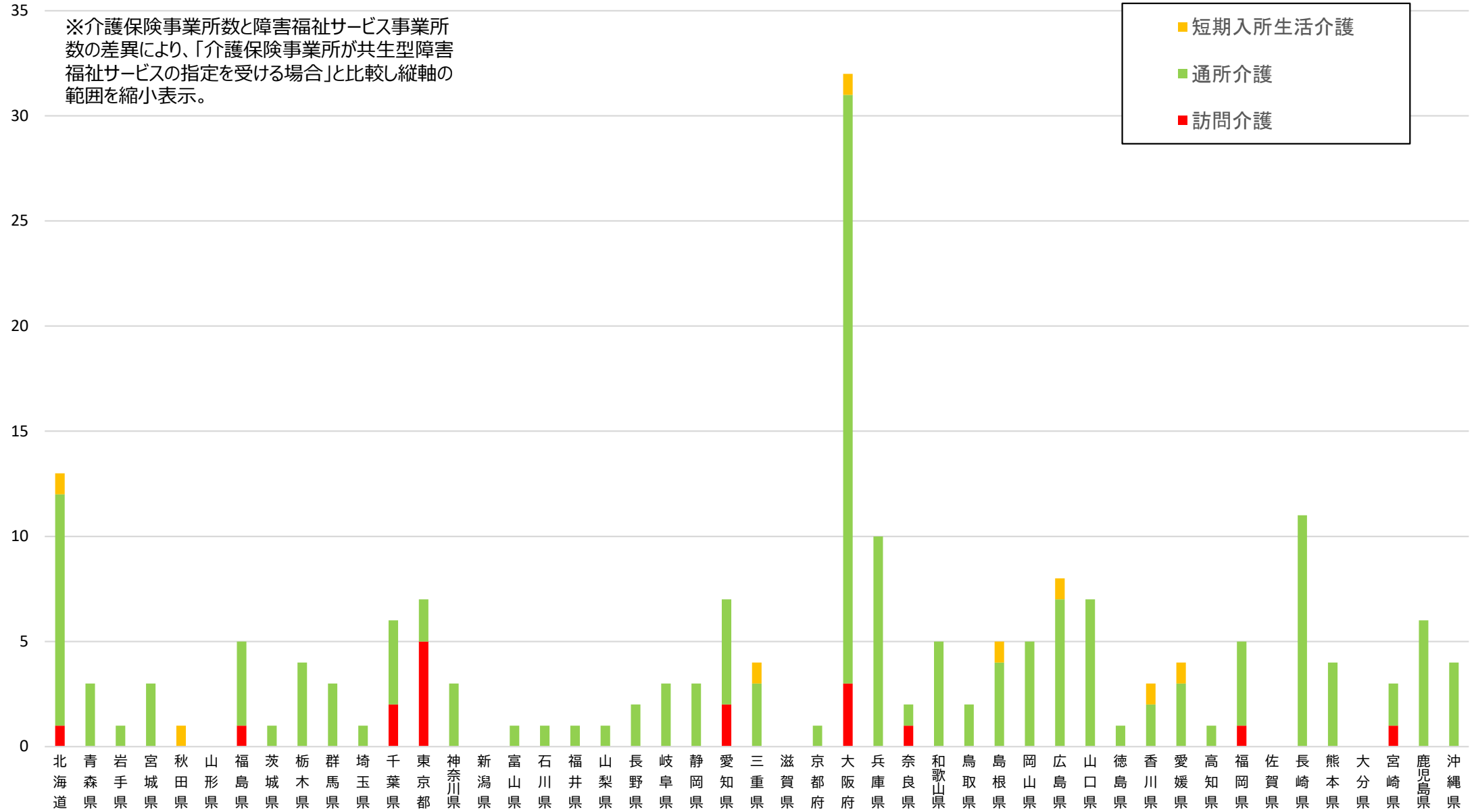
（介護保険事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合）



（出典）国保連データ（令和６年10月サービス提供分）

共生型サービスの請求事業所数

（障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受ける場合）



（出典）国保連合会保有給付実績情報について、介護保険総合データベースの任意集計を実施。（令和６年10月サービス提供分）

※通所介護は地域密着型通所介護を含む件数。

※同一事業所において、複数のサービスから算定されている事業所を含む。

※介護保険事業所数と障害福祉サービス事業所数の差異により、「介護保険事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合」と比較し縦軸の範囲を縮小表示。

関連資料３

共生型サービス はじめの一歩　～立ち上げと運営のポイント～

○　共生型サービスの普及が進まない理由として、以下のような意見が寄せられたことから、令和２年度老健事業において、事業所・自治体向けに「共生型サービス はじめの一歩 ～立ち上げと運営のポイント」を作成。

・事業所から：共生型サービスをよく知らない。始めるにあたってどのような準備や手続きが必要がわからない。
・自治体から：共生型サービスの実施により、どのような地域課題が解決されるのかわからない。
　　共生型サービスを始めたいと考える事業所をどのように支援してよいかわからない。



共生型サービス　はじめの一歩 ～立ち上げと運営のポイント～　概要

共生型サービスの立ち上げ･立ち上げ支援にあたり、事業所･自治体が知っておくべき事項について、体系的に整理。

共生型サービスについて知る

○ **共生型サービスとは**
⇒ 共生型サービス創設の経緯、対象となるサービス、サービスを開始することで「変わること」を提示。

○ **共生型サービスの取組事例**





共生型サービスを立ち上げる

○ **共生型サービスを開始するまでのポイント**
⇒ 開始に必要な準備を整理、手順として提示。

① 事業所の職員と話し合おう
② 共生型介護保険サービス、共生型障害福祉サービスを知ろう
③ 利用者確保の見込みを立てよう
④ 運営計画を作成しよう
⑤ 自治体の所管課等に相談しよう
⑥ 事業所の利用者・家族と話し合おう
⑦ 事業所の周辺地域の住民にサービスの開始を知ってもらおう
⑧ 必要な設備・備品を揃えよう
⑨ 必要な場合は、応援人員を確保しよう
⑩ 共生型サービスの提供を開始しよう

共生型サービスを継続する

○ **共生型サービス継続のポイント**
⇒ 提供開始後に課題が生じた場合、既に共生型サービスを開始している事業所ではどのようにその課題を解決したか具体例を提示。

共生型サービスを普及する･事業者の支援を行う

○ **共生型サービス普及のポイント**
⇒ 自治体において、どのように共生型サービスの普及を考えるべきか、どのように事業所の支援を行えばよいのか、実際の事例を普及・支援に取り組む自治体の事例を交えながら提示。

令和２年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）より作成

共生型サービスの普及促進に関する事業

関連資料４

令和８年度予算案：地域医療介護総合確保基金（国２／３：都道府県１／３）

事業目的

○　共生型サービスは、平成30年に
・介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくなる
・障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくなる
ことを目的とした指定手続きの特例として設けられた。

共生型サービスのイメージ



共生型障害福祉サービス
介護保険サービス

１事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供

○　共生型サービスの実施により、以下の実現が可能であるが、制度開始から７年が経過する現在においても、共生型サービスの指定を受ける事業所は非常に少ない。

○　このため、各都道府県において、共生型サービス創設の目的をふまえ、普及に必要な施策を実施する場合、その経費に対して助成を行う。

共生型サービスの実施により実現できること

①	「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。
②	人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。
③	各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

利用者・家族、地域住民のみならず、自治体にとっても、地域課題解決のきっかけになる。



事業内容

○　共生型サービスの普及促進のため、都道府県・市町村における以下の取組等に必要な経費に対して助成する。

共生型サービス普及にあたっての現状の課題と実施が想定される取組（例）

①　共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案

○　各都道府県・市町村において共生型サービス普及に当たっての課題把握や各種計画への位置付けがなされていないという状況がある。

⇒　課題把握や計画作成に必要な調査等を実施。

②　介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催

○　共生型サービスを知らない事業所や、サービス開始を検討しているが何から取りかかればよいかわからない事業所が多いという状況がある。

⇒　相談会・研修会等を開催し、制度創設の経緯・役割、対象サービス、指定や提供継続において必要とされるポイント、各サービスの基準・報酬体系、申請書類の作成方法、実際の提供事例等を提示。

③　共生型サービス事業所等への見学会の開催

○　共生型サービスの開始によりこれまでサービス提供の対象としていなかった利用者を受け入れたり、報酬請求等新たな事務手続きを行うことが必要となる。

⇒　共生型サービス事業所等の見学会を行うことで、事業所の不安や疑問を解消。

④　介護事業所・障害福祉事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催

○　介護保険サービス利用者は介護支援専門員、障害福祉サービス利用者は相談支援専門員がサービス計画作成を行うが、事業所と両専門員の連携が難しいとの声がある。

⇒　両者を対象とする意見交換会を開催することで、連携を促進。

新高額障害福祉サービス等給付費について

関連資料５

○平成30年４月より、高齢障害者の介護保険サービスの利用を促進するため、**65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し**、介護保険サービス利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により**利用者負担を軽減（償還）する仕組み（新高額障害福祉サービス等給付費）**を設けたところ。

○当該給付費については、対象者からの申請が必要であり、いくつかの自治体では、申請対象者に対して個別に勧奨通知を送付している事例もあり、**高齢障害者への制度の周知について丁寧に説明いただきたい**。

○また、65歳に達する障害者が当該給付費の要件となる「相当介護保険サービス」を利用しているか否かについては、介護保険担当部局とも連携して、その把握に努めていただきたい。

対象者の具体的要件①（「65歳に達する前に長期間にわたり」）

65歳に達する日前5年間にわたり、相当する障害福祉サービス（相当障害福祉サービス）に係る**支給決定を受けていた**ことを要件とする。

※ただし、65歳に達する日前5年間において、入院その他やむを得ない事由により相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において、相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとする。

対象者の具体的要件②（「相当障害福祉サービス、相当介護保険サービス」）

今回の利用者負担軽減の対象となるサービス（「相当障害福祉サービス」及び「相当介護保険サービス」）は以下のとおり。

相当障害福祉サービス

- 【居宅介護】【重度訪問介護】
- 【生活介護】
- 【短期入所】

（離島等で行われる、これらに係る基準該当サービスを含む。）

相当介護保険サービス

- 【訪問介護】
- 【通所介護】【地域密着型通所介護】
- 【短期入所生活介護】
- 【小規模多機能型居宅介護】

（離島等で行われる、これらに相当するサービスを含む。）
（介護予防サービスは含まない。）

※65歳までの5年間にわたり「相当障害福祉サービス」を利用して（=支給決定を受けて）いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当介護福祉サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。

対象者の具体的要件③（「所得の状況」）

65歳に達する日の前日において**「低所得」又は「生活保護」**に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも**「低所得」又は「生活保護」**に該当することを要件とする。

対象者の具体的要件④（「障害の程度」）

65歳に達する日の前日において**障害支援区分2以上**であったことを要件とする。

対象者の具体的要件⑤（「その他の事情」）

65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったことを要件とする。

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年（5年以上）にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②“65歳”という年齢に達したことのみで、利用者負担（1割）が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

５　事業者指定及び支給決定について

（１）地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み【関連資料１】

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みとして、令和６年４月より、都道府県等が行う事業者指定及び指定更新に対し、市町村が関与できる仕組み（意見申出制度）が導入されている。

本制度は、地域に必要なサービス提供体制の確保に資するものであるため、積極的に活用いただきたい。制度の概要、運用フロー例、活用事例、様式例は関連資料１にまとめているため、参考としていただきたい。詳細は、「地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み（意見申出制度）の活用について」（令和７年３月 28 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）においてもお示ししているので参照いただきたい。

特に来年度に向けて各自治体に留意いただきたい事項は下記のとおり。

各都道府県におかれては、上記の制度趣旨に鑑み、次期計画期間に向けて改めて、本制度の運用を積極的に図っていただきたい。特に、本制度の活用のためには、都道府県から市町村への事業者指定の際の通知が必要となるが、管内市町村に対して、本制度を単に周知するのみではなく、予め当該通知を求めるかを明示的に照会いただきたい。

各市町村におかれては、地域のニーズに即したサービス提供体制を確保し、また、事業の適切な運営を確保する観点から、本制度を積極的に活用いただきたい。その際、各市町村で策定する障害福祉計画がその意見の根拠となることから、地域のニーズを計画に位置付けておくことが重要となる。このため、令和８年度に取り組む次期計画策定において、地域の関係者等とよく協議いただき、本制度の活用を念頭に置いた計画策定を行っていただきたい。

各指定都市及び中核市におかれても、策定している市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができるため、本制度の活用を念頭においた計画策定を行っていただきたい。

（２）いわゆる総量規制の対象の追加について【関連資料２】

障害福祉サービスを行うには都道府県等（都道府県、政令市又は中核市）の事業者指定を受けることが必要だが、一部の障害福祉サービスについて、都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）に、都道府県等の判断により、事業者の指定をしないことができる（いわゆる総量規制）。この仕組みは、現在、障害福祉サービスでは、生活介護、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、障害者支援施設が対象であるが、共同生活援助（障害者グループホーム）についても、社会保障審議会障害者部会

等の議論を踏まえ、総量規制の対象とする方針である。次期障害福祉計画の策定においては、こうした状況を踏まえて検討いただきたい。

なお、総量規制を発動できる場合であっても、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアを必要とする者等の個別ニーズについては、例外的に取り扱えるよう運用方法を周知する予定であり、こうした方々の受け入れに支障がないようご留意いただきたい。

（３）サービスの質の確保に向けた事業者指定について【関連資料３】

サービスの質の確保・向上に向けては、その入口にあたる各指定権者における事業者指定における取組が重要であり、今年度、就労継続支援及び共同生活援助について、指定事務に係る事務連絡を発出したところ。

今般、令和７年度障害者総合福祉推進事業における調査研究において、各指定権者の指定事務の運用に資するよう、全サービス共通の指定事務に係るガイドライン案を作成しており、その概要は関連資料３を参考にしていただきたい。今後、正式に策定後、各自治体に周知する予定であるため、ご承知置きいただきたい。

例えば、指定事務の手続きにおいては、障害福祉サービスにおける法令や各種制度の理解を深めてもらうために、指定申請前の事前説明会や管理者面談、制度の習熟度テスト、指定時の研修等を実施している事例がある。

また、いわゆる総量規制においては、定期的に、管内のサービスの供給量と必要見込量を比較し、新たに必要見込量が供給量を上回り差分が生じた際には、その分の供給については、評価基準や選考委員会を設けた上で、公募制により募集を行い、選定する取組もある。

このようなサービスの質の確保のために工夫している事例も含めて周知していく予定であり、各地域のニーズや状況に応じて、適切な指定事務を実施していただきたい。

（４）支給決定基準の作成について【関連資料４】

支給決定基準については、事務処理要領において、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」旨をお示ししている。

また、令和６年度の支給決定に関する調査研究においても、担当者判断で支給決定を行っている市町村においては、支給決定者数のばらつきも大きくなる傾向があるとの結果が得られている。

公平かつ適正な支給決定のため、各都道府県におかれては、管内市町村に支給決定基準の作成を働きかけていただくとともに、未作成の市町村におかれては、支給決定基準の作成を検討いただきたい。また、制度の変更や地域のサービス提供体制の状況等を踏まえ、必要に応じ、支給決定基準の見直しも検討いただきたい。

なお、引き続き、各市町村における支給決定基準の策定状況のフォローアップを行っていく予定であるのでご承知おきいただきたい。

（５）支給決定プロセスについて【関連資料５】

令和６年度の支給決定に関する調査研究において、支給決定における市町村審査会などの活用や、(自立支援)協議会に設定した検討の場の活用など、支給決定プロセスにおいて第三者機関の活用した場合に、支給決定者数のばらつきが押さえられているとの結果が得られた。公平かつ適正な支給決定のため、地域の状況等に応じ、支給決定プロセスにおいて、こうした第三者機関を活用することについて検討いただきたい。

（６）支給決定における理由付記について

支給決定にあたっては、個別のケースに応じて、申請者が希望する支給量のうち一部についてのみ支給することとする場合（以下「一部支給決定」という。）がある。この場合の支給決定手続に関し、行政手続法第８条において申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、当該処分の理由を示さなければならないとされていること等を踏まえると、一部支給決定とする場合には、希望する支給量の一部を不支給とした理由を説明することが適切であると考えられる。そのため、令和７年度中に、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領)」を改正し、一部支給決定であることやその理由を記載することが明確になるよう見直しを行う予定であるので、ご承知おきいただきたい。

（７）介護給付費等に係る支給決定事務等の事務処理要領の改正について

「令和７年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和７年 12 月 23 日閣議決定）において、指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の認定については、市区町村が負担上限月額等の算定に必要な事項をマイナンバー制度における情報連携等によって確認できる場合、支給決定障害者等による申請書等の提出（支給申請時における申請書の提出を除く。）の省略が可能であることを明確化し、令和７年度中に通知することとされた。

これを踏まえ、令和７年度中に、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領)」を改正し、市区町村が負担上限月額等の算定に必要な事項をマイナンバー制度における情報連携等によって確認できる場合には、申請書等の提出が省略可能である旨を明確化する予定であるため、御承知おきいただきたい。

（８）障害福祉サービスの利用相談等の際に留意すべき事項について

障害者総合支援法において、市町村は、障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供や相談に応じるなどの業務を行う責務を有するとともに、介護給付費等の支給決定を受けようとする障害者等から支給申請があった場

合は、支給の要否の決定を行うこととされている。

市町村の窓口において、障害者等から、訪問系サービスをはじめ、障害福祉サービスの利用相談があった場合には、差別的な言動やサービスの利用を拒むような対応をすることなく、サービスの利用について丁寧に説明を行うとともに、支給申請の手続きについても必要な助言を行うなど、障害者等に寄り添った対応をお願いする。

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み

関連資料１

制度概要

○　市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は 都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘があった。

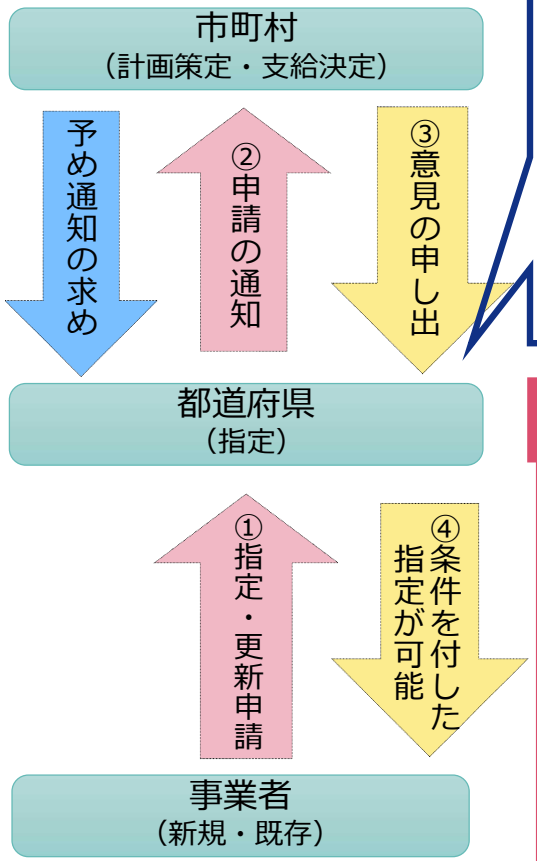
○　この指摘を踏まえ、市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、**令和６年４月から、**

・**市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること**

・**都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うこと**

をできることとした。

スキーム



想定される条件（例）

⑴　市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、**事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求める**こと

⑵　市町村の計画に**中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進める**こと

⑶　**サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供**すること

⑷　計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、**事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加する**こと

制度の活用について

○　**都道府県においては、管内市町村に対して、本制度の周知を図り、通知の求めを行うかの検討を促すとともに、各市町村に通知を求めるかの照会を行い、制度の運用を図っていただきたい。**

○　**指定都市及び中核市においても、**市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、**事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることとしたため、制度の活用を検討いただきたい。**

○　なお、この仕組みの運用に当たっては、以下の点に留意いただきたい。

・制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること

・市町村の意見や都道府県が付することのできる条件の内容は、障害福祉計画又は障害児福祉計画に記載されたニーズに基づき検討されるべきものであること

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの具体的内容

改正後の障害者総合支援法の条文

※ 第６項から第８項までを新設

第三十六条　（略）

６　関係市町村長は、**①主務省令で定めるところにより**、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

７　関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、**②主務省令で定めるところにより**、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

８　都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※　指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

①通知の求めの具体的内容

⑴市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。

- 通知の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）
- 通知の対象となる区域及び期間
- その他当該通知を行うために必要な事項

⑵市町村長は⑴の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとする。

⑶都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。

- 事業所の名称及び所在地
- 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 当該申請に係る事業の開始の予定年月日（更新の場合には更新の予定年月日）
- 利用者の推定数
  （※利用者の推定数が、指定に係る申請書・提出書類の記載事項になっている障害福祉サービス等に限る。）
- 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用時間並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。）

②意見の申出の具体的内容

市町村長は、指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。

⑴　意見の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）

⑵　都道府県知事が指定又はその更新を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由

⑶　条件の内容

⑷　その他必要な事項

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定についても同様。

意見申出制度の運用フロー

地域のニーズに即したサービス提供体制確保のため、積極的に検討いただきたい



市町村



都道府県

管内市町村に対して、予め通知を求めるかを明示的に照会



事業所

予め通知の求め

予め通知の求め（通知届出書の提出）

①

②

通知の求めをするか照会

【A県の例】
・事業所より指定申請の事前協議（通常指定の３ヶ月以上前に実施）がなされたら、該当の市町村に意見照会通知書を発出。

【B県の例】
・指定予定日の３ヶ月前の15日頃を目処に、新規については事業計画書及び運営規程の概要を、更新については更新事業所一覧を、対象市町村に発出。

指定手続き

計画に記載されたニーズに基づき意見の内容を検討
⇒計画の記載内容もよく検討いただきたい

【A県の例】
・県からの「意見通知書」の送付連絡後14日以内に意見申出書を提出。

【B県の例】
・指定（更新）予定日の前々月の15日頃までに、意見申出書を提出

意見申出書の提出

②

③

意見照会通知書の発出(意見の有無を確認)

①

指定・更新の手続きを開始

サービス提供・継続

計画に基づく意見であるかなど、意見を勘案の上で必要な条件を付与

条件に反した事業者に対しては勧告及び指定取消しを行うことができる

【A県の例】
・指定通知書発出前に事業者へ事前に付与する予定の条件を伝達

条件を付与した上で指定・更新

サービスの提供・継続

意見申出制度の活用事例

	市町村からの意見申出	根拠となる福祉計画書の記載	都道府県が付した条件
事例１	特定のサービス利用児に限らず、医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの広く積極的な受け入れに努めること。 （短期入所）	重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して暮らせるよう、県が実施する 医療型短期入所事業所促進事業などの活用も含め、市内事業者と協働して短期入所の充実を図ります。	医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの受け入れを広く積極的に努めること。
事例２	強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。（共同生活援助）	県が実施する「強度行動障害支援者養成研修」を広く周知し、民間の受け皿が増えるようサービス提供体制の強化に努めます。	強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。
事例３	就労移行支援や就労継続支援Ａ型の利用を適宜促すなど就労に向けたステップアップができるような支援に努めること。 （就労継続支援Ｂ型）	通所訓練系サービスの利用者の力を最大限に伸ばしていくためには、生活介護から就労継続支援、さらには就労移行支援へといった、利用者の状態や希望に合わせてステップアップしていく利用を促していきます	障害の程度や就労への移行に合わせてステップアップできるよう支援に努めること。
事例４	障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。 （児童発達支援）	障がい児相談支援については、事業所の業務負担が大きいことがアンケート調査により明らかになりました。今後、市とサービス等提供事業所で協議を重ねながら、サービスの質・量の充実を図っていきます。	障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。
事例５	市の（自立支援）協議会に参加すること。 （各サービス）	障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促すとともに、（略）、サービスの提供体制の整備に努めます。 ※共同生活援助の場合	市の（自立支援）協議会に参加すること。

（参考）障害福祉サービス等における計画と指定の関係

関連資料２

○　都道府県等は、基本指針に即して、必要な障害福祉サービス等の見込み量を設定した障害福祉計画・障害児福祉計画を作成する。

○　都道府県等は、指定権限を有する一部の障害福祉サービス等について、都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）には、事業所等の指定をしないことができる（いわゆる総量規制）。

対象サービス等

H18年度～　生活介護、就労継続支援B型、障害者支援施設
H29年度～　就労継続支援A型
H30年度～　児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

※対象サービスは省令で規定

事業所等から指定申請があった場合に、以下の（1）・（2）のいずれかに該当する場合は、指定を拒否できる。

（1）既に以下の状態になっているか又は当該事業者の指定により以下の状態となるとき

都道府県等が定める区域における当該サービスの量※1（実績値）　≧　都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要な量の見込み※2

※1　障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等における当該施設の入所定員の総数
※2　障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画において定める、当該施設の必要入所定員総数の見込み

（2）その他、都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき

（参考）総量規制の例外的な取扱：個別ニーズへの配慮に関する自治体の好事例

- 総量規制の実施にあたっては、地域の実情を踏まえ、強度行動障害者、重症心身障害者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズを丁寧に勘案し、総量規制の例外とするなどの運用方法を実施している事例がある。

障害福祉計画に個別ニーズに係るサービスの見込み量を設定している例

【A市】

サービス名	R６	R７	R８
生活介護	‥人	‥人	‥人
うち障害支援区分５または６の人	‥人	‥人	‥人
うち医療的ケアの必要な人	‥人	‥人	‥人

【B市】

サービス名	R６	R７	R８
生活介護	‥人	‥人	‥人
うち重度障害者※	‥人	‥人	‥人

※重度障害者：障害支援区分４以上

【C市】

サービス名	R６	R７	R８
生活介護	‥人	‥人	‥人
うち強度行動	‥人	‥人	‥人
うち医療的ケア	‥人	‥人	‥人

見込み量を超過する場合でも、一定のケースでは総量規制を発動しないこととしている例

【D市】

- **強度行動障害者／重症心身障害者／医療的ケアを必要とする者を対象とする生活介護事業所／児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を設置する場合**は、総量規制の例外としている。
- 例外的な取扱いの適用により指定を受けようとする事業者は、事前に「総量規制の例外的な取扱いの適用に係る事業計画書」を担当課に提出する必要があり、当該担当課の承認により指定申請書が受理される。

【E市】

- 利用者のニーズ及び事業所の設置状況を勘案し、**合併前の旧４町に設置する場合**は、総量規制の例外としている。

ガイドライン案の概要・指定事務の全体像

関連資料３

ガイドライン案の概要

- 障害福祉サービス等の事業においては、近年様々な形態の事業者が参入してきており、事業所数の増加により利用者の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において法令遵守意識の欠如や、利用者に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、**サービスの質の確保が極めて重要な課題**となっている。
- こうした状況下で、**事業の入り口となる「事業者指定」を担う指定権者（都道府県、指定都市、中核市等）は、サービスの質の確保という観点で非常に重要な役割**を担っている。
- 本ガイドラインでは、指定事務を行うにあたって指定権者が遵守することが望ましい指針を示すとともに、質の向上に向けた効果的な取組事例や、いわゆる総量規制・意見申出制度といった指定事務に関連する制度の具体的な活用方法を示したものである。

■ 指定の流れ（例）

①事前相談・事前確認

指定希望者との面談・説明会等の機会を設け、制度概要や必要事項を**①説明する**とともに、事業内容・指定基準の理解・開設予定地域のニーズ等について、代理人ではなく直接事業者へ**②確認する**ことが望ましい。
①**説明事項の例**：法令・基準の遵守、違反時のペナルティ、総量規制・意見申出制度の実施有無、報酬の性質、その他留意事項、等
②**確認事項の例**：事業開始の理由、法人理念、指定基準の確認、ニーズ調査の実施状況、別事業所の運営状況、その他留意事項、等

②市町村との意見交換（意見申出制度の活用）

事前相談等の指定前のタイミングにおいて、あらかじめ指定希望者に対して、意見申出制度に基づき指定の際に条件を付与することがある旨を伝えておくことが望ましい。
〇**都道府県**：管内市町村への意見照会の実施、市町村意見に対する条件付与の検討
〇**指定都市／中核市**：障害福祉計画等との合致の確認、意見申出制度に基づく条件付与の検討

③指定申請審査

指定申請内容や他法令への適合において問題がある場合は、指定日を延期することも考えられる。
指定申請書類（※）の中では、特に以下の不備が見られることが多いため、審査の際には留意が必要。
〇**運営規程**：記載が必要な項目が抜けている等
〇**従業者の勤務の体制・勤務形態**：基準に必要な人員が配置されていない、常勤換算の計算の誤り等
〇**管理者・サービス管理（提供）責任者の経歴書**：必要な実務経験日数が足りていない等

※標準様式を使用すること（R8.4月～）

④現地審査

指定予定日までに利用者を受け入れられる状態となっているか確認するため、以下の観点を踏まえて**現地審査**を実施することが望ましい。

〇法令で定められた設備要件が守られているか
〇物件の改修工事が完了しているか
〇消防署の指導による設備設置が完了しているか
〇事業開始に必要な設備や備品が揃っているか
〇サービス提供記録の雛形や掲示物、職員の出退勤管理等運営基準の整備状況等

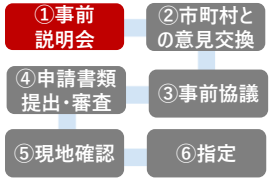
⑤指定

指定後は、新規指定事業者を対象に、運営に必要な書類が整備されているか、適切な支援がなされているか等を確認するため、**指定後の運営指導**を行うことが望ましい。
上記を行う場合は、指定を行う際に、新規指定事業者に対し、今後、運営の実態を把握する目的で運営指導等を行う旨を伝える。

■ サービスの質の確保に向けた指定事務の取組事例

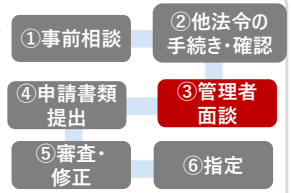
〇事前説明会の実施

指定希望者を集め、**法令や各種制度の理解促進のための事前説明会**を実施。新規指定の際は説明会への参加を必須とし、その後事前相談へ進めるフローとしている。



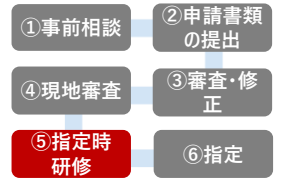
〇指定前の管理者面談の実施

代理人ではなく**指定希望者と直接面着**し、指定基準や各種制度の理解を深めるとともに、指定希望者の知識や経験を把握することで指定後の運営指導に繋げている。



〇指定時研修の実施

指定予定者を集め、**指定前研修を実施**。指定後の手続きについての説明や、運営時の留意事項等を説明することで、予防的運営指導の役割が期待でき、適切な運営や制度理解を促している。



〇その他の取り組み
・指定事務の一部委託（職員のリソースを質確保に割くため）
・公募の実施（次ページにて説明）　　等

※令和７年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業者等の指定の在り方に関する調査研究」

いわゆる総量規制

制度概要

障害者総合支援法第36条第５項及び第38条第２項、障害者総合支援法施行規則第34条の20、児童福祉法第21条の５の15第５項及び第24条の９第２項、児童福祉法施行規則第18条の30の２

事業所等から指定申請があった時に、
①「都道府県等が定める区域における当該サービスの利用(入所)定員の総数（＝供給サービス量）」が「都道府県等の障害福祉計画・障害児支援計画（以下「障害福祉計画等」という。）において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用（入所）定員の総数（＝サービス見込量）」以上となっている又は当該指定により超えることになると認める場合
② 都道府県等の障害福祉計画等の達成に支障を生じるおそれがあると認める場合
のいずれかに該当する場合は、指定しないことができる制度（いわゆる総量規制。以下単に「総量規制」という。）

■ 総量規制の対象サービス（2026年3月時点）

〇障害者総合支援法
生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設

〇児童福祉法
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

■ 総量規制のイメージ（上記概要①）

以下の場合には総量規制を検討し、指定しないことができる。

供給サービス量	≧	サービス見込量
都道府県等が定める区域における当該サービスの利用定員の総数(※1)		障害福祉計画等において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用定員の総数(※2)

※1：障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等における当該施設の入所定員の総数
※2：障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等の障害福祉計画等において定める、当該施設の必要入所定員総数の見込み

■ 総量規制導入までの流れ（例）

①「供給サービス量」と「サービス見込量」の比較

障害福祉計画等の策定時や各年度の決まったタイミングでサービス量を確認し、「供給サービス量」≧「サービス見込量」となっている場合には**総量規制の実施を検討**する。
強度行動障害の状態にある者や医療的ケアを必要とする者等、地域で不足する個別ニーズについては、右記の**例外規定の運用も併せて検討**を行うことが望ましい。

▼

②関係者との調整
（管内自治体・周辺自治体・関係団体等）

圏域内の各自治体や、規制により影響があると考えられる周辺自治体と協議し、**規制の内容・実施時期・解除の方法等について調整**することが望ましい。
関係団体等との調整においては、例えば**自立支援協議会と事前に協議**し、総量規制の実施方法について検討することも考えられる。

▼

③管内事業所への周知・HP等での公表

障害福祉サービス事業者等の新規開設を検討している事業者に対しては、自治体HP等での公表により周知を図る。
既存の事業所については、規制を実施するサービスにおいて、定員増を伴う事業所の指定ができないことを通知することが望ましい。

▼

④総量規制の実施

例外規定の場合を除き、原則新規の指定や定員増を伴う事業所の指定を行わない。
実施後に総量規制を解除する際は、右記の**公募の実施による募集を行うこと**が望ましい。

■例外規定の運用

地域で不足している個別ニーズ等については、総量規制の対象外として例外規定を定め、供給サービス量の調整と地域ニーズの反映を図った運用をすることが望ましい。

＜例外的な取り扱い（例）＞
- 強度行動障害、重症心身障害者、医療的ケアを要する者を対象とする場合
- 事業継承等で実質的に支援体制に変更が無い新規指定の場合
- その他自治体が必要と認められる場合

■公募の実施（総量規制の解除）

総量規制の実施後は、定期的（年に一度、障害福祉計画等の策定時、等）に「サービス見込量」が「供給サービス量」を上回っている場合（供給サービス量が不足している場合）は、総量規制の解除を検討する。
解除の方法として、**サービスの質確保と地域ニーズを反映するために、公募の実施による募集を行うこと**が望ましい。

＜評価項目設定の観点（例）＞

項目	選定基準設定の観点
所在地	圏域や地域内における事業所の充足状況を勘案する等
設備	訓練・作業室等必要な設備の設置状況が十分か等
人員配置	人員の充実度、従業者の経験年数等
事業継続性	運営実績があるか、収支見通しの根拠が明確か等
職員の質向上の取り組み	職員の研修等への取り組み状況、職場環境向上の取り組み等
運営方針	地域との交流、関係機関との連携についての取り組み等
開設の目的・事業計画等	障害福祉計画等の達成に資する支援内容かどうか、ニーズがあるか等

上記のほか、具体的な支援対象像を示したうえで、その支援対象へのアセスメント、支援内容、個別支援計画等を作成・提出してもらい評価する方法も考えられる。

＜公募の流れ（例）＞

①公募要項の公表・募集：自治体HP等で公表 評価基準や配点を公表することも考えられる
▼
②選考の実施：有識者、事業代表者、自治体職員等からなる選定委員会の設置を要綱等で定めておくことが望ましい
▼
③結果通知・公表：自治体HP・メール等で通知・公表
▼
④従来の指定手続き：選定された事業者においては従来の指定手続きを経て指定を行う
▼
⑤指定

意見申出制度

制度概要　障害者総合支援法第36条第6項、第7項及び第8項、第49条第１項並びに第50条第１項第２号、児童福祉法第21条の５の15第６項から第８項まで及び第21条の５の23第１項並びに第21条の５の24第１項第２号

市町村が障害福祉計画・障害児支援計画（以下「障害福祉計画等」という。）で地域のニーズを把握し、**必要なサービスの提供体制の確保**を図れるよう、令和６年４月から、
- 市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ること
- 都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うこと
- 政令市、中核市においても、市の障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことをできることとした制度。

■ 指定フローの例（都道府県）



■ 指定フローの例（指定都市・中核市）

■ 意見申出制度活用時のポイント

- 事前相談段階で、意見申出制度により指定時に条件付与の可能性がある旨を指定希望者へ説明しておくことが望ましい。
- 都道府県においては、管内の市町村に対して、定期的（年1回、等）に通知を求めるサービスに変更がないか確認する等、**積極的に制度の活用を働き掛けること**が望ましい。
- 指定都市・中核市においては、自らが指定権者のため、通知の求めは不要であるが、例えば条件付与を行う可能性のあるサービスにおいては自治体HP等でその旨を事前に周知することで、効果的に制度を活用できると考えられる。
- 障害福祉計画等を踏まえた条件付与であることから、**市町村は本制度の積極的な活用を踏まえた障害福祉計画等の策定を行う**ことが望ましい。

■ 具体的に想定される条件の例

- ✓ 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者の**サービス提供地域や定員の変更（制限や追加）**を求めること
- ✓ 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、**事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備**を進めること
- ✓ **サービスが不足している近隣の市町村**の障害児者に対してもサービスを提供すること
- ✓ 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、**事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加**すること

■ 総量規制と組み合わせた活用方法

総量規制を実施している場合は、意見申出制度を併せて活用することで、以下のような運用方法が考えられる。

○ 総量規制 × 例外規定　と組み合わせた活用

総量規制を実施しているサービスにおいて、**例外的な取り扱い**（例：強度行動障害の状態にある児者、重症心身障害児者、医療的ケアが必要な児者を主として受け入れる事業者については総量規制の対象外とする場合等）に基づき指定を行う場合においては、障害福祉計画等のとの調整を図る見地から、指定の際に、**その旨（当該障害者の受け入れていること等）を条件として付すことで、例外的な取り扱いを担保する**ことが考えられる。

○総量規制 × 公募の実施　と組み合わせた活用

総量規制を実施しているサービスにおいて、公募の実施により事業者指定を行っている場合においては、**公募の際に要件としている内容**（例：開設予定地域や支援内容等）について、障害福祉計画等との調整を図る見地から、指定の際に、**その旨（公募の応募時に計画していた開設予定地域への開設を求めること、公募の応募時に計画していた支援が実施されるよう必要な人員・設備を揃えること等）を条件として付すことで、公募で付した条件を担保する**ことが考えられる。

支給決定基準の作成について

関連資料４

支給決定基準作成に向けた検討のお願い

- 事務処理要領において、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」旨をお示ししているところ。
- 公平かつ適正な支給決定のため、**各都道府県におかれては、管内市町村に支給決定基準の作成を働きかけていただくとともに、未作成の市町村におかれては、下記や他市の例を参考に、支給決定基準の作成を検討いただきたい。**
- 令和７年度における策定状況は次ページのとおり。引き続き、各市町村における支給決定基準の策定状況のフォローアップを行っていく予定。

【支給決定基準の定め方】（事務処理要領Ｐ74～参照）

- 支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。
- なお、置かれている環境（居住の状況等）等、あらかじめ数値化するのが困難事項については、個々に勘案するようにすることが適当である。
- また、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意いただきたい。

※　支給決定事務における留意事項については、本資料項目４（１）・12（１）等においてもお示ししているため、併せて参考にしていただきたい。

・　障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係
画一的な基準（一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなど）のみに基づき判断することは適当でないこと　等

・　訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について
利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと　等

支給決定基準の策定状況①（令和８年１月１日時点）

○　介護給付においては、人口規模が大きい自治体において明文化された支給決定基準を設けている自治体が多くみられた。

○　政令市、中核市、人口10万人以上市町村では、明文化された支給決定基準が整備されている自治体は８割以上。

○　人口５万人以上市町村では、明文化された支給決定基準を設けている自治体は７割程度、人口５万人未満市町村では、明文化された支給決定基準が整備されている自治体は半数程度。

■【介護給付】明文化された支給決定基準の有無（単位：%）

	回答自治体数（団体）	明文化された基準あり（要綱を公表）	明文化された基準あり（公表無し）	明文化された基準無し（部署内で考え方を統一）	明文化された基準無し（担当者で判断）	その他
政令市	9	22.2	66.7	0	0	11.1
中核市	28	39.3	60.7	0	0	0
人口10万人以上市町村	65	29.2	52.3	13.8	1.5	3.1
人口５万人以上市町村	70	18.6	55.7	18.6	4.3	2.9
人口５万人未満市町村	203	17.7	37.9	28.6	10.3	5.4
合計	375	21.6	46.1	21.3	6.7	4.3

支給決定基準の策定状況②（令和８年１月１日時点）

○　訓練等給付においては、政令市、中核市で明文化された支給決定基準を設けている自治体が多くみられた。

○　人口10万人以上市町村では、明文化された支給決定基準を設けている自治体は６割以上、人口５万人以上市町村では約６割、人口５万人未満市区町村では、約５割となっている。

■【訓練等給付】明文化された支給決定基準の有無（単位：%）

	回答自治体数（団体）	明文化された基準あり（要綱を公表）	明文化された基準あり（公表無し）	明文化された基準無し（部署内で考え方を統一）	明文化された基準無し（担当者で判断）	その他
政令市	9	11.1	77.8	11.1	0	0
中核市	28	39.3	46.4	10.7	0	3.6
人口10万人以上市町村	65	21.5	43.1	29.2	0	6.2
人口５万人以上市町村	70	12.9	45.7	32.9	4.3	4.3
人口５万人未満市町村	203	16.7	32	34.5	10.8	5.9
合計	375	18.4	38.7	30.9	6.7	5.3

支給決定について

社会保障審議会障害者部会	
第150回(R7.10.1)	資料１

関連資料５

１　支給決定プロセスについて

これまでの対応

○　支給決定については、個々のケースに応じて、個別の状況を丁寧に勘案することを前提とした上で、支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である旨を、各市町村に対して示しているところ。

○　令和６年度に調査研究を実施したところ、
・明文化された支給決定基準を設けておらず担当者判断で支給決定を行っている自治体において、支給決定者数の標準偏差（人口当たり利用者数のばらつき）が大きくなっている
・支給決定プロセスにおいて、 市町村審査会や（自立支援）協議会に設定した検討の場などを活用した場合に、支給決定者数の標準偏差が小さくなっている
等の結果が得られたところ。

今後の方向性

○　支給決定については、調査研究においても、担当者判断で支給決定を行っている自治体においては、支給決定者数のばらつきも大きくなる傾向がある。引き続き、各市町村に対し、個々のケースに応じて、個別の状況を丁寧に勘案することを前提とした上で、公平かつ適正な支給決定のために、支給決定基準の策定を促していくべきではないか。また、制度の変更や地域のサービス提供体制の状況等を踏まえ、必要に応じ、基準を見直していくことも促していくべきではないか。

○　また、支給決定における市町村審査会などの活用や、（自立支援）協議会に設定した検討の場の活用など、支給決定プロセスにおいて第三者機関の活用した場合にばらつきが押さえられている結果となっており、「介護給付費等に係る支給決定事務等の事務処理要領」に記載するなど、こうした取組を自治体に対して周知していくことが考えられるのではないか。

通　　知　　届　　出　　書

文　書　番　号
令和〇年〇〇月〇〇日

（宛先）〇〇県知事　〇〇　〇〇

（届出者）〇〇市長　〇〇　〇〇

次のとおり通知の求め及び通知を求める際の伝達内容について届け出ます。

１．対象となる障害福祉サービス等の種類等

対象となる障害福祉サービスの種類	通知の求め（※１）		対象となる区域（※２）	対象となる期間（※３）
	指定	更新		
全サービス				
（全サービス以外の場合は下記の該当するサービスに記載）				
居宅介護				
重度訪問介護				
同行援護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
療養介護				
生活介護				
短期入所				
自立訓練（機能訓練）				
自立訓練（生活訓練）				
就労選択支援				
就労移行支援				
就労継続支援Ａ型				
就労継続支援Ｂ型				
就労定着支援				
自立生活援助				
共同生活援助				
地域移行支援				
地域定着支援				
児童発達支援				
放課後等デイサービス				

（※１）通知を求めるサービスに〇をしてください。

（※２）対象事業者が事業所を設置しようとしている障害保健福祉圏域（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第一の一の５の規定により市町村及び都道府県が定める区域をいう。）内の区域の全域又は特定の場所を記載してください。

（※３）期間を設定する必要がない場合は記載不要。

２．その他必要な事項

意　見　照　会　通　知　書

文　書　番　号
令和〇年〇〇月〇〇日

（宛先）〇〇市町村長　〇〇　〇〇

（届出者）〇〇県知事　〇〇　〇〇

指定障害福祉サービス事業者の指定または更新における意見照会について次のとおり通知します。
意見がある場合は、通知の日から〇日以内に「意見申出書」により意見の申出をしてください。

<table>
<tr><td colspan="3">障害福祉サービスの種類</td><td></td><td>多機能・共生型
実施の有無</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">申請者</td><td colspan="2">フリガナ
名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td colspan="3">（郵便番号　　－　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">代表者の職・氏名</td><td>職名</td><td></td><td>フリガナ
氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">代表者の住所</td><td colspan="3">（郵便番号　　－　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">代表者の生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="10">指定（指定の更新）を受けようとする事業所の事業者の情報</td><td rowspan="3">主たる</td><td>フリガナ
名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所（施設）の所在地</td><td colspan="3">（郵便番号　　－　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">従たる
注1</td><td>フリガナ
名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所（施設）の所在地</td><td colspan="3">（郵便番号　　－　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定（指定の更新）申請をする事業の開始（更新）予定年月日</td><td></td><td>利用者の推定数
注2</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">運営規程</td><td>事業の目的および運営の方針</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>従業者の職種、人数および職務の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>営業日および営業時間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>利用対象市町ごとの利用定員</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注1　申請事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときに記載します（指定一般相談支援事業に関しては不要です。）。なお、従たる事業所が２箇所以上の場合は行を追加してください。

2　「利用者の推定数」は、療養介護、生活介護、短期入所（併設事業所において行うものに限ります。）、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、自立生活援助または共同生活援助に限ります。

意　　見　　申　　出　　書

文　書　番　号
令和○年○○月○○日

（宛先）○○県知事　○○　○○

（届出者）○○市長　○○　○○

指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）における意見の申出について次のとおり提出します。

対象となる障害福祉サービスの種類	
条件を付すことを求める理由 （障害福祉計画の該当部分を合わせて記載）	
求める条件の内容	
その他必要な事項	

注１　意見照会通知書の通知の日から○日以内に当該意見申出書を提出してください。
　２　必要に応じて、条件を付す理由の根拠書類を添付してください。

６　2040 年に向けた障害福祉サービスの提供体制について

昨年７月に「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめがなされた。障害福祉分野においても、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保や、人材確保・当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上等の課題が共通しているとともに、地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進が必要とされており、分野を超えた連携を促進していく必要がある。

こうした課題について、障害福祉分野においても、法令上の対応も含め、関連資料１のとおり、必要な取組を進めていくこととしており、ご承知おきいただきたい。

また、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保などについて、次期障害福祉計画策定に向けて、地域の実情・ニーズを踏まえつつ、関連資料２の現行制度の活用も含め、地域の関係者とよくご議論いただきながら、ご検討いただきたい。

2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について

- 昨年７月、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめがなされた。本検討会では、福祉分野の共通課題についても議論がなされ、「2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要」とされている。
- 障害福祉分野においても、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保や、人材確保・ケアの充実のための生産性向上等の課題が共通しており、対応していく必要がある。
- また、地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進が必要とされており、障害福祉分野においても、分野を超えた連携を促進していく必要がある。
- こうした課題について、社会保障審議会介護保険部会や福祉部会等の関係審議会でも議論がとりまとめられたところ。それらを踏まえつつ、**障害福祉分野で必要な取組について、障害者部会等において、必要な法令上の対応も含め、以下の点について検討**しており、ご承知置きいただきたい。
- また、現行制度も活用しつつ、**以下の課題への対応についても、次期障害福祉計画策定に向けて、検討いただきたい**。

１．中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保

２．人材確保・ケアの充実のための生産性向上等

３．地域における包括的な支援体制の構築

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会　とりまとめ（概要）

令和７年７月25日

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

○　2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。

○　地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けた課題

○　人口減少、**85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加**

○　**サービス需要の地域差**。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供

○　介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

基本的な考え方

①　**「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化**

②　**地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保**

③　**人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援**

④　**地域の共通課題と地方創生**（※）

※介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

（１）サービス需要の変化に応じた提供体制の構築　等

※サービス需要変化の地域差に応じて３分類

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

・地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
（**配置基準等の弾力化**、**包括的な評価の仕組み**、**訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化**、**市町村事業によるサービス提供**　等）

・**地域の介護等を支える法人への支援**

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

・重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
・包括的在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

・既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
将来の需要減少に備えた準備と対応

（２）人材確保・生産性向上・経営支援　等

・テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発

・都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築

・大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

（３）地域包括ケアシステム、医療介護連携　等

・地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）

・介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ

・認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

（４）福祉サービス共通課題への対応（分野を超えた連携促進）

・社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和

・地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることへの支援

・地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）

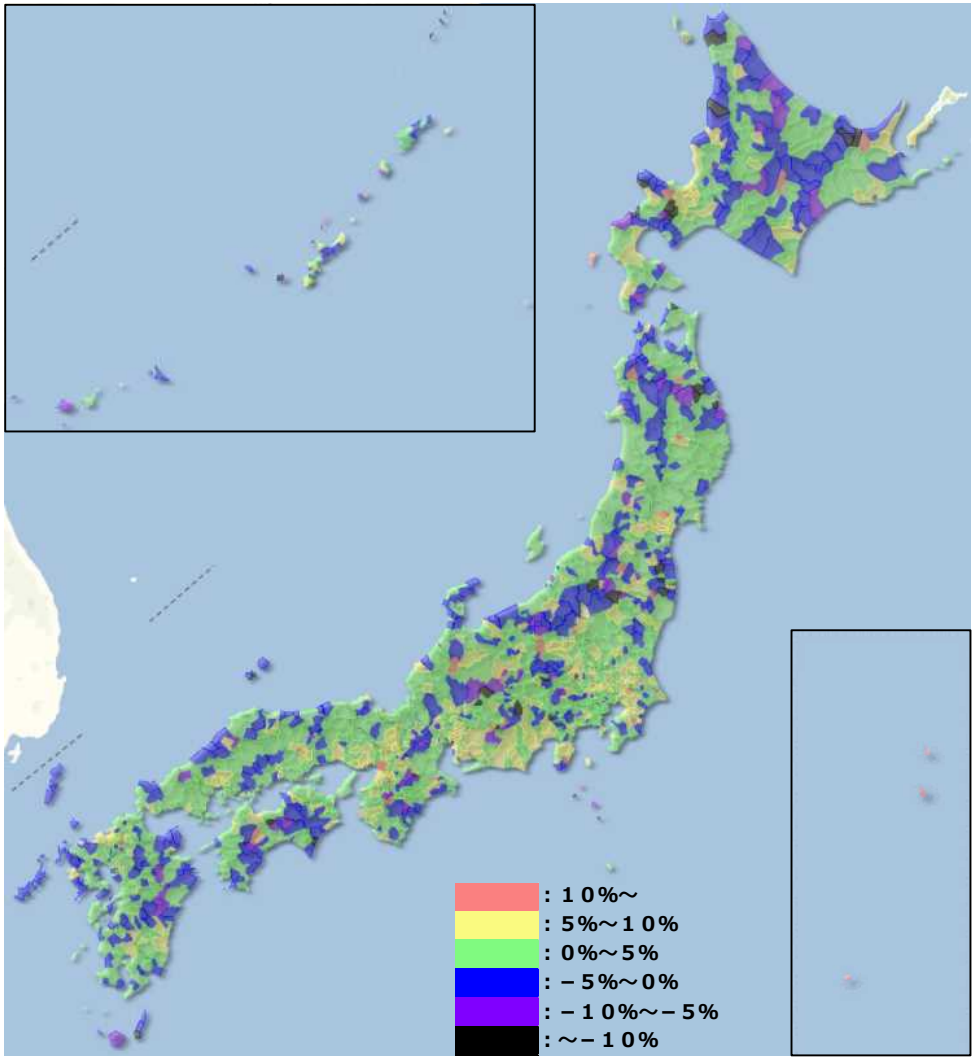
・人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実

・福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

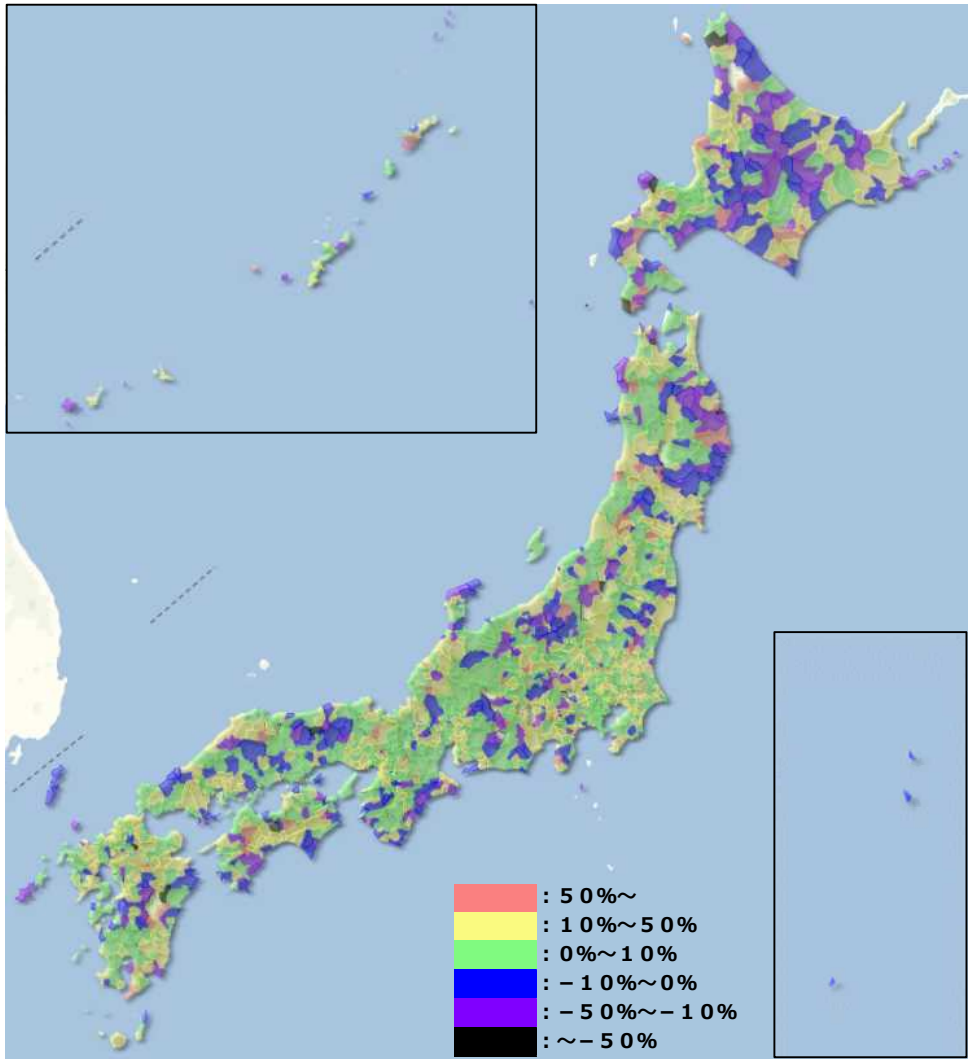
障害福祉サービス等の利用者数の状況

○　障害福祉サービス等の利用者数について、自治体別でみると、都市部やその周辺部では増加傾向にあるが、中山間地域や小規模自治体では減少傾向にある。

令和６年下半期対前年同期伸び率（障害福祉サービス）



令和６年下半期対前年同期伸び率（障害児支援サービス）



（注）複数サービスを受けている利用者数については、重複して計上している。伸び率については、障害児入所支援系サービスの利用者を集計対象外としている。
（出典）障害福祉サービスデータベースより作成。

１．中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保

社会保障審議会障害者部会（第154回）
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）
第154回（R8.1.19）　資料２

現状・課題

○　障害福祉分野については、その需要の動向に人口構造だけでなく様々な要素が関係し、他分野と異なり、全体としてサービス利用は伸び続けている状況にある。一方、地域ごとに見ると、例えば約３割の市町村でサービス利用者数が前年同月比がマイナスになるなど、**中山間や小規模自治体において減少傾向**が見られ、また、生産年齢人口の減少により人材確保が難しくなる中で、**こうした地域におけるサービス提供体制の維持・確保が課題**。

○　現行制度においても、基準該当障害福祉サービスなど、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているが、2040検討会とりまとめにおいても、「介護保険制度等の他制度も参考としつつ、**必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応**していくことが考えられる」とされているところ。

○　**地方分権提案**においても、中山間地域等におけるサービス提供体制の確保のため、令和７年度は障害者支援施設、令和６年度は障害児通所支援について、**配置基準等に関する要望**が出されているところ。

今後の方向性

○　特に今後サービス利用が減少し、従事者の確保も難しくなる中山間・人口減少地域において、ニーズに応じた障害福祉サービスの維持・確保が必要。既存の現行制度の活用も進めつつ、以下の取組を進める。（詳細は次ページ以降）

（地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み）

①　現行の基準該当サービスに加え、**中山間・人口減少地域に限定して特例的なサービスを行う枠組として、新たな類型を設ける**。具体的には、一定の施策を講じた上でやむを得ない場合に、サービスの質の確保や職員の負担等への配慮の観点から一定の取組を前提とした上で、**配置基準の弾力化**を検討する。
　また、特に訪問系サービスでは、都市部等とは事業環境が異なる中、安定的な経営のための報酬の仕組みとして、モラルハザード等に留意した上で**地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み**（月単位の定額払い）を設ける。

（事業者の連携強化）

②　都道府県・市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業所間の連携において中心的な役割を果たす法人・事業所に対し、一定のインセンティブの付与**を検討するなど、**地域における連携を推進**する。

（地域の実情に応じた既存施設の有効活用）

③　既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、 国庫補助により取得・改修等をした障害者支援施設等を別の用途に供する際、**一定の範囲内で国庫納付を求めない特例**を設ける。

社会保障審議会障害者部会（第154回）
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）
第154回（R8.1.19）　資料２

①地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

現状・課題

○　障害福祉サービスの提供にあたっては、各サービスの配置基準等を満たす必要があるが、中山間・人口減少地域においては、生産年齢人口の減少が全国に比して進んでおり、**専門職等の人材確保が困難な中、人員基準を満たすことが困難**となり、**必要なサービス提供体制の維持・確保が難しくなる**ケースが生じる。

○　現行制度においては、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていない場合に、都道府県等が条例で定める基準を満たすもののうち、市町村等が必要と認める場合には、**基準該当サービス**としてのサービス提供を可能としている。

今後の方向性

○　**中山間・人口減少地域**（※１）において、**地域で必要なサービスを受けられる体制を引き続き維持・確保**できるよう、現行の基準該当サービス（※２）のような**特例的な障害福祉サービスの類型を新たに設ける。**

（※１）対象地域の範囲は、現行の特別地域加算の対象地域を基本としつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう検討。その範囲において、 市町村の意向を確認し、都道府県が対象地域を決定することを想定。

（※２）現行法上、基準該当サービスは一部を除くサービスで対象とされているが、そのうち国で基準（省令）が定められているのは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスであり、対象サービスについても併せて検討。

○　この類型は、例外的な扱いであるため、以下の点に留意しつつ、詳細な要件等は次期報酬改定の検討の中で検討。

・自治体が人材確保や業務効率化など他の必要な施策を講じた上で、それでも**なおサービス維持のためにやむを得ない場合**とすること

・職員の負担等への配慮の観点から、 **ICT機器の活用や、同一法人の併設事業所間などサービス・職種間で必要な連携体制が確保されていることを前提**として、**管理職や専門職の常勤・専従要件を緩和する**こと

・サービスの質の確保の観点から、**市町村の適切な関与・確認**や、**配置職員の専門性への配慮**を行うことを前提とすること

【新たな類型案のイメージ】

	指定サービス	特例的な障害福祉サービス：基準該当サービス	特例的な障害福祉サービス：新たな類型案
地域	全国（地域限定なし）	全国（地域限定なし）※離島等の類型あり	**中山間・人口減少地域**
指定・登録	指定権者による指定	市町村に登録	市町村に登録
人員配置基準	国で定める基準に従い都道府県等が条例で規定	国で定める基準（指定サービスより緩和）に従い都道府県等が条例で規定	**国で定める基準（基準該当サービスと同等又は緩和）**に従い、都道府県が条例で規定 ※職員の負担や質の確保への配慮が前提
報酬	全国一律の報酬設定	全国一律の報酬を基準に市町村で設定	全国一律の報酬を基準に市町村で設定 **地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みの設定**も可（次々ページ参照）

①地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

（参考）特例的な障害福祉サービスの活用・運用のイメージ



①地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

社会保障審議会障害者部会（第154回）
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）
第154回（R8.1.19）　資料２

現状・課題

○　中山間・人口減少地域において、特に訪問系サービスでは、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動に係る負担が大きく、また、人口の減少に伴うサービス需要の縮小、季節による繁閑の激しさなどから、**年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持にあたっての課題**となる。

今後の方向性

○　**中山間・人口減少地域**の事業者が、安定的な経営を行うための報酬の仕組みとして、**新たな類型の枠組みを活用**して、例えば居宅介護（※）について、**包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能**とする。

（※）対象サービスについても、サービスの特性を踏まえつつ併せて検討

○　具体的な報酬設計については、以下の点に留意しつつ、次期報酬改定の検討の中で丁寧に検討を進める。

・利用者像ごとに複数段階の報酬区分を設定するなど、**きめ細かな報酬体系**とする
・**事業者の経営状況やサービス提供状況等に与える影響、モラルハザードの抑制、総費用額に与える影響と財源**など、様々な観点を踏まえつつ検討

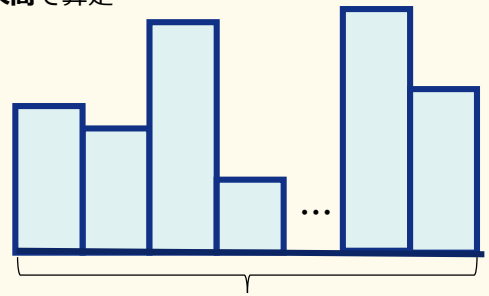
<包括化の対象範囲として考えられるイメージ>

※一例としては、以下のような方法が考えられるが、経営に与える影響、サービス提供に与える影響、モラルハザードの抑制など、様々な観点を踏まえつつ検討

（現行：出来高報酬）

✓サービス内容・提供時間に応じて**回数単位・出来高**で算定

✓**各種加算**は事業所の体制や利用者の状態に応じたサービス提供等を踏まえて**回数単位・出来高**で算定



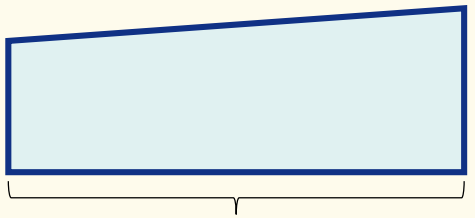
毎回の利用ごとに対応する報酬を算定

（包括報酬）

✓**月単位・定額**で算定（**障害支援区分**や**事業者**の体制を踏まえた多段階）

✓**各種加算**も**大くくりで包括化、簡素な仕組み**に

※　標準的な提供回数を超える分等は、別途算定



月当たりで定額の報酬を算定

②障害福祉サービス事業者の連携強化

社会保障審議会障害者部会（第154回）
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）
第154回（R8.1.19）　資料２

現状・課題

○　サービス需要の減少する中山間・人口減少地域においても、地域のニーズに応じ必要な障害福祉サービスの提供が継続される体制を確保していくことが必要。そうした中、事業所の協働化により、事業所間の創意工夫を活かした人材募集や人材育成・定着などの成果が見られるところ、こうした**障害福祉サービス事業者の連携強化を推進するための仕組み**の構築が課題。

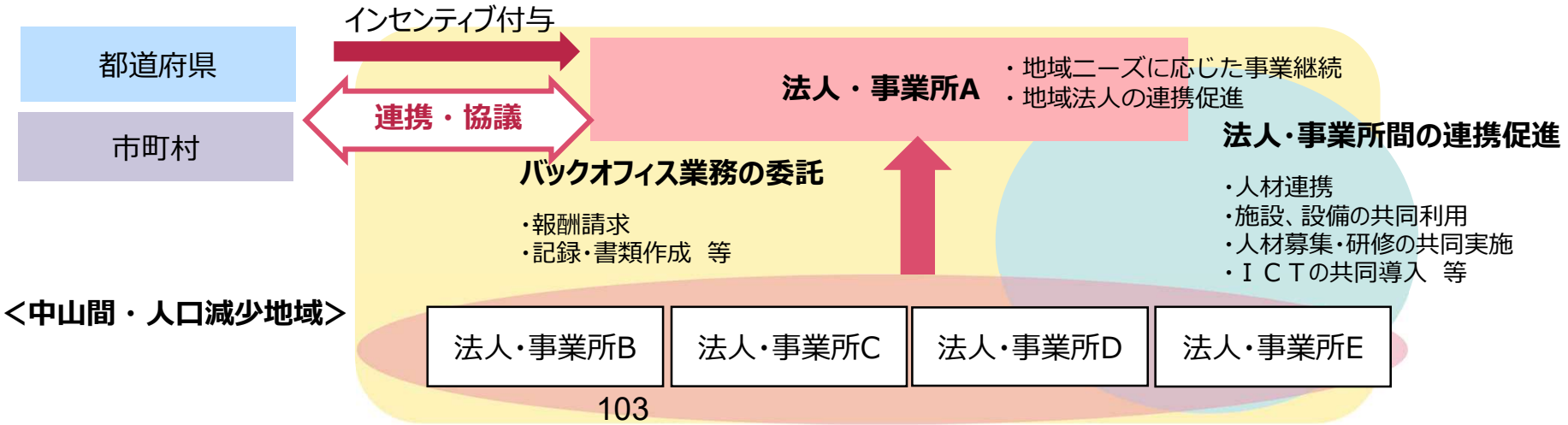
今後の方向性

○　中山間・人口減少地域において、地域ニーズに応じ必要な障害福祉サービスの提供が継続される体制を確保していくため、**地域における連携の推進が重要**。将来的には社会福祉連携推進法人等に展開することも期待される。

○　当該地域における各サービスの一定期間の継続等にかかる方針について、地域内の事業者連携や残された地域資源、地域住民との協力体制も踏まえ、都道府県、市町村、法人、事業所が協議することが重要と考えられる。

→　中山間・人口減少地域において、都道府県及び市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業継続を担う**とともに、**事業者間の連携において中心的な役割を果たす法人・障害福祉サービス事業所**に対し、**インセンティブを付与**することを検討。詳細については、次期報酬改定の検討等の中で検討。

【イメージ】



２．人材確保・ケアの充実のための生産性向上等

社会保障審議会障害者部会（第154回）
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）
第154回（R8.1.19）　資料２

現状・課題

○　障害福祉分野においても、有効求人倍率が令和７年11月時点で3.43倍と高い水準で推移しており、障害福祉サービスの利用者が引き続き増加傾向にある中で、**人材確保は喫緊の課題**である。

○　人材確保やその定着については、処遇改善をはじめ、職場環境改善、手続き負担の軽減、魅力発信、経営改善に向けた支援等、総合的な対策を進めてきている。引き続き、質の確保や経営基盤の確立を図るとともに、介護分野等の取組も参考としつつ、**医療分野や他の福祉分野など、他分野と連携できる部分は連携**しながら、**国・都道府県・市町村・事業者・地域の関係者等が連携し、より一層の取組を進めていく**ことが求められる。
　その際、全国的な取組を進めるとともに、地域により利用者や従事者の状況等は異なることから、**各地域の実情に応じた対策**を進める必要がある。

○　また、支援者一人一人が力を発揮しつつ、協働して、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供する観点からは、障害福祉事業者における**ケアの充実のための生産性向上の取組を一層充実**する必要がある。介護現場の取組も参考にしつつ、障害福祉分野では障害種別や障害特性等に応じた支援が求められることを十分に踏まえ、**障害福祉分野における生産性向上の目指すべき姿や必要な取組**を明らかにしていくとともに、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上に向けた**各自治体や事業所における取組を一層推進**していくことが求められる。

２．人材確保・ケアの充実のための生産性向上等

社会保障審議会障害者部会（第154回）
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）
第154回（R8.1.19）　資料２

今後の方向性

○　人材確保やケアの充実のための生産性向上、経営改善に向けた支援等（以下「人材確保等」という）については、専門職の確保・育成も含め、引き続き重要な課題であることから、現行の取組を引き続き推進しつつ、国・都道府県・市町村・事業者等の役割にも留意の上で、他分野とも連携しながら、以下の取組を進めてはどうか。

①　人材確保等については、全国的な取組とともに、各地域に応じた取組が必要であることから、**国・都道府県の責務に明確に位置づけ**、一層の取組を進める。国において、障害福祉分野における効果的な取組の分析・周知を進めるとともに、各都道府県を通じて、事業所に対する支援体制の構築を進める。

②　人材確保等に関する事項について、**都道府県・市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画の記載事項に明確に位置づけ**、計画策定プロセスにおいて、都道府県・市町村・地域の関係者が議論し、各地域における必要な取組を計画的に進める。

③　人材確保等の取組の地域の関係者の議論・連携の場として、**各都道府県に障害福祉分野における関係者の協議会を設置**する。その際、介護分野の協議会（介護現場革新会議）や**福祉人材確保のためのプラットフォーム等との連携・役割分担等**を図りつつ、**医療・福祉各分野とも連携**しながら、効果的に取組を進めていく。

④　職場環境改善に向けて、改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、運営基準省令等において、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、**カスタマーハラスメントへの対応についても、義務付け**るとともに、対応マニュアルの見直しや自治体・事業所への周知徹底等を進める。その際、職員の安全に配慮する必要性は前提としつつ、**利用者の障害特性等も考慮しながら行動に至る背景や利用者の状態等も踏まえ対応すること、対応の結果により利用者の生活等を阻害することがないよう慎重に対応を検討すること等に留意**する。

⑤　処遇改善に向けた補助金等の対応に関し、国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、都道府県から障害福祉サービス等報酬に関連する**補助金の支払事務について国民健康保険団体連合会への委託を可能**とする。

３．地域における包括的な支援体制の構築

社会保障審議会障害者部会（第154回）
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）
第154回(R8.1.19)　資料２

現状・課題

○　人口減少や世帯構成の変化等の中、**頼れる身寄りがいない障害児者**や、**複合的な課題を抱える障害児者の増加等**といった課題に対応するため、**地域における包括的な支援体制を整備**することが必要。

○　このため、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめや、社会保障審議会福祉部会や介護保険部会のとりまとめも踏まえ、対応を検討することが求められている。

今後の方向性

○　地域における包括的な相談支援体制を構築するにあたっては、サービス事業所のみならず、**各職種、各団体等が地域の担い手としての役割を引き続き果たす**とともに、**基幹相談支援センターや相談支援専門員が中心**となって、**各分野との連携**を図りながら、以下の対応を進めることとしてはどうか。
　その議論の際は、地域共生社会の理念のもと、**地域で住民をどのように支えていくかといった視点**を持つことが必要ではないか。

①　頼れる身寄りがいない高齢者等については、介護保険法に基づく地域ケア会議を活用して、その生活課題への対応を進めることとするほか、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）で相談対応を行うことを明確化する方向性。**頼れる身寄りがいない障害児者**についても、次のように対応する。

- **（自立支援）協議会を活用**して、個別課題から地域の課題を検討する取組を継続していくことで、包括的な支援の実現を図る。また、医療や介護・障害福祉分野以外にまたがる多様な困りごとを地域全体で支えるために、**他分野の会議体との協働・連携**を進める。
- **障害者相談支援事業により相談を行うことを明確化**する。

②　「過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み」により、障害者相談支援事業及び地域活動支援センター事業について、他の制度の事業と一体的に行えるようにすることで、**地域で支え合う機能を強化**する。

- ✓ 新たな仕組みのもとであっても**障害児者への支援が後退することがないように留意**することが必要。
- ✓ 併せて、地域共生社会の実現に向けた、**障害福祉施策の役割や貢献も積極的に示していく**ことが重要。

地域共生社会の実現に向けた、障害福祉における相談支援・地域づくりの取組（事例）

- 障害福祉における支援ニーズは複雑・複合化している状況。このため、障害福祉も他制度と連携することで、多機関協働による包括的な支援を行うことに加え、こうした個別課題への対応を通じて地域課題の把握につなげている。
- 障害者自身も、障害の特性に応じて支援者・担い手としての活動を行い、地域住民等との関わりをもつことで、地域における障害のある方への理解の促進や地域の活性化の一助となっている。

✓ 相談支援の対応事例

① 市から委託している障害者相談支援事業者が民生委員からの情報提供を受けて、いわゆる「ごみ屋敷」を訪問したところ、強い支援拒否があった→市の担当課や基幹相談支援センター、社会福祉協議会等の**多機関協働による支援チーム**をつくり、包括的に対応

② 指定計画相談支援の利用者の保護者について、認知症状が進んでいる疑い→基幹相談支援センターに相談→状況を再確認したうえで、地域包括支援センターへつなぎ、その後は**連携しながら世帯への支援を展開**

③ 指定障害児相談支援の利用者の自宅を訪問したところ、ダブルケア状態であることが分かった→基幹相談支援センターに相談→市の担当課や地域包括支援センターを巻き込んで**世帯支援のための支援会議を開催**

➔ これら①～③の事例について、（自立支援）協議会に報告し、**地域課題として共有**

✓ 地域づくりの対応事例

① 地域活動支援センターで総菜の調理、食堂や移動販売等を通じて地域住民の食を支援。一人暮らしのお宅への訪問・配送を通じ、**障害の特性や障害の有無を超えた支え合いの環境を構築**

② 近隣大学で対人援助職の資格取得を目指す学生を実習生として地域活動支援センターで受け入れ。**将来の福祉の担い手育成に貢献**するとともに、障害への理解を持った市民を増やす取組に発展

③ 手帳を持っていない方も地域活動支援センターに集い、そのような方々の悩みを聞きながら、必要に応じて**行政等の関係機関につなぐ連携のハブ**になっている

➔ 障害者が支援活動や課題解決の取組に参画することで、**地域の活性化にも寄与**

障害福祉制度における基準の特例等

地域性やサービスの提供実態等に応じ、基準の特例や各種配慮措置を講じている

主な制度	概　要
共生型サービス	○　介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供しやすくする、また、障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくすることを目的に、指定手続きの特例として設けられた制度
基準該当型障害福祉サービス	○　指定基準の一部を満たしていないが、指定基準を踏まえ都道府県が条例で定める基準に該当している場合に、基準該当障害福祉サービスとしてサービス提供が可能 ・特に日中活動サービスにおいては、地域においてサービス事業所がない等の場合、介護保険法の指定通所介護事業所等においてサービス提供が可能 ・さらに、離島等地域においては、将来的にも利用者の確保の見込みがなく、サービス利用が困難な場合、指定基準より人員配置基準や利用定員の特例を設けている
従たる事業所	○　一定の要件を満たす場合に、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、１又は複数の「従たる事業所」の設置が可能であり、これらを１の事業所として指定可能とするもの
多機能型	○　障害福祉サービス等の2以上の事業を一体的に行うものであり、利用定員や人員配置基準の特例が設けられているもの
中山間地域等への配慮措置	○　中山間地域や離島等の過疎地域について、報酬や補助金において配慮措置を実施 ・特別地域加算（加算率15%）：サービスを提供時の移動費用が相当程度必要なことを踏まえた加算 ・社会福祉施設等施設整備補助金：補助単価を８%加算（離島）

※　上記の他、福祉サービスを総合的に提供する上で、兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱等について、現行制度で運用上対応可能な事項を整理してガイドラインで提示（地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン）。

7　障害福祉関係施設等の整備について

（１）令和８年度社会福祉施設等施設整備費補助金の予算案について【関連資料１】

ア　障害者の地域移行を支援するためのグループホームの創設など、自治体の整備計画に基づく施設整備を推進するため、令和８年度予算案に40.0億円を計上している。

これにより、障害のある方々が地域で安心し、それぞれの能力を発揮することができるよう、障害者の社会参加支援や地域移行を更に推進するための就労移行支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備等を進めていくこととしている。

イ　令和８年度予算案は、令和７年度補正予算と一体として編成されており、令和７年度補正予算の「第１次国土強靭化実施中期計画」にかかる予算等を含めた101.3億円と一体的に執行することとしている。

（２）令和８年度社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について

ア　令和８年度国庫補助協議について

（ア）令和８年度予算（案）に係る国庫補助協議に当たっては、以下の点にご留意頂きたい。

①　厚生労働省における令和５年度行政事業レビューによる指摘を踏まえ、国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、障害福祉計画との整合、地域ニーズとの関係、事業の緊急性等について、都道府県等が設置する、外部の有識者等の第三者や施設整備担当以外の部局等を加えた審査会等、合議制による審査を経て決定すること。また、これらの内容の確認方法のほか、審査会等の参加者、優先順位の指標等の決定プロセスが確認できる書類を提出すること。

②　社会福祉施設等施設整備費補助金で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止している場合や、利用が低調であることの指摘（会計検査院）を受けていることから、協議に当たっては、事業者の継続可能性、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選すること。

③　「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）において、社会福祉法人の保有する財産について、将来の建替費用等事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）を明確化することとしている。

社会福祉充実財産がある法人については、社会福祉充実計画を策定の上、計画的に既存事業の充実又は新規事業に活用することとしているため、各都道府県等におかれては、整備計画に加え、各法人の社会福祉充実計画も踏まえて協議を行うこと。

④　社会福祉施設等施設整備費補助金については、平成18年度から公立施設分の整備について一般財源化されている。このため、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担に

よる対応に努めていただくようお願いする。

⑤　障害児関係の施設等については、令和５年度からこども家庭庁の所管となったことから、同庁が所管する次世代育成支援対策施設整備交付金により補助されることとなった。一方で、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設については、引き続き厚生労働省において、本補助金により補助している。なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設については、引き続き公立施設も補助対象となる。

⑥　障害者支援施設の改築又は移転改築に当たっては、地域移行・地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し（数割以上の削減の検討し）、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、グループホームの創設やショートステイの整備と一体的に整備するなど、中長期的な視点が求められること。なお、この一体的な整備は同一の整備計画として協議して差し支えないこと。

なお、独立行政法人福祉医療機構では、令和８年度も引き続き優遇融資を実施する。（（３）参照）

⑦　行政事業レビューにおいて、KPI を「入所施設の施設整備（※）において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に整合した都道府県・市町村の障害福祉計画に基づく整備の割合が 100%になることを目指す」とすることとしていることを踏まえ、令和７年度の国庫補助協議から、障害者支援施設の整備においては、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標及び基本指針との整合性について確認している。令和８年度も継続する予定であるためご承知置き願いたい。

⑧　「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」における議論のとりまとめ（令和７年９月 24 日）において、障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について「施設の利用者に対する支援の質・生活環境の向上や個別的支援の提供のため、個室化やユニット化により生活単位の小規模化を更に推進し、地域における生活環境に近づけることで、地域移行後の暮らしを見据えて利用者自身が持つ力を高めていく必要がある」とされた。当該指摘を踏まえて、障害者支援施設を整備する場合においても、生活環境の向上に向けて、居室の個室化を推進するよう努めること。

なお、令和９年度以降に向けては、検討会における議論を踏まえ、社会福祉施設等施設整備費補助金における障害者支援施設の整備について、原則個室化を進める場合を補助対象としていくことを検討しているので、ご留意いただきたい。

（イ）令和８年度予算案における協議においても、協議額が予算額を大幅に上回ることが見込まれる。協議額が予算額を超過した場合には、申請の際に各自治体に付していただく優先順位を踏まえて、予算の範囲

内において採択を行うこと。

（ウ）国庫補助協議のスケジュールについては、以下のとおり予定しているのでご協力願いたい。

（国庫補助協議のスケジュール）
・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査　３月上旬
・地方自治体から協議書の地方厚生（支）局への提出　３月中
・地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング　４月中

イ　令和８年度補助基準単価について

令和８年度における社会福祉施設等施設整備費補助金の補助基準単価については、資材費及び労務費の動向等を踏まえ、前年度比７．７％増の改定を行うことを予定しているので、ご承知置き願いたい。

ウ　令和７年度社会福祉施設等施設整備費補助金の受入について

近年、社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について、次のような事案が発生している。
・中核市が都道府県へ請求事務を行わなかったため、支払いが不能となったもの
・請求を受けた都道府県が期限までに支出決定事務を行わなかったため、支払いが不能となったもの

ついては、社会福祉施設等施設整備費補助金の予算は、例年厳しい状況であるので、年度末に向けて、年度内に受け入れるべき補助金については、くれぐれも支出決定等の事務に漏れが生じないようお願いする。

なお、過年度支出を行う際は、現年度予算において過年度支出を要する金額以上の不用が見込まれることが必要であるところ、協議額が予算額を大幅に上回る本補助金においては、過年度支出を行うことが極めて難しい状況となっているので、ご承知置き願いたい。

エ　令和７年度社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越事務について

社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越しの手続について、繰り越すべき額を自治体の歳入予算として受入れてしまったため、繰越ができなくなった事例が発生している。

例年、厚生労働省会計課から都道府県の国費事務担当者宛に注意喚起の事務連絡を発出しているところではあるが、繰越は、繰り越すべき額が国庫にある状態ではじめて可能な手続きであることから、都道府県におかれては、国費事務担当者とも連携を図りながら、繰り越すべき額を支出しないよう、ご留意願いたい。

（参考）
・「令和７年度予算の執行について」
（令和８年２月 13 日厚生労働省大臣官房会計課予算総括班予算第三係長事務連絡）

オ　令和８年度以降の国土強靱化対策

（ア）国土強靱化については、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和２年 12 月 11 日閣議決定）」に続く計画として、令和８年度から令和 12 年度までを計画期間とする「第１次国土強靱化実施中期計画（令和７年６月６日閣議決定。以下「実施中期計画」という。）」が定められ、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）が「推進が特に必要となる施策」として位置づけられたことを踏まえ、耐震化、非常用自家発電設備、ブロック塀改修及び水害対策の整備の早期の実施に向けた取組の強化をお願いしたい。

【関連資料２】

（イ）令和７年度補正予算以降に措置された国土強靱化対策としての整備についても、市町村が国土強靱化地域計画を策定することを補助要件とすることとしている。このため、地域計画未策定の市町村に所在する障害福祉サービス等事業所は引き続き補助対象外となるのでご承知置き願いたい。

（ウ）国土強靱化に係る補助協議については、国土強靱化予算の厳格運用の観点から、その補助対象を厳格化して運用している。一方で、国土強靱化の対象となる整備か否かの判断が難しいとの自治体・事業所等からの声を踏まえて、「第１次国土強靱化実施中期計画期間における強靱化整備見込みの把握等について」（令和７年８月 29 日付け障害福祉課事務連絡）において、国土強靱化の対象を明確化し、利便性の向上を図った。本事務連絡を参照し、積極的な国土強靱化整備の取組をお願いする。

【関連資料３】

（エ）会計検査院において、本補助金等により整備が行われた浸水想定区域内に所在している施設等の一部において、非常用自家発電設備が、浸水が想定される高さよりも低い位置に設置されており、十分な浸水対策が講じられていないこと等が確認された。ついては、非常用自家発電設備の設置場所は、津波、浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにしていただきたい。【関連資料４】

また、設備の耐震性の確保については、令和３年度決算結果報告において、アンカーボルト等による固定がされていないなど耐震性が確保されていない可能性がある事例があるなどの指摘を受けた。これを踏まえ、地震時に転倒することなどが無いように適切に設置する必要があることから、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性の確保を確認できる資料を事業主体が整備しておくよ

うご指導願いたい。【関連資料５】

カ　事業の進捗状況の把握について

近年、整備事業が予定の期間内に終了しない等の理由により、交付決定後に事業を辞退する事例が発生している。協議額が予算額を上回る本補助金において、予算が活用されない事態を避けるためにも、各都道府県市におかれては、協議対象施設の選定に当たり、整備に関する資金計画、工期等について厳格に審査するとともに、交付決定後の事業の進捗状況を適宜確認し、必要に応じて事業主体にご指導いただくようお願いする。

【交付決定後の辞退の主な理由】

・法人負担分の資金確保が困難となった
・用地の取得が困難となった
・入札手続きの不備、入札の不調により工期が遅れた

（３）福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いしたい。なお、詳細な取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

ア 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資条件の優遇（令和７年度新設）

【対象施設】

入所定員削減を伴う障害者支援施設と、グループホームやショートステイ（注）

【融資率】

90％

（注）入所定員削減に伴う障害者支援施設と一体的に整備することが確認できるものに限る。

イ　障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率　85％

ウ　耐震化整備、ブロック塀等の改修整備、水害対策強化整備、スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

施設等の耐震化整備を行う事業、安全性に問題があるブロック塀等を改修整備する事業、水害対策のための整備をする事業、スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

（ブロック塀等の改修整備、水害対策強化整備は、令和８年度に追加）

【国庫補助金の交付を受ける事業】
融資率　95％
貸付利率　基準金利同率（措置期間中無利子）
【上記以外の事業】
融資率　通常の融資率と同様
貸付利率　基準金利同率

エ　社会福祉施設等の高台移転、地すべり防止危険か所等危険区域からの移転にかかる融資条件の優遇措置

・　津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する事業

・　地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行う事業

に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】
融資率　95％
貸付利率　無利子
【上記以外の事業】
融資率　通常の融資率と同様
貸付利率　基準金利同率

オ　非常用自家発電設備整備及び給水設備の設置者負担に係る融資条件の優遇措置

・　非常用自家発電設備整備及び給水設備を行う事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】
融資率　95％（施設本体を含む）
貸付利率　基準金利同率（措置期間中無利子）
【上記以外の事業】
融資率　通常の融資率と同様

（４）障害福祉関係施設等の財産処分について【関連資料６】

例年、厚生労働省一般会計補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した障害関係福祉施設等について、厚生労働大臣（又は地方厚生（支）局長）の承認を受けることなく財産処分を行う不適切な事例が見受けられる。

財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）による申請手続き等が必要となるため、引き続き、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

その上で、財産処分は審査に多大な時間を要することから、処分予定年月日の２か月前までには、申請していただくようお願いしたい。

なお、処分予定年月日の２か月前までに申請が行えない場合は、申請事業者に対し、処分予定年月日を変更するよう依頼いただきたい。

また、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、中山間・人口減少地域に所在する障害者支援施設等を他施設等へ転用等を行う際に、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充することを検討しており、詳細については、関係通知の改正と併せて追ってお示しする。

（参考）
・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」
（平成 20 年４月 17 日社援発 0417001 号厚生労働省社会・援護局長通知）

（５）障害福祉関係施設におけるアスベスト対策について

ア　アスベスト使用実態調査について

障害福祉関係施設におけるアスベスト使用実態については、令和３年 10 月に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き障害福祉関係施設におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

イ　アスベストの除去等について

アスベストの除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっており、補助制度を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

（６）障害福祉関係施設の木材利用の促進及びＣＬＴの活用について

障害福祉関係施設における木材の利用の促進及びCLTの活用に当たっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用について」（平成 28 年７月 21 日雇児発 0721 第 17 号、社援発 0721 第５号、障発 0721 第２号、老発 0721 第２号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やCLTの積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市区町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やCLTの積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続きご協力をお願いしたい。

（７）建設業の働き方改革について【関連資料７】

建設業においては、他産業に比べて賃金が低いことや、就労時間が長いことから、担い手の確保が課題となっており、働き方改革が進められている。社会福祉施設等施設整備費補助金においても、内示後短期間で着工するなど、適正な工期の確保が必要であり、工事の受注者のみでなく発注者においても理解が求められる。

また、当初計画時の工期で施行ができない場合には、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意した上で施工を進められるよう補助事業者への周知をお願いするとともに、補助事業者から予定期間内での事業完了が困難となった旨の報告があった場合には、必要に応じて繰越手続き等の対応をお願いしたい。

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和７年度予算額
50億円
（令和６年度補正予算額　108億円）

→

令和８年度予算案
40億円
（令和７年度補正予算額　101億円）

関連資料１

○　地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
（補助率：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／４、設置者１／４）

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。
増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

○　障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。







生活保護施設等の整備

○　生活保護法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、女性自立支援施設等）等の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



耐震化・防災対策の推進

○　障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。





1. 補助内容

○　社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等（※１）を行う場合に、その施設整備費等について、補助する。

※１　対象事業：①施設の一部改修、②附帯設備の改造、③冷暖房設備の設置等、④施設の模様替、
⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、
⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、
⑦介護用リフト等特殊附帯工事、⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等、⑨生産設備近代化整備　　等

※２　設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

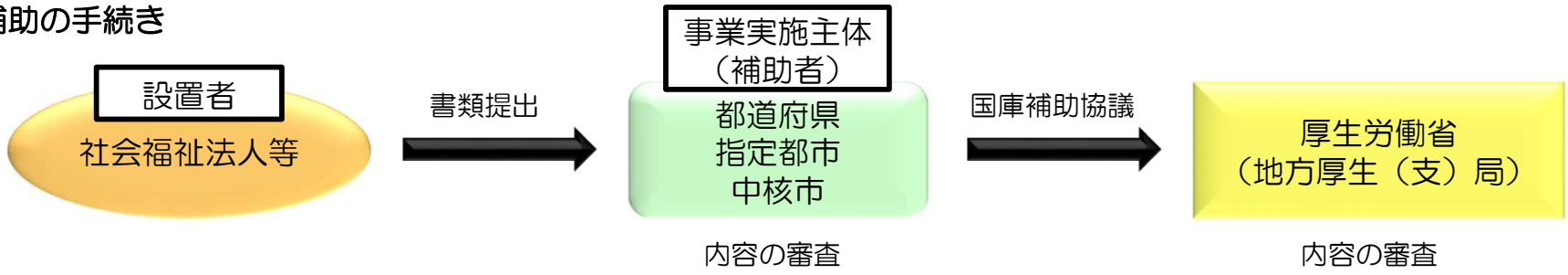
国庫補助を受ける場合

・社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害福祉施設等を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収又は整地に要する費用は対象外）

※　社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、ＮＰＯ法人、営利法人等

①負担割合　　国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／４、設置者１／４

②国庫補助の手続き



ア　施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ　内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生(支)局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ　厚生労働省（地方厚生(支)局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ　社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

関連資料４

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等（要請）

内閣官房、11府省庁

検査の結果4　各対策として実施した事業に係る効果の状況（報告書P59～64）

①工事の完了状況

各対策のうち、建築物等の施設の新設、耐震化等の工事を伴う内容となっている対策として実施した事業についてみたところ・・・

・359事業（33対策）は、**事業の内容が測量業務、設計業務等のみ**となっていて、工事を実施するものとなっていない

・うち**336事業**は、令和4年6月末現在、工事が施工中又は未着手で完了しておらず、災害発生時に3か年緊急対策として実施した**事業の効果が発現しない状況**（事業に係る支出済額計**69億7648万円**）　例：農林水産省「ため池に関する緊急対策」

②整備等を実施した施設や設備の被災状況

推進室は3年4月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による取組事例集」において、3か年緊急対策として事業を実施した後に発生した地震、台風、局地的な豪雨等の際に、事業の効果が発現した事例等を公表

一方

・9事業（5対策）は、整備等を実施した施設等が、事業実施後に発生した台風等の際に破損するなどして被災

・うち以下の1事業は、単に設計上想定すべき規模を超える台風等が発生したことなどにより被災したのではなく、**設備の設置に当たり台風等に対する検討が不十分**

例：文部科学省「学校施設における空調整備に関する緊急対策」

空調設備の室外機について、安定計算が行われておらず、強風に対する検討も不十分のため、架台と共に屋上に据え置かれただけとなっており、台風接近時に転倒、破損するなどして使用できず



上記のほか、事業の一部で事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況（4対策）、事業の一部で施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に発現するよう引き続き取り組む必要がある状況（8対策）あり

所見　推進室は、各府省庁と連携して、3か年緊急対策の各対策として実施した事業について、防災、減災等の**効果が十分に発現**するよう引き続き取り組んでいくこと

（対策の効果の発現状況に関する他の所見については報告書を参照）

Copyright©2023　Board of Audit of Japan

2. 例年のおおよその国庫補助協議スケジュール（当初予算分）

３月上旬　　：厚生労働省から地方自治体に対する事前の協議額調査

３月末　　：国庫補助協議書の提出（地方自治体　→　地方厚生（支）局）
　　（地方厚生（支）局における地方自治体ヒアリング）

４月下旬　　：国庫補助協議書の提出（地方厚生（支）局　→　厚生労働省）

６月中旬～下旬：厚生労働省から地方自治体へ内示

※　都道府県等においては、国庫補助協議の提出前に、整備事業の審査等を行っているが、個々の都道府県等におけるスケジュール等は把握していない。

3. 対象施設

＜障害者総合支援法上のサービス＞

日中活動系：
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護

居住支援系：
- 自立生活援助
- 共同生活援助（グループホーム）

訓練系・就労系：
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（Ａ型＝雇用型）
- 就労継続支援（Ｂ型＝非雇用型）
- 就労選択支援
- 就労定着支援

施設系：
- 施設入所支援

相談系：
- 相談支援事業所

＜その他＞

保護施設　：
- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

女性自立支援施設等：
- 女性自立支援施設
- 女性相談支援センター一時保護所

身体障害者社会参加支援施設：
- 補装具製作施設
- 盲導犬訓練施設
- 視聴覚障害者情報提供施設

その他　：
- 社会事業授産施設
- 福祉ホーム
- 応急仮設施設
- 日常生活支援住居施設
- 無料低額宿泊所

※　平成18年度に一般財源化したため、女性自立支援施設等を除き公立施設は補助対象外。

（参考）「第１次国土強靱化実施中期計画（令和７年６月６日閣議決定）

関連資料２

第１次国土強靱化実施中期計画【概要】

令和７年６月６日
閣議決定

第１章　基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）
○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）
○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）
- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用の推進
- 障害者、高齢者、こども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）
- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）
- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第２章　計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

第３章　計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靱化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	・個別避難計画作成 ・情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト ➡ 60施策	・迅速な航路啓開のための体制の整備 ・衛星通信システムに関する制度整備等 ➡ 109施策	・マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ・矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 ➡ 56施策	・病院におけるBCPの策定 ・災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 ➡ 65施策	・地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ・「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 ➡ 72施策

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

第４章　推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

１　施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討
設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靱化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換　等 ➡ 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化　等 ➡ 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築　等 ➡ 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化　等 ➡ 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備　等 ➡ 16施策（29指標）

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

２　対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・強力的に対応。（Ⅰ．防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、Ⅱ．ライフラインの強靱化：おおむね10.6兆円、Ⅲ．デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、Ⅳ．官民連携強化：おおむね1.8兆円、Ⅴ．地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第５章　フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）
○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進
○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

明確化したもののみを抜粋

２　社会福祉施設整備費補助金における国土強靱化対策について

国土強靱化としての社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象事業について、以下のとおり明確化する。

（１）耐震化整備について

① 新耐震基準施行（昭和56年６月１日）以前に建設された障害福祉サービス事業所等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）の改築、老朽民間社会福祉施設整備、大規模修繕等

② 新耐震基準施行（昭和56年６月１日）（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）以前に建設された障害福祉サービス事業所等（賃貸を含む。）から、新耐震基準を満たす別の建物への移転等（創設、大規模修繕等）

③ 新耐震基準施行（昭和56年６月１日）以前に建設された障害福祉サービス事業所等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）の廃止と一体的に実施される障害福祉サービス事業所等の創設

なお、新耐震基準施行以前に建築された障害福祉サービス事業所等の廃止と、新たな障害福祉サービス事業所等の創設が一体的に行われる場合は、同一敷地内であることを問わない。

④ 新耐震基準施行（昭和56年６月１日）以前に建設された障害者支援施設等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）の改築に当たって、障害者支援施設等の入所定員を削減し、共同生活援助事業所や短期入所事業所の整備を一体的に行う場合

※　耐震化整備における大規模改修等は、耐震化に資する内容に限る（天井等非構造部材の落下防止対策、地震被害の防止・軽減に資する老朽化対策等）。

（２）ブロック塀等の改修整備について　（略）

（３）水害対策強化整備について

○　対象区域（※）に所在する通所系サービスを含む全ての障害福祉サービス事業所等において行われる水害対策のための施設整備事業であって、大雨等の災害に備えて、利用者が円滑で安全な避難等を行うために必要な整備。

（例）

・　事業所等内の備蓄物資の倉庫や給水装置等の設置

※　水害対策のための施設整備が既に実施されている障害福祉サービス事業所等においても、利用者の更なる安全確保のために追加で異なる整備を実施することも可能。

※　対象区域

・　建築基準法（昭和２５年法律２０１号）第３９条により指定された災害危険区域に所在する障害福祉サービス事業所

（４）非常用自家発電設備の整備について

③ 太陽光等の再生可能エネルギーによる自家発電設備の導入、電気自動車の充電スタンド設置等多様なエネルギーを活用した電源確保に伴う整備

※　非常用自家発電設備が設置されている場合でも、既存設備において72時間分の電源が確保できない場合は、その設備の改造や、別の自家発電設備の整備を行うことを可能とする。

関連資料５

10.社会福祉施設等に整備する非常用設備等の耐震性（処置要求）

厚生労働本省
3億8426万円(背景金額)

施設整備補助金の概要

・厚生労働省は、事業主体が行う社会福祉施設等への非常用設備等の整備に対し、都道府県等が補助する事業に、施設整備補助金を交付

・非常用設備等の目的は、**地震等の災害による停電・断水時にも**、社会福祉施設等の機能を維持し、医療的配慮や日常生活上の支援が必要な**入所者等の安全を確保するためのもの**



・厚生労働省は、事業目的に照らし、**整備する非常用設備等について耐震性の確保等に係る必要な措置がなされていることを前提**に、都道府県等が**施設整備補助金を交付**するなどとしている

・厚生労働省が定めた交付要綱等には、施設整備補助金により整備する非常用設備等について**耐震性を確保する必要性等は示されていない**

検査の結果

・厚生労働省は、地方厚生（支）局において**耐震性が確保されているか確認することとはしておらず、**15都道府県及び69市区町は、**耐震性が確保されているか確認していなかった**



・上記の都道府県等から施設整備補助金の交付を受けた45事業主体（55事業所）は、請負会社から非常用設備等の整備時に**耐震性が確保されていることが分かる資料の提出を受けていなかった**



耐震設計指針によれば、設備機器は、原則、**アンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎等に固定することなどとされている**ため、上記55事業所の非常用設備等について検証

・非常用設備等がアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎に固定されておらず、耐震設計指針に照らすと、耐震対策が行われていない状態となっていた（7事業所）

・非常用設備等を固定するアンカーボルトについて、耐震設計指針を用いて耐震設計計算を行ったところ、安全とされる範囲に収まっていなかった（2事業所）

・非常用設備等がアンカーボルトにより固定されているが、使用されたアンカーボルトの強度が不明であるなどのため、耐震性が確保されているか確認できなかった（46事業所）

⇒ **必要な耐震性が実際に確保されていない場合**は、**地震の際に有効に機能しないおそれ**



要求する処置

・都道府県等に対して、**耐震性を確保する必要があることなどを周知する**こと
・地方厚生（支）局において**都道府県等が確認した内容を基に審査できるようにする**こと

Copyright©2022 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和3年度決算検査報告の概要pp.145-146を参照

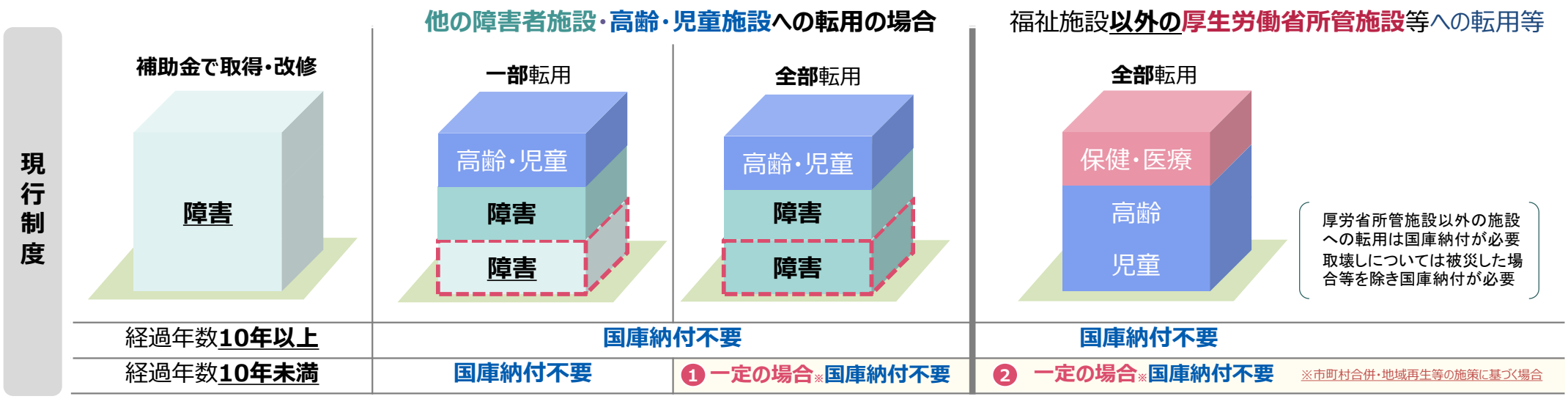
関連資料６

③地域の実情に応じた既存施設の有効活用

現状・課題

○　社会福祉法人、医療法人等が所有する施設等の財産について、取得・改修の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業等を行う場合であっても、財産取得から10年未満の転用の場合（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の承認要件を満たす場合を除く。）等には、原則、処分制限期間に対する残存年数等に応じた補助金の国庫返納が必要となっている。このような**制限の趣旨を踏まえつつ、柔軟な対応の検討**を行っていく必要がある。

○　サービス需要が減少する中山間・人口減少地域において、障害者支援施設等の機能を柔軟に変化させながら、地域の関係者との協働のもとでサービスを確保していくため、経過年数10年未満の施設等であっても、
・　一定の条件下における全部転用（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く）
・　一定の条件下における廃止（計画的な統廃合に伴う一定の機能を維持した上での廃止に限る）等
について、補助金の交付の目的に反するものとして返還を求められることのないよう、承認要件の見直しを検討することが考えられる。
　その際、障害福祉サービスのみならず横断的に福祉サービスを確保する観点から、障害者支援施設等から高齢者施設・児童福祉施設等への転用や、複数施設の統合といった**異なる分野も含めた横断的な検討が必要**である。



③地域の実情に応じた既存施設の有効活用

社会保障審議会障害者部会（第154回）・
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）
資料２から抜粋

今後の方向性

○　中山間・人口減少地域の**既存施設を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に対応**するため、国庫補助により取得・改修等をした障害者支援施設等を別の用途に供する際、**一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充**する。

○　具体的には、以下の場合における転用等の際には国庫納付を不要とする特例を設ける。

経過年数１０年未満の特例❶

当初の事業を継続することが**障害福祉計画等の達成に支障を生じるおそれがあると自治体が判断する場合**は、**福祉施設（障害・高齢・児童施設）への全部転用等（障害者支援施設等が含まれる場合に限る）**の際の国庫納付を不要とする。

経過年数１０年未満の特例❷

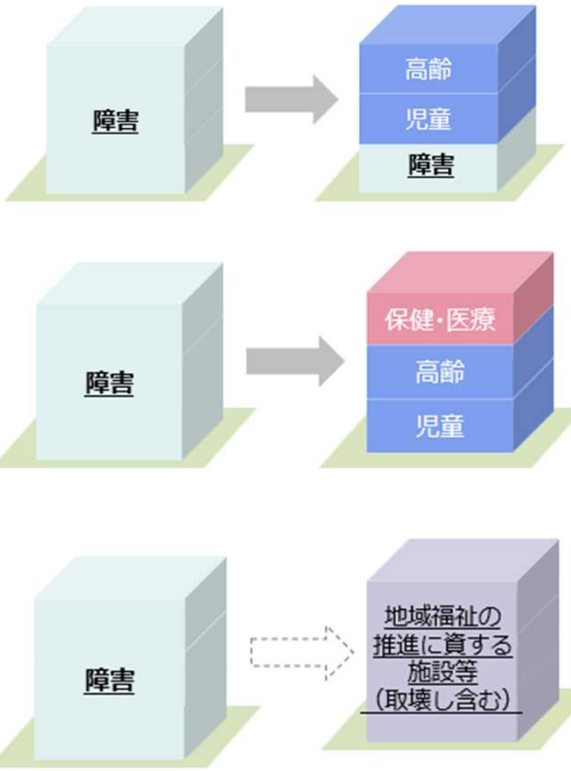
障害福祉サービスの利用者の急減等、真にやむを得ない場合において、他の施設との統合等のため**障害福祉サービス等事業を廃止する場合**は、**自治体、地域の事業者・関係者・住民との合意形成**を図った上で**障害福祉計画等へ位置づける**ことを条件に、**福祉施設以外の厚生労働省所管施設等（こども家庭庁所管施設、サービス付き高齢者向け住宅を含む。）**への転用等の際の国庫納付を不要とする。

厚労省所管施設以外への転用の特例

○　国の予算が各省各庁の長に対して配賦されることに鑑み、厚労省所管施設以外の施設への転用等については、被災した場合の取壊しを除き、経過年数10年以上であっても国庫納付を求めている。

○　他方、中山間・人口減少地域においては、既存施設の移転による機能の集約化を含めたサービスの再編が求められることも想定され、**既存施設を幅広い用途に活用することも想定**される。

<転用イメージ>



○　中山間・人口減少地域に所在する障害者支援施設等について、他の地域に当該障害者支援施設等の機能移転を行う場合であって、かつ、特例②のプロセスを経ているときは、厚労省所管施設以外の**地域福祉の増進に資する施設等への転用**や**取り壊し**の際の国庫納付を不要とする。また、この特例については経過年数10年以上のものに限ることとする。

厚労省所管施設以外の施設への転用は国庫納付が必要
取壊しについては被災した場合等を除き国庫納付が必要

工期に関する基準　詳細

国土交通省

● 第２章では、自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般にわたって考慮すべき事項について記載。

第２章　工期全般にわたって考慮すべき事項

（１）自然要因
- 降雨日・降雪日（雨休率の設定　等）
- 猛暑日（夏期におけるWBGT値31以上の場合の不稼働等）
- 寒冷・多雪地域における冬期休止期間　　等

（２）休日・法定外労働時間
- 時間外労働規制の遵守を徹底
- **週休２日（４週８休）**をすべての建設現場に定着させていくためには、**建設業界が一丸となった意識改革が必要**。価値観の転換のためには、**４週８閉所の取組は有効な手段の一つ**であると考えられる。また、維持工事など、工事の特性・状況によっては、**交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休２日（４週８休）の確保が有効な手段の一つ**であると考えられる。
- ただし、**必ずしも４週８閉所等が適当とは限らない工事が存在**する。
- 週休2日に当たっては、**日給制技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意**し、労務費等その他の必要経費に掛かる見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図る。

（３）イベント
- 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日　　等

（４）制約条件
- 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制限
- 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限

（５）契約方式
- 契約方式によっては、**受注者（候補者含む）が施工段階より前に工期設定に関与する場合**があり、**受注者の知見を設計図書等に反映**し、受発注者双方の協議・合意の上で、**施工段階の適正な工期を確保していくことが重要**
- **分離発注**の場合は、**発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定**すると共に、**前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う必要**がある。

（６）関係者との調整
- 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間　　等

（７）行政への申請
- 交通管理者（警察）との道路工事等協議、道路使用許可申請等に要する時間　等

（８）労働・安全衛生
- 労働安全衛生法等関係法令を遵守し、**労働者の安全を確保するための十分な工期を設定**することで、**施工の安全性を確保**するとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であり、契約締結に当たっては、**安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要**
- 勤務間インターバル制度等の働き方改革に資する取り組みも有効　　等

（９）工期変更
- 当初契約時の工期で施工ができない場合、**工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで施工**を進める。
- 工期変更等に伴う工期延長や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、**後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合は、受発注者間で協議の上、必要な請負代金の額の変更等、適切な変更契約を締結。**

（※）受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映

（１０）その他

８　障害福祉サービス事業の適切な運営について

（１）障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

ア　障害者自立支援給付費国庫負担金の再確定について

障害者自立支援給付費負担金については、令和５年度以前（Ｒ１～５）の交付額について、令和７年度において再確定を行っている。（862 件、返還額 910 百万円・追加交付額 760 百万円）

これは、会計検査院による検査や市区町村における自主監査等によって、国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。その結果、関係者各々の事務負担も増加しているものである。

各都道府県におかれては、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市区町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認の際には二重のチェックを行うなど、市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

【会計検査院による主な指摘事項】

- 令和５年度の居宅介護等給付費及びその他給付費に係る実支出額について、５年４月から６年３月までの障害福祉サービス等の提供に係る額を基に算定するなどしていたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。
- その他給付費に係る基準額及び実支出額について、誤って利用者負担額を控除していなかったため、基準額及び実支出額が過大に計上されていたしていたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。
- 就労移行支援に係る訓練等給付費の算定に当たり、定員超過利用減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に 100 分の 70 を乗じていないなどしていたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。

イ　事業者からの自立支援給付費に係る返還に伴う障害者自立支援給付費国庫負担金の取扱いについて

会計検査院において、都道府県等が実施した指導監査等を踏まえ、事業者に過大に支払われていた自立支援給付費があることが判明した場合における、障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告書の取扱いについて検査した結果、国庫負担対象事業費の算定に当たり、要返還額を実支出額から控除していない事例や、要返還額のうち事業者から収納があった金額のみを実支出額から控除する取扱いとしており、本来控除すべき要返還額の全額を実支出額から控除していなかった事例が確認された。

ついては、「障害者自立支援給付費国庫負担金の再確定について」

（令和６年９月６日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉財政係事務連絡）等において、市町村に対し、負担金の交付額の算定に当たり、要返還額を実支出額から控除して国庫負担対象事業費を算定する必要があること、事業者からの返還の有無にかかわらず要返還額の全額を実支出額から控除して国庫負担対象事業費を算定する必要があることについて、改めて周知するとともに、事業者からの自立支援給付費の返還に伴う負担金の取扱いに係る具体的な手続き等について周知しているため、手続きにあたって遺漏なきようお願いする。

ウ　障害者自立支援給付費国庫負担金の返還について

障害者総合支援法に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされている。また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとして国庫負担金を交付している。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第１項又は第２項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならず、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第 18 条第３項に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用されないこととなる。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、各都道府県において、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただきながら、上記アに記載した、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくようお願いしたい。

（２）情報公表制度・経営情報の見える化について【関連資料１】

障害福祉サービス等情報公表制度については、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスの選択に資すること等を目的として、毎年、障害福祉サービス等事業者の情報の公表にご協力いただいている。しかしながら、公表情報については、年度ごとの更新をお願いしているが、現時点において、過去に登録された情報が更新されていない事業所や、公表に向けた作業が滞っている事業所情報がある。そのため、令和６年度報酬改定におい

て、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を導入した。また、第８期基本指針において、各都道府県等における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を 100％とする成果目標を追加する予定である。各都道府県等におかれては、引き続き、管内の状況を把握し、より一層管内事業者に対して、情報公表制度の趣旨を周知し報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

特に、事業所等の財務状況については、直近の事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）も公表情報に含まれるものであるので、未公表の事業所への指導、速やかな公表をお願いする。

なお、令和６年度より、省令を改正し、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとしているので、ご了知の上、適切な対応をお願いする。

また、経営情報の見える化については、障害福祉サービス等についての国民による現状・実態の理解を促進し、障害福祉の現場における人材不足の状況、事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、３年に１度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握する観点から、令和７年度より取組を進めている。下記のとおり、経営情報データベースを整備し、令和７年８月より、障害福祉サービス等事業者からの報告を開始しているので、積極的な報告を促していただくようお願いする。

（経営情報データベース）

- 報告対象：原則全ての障害福祉サービス事業者等（現行の情報公表制度と同様）
- 報告項目：事業所・施設の収益及び費用の内容や職員の職種別人員数、その他必要な項目等
- 報告方法：情報公表システム上の経営情報データベースを活用して、毎会計年度終了後３月以内に報告（令和７年度については令和８年３月末までの報告で可）
- 公表方法：収集情報については、介護分野と同様に、グルーピングした分析結果を都道府県知事・厚生労働大臣において公表（集計・公表方法の詳細については、現在検討中）

詳細については、今後随時、通知等でお知らせしていくので、よくご確認いただきたい。

また、経営情報について、令和８年１月末時点で、都道府県等へ報告し

ている事業所の割合は、全国で 20%程度と低調であるため、令和８年３月末の報告期限までに全ての事業所から報告をいただくよう、未報告の場合には前述の「情報公表未報告減算」の適用もある旨を喚起し、事業所等に対する丁寧な周知と適切な対応をお願いする。

（３）ＢＣＰ策定について【関連資料２】

業務継続計画（ＢＣＰ）については、令和６年度より策定を義務化し、さらに、令和６年度報酬改定において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」を創設したところである。

各都道府県等におかれては、引き続き、管内事業者に対して業務継続計画作成の趣旨を周知し、厚生労働省において提示しているガイドラインやひな形も活用いただき、計画の作成を促していただくようお願いする。

また、業務継続計画に実効性を持たせるためには、危機発生時においても迅速に行動ができるよう関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行い、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことが重要となるので、業務継続計画の策定状況と併せて、一連の取組状況について、確認、指導をお願いするとともに、業務継続計画や情報公表未報告事業所に対しても予算事業を活用し、研修会を開催するなど事業所に対するきめ細かい支援をお願いしたい。

＜厚生労働省 HP（障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等）＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

＜参考（活用できる補助事業）＞
・　「障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業（都道府県等実施分）」（令和７年度補正予算事業）
※　いずれも、都道府県事業（政令市、中核市も実施可）

（４）障害福祉の現場におけるハラスメント対策について【関連資料３】

障害福祉サービス等におけるハラスメントへの対応は、サービスを継続するための人材の確保や定着を図るだけにとどまらず、発生の背景要因を分析すると様々な意味を持っている。例えば、利用者・家族等が事業者への不満や不信を感じたことで感情的に発生するものや、利用者の心身の状況と職員の支援方法とのミスマッチによって発生するもの等が考えられ、対応を通じてサービスの質の向上や利用者の状態に合った支援方法の検討にもつながる。一方で、事業者がハラスメントに適切に対応せず、職員が不満や精神的ストレスを抱えこむと、利用者への報復（虐待）につながってしまう可能性もある。

こうした背景から、厚生労働省では、令和３年度に、障害福祉の現場に

おける利用者や家族等によるハラスメントの実態を伝えるとともに、障害福祉サービス等事業者として取り組むべき対策などを示した、障害福祉サービス等事業者向けの「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」、職員向けにハラスメントに関する基本的な知識や対応を整理した「職員向けリーフレット」を作成している。また、令和４年度に、事業所内での利用者や家族等によるハラスメント対応を実現する手段の一つとして、前述のマニュアルに基づく研修素材及び職員向け動画を作成している。

各都道府県等におかれては、管内事業者に対してハラスメント対策の趣旨を周知し、厚生労働省において提示しているマニュアルや研修動画も活用いただきながら、確実なハラスメント対策の実施を促していただくようお願いする。

また、ハラスメント対策にあたっては、関係機関との連携も重要であるため、地方公共団体をはじめとする行政や関係各機関と障害福祉サービス等事業者が日頃から連携する仕組みの構築等についても、マニュアル等を参考に進めていただきたい。

＜障害福祉の現場におけるハラスメント対策＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00012.html

令和７年６月に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和７年法律第63号）が成立し、令和８年１月に開催された第89回労働政策審議会雇用環境・均等分科会において、令和８年 10 月１日から、カスタマーハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられる予定とされた。

このような状況下で、障害福祉サービス等の人材確保等の観点から、従事者が安心して働くことのできる職場環境や、労働環境を整えることが重要であることから、令和８年度には、障害福祉分野における利用者や家族等によるカスタマーハラスメントへの対応として、カスタマーハラスメントの実態把握や、事業者として取り組むべき対策などを示すために、調査研究の実施と対策マニュアルの見直しや、事例集の作成を予定している。また、カスタマーハラスメント対応について、令和９年度報酬改定において運営基準省令等への位置づけも検討しているため、ご承知おきいただきたい。

なお、カスタマーハラスメントへの対応にあたっては、職員の安全に配慮する必要性は前提としつつ、利用者の障害特性等も考慮しながら行動に至る背景や利用者の状態等も踏まえ対応すること、対応の結果により利用者の生活等を阻害することがないよう留意いただきたい。

（５）利益供与等の禁止について

障害福祉サービスは、障害者自らサービスの内容や質に基づき選択し、利

用すべきものであり、指定障害福祉サービス事業者等の紹介・選択が公正中立に行われるよう、指定基準第 38 条において、利益供与等の禁止について規定している。

当該規定で禁止される利益供与先は、障害福祉サービス事業者以外の者を含むものであり、例えば、指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うことは、当該規定に違反するものであり、ご留意いただきたい。

詳細は、令和７年３月 31 日付けで、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月６日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成 26 年１月 23 日障発 0123 第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正しているため、ご参照いただきたい。

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

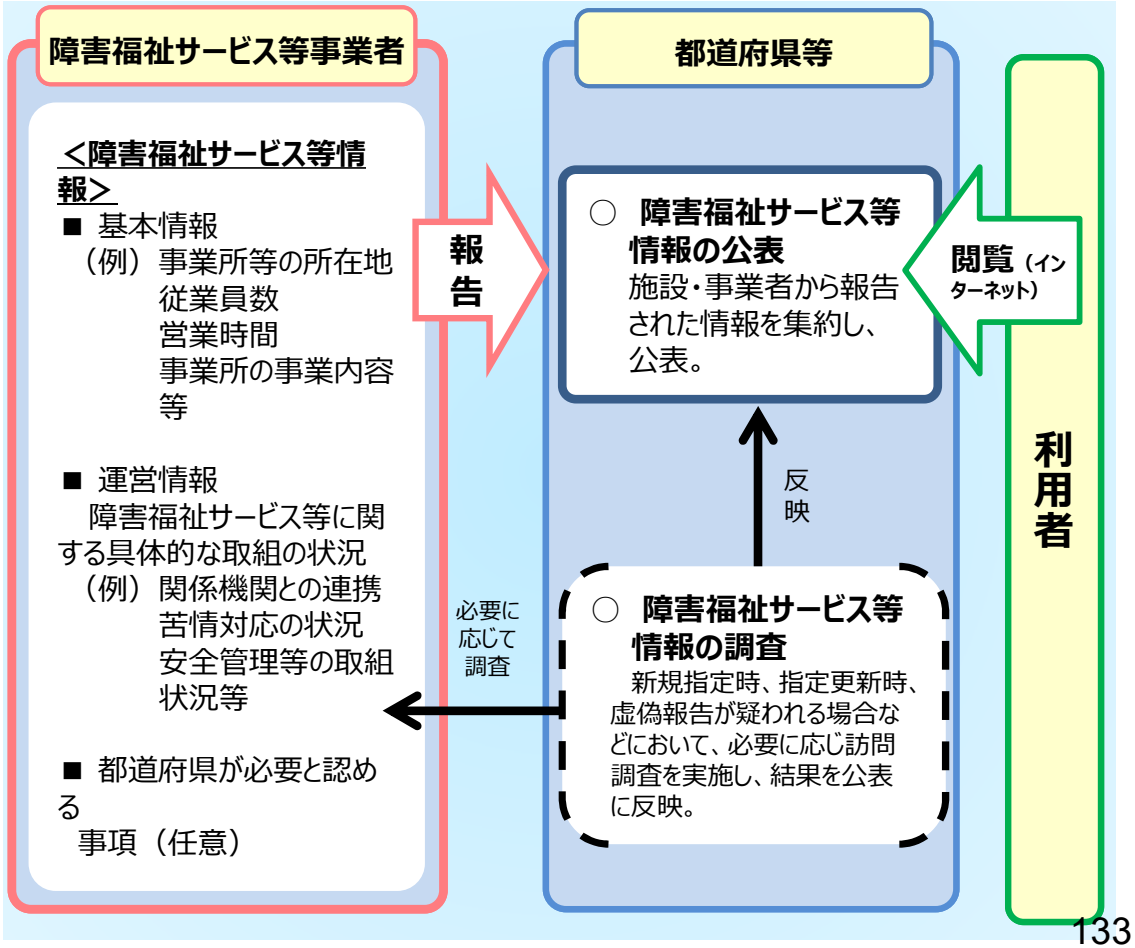
関連資料１

1. 趣旨・目的

○　障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

○　このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。（平成30年4月施行）。

【制度概要】



【ＨＰ画面】



【事業所詳細情報】



情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

○　利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。

○　また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

・100分の10に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

・100分の５に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

○　障害者総合支援法第76条の３の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

○　都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の３の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

障害福祉サービス等情報公表制度における公表の推進について

障害福祉サービス等情報公表制度における公表状況等

１．平成30年４月１日改正総合支援法等施行

２．平成30年９月28日、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上に「障害福祉サービス等情報検索サイト」を開設し、公表開始

３．令和8年2月13日現在：掲載事業所数204,337件
参考：令和7年9月において、国保連を通じて報酬請求があった指定事業所数167,804件

４．障害福祉サービス等情報公表サイト ヒット数
- 令和５年度：141,661,555件
- 令和６年度：166,626,996件
- 令和７年度：154,489,998件（令和8年1月末現在）

令和７年度における更新状況及び公表の推進について

○ 令和7年度における事業所等情報の更新率（※）は全体で75.7%である。（令和8年2月13日現在）
※ 更新率には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。

○ 利用者に最新の情報提供を行えるよう、引き続き最新情報への更新についてご協力をお願いします。

○ また、災害発生時における被災状況の報告システムである「障害者支援施設等災害時情報共有システム」については、本システムにおける公表施設の情報が連携されており、各都道府県等においては、未公表事業所に関する情報公表の促進についてご協力をお願いするとともに、最新の施設情報の掲載についてご協力をお願いします。

○ 利用者の視点に立った良質なサービス選択に資する情報を提供するため、各都道府県等において掲載情報の充実について引き続きシステムを活用した積極的な情報登録をいただくよう周知をお願いします。

【参考】障害福祉サービス等情報更新状況について（令和８年２月13日現在）

都道府県	更新率	都道府県	更新率
北海道	64.4%	滋賀県	78.0%
青森県	98.0%	京都府	56.8%
岩手県	85.8%	大阪府	67.8%
宮城県	78.2%	兵庫県	69.1%
秋田県	86.4%	奈良県	58.5%
山形県	89.3%	和歌山県	89.0%
福島県	97.4%	鳥取県	72.0%
茨城県	70.6%	島根県	99.3%
栃木県	74.5%	岡山県	84.7%
群馬県	65.4%	広島県	97.8%
埼玉県	63.2%	山口県	88.9%
千葉県	67.2%	徳島県	83.5%
東京都	69.9%	香川県	72.9%
神奈川県	79.6%	愛媛県	88.7%
新潟県	98.1%	高知県	89.7%
富山県	78.7%	福岡県	88.6%
石川県	89.9%	佐賀県	93.2%
福井県	83.0%	長崎県	85.7%
山梨県	73.8%	熊本県	95.5%
長野県	93.7%	大分県	68.4%
岐阜県	91.3%	宮崎県	59.7%
静岡県	90.4%	鹿児島県	67.6%
愛知県	83.9%	沖縄県	87.5%
三重県	67.3%		

政令市	更新率
札幌市	63.1%
仙台市	94.3%
さいたま市	71.0%
千葉市	69.2%
横浜市	83.3%
川崎市	64.7%
相模原市	91.2%
新潟市	85.4%
静岡市	81.7%
浜松市	81.6%
名古屋市	79.1%
京都市	76.3%
大阪市	65.2%
堺市	59.0%
神戸市	73.1%
岡山市	81.5%
広島市	75.9%
北九州市	73.1%
福岡市	82.4%
熊本市	62.3%

中核市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率
函館市	71.9%	甲府市	83.0%	倉敷市	93.8%
旭川市	95.6%	長野市	89.8%	呉市	95.0%
青森市	80.2%	松本市	89.0%	福山市	90.0%
八戸市	81.8%	岐阜市	92.0%	下関市	85.2%
盛岡市	99.8%	豊橋市	89.8%	高松市	66.1%
秋田市	87.3%	岡崎市	65.2%	松山市	82.8%
山形市	99.3%	一宮市	89.6%	高知市	81.5%
福島市	88.5%	豊田市	75.7%	久留米市	72.6%
郡山市	81.6%	大津市	88.8%	長崎市	70.5%
いわき市	81.9%	豊中市	72.0%	佐世保市	69.3%
水戸市	56.1%	吹田市	67.9%	大分市	59.4%
宇都宮市	87.6%	高槻市	98.4%	宮崎市	77.1%
前橋市	78.9%	枚方市	68.3%	鹿児島市	73.1%
高崎市	90.1%	八尾市	71.4%	那覇市	77.9%
川越市	94.2%	寝屋川市	60.5%		
川口市	70.5%	東大阪市	88.9%		
越谷市	77.7%	姫路市	75.4%		
船橋市	91.5%	尼崎市	70.5%		
柏市	80.1%	明石市	78.2%		
八王子市	73.1%	西宮市	93.6%		
横須賀市	86.0%	奈良市	5.4%		
富山市	79.9%	和歌山市	68.1%		
金沢市	81.2%	鳥取市	87.1%		
福井市	83.9%	松江市	99.5%		

一般市	更新率
栃木市	78.7%
我孫子市	76.8%
大府市	74.2%

特別区	更新率
港区	43.1%
品川区	62.9%
世田谷区	80.1%
中野区	72.2%
豊島区	55.6%
荒川区	68.9%
板橋区	56.2%
葛飾区	88.3%
江戸川区	80.2%

※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。

【変更がない場合も報告を！】

情報公表制度において求める毎年度の情報更新については、既に公表されている情報に変更がない場合でも、「変更がない」旨の報告が必要となります。

各事業者の届出機能において、ボタン操作一つで届出が完了する「一括更新」の機能を提供しておりますので、当該機能を活用した届出について周知いただき、最新情報の公表に努めていただきますようお願いします。

障害福祉サービス等情報公表システムの周知について
（各自治体ホームページへのリンクバナー設置のお願い）

各自治体ホームページへのリンクのお願い

利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できる検索ツールとして、これまでも各自治体ホームページへのリンクをお願いしたところですが、**リンク未設定の自治体におかれましては、システムの運用管理を行う（独）福祉医療機構を通じてバナーの提供を行っているので、各自治体のホームページや障害福祉サービスに関するページへのリンク設定について**ご協力をお願いします。

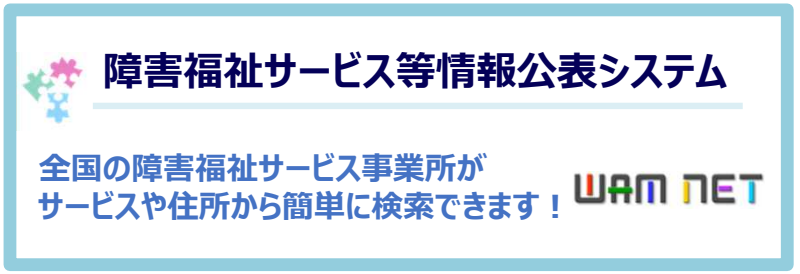
掲出バナーの貼付を希望する自治体におかれては、以下のURLよりダウンロードをお願いします。

＜ダウンロードURL＞
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/sfkouhyoout_banner/

＜パターン１＞



＜パターン２＞



財務状況の見える化システム運用保守業務（障害福祉サービス等情報公表システム）

令和８年度予算案　2.3億円　（ 2.3億円）　※（）内は前年度当初予算額

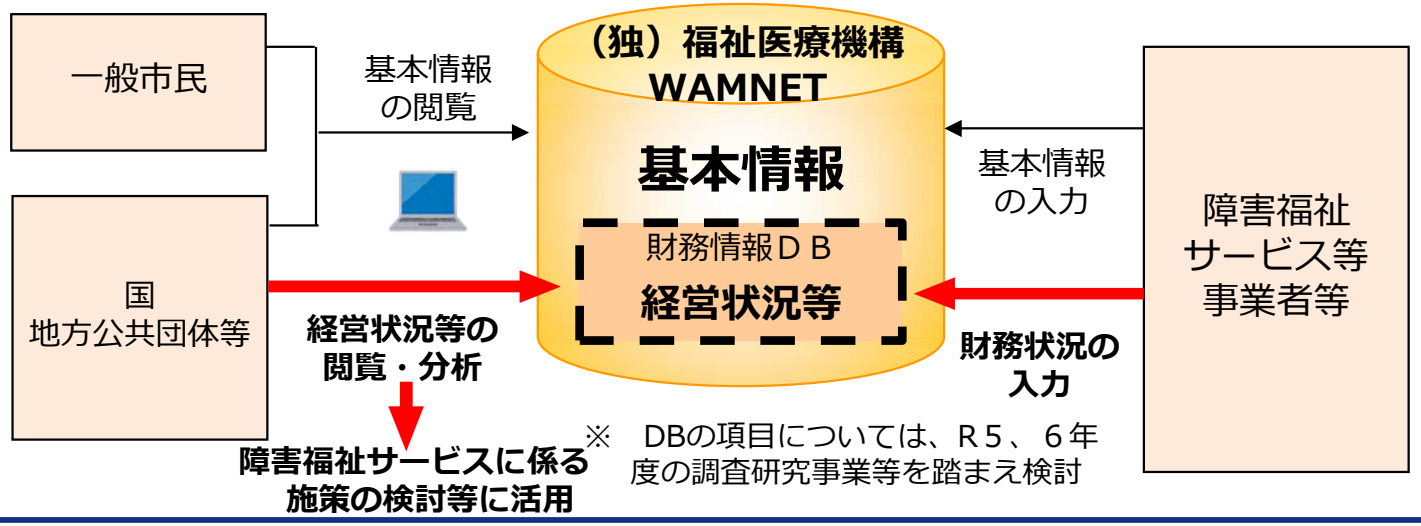
1　事業の目的

○　障害福祉サービス等事業者は、法令上、財務状況の公表が義務化されているにも関わらず、障害福祉サービス等情報公表制度における財務状況の公表率は、全事業所等の４割程度にとどまっており、また、情報公表システム上では、財務諸表等は事業所ごとにＰＤＦで掲載されており、横串を刺して比較・分析できるような仕組みになっていない。また、障害福祉サービスは、サービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、経営の透明性を確保する必要があり、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性向上を図るもの。

○　令和６年度中に財務状況のデータベースを構築したため、令和８年度については令和７年度と同様に、運用保守経費を要求する。

2　事業の概要・スキーム

障害福祉サービス等事業者から詳細な財務の状況の提供を求め、（独）福祉医療機構（ＷＡＭ）において、当該経営情報を公表するために必要な経費を要求するものである。



3　ＤＢ化のメリット

○　データを横串で分析可能となり、経年比較の分析も可能となる。

○　統計調査で実施している経営状況等調査との比較も可能となり、より精緻に経営状況の分析が可能となる（ひいては報酬改定の基礎データともなり得る）。

○　今後、従事者の平均賃金等の情報も追加可能となれば、職員の処遇改善につなげることも可能となり、障害福祉職員の人材確保にもつなげることが可能。

4　交付先（実施主体）等

交付先：独立行政法人福祉医療機構

補助率：定額

障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応

○　障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、３年に１度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握することは重要。
○　障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、令和７年度より、以下のように対応。

介護分野の対応

１．経営情報データベースの整備

○　介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設

２．情報公表制度の拡充

＜財務状況の公表＞
○　障害福祉分野の取組等を踏まえ、介護サービス情報公表制度において、公表事項として、事業所等の財務状況を追加
（※）省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）・資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）・貸借対照表（バランスシート）の報告を求める

＜一人当たり賃金の公表＞
○　介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報として、「一人当たり賃金」を追加
（※）省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化

障害福祉分野の対応

○　現行の障害福祉サービス等情報公表システムの仕組みを活用しつつ、経営情報データベースを整備
○　介護分野の仕組みと同様、収集情報についてグルーピングした分析結果を公表

＜財務状況の公表＞
○　障害福祉分野においては、情報公表制度創設時から対応済み
（※）省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）の報告を求めている

＜一人当たり賃金の公表＞
○　介護分野と同様、障害福祉サービス等情報公表制度において、「一人当たり賃金」を任意での公表情報に追加
（※）省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化

障害福祉サービス事業者等の経営情報データベースの整備

障害福祉サービス事業者等の経営情報の報告及び公表について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）における必要な規定の整備を行う。

報告対象となる障害福祉サービス事業者等

○ 原則、全ての障害福祉サービス事業者等が報告対象

○ ただし、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものについては、報告対象から除外
（※現行の障害福祉サービス等情報公表制度と同様）

障害福祉サービス事業者等に報告を求める項目

1）事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
2）事業所・施設の収益及び費用の内容
3）事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
4）その他必要な事項

（上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）」を求める（通知事項））

障害福祉サービス事業者等から都道府県知事への報告方法

● 報告期限
毎会計年度終了後３月以内
※初回に限り、令和７年度内に提出で可

● 報告手段
都道府県知事の定めるところ
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して報告）
※システムへの入力負担軽減の観点から、令和6年度調査研究事業において、事業者が使用する各種会計基準から、経営情報データベースへの入力用にデータ変換を行うツールを作成

都道府県知事の公表方法

● 報告内容について、当該情報を調査及び分析した内容（グルーピングした分析結果）を公表
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表が可能）

厚生労働大臣による公表

● 経営情報データベースの開発・整備
（（独）福祉医療機構の運営するＷＡＭＮＥＴ上に構築）

● 全国の情報（グルーピングした分析結果）を公表
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表）

経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について①

○　経営情報の見える化等に係る通知については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

１．経営情報の項目

【報告の単位】
○　事業所単位で報告する。ただし、事業所ごとの会計区分を行っていないなどのやむを得ない場合は法人単位で報告しても差し支えない。

【項目の内容】
［事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報］
○　決算月、会計期間、法人等の採用している会計基準、消費税の経理方式、サービスの種類

［職種別の職員数・職員給与の状況］
○　入力単位、常勤・非常勤ごとの把握状況

［事業所又は施設の収益及び費用の内容］
○　会計の区分状況

○　障害福祉サービス等事業収益
- うち自立支援給付費等収益
- うち利用者負担金等収益

○　障害福祉サービス等事業費用（「人件費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」「その他の費用」の合計）
- 人件費
  - うち給与
  - うち役員報酬
  - うち退職給付費用
  - うち法定福利費
- 業務委託費
  - うち給食委託費
- 減価償却費

経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について②

○　経営情報の見える化等に係る通知については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

１．経営情報の項目

【項目の内容】
［事業所又は施設の収益及び費用の内容］
○　障害福祉サービス等事業費用（「人件費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」「その他の費用」の合計）
- 水道光熱費
- その他の費用
  - うち材料費
    - うち給食材料費
  - うち研修費
  - うち本部費
  - うち車両費
  - うち控除対象外消費税等負担額

○　事業外収益
- うち受取利息配当金
- うち運営費補助金収益
- うち施設整備補助金収益
- うち寄付金

○　事業外費用
- うち借入金利息

○　特別収益

○　特別費用

○　法人税、住民税及び事業税負担額

経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について③

○　経営情報の見える化等に係る通知については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

１．経営情報の項目

【項目の内容】
［事業所又は施設の収益及び費用の内容］
○　複数の障害福祉サービス事業の有無

○　障害福祉サービス等事業以外の事業の有無（医療、介護、その他）

○　医療における事業収入

○　医療における延べ在院者数

○　医療における外来患者数

○　介護サービスにおける事業収益

○　介護サービスにおける延べ利用者数

○　就労支援事業・授産事業収益

○　措置費収益

○　その他の事業における収益

２．情報公表制度の拡充（都道府県等が任意設定の項目）

【従業者に関する情報】
○　離職率、勤務時間（シフト体制等）、賃金体系、一人あたり賃金や有給休暇の取得状況　等

経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について④

○　経営情報の見える化等に係る通知については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

３．障害福祉サービス等事業者から各都道府県等への報告について

※　経営情報の見える化の報告については、各都道府県等の実施要綱等に規定するが、その期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

［報告の開始］
○　毎会計年度終了後
※　ただし、令和７年度については令和７年８月末以降

［報告の期限］
○　毎回会計年度終了後３月以内
※　ただし、令和７年度については令和７年度末までの報告で可。

［公表の時期］
※　令和７年度分については、令和８年４月～（予定）

障害福祉サービス等情報公表制度における公表事項（任意）の追加

○　介護サービス情報公表制度において、令和６年度より、一人当たり賃金が任意での公表情報に追加されたことを踏まえ、障害福祉サービス等情報公表制度においても、一人当たり賃金の公表について、任意での公表情報に追加する（公表内容は通知で規定）。

○　この点、法令上、都道府県知事が、情報の提供を希望する障害福祉サービス事業者等から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する（省令改正）。

※１　公表にあたっては、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形での公表を可能とすることとする。（通知事項）
※２　原則として、事業所又は施設単位とする。ただし、障害福祉サービス事業者等の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている障害福祉サービス等事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正（案）】

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十　法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び労働時間、賃金その他の情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

※児童福祉法施行規則も同様の改正を行う

＜参考＞障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

第七十六条の三　（略）

２～7　（略）

８　都道府県知事は、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）であって主務省令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

関連資料２

概要

【全サービス】

○　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

・100分の３に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

・100分の１に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

○　以下の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。

・　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること

・　当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※　令和７年３月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和７年３月31日までの間、減算を適用しない。

※　就労選択支援については、令和９年３月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

障害福祉現場におけるハラスメント対策マニュアル・リーフレット

経緯

○　令和２年１月に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が策定され、顧客等からの著しい迷惑行為に関し、**事業者は相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や被害者への配慮、虐待防止のためのマニュアル作成や研修の実施等が有効である**旨が示された。

○　これらの取組は、人材確保や定着のため、職員が安心して働くことのできる職場環境等の整備の観点からも重要である。

○　こうした背景を踏まえ、**障害福祉の現場における利用者や家族等によるハラスメントの内容等を確認し、事業者として取り組むべき対策などを示す**ことを目的に調査研究を実施し、事業者向けマニュアル及び職員向けリーフレットを制作。

事業者向けマニュアルの概要

サブタイトル：職員が安心して働ける職場作りのために

マニュアルの項目：

①　なぜ利用者や家族等によるハラスメント対応の整備が求められるのか

②　（職員からの相談の）受付から対応までの流れ
　　職員全員が理解しておくこと

③　相談受付担当者の役割

④　解決責任者の役割

⑤　事業者内での協議の役割

⑥　第三者委員、関係機関との連携

⑦　分析と改善～ハラスメント対応を再発防止につなげる　等

職員向けリーフレットの概要

サブタイトル：利用者・家族からハラスメントを受けたら、
　　まずは相談してください

リーフレットの項目：

①　ハラスメントとはどのような行為を指すのか
　～ハラスメントを受けたら、安心して相談しましょう～

②　ハラスメントを受けたらどうすればよいか
　～その場での対応、再発を防ぐための取組など～

③　相談する際に整理して伝えると良いこと
　行為の内容、直後の対応、心身への影響、対応方針など

④　ハラスメントを目撃したらどうするか

⑤　外部相談窓口の紹介　　等

※障害福祉の現場におけるハラスメントに関する調査研究（令和３年度障害者総合福祉推進事業）

障害福祉現場におけるハラスメント対策・職員向けリーフレット（概要）①

1．利用者や家族等によるハラスメントとはどのような行為を指すのか

利用者や家族等によるハラスメントは次のように整理されます。

（1）身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

例）・身体的暴力を振るわれた、振るわれそうになった（つねられる、ひっかかれる、たたかれる、蹴られる、など）
・物を破壊する、攻撃されるなど、恐怖を感じる行為をされた

（2）精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例）・脅迫する発言を受けた
・契約や制度上、提供できないサービスを繰り返し要求された
・人格や能力を否定する発言をされた

（3）セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為

例）・サービス提供時、不必要に身体に接触された、接触されるようなことがあった（手を握られる、抱きしめられる、など）
・性的な発言をされた、繰り返し言われるようなことがあった
・性的な関係を迫られた

※障害福祉の現場におけるハラスメントに関する調査研究（令和３年度障害者総合福祉推進事業）

障害福祉現場におけるハラスメント対策・職員向けリーフレット（概要）②

2．ハラスメントを受けたらどうすればよいか

相談することと同様に、自身で身を守ることも重要です。
日頃から管理者や同僚と相談しながら、いざというときの対策を考えていきましょう。

（1）その場で対応

- **自身が嫌な思いをしていることを伝える**

  職員は利用者を支援するという立場のため、ハラスメントを受けても我慢をしてしまいがちですが、ご自身が嫌な思いをしていること・止めてほしいことを伝えることは大切です。伝え方によっては逆にエスカレートしてしまうこともありますので、日頃から職場内で利用者さんに合った伝え方を考えておきましょう。

- **応援を呼ぶ・対応を代わってもらう**

  ハラスメントを受けたと感じたら、迷わず応援の職員を呼ぶか、対応を代わってもらいましょう。一人で抱え込まないことが重要です。

- **その場を離れる**

  利用者の安全が確保されていることが前提ですが、物理的に距離を取ることにより感情の鎮静化が図られる場合があります。それにより、利用者が自身の言動について不適切であったことに気づくきっかけに繋がるかもしれません。

（2）再発を防ぐ

- **報告・共有する**

  ハラスメントがあった際には必ず管理者等に報告し、記録を残しましょう。また、会議などで情報を共有することで、職場全体でハラスメントが再び起きないように対応を考えましょう。一人で抱え込まずに組織として対策を検討することが大切です。

- **発生した背景を考える（支援方法などの見直しにつなげる）**

  利用者・家族等がその言動に至った背景を考えましょう。心身の不調や生活上のストレスなどが、ハラスメントに繋がっている可能性があります。また、原因は一つでなく、本人の体調や環境などのいくつかの要因が合わさっている場合もあります。管理者や同僚とも相談して、支援方法や環境の見直し・改善をすることで再発を防ぎましょう。

※障害福祉の現場におけるハラスメントに関する調査研究（令和３年度障害者総合福祉推進事業）

障害福祉現場におけるハラスメント対策マニュアル（対応事例①）

事例１　ドライバーが利用者に殴られた
利用者：Aさん（精神障害、障害支援区分２）
事業者：就労継続支援Ｂ型

概要

朝の送迎中、A さんにドライバーが急に殴られた。事業所へ到着した後、報告を受けた管理者からご家族に連絡し、事業所へ来ていただくことにした。その間、A さんとドライバーへ聞き取りを行い、A さんのご家族が到着された後に聞き取った当時の状況を説明した。その日はご家族と共に一旦ご帰宅いただいた。

対応経過

翌日に改めて A さん・ご家族との面談を実施した。A さんの状況を確認し、医療機関や相談支援事業所と連絡を取り、今後の対応を検討した。その結果、服薬内容の調整が実施され、家庭内で落ち着きが認められるまで、サービスの利用を見合わせることとした。

事業所では A さんの利用再開に伴って、運転席と後部座席の間にパーテーションを設置した。また、ドライバーの気持ちが落ち着くまでは他職員が対応することにした。

行為の発生から数か月後に A さんとドライバーの状況が安定してから、対応を以前の状態に戻した。

対応のポイント

・行為があってから、事業所に到着後すぐに管理者へ報告した。
・管理者がＡさんとドライバーの双方から話を聞き、事実確認に努めた。
・医療機関や相談支援事業所と連携し、服薬内容の調整など適切な対応がとれた。
・行為の発生を受けて、再発防止の対策を講じたり、ドライバーの気持ちに配慮して一時的にＡさんから距離を取ったりする等の対応を行い、職員の安全と安心を確保した。

事例２　電話対応中にＢさんから脅された
利用者：Ｂさん（精神障害、障害支援区分３）
事業者：居宅介護

概要

電話対応中、Ｂさんが自身の望む回答を得られなかったために、暴言や強い口調で脅された。その場では傾聴や受容に徹したが、一方的に電話を切られてしまった。

対応経過

後日に冷静に話し合えるタイミングで、Ｂさんが客観的な理解ができるよう電話の内容の振り返りを行った。責めずに話すことにより、Ｂさんも冷静に考えることができ、本人からの謝罪に繋がった。

対応のポイント

・行為があった際に、不調の背景要因を想像した。
・その場で反論などをせずに一旦受容に徹したことで、エスカレートさせずに済んだ。
・後日にＢさんが落ち着いた状況で一緒に振り返りをして、Ｂさんも事実を把握できるようにサポートしたことで、本人が自らの言動を客観的に捉えられた。

※障害福祉の現場におけるハラスメントに関する調査研究（令和３年度障害者総合福祉推進事業）

障害福祉現場におけるハラスメント対策マニュアル（対応事例②）

事例３　Ｃさんから支援拒否や暴言を受けた
利用者：Ｃさん（身体障害、障害支援区分６）
事業者：施設入所支援

概要

Ｃさんは職員に対する暴言や介護拒否、支援方法について非難する等の言動がある。

対応経過

１対１になる場面を作らず、必ず職員が複数いる状況で支援を行っている。そうすることで、支援中に職員の精神的負担が大きい場合はその場で対応者を変更できるようにしている。

また、管理者が職員の様子を観察して、精神的に悪化しそうな場合は担当から外れる時間を設定し、職員からの希望次第で担当の変更も検討する。行為の要因は職員の力量のせいだけではないことを職場で常に確認し、職員の精神的な安定を図っている。

対応のポイント

・支援をチームで行うことで、職員が一人で抱えまないようにしている。
・何かあった際にも直ぐに応援を呼んだり、対応を代わったりすることが可能な状態としている。
・管理者も自ら職員の状態把握に努め、柔軟に担当変更などに対応している。
・チーム内で共通認識を持つことで、お互いに応援や対応を頼みやすい雰囲気を作っている。

事例４　声掛けをしたらＤさんから突き飛ばされた
利用者：Ｄさん（知的障害、障害支援区分５）
事業者：共同生活援助（グループホーム）

概要

職員が声掛けをしたらＤさんに突き飛ばされた。

対応経過

Ｄさんは本件だけではなく、以前からホーム内に苦手な利用者がおり、顔を合わせると同じように押しに行く状況が見られていた。

Ｄさんが苦手な利用者と一緒に生活しているという状況を考慮し、法人内のグループホームで住み替えを検討、実施した。それにより、安心して生活できるようになり、同様の行為は見られなくなった。

職員は１か月間の自宅療養後に復帰することになった。この間、行為を受けた職員とはどうしたら仕事を続けられるか、管理者と繰り返し話し合いを実施し、復帰後はこの職員が一人になる時間を作らないよう配慮した。

対応のポイント

・発生した行為について、以前から見られた同様の行為と関連づけて背景要因を分析している。
・分析した結果から法人内で環境調整を実施し、行為の再発防止を図っている。
・管理者が職員と話し合い、復帰後の支援体制に配慮している。

※障害福祉の現場におけるハラスメントに関する調査研究（令和３年度障害者総合福祉推進事業）

障害福祉現場におけるハラスメント対策マニュアル（対応事例③）

事例５　Ｅさんから契約外のサービスの要求や、セクハラをされる
利用者：Ｅさん（身体障害、障害支援区分２）
事業者：居宅介護

概要

庭の手入れ等の契約外のサービスをしつこく要求される。対応困難であることを説明しても「なぜ出来ないのか」と、繰り返し迫られる。また、Ｅさん自身で日常生活上の動作はある程度されるものの、陰部への軟膏塗布を強要してきたり、ヘルパーの身体を触ったりする等の行為がある。

対応経過

同性介助を提案するが拒否されたため、自治体に相談すると「２人での介助」が認められた。ヘルパーは安心感を持って対応できるようになったが、Ｅさんは一人での介助を繰り返し要望しており、定期的に話し合いをする等の対応を行っている。

対応のポイント

・事業所で対応したがうまくいかなかったため、自治体と連携して解決を図っている。
・Ｅさんの要望は続いているが話し合いでの対応とし、２人での介助にすることでヘルパーが安心できる体制を作っている。

※障害福祉の現場におけるハラスメントに関する調査研究（令和３年度障害者総合福祉推進事業）

障害福祉現場におけるハラスメント対策に係る研修素材

令和３年度度に策定した「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」について、各事業所において活用できるよう、同マニュア ルに基づく研修素材（手引き（管理職・職員）・研修資料）・職員向け動画を作成し、厚労省ＨＰにおいて公開

■ 管理職向け研修

・研修のための手引き



・研修資料



マニュアル・研修素材・
動画はこちらから↓

■ 職員向け研修

・研修のための手引き



・研修資料



・研修動画



※障害福祉の現場におけるハラスメントに対する研修素材の作成に関する調査研究（令和４年度障害者総合福祉推進事業）

２．人材確保・ケアの充実のための生産性向上等

社会保障審議会障害者部会（第154回）・
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）
R8.1.19　資料２

今後の方向性

○　人材確保やケアの充実のための生産性向上、経営改善に向けた支援等（以下「人材確保等」という）については、専門職の確保・育成も含め、引き続き重要な課題であることから、現行の取組を引き続き推進しつつ、国・都道府県・市町村・事業者等の役割にも留意の上で、他分野とも連携しながら、以下の取組を進めてはどうか。

①　人材確保等については、全国的な取組とともに、各地域に応じた取組が必要であることから、**国・都道府県の責務に明確に位置づけ**、一層の取組を進める。国において、障害福祉分野における効果的な取組の分析・周知を進めるとともに、各都道府県を通じて、事業所に対する支援体制の構築を進める。

②　人材確保等に関する事項について、**都道府県・市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画の記載事項に明確に位置づけ**、計画策定プロセスにおいて、都道府県・市町村・地域の関係者が議論し、各地域における必要な取組を計画的に進める。

③　人材確保等の取組の地域の関係者の議論・連携の場として、**各都道府県に障害福祉分野における関係者の協議会を設置**する。その際、介護分野の協議会（介護現場革新会議）や**福祉人材確保のためのプラットフォーム等との連携・役割分担等**を図りつつ、**医療・福祉各分野とも連携**しながら、効果的に取組を進めていく。

④　職場環境改善に向けて、改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、運営基準省令等において、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、**カスタマーハラスメントへの対応についても、義務付け**るとともに、対応マニュアルの見直しや自治体・事業所への周知徹底等を進める。その際、職員の安全に配慮する必要性は前提としつつ、**利用者の障害特性等も考慮しながら行動に至る背景や利用者の状態等も踏まえ対応すること、対応の結果により利用者の生活等を阻害することがないよう慎重に対応を検討すること等に留意**する。

⑤　処遇改善に向けた補助金等の対応に関し、国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、都道府県から障害福祉サービス等報酬に関連する**補助金の支払事務について国民健康保険団体連合会への委託を可能**とする。

９　災害対応について

（１）耐震化等の防災・減災対策等について

ア　障害福祉関係施設の耐震化について

（ア）施設の耐震化状況について

障害福祉関係施設については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、第１次国土強靱化実施中期計画においても、社会福祉施設等の耐震化は「推進が特に必要となる施策」に位置づけられるなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であり、令和７年度補正予算に係る国土強靱化分の協議については、該当するものについて全て採択したところである。

（イ）施設の耐震化に関する課題の把握について

「第１次国土強靱化実施中期計画期間における強靱化整備見込みの把握等について」（令和７年８月 29 日付け事務連絡）を発出し、国土強靱化施策としての社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象事業について明確化するとともに、各都道府県等において管内の障害福祉サービス事業所等の強靱化整備の実施状況等を把握した上で、実施中期計画期間中における強靱化整備の見込みの報告をお願いした。各自治体におかれては、上記報告依頼にご対応いただくとともに、必要な予算措置や各種調整等を行い、主体的かつ積極的な整備を早急に進めていただきたい。

また、該当の施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度（※）の情報提供・助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

※　耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉施設等の耐震化整備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】
融資率　　95％
貸付利率　基準金利同率（措置期間中無利子）
【上記以外の事業】
融資率　　通常の融資率と同様
貸付利率　基準金利同率

イ　障害福祉関係施設の非常用自家発電設備整備・給水設備等の整備について

（ア）非常用自家発電設備等の整備の推進について

障害福祉関係施設については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要である。このため、非常用自家発電設備・給水設備の整備を推進している。

（イ）非常用自家発電設備等の設置場所・耐震性の確保について（一部再掲）

会計検査院において、本補助金等により整備が行われた施設の抽出調査を行った結果、浸水想定区域内に所在している施設等の一部において、非常用自家発電設備が、浸水が想定される高さよりも低い位置に設置されているにもかかわらず、十分な浸水対策が講じられていないこと等が確認された。ついては、非常用自家発電設備等の設置場所は、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにしていただきたい。

また、設備の耐震性の確保については、会計検査院の令和３年度決算結果報告において、アンカーボルト等による固定がされていないなど耐震性が確保されていない可能性がある事例があるなどの指摘を受けたことを踏まえ、地震時に転倒することなどが無いように適切に設置する必要があることから、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性の確保を確認できる資料を事業主体が整備しておくようご指導願いたい。

なお、グループホームの改修整備にあたっては、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修も可能となっている。

各都道府県等におかれては、障害福祉関係施設に対し、災害による停電・断水に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備・給水設備を整備する場合等の社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知をお願いする。

あわせて、非常用自家発電設備については、防災基本計画（令和６年６月中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされている。このため、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるようにするため、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくよう周知をお願いする。

※　非常用自家発電設備整備及び給水設備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、非常用自家発電設備整備及び給水設備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】
融資率　　95%（施設本体を含む）
貸付利率　基準金利同率（措置期間中無利子）
【上記以外の事業】
融資率　　通常の融資率と同様

ウ　障害福祉関係施設の土砂災害対策等の徹底について

水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年６月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

各都道府県等におかれては、同法の規定も踏まえ、砂防部局や管内市区町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害福祉関係施設を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（国土交通省ＨＰ https://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf　参照）や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（国土交通省ＨＰ https://www.mlit.go.jp/common/001189352.pdf 参照）を参考に、当該施設に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付子子発 1124 第１号、社援保発 1124 第１号、障企発 1124 第１号、老推発 1124 第１号、老高発 1124 第１号、老振発 1124 第１号、老老発 1124 第１号、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、社会・援護局保護課長、障害保健福祉部企画課長、老健局総務課認知症施策推進室長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知）を通知しており、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

エ　大規模災害等への対応について

障害福祉関係施設においては、自力避難が困難な方が多数利用していることから、利用者の安全確保等の観点から、大規模災害等に備えた十分な対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、各種法令や通知等に基づき、非常災害対策計画の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施、停電や断水といったライフラインの寸断に備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期するよう、障害福祉関係施設に対する助言等をお願いする。（「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成 30 年 10 月 19 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課連名事務連絡）など参照）

また、各都道府県等におかれては、大規模災害等が起こると予測されている場合、状況に応じた早期の避難に係る注意喚起や停電等への備え（燃料の確保など）の呼びかけを行うとともに、市区町村や社会福祉施設等との連絡体制の確保など、被害が生じた場合に備えていただくようお願いする。

更に、障害福祉関係施設は、災害時において地域の防災拠点としての機能も期待されることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペース、非常用自家発電設備及び給水設備の整備を進めるなどにより、災害時において被災障害者等を積極的に受け入れる体制の整備をお願いする。

加えて、近年の豪雨等の自然災害の頻発化・激甚化を背景として、地方公共団体や住民等の防災対応の判断に資する、より明確で、きめ細かな情報のニーズが高まっていること等を踏まえ、観測・予測技術や情報通信技術の進展を踏まえた予報・警報の高度化・適正化を図るための「気象業務法」と「水防法」の改正法が、令和７年 12 月に成立・公布された。（施行日：公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日）

こうした災害発生時の避難等に関する迅速な情報発信については、支援を必要とする障害者にとって大変重要であることから、各都道府県等におかれては、適時適切な情報発信のため、災害時に限らず平時より、障害者に係る情報を保有する福祉部局と災害情報を集約する防災部局との間で緊密な意思疎通を図るための体制構築に努められたい。

また、各地の気象台が行う障害者を対象とした警報等の周知・啓発においても、自治体の福祉部局との連携が重要となることから、気象台からの求めがあった場合には、積極的にご協力をいただきたい。

＜国土交通省ＨＰ：改正法の概要＞
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/river/content/001974226.pdf

（２）障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

災害発生時における障害福祉関係施設の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和３年４月 15 日付け子発 0415 第４号、社援発 0415 第５号、障発 0415 第１号、老発 0415 第５号、こども家庭庁成育局長、厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。

都道府県等におかれては、以下の点に、ご留意いただきたい。

ア　迅速な情報収集及び提供について

必要な支援を迅速に行うためには、通知に基づく情報が非常に重要であることから、災害発生時には可能な限り迅速な情報収集及び提供をお願いする。また、被災状況の把握にあたっては、停電等により連絡手段が途絶された場合に備え、施設長等の携帯電話、固定電話、防災電話、Ｅメール、ＳＮＳ、市区町村、関係団体からの報告、職員による巡回等による情報収集等の手段について、あらかじめ整理し、把握するとともに、電源車、給水車等の施設からの支援要請についても把握するようお願いする。

イ　災害時情報共有システムについて

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配など、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、令和３年９月１日より、災害時情報共有システムの運用を開始している。

（ア）同システムの積極的な活用について

災害発生時において、厚生労働省で同システムを起動したものの、都道府県等による被災状況の報告指示がされず、結果として施設等の被害状況等の把握・共有に時間を要した事例が見受けられる。同システムは、都道府県等による被災状況報告指示をもって、施設等へ報告依頼メールが届く仕様となっているため、システム上の操作を適切に行っていただくようご協力をお願いする。

障害者支援施設等の被害状況等の情報は、災害復旧事業の適正な事業費を算出し、補正予算や予備費使用額等の算定のための資料となるが、同システムを活用していない場合、災害対応中の被災自治体に対し、予算措置のために必要な情報を短期で報告を求めることとなり、過度な負担がかかる恐れがある。そのため、被災した施設等への迅速な支援の観点のみならず、自治体の事務負担軽減の観点からも、同システムの積極的な活用をお願いする。

（イ）登録の徹底について

災害時情報共有システムの対象となる施設、事業所の情報は、既存の情報公表システムに登録された情報が連携されるため、情報公表システムでの登録・公表が未了の施設、事業所は、災害時情報共有システムの対象とならず、災害発生時にシステムを活用した被災状況報告ができない。このため、情報公表システムにおいて未登録や未公表の事業所がある場合は、速やかなシステム入力を促すとともに、審査・公表していただくようお願いする。

また、災害時情報共有システムに必要な情報の登録等について令和7年 12 月時点において、事業所担当者のメールアドレス登録率は 84.1%に留まっており、未登録の事業者が散見される。そのため、同システムにメールアドレスを登録していない事業者に対し、引き続き登録を勧奨していただくようご協力をお願いする。

（ウ）被災報告の徹底について

近年、災害が激甚化・頻発化等している中で、被災の有無に関わらず社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。被災状況等の報告について、被害が発生していない場合でも、重要な情報となるため、被害が発生していない旨の報告をしていただくよう、施設、事業所への報告の徹底について働きかけを行っていただきたい。

なお、令和５年度から令和９年度の５年間で全国の全ての市町村に所在する社会福祉施設等に対する訓練を計画的に実施する予定としていたが、全ての社会福祉施設等において早期に災害時情報共有システムを利用可能となるよう、訓練を一部前倒して、令和７年度までの３か年で訓練を完了するよう進めることとしているので、引き続きご協力をお願いする。

また、同システムについては、以下のとおり操作マニュアルや説明動画を作成しているので、改めて管内市町村、社会福祉施設等に周知をお願いしたい。

URL：https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/

（エ）令和８年度機能改善について（非常用自家発電に関連する情報、備蓄状況等の管理機能の追加）【関連資料１】

令和８年４月から、非常用自家発電の燃料等に係る情報や、医療用マスク、アイソレーションガウン、非滅菌手袋等の備蓄状況等の情報を入力できるよう機能を追加する。

これらの情報は、最新の状況がシステムに入力されていることで、災害発生時に有用なものとなるため、令和８年４月以降、順次、情報が登録されるよう管内施設・事業所への周知等をお願いする。

また、非常用自家発電については、今後、変更が生じた場合は速やかにシステムの更新が行われるよう周知等をお願いする。

加えて、備蓄状況等については、今後、感染症対策の一環として、定期的な更新が行われるよう周知をお願いする。

※　上記いずれの情報の登録・更新は、事業所・自治体どちらも行うことが可能。

詳細については、独立行政法人福祉医療機構の HP 掲載資料「障害者支援施設等災害時情報共有システム　令和８年度機能改善について（非常用自家発電に関連する情報、備蓄状況等の管理機能の追加）」を参照されたい。

＜URL＞
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/jigyo/

ウ　停電発生時の対応について

社会福祉施設等で停電が発生した場合には、上記イに記載した災害時情報共有システム等を活用して報告を行うとともに、重大な事故を未然に防止することが必要である。このため、都道府県等におかれては、特に医療的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難を依頼する等、要配慮者の安全対策に万全を期すよう、平時から施設管理者等に対し働きかけを行っていただきたい。

（３）東日本大震災からの復旧・復興等（利用者負担免除に係る自治体負担分に対する財政支援）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担を免除した場合の取扱いについては、財政支援を次のとおり延長する予定であり、令和８年度予算案に計上しているため、管内サービス事業所等に周知を図るよう御配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民
（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、補装具費、障害児入所給付費、障害児通所給付費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：令和９年２月末（サービス提供分）まで

（４）能登半島地震等からの復旧・復興について

被災した障害者支援施設等の復旧については、形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が原則であるが、原形復旧が不可能、困難、不適当と認められる場合には、財務省と協議の上、移転復旧が可能となる場合もある。そのため、被災自治体におかれては、早めに地方厚生（支）局を通じて障害福祉課に相談いただくなど、被災施設・事業所が早期に復旧されるよう、引き続き、支援をお願いしたい。

障害者支援施設等災害時情報共有システムの令和８年度機能改善について（非常用自家発電に関連する情報、備蓄状況等の管理機能の追加）

関連資料１

独立行政法人福祉医療機構 HP掲載資料
「障害者支援施設等災害時情報共有システム　令和8年度機能改善について（非常用自家発電に関連する情報、備蓄状況等の管理機能の追加）」より抜粋

概要

障害者支援施設等災害時情報共有システム（以下「本システム」といいます。）の主な変更点について説明します。

変更点① 【自治体】「施設情報の登録・更新」画面へ備蓄状況等の項目を追加
変更点② 【自治体】「施設情報一覧」画面に備蓄状況等一覧CSVの出力機能を追加
変更点③ 【自治体】「施設情報一覧」画面から出力する「施設情報」に非常用自家発電関連の項目を追加
変更点④ 【施設】「施設情報の登録・更新」画面へ備蓄状況等の項目を追加
変更点⑤ 【自治体】「施設情報の登録・更新」画面へ非常用自家発電に関連する情報の項目を追加

なお、システムへの反映（リリース）は、**令和8年4月1日（水）を予定**しています。

運用

今回追加した備蓄状況等の情報のシステムへ登録するタイミングについては、以下となります。

＜非常用自家発電に関連する情報＞
令和８年４月以降、順次、現状の非常用自家発電に関連する情報を登録してください。また、今後、変更が生じた場合は速やかにシステムの更新をお願いします。

＜備蓄状況等＞
令和８年４月以降、順次、現状の備蓄状況等の情報を登録してください。また、今後、感染症対策の一環として、備蓄状況等の定期的な更新をお願いします。

※上記の登録・更新につきましては、事業所・自治体どちらも行うことができます。（事業所の更新画面への遷移方法についてはP14を参照ください）

10　医療的ケア児者を含めた障害児者の地域生活支援（医療型短期入所、生活介護）について

（１）医療型短期入所サービスの整備促進について【関連資料】

障害児者の地域生活を支援するには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であり、更なる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要である。

令和６年度報酬改定においては、医療型短期入所について、令和３年度報酬改定に続き、基本報酬の引き上げを行ったほか、一部の介護老人保健施設において空床型での実施を検討している動きがあることから、介護老人保健施設が医療型短期入所を指定申請する際に重複する申請書類の省略を可能とし、指定申請における事務負担軽減を行うなど、医療型短期入所の整備促進のための対応を行ったところである。

各自治体におかれては、医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、介護老人保健施設に対して医療型短期入所の実施を積極的に呼びかけていただくなど、サービスの更なる活用と整備促進をお願いする。

（２）夕方の預かりニーズにも対応した生活介護サービスの整備促進について

生活介護については、サービスの基本的な部分を基本報酬で評価しつつ、預かりや居場所といったニーズへの対応のために時間を延長する事業所には「延長支援加算」で評価するという仕組みをとってきた。

令和６年度報酬改定においては、日中の活動をより充実する観点から、生活介護の「延長支援加算」を拡充し、預かりニーズへの更なる対応を図ったところである。

各自治体におかれては、管内事業所に本制度の趣旨について周知いただき、サービス時間の延長について検討を呼びかけていただくなど、夕方の預かりニーズにも対応した生活介護の整備促進をお願いする。

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

関連資料

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 **【見直し後】定員が11人以上20人以下　28単位／日 × 常勤換算員数　等**
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 **【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上　321単位／日　等**
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 **【新設】30単位／日**
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 **【新設】80単位／日**
	基本報酬の見直し （主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所）	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、５人以下、６～10人以下の区分を創設。 **【新設】定員５人以下・区分６・所要時間７時間以上８時間未満の場合　1,672単位／日　等**
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 **【見直し後】60単位／日＋35単位／日 × １を超えて配置した人数**
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 **【新設】 17単位／日**
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 **【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）区分３　977単位／日　等**
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分５・６以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 **医療的ケア対応支援加算 120単位／日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位／日**
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 **【新設】 1,000単位／日（１回を限度）**
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 **【見直し後】福祉型　270単位／日、医療型　500単位／日**
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

11　障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会について

障害者支援施設については、更なる地域移行を進めていくため、施設の役割や機能等を整理することが、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームなどから求められていた。

そのため、今年度、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」を設置し、施設の役割・機能、あるべき姿や今後の障害福祉計画の目標の方向性について検討を行った。令和７年９月には、本検討会の議論をとりまとめ、施設の役割・機能、あるべき姿として、以下のとおり、一定の方向性を示したところ。

①　利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

②　地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③　地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④　入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割である。

また、入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要である。

本検討会の議論のまとめも踏まえ、第８期障害福祉計画に向けた基本指針案の中で、施設入所者数の削減に関する目標の設定や、居室の個室化等の状況の把握等についてもお示ししているが、各自治体においても、基本指針を踏まえた取組を推進していただくようお願いする。

（参考）「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_505916_00001.html

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会 これまでの議論のまとめ（概要）

社会保障審議会障害者部会	
第149回（R7. 9. 25）	資料２

検討会設置の趣旨

○　障害者支援施設には様々な役割があるなか、更なる地域移行を進めていくため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められたことを踏まえて、検討会を設置した。

○　上記を踏まえ、**障害者支援施設の役割・機能、あるべき姿及び今後の障害福祉計画の目標の方向性について検討**を行った。

議論のまとめのポイント

1　障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿

①　利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

②　地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③　地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④　入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要。

2　今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

○　**施設待機者の考え方や把握**については、本人ではなく家族による入所希望の扱いや複数施設への申込者の算定方法、緊急性の把握の必要性等の課題について考慮する必要。**実態把握している自治体の事例の共有等、とりうる対応を検討**。

○　次期障害福祉計画でも**地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値の設定は必要**。それ以外の目標（障害の程度や年齢に応じた目標等）の設定については、まずは実態把握の方策も含め対応を検討。

今後の対応

○　本検討会の議論のまとめも踏まえ、**第８期障害福祉計画（令和９～11年度）に向けた基本指針の目標等の在り方は障害者部会で議論**していくとともに、**具体的な報酬等の在り方については次期報酬改定等に向けて検討**。

（参考）障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会

１．趣旨

○　障害者支援施設は地域移行を推進すること、重度障害者等への専門的な支援を行うことなど、様々な役割があるが、今後、更なる地域移行を進めて行くため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められている。

○　検討に向けた材料を整理するため、「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究（令和６年度障害者総合福祉推進事業）」において委員・協力団体からの意見収集、入所施設の実態調査、施設・法人ヒアリングや当事者・保護者ヒアリングを実施した。

○　上記を踏まえ、障害者支援施設の役割・機能を整理し、障害福祉計画の基本指針の見直しや次期報酬改定に向けた検討を行う。

２．検討事項

○　障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について

○　その他

３．開催状況

第１回検討会（令和７年５月２６日）

第２回検討会（令和７年６月２５日）

第３回検討会（令和７年８月２０日）

第４回検討会（令和７年９月１６日）

４．構成員

	安部井　聖子	全国重症心身障害児（者）を守る会　会長
	荒井　隆一	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会　代表
	今村　登	特定非営利活動法人　ＤＰＩ日本会議　事務局次長
	岩上　洋一	一般社団法人　全国地域で暮らそうネットワーク　代表理事
	岡部　浩之	特定非営利活動法人　全国地域生活支援ネットワーク　副理事長
◎	小澤　温	筑波大学　名誉教授
	児玉　和夫	公益社団法人　日本重症心身障害福祉協会　理事長
	佐々木　桃子	一般社団法人　全国手をつなぐ育成会連合会　会長
	佐藤　則子	当事者構成員
	相馬　大祐	長野大学　社会福祉学部　准教授
○	曽根　直樹	日本社会事業大学　社会事業研究所　客員教授
	髙橋　朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課　課長
	冨岡　貴生	特定非営利活動法人　日本相談支援専門員協会　代表理事
	中尾　富嗣	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会　常任協議員
	野澤　和弘	植草学園大学　副学長
	樋口　幸雄	公益財団法人　日本知的障害者福祉協会　会長
	福嶋　翔太	当事者構成員
	松山　香里	品川区福祉部障害者支援課　課長
	三浦　貴子	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会　副会長
	横川　豊隆	当事者構成員

◎座長、○座長代理　　（五十音順・敬称略）

成果目標①－２ 施設入所者数の削減に関する目標について

社会保障審議会障害者部会	
第152回(R7.11.10)	資料１－２

現　状

○　施設入所者を障害支援区分別にみると、区分5以下の利用者は減少する一方、区分6の利用者が増加している。また、年齢階級別にみると、平成25年3月から令和7年3月にかけて50歳以上60歳未満は19.8%、65歳以上は36.9%増加傾向にあり、入所者の重度化・高齢化が進んでいる。

○　直近3か年（令和3年度～令和5年度）の施設入所者数の削減の状況を踏まえ、引き続きこの水準で推移するとした場合、令和8年度末時点での令和4年度末の施設入所者数と比較した施設入所者数の削減の割合は、第7期計画における目標値である5．0%を下回る見込み。

成果目標（案）

○　施設には強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者など専門的支援が必要な者も入所しており、地域移行については、専門的支援の確保を含め、地域生活支援の充実・整備とともに取り組むことが必要。

○　近年の施設入所者数の削減状況を踏まえ、引き続き、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行うことを基本とすること等の取組を推進しつつ、施設から地域への移行に向けた更なる取組として、施設においてすべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認に関する指針に従い、適切に意思決定支援を行いつつ確認すること、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が関係機関と連携して検討すること、基本指針の目標と整合した計画の策定を求め、国庫補助の対象を当該計画に基づく施設整備に限る等の取組を推進することとし、第8期計画に係る成果目標を以下のように設定してはどうか。なお、障害者支援施設における専門的支援の質の向上に向けた取組も進めていく。

【成果目標（案）】

○　令和11年度末時点で、令和7年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

（参考）基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期（平成18～23年度）	第3期（平成24～26年度）	第4期（平成27～29年度）	第5期（平成30～令和2年度）	第6期（令和3～5年度）	第7期（令和6～8年度）
基本指針	▲7%（平成17年10月1日～23年度末(6.5年間)）	▲10%（平成17年10月1日～26年度末(9.5年間)）	▲4%（平成25年度末～29年度末(4年間)）	▲2%（平成28年度末～令和2年度末(4年間)）	▲1．6%（令和元年度末～5年度末(4年間)）	▲5%（令和4年度末～8年度末(4年間)）
都道府県障害福祉計画	▲8．4%（平成17年10月1日～23年度末(6.5年間)）	▲15．4%（平成17年10月1日～26年度末(9.5年間)）	▲3．8%（平成25年度末～29年度末(4年間)	▲2．2%（平成28年度末～令和2年度末(4年間)	▲2．3%（令和元年度末～5年度末(4年間)）	▲3．8%（令和4年度末～8年度末(4年間)）

平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値、24年度～令和5年度は3月末数値。令和6年度以降は推計。（出典：国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査）

12　訪問系サービスについて

（１）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

①支給決定事務における留意事項について**【関連資料１】**

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成 19 年 4 月 13 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししている。以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア　適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ　支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ　支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

②重度訪問介護等の適切な支給決定について**【関連資料２】**

ア　重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年２月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししている。以下の事項について改めて御留意の上、市町村に対応していただくよう、重度訪問介護の利用及び支給決定について周知されたい。

（ア）重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、１日につき３時間を超える支給決定を基本とすること。なお、個々の支給量は、当該利用者にどのような支援が必要かを個別具体的に判断するべきものであり、一律に３時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。

（イ）平成 21 年４月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の

想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

（ウ）利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられている。

短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

（エ）重度訪問介護は、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護等を総合的かつ断続的に提供するサービスであるが、利用者から「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応する見守りを含むサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。介護保険を参考に一律にサービス内容を制限されている。」といった声が寄せられている。

重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。

なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日付老振第76号）は、重度訪問介護には適用又は準用されないことに留意されたい。

また、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位交換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、医療的ケアの有無だけでなく、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うこと。

イ　同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。

居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、従業者（ヘルパー）が行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

③選挙運動のための外出における重度訪問介護の利用について

重度訪問介護を含む障害福祉サービスの利用については、障害者総合支援法上、各市町村において、障害者等の置かれている環境や障害福祉サー

ビスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して、介護給付費等の支給の要否が決定されることとなっている。

重度訪問介護の支給決定にあたっては、選挙運動や立候補予定者の政治活動のための外出であることのみをもって、一律に「社会通念上適当でない外出」に当たるものではないことに留意されたい。

④居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成 20 年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成 20 年4月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししている。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

・ 院内の移動に介助が必要な場合
・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、病院等の診察室内で居宅介護従業者が本人に代わって診療情報の聞き取りや受け答えなどを行うことについては、障害特性等によりやむを得ないと認められる場合には、居宅介護の通院等介助における移動介助の支援の一環として報酬算定の対象となるものである。

加えて、通院の介助は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いするとともに、管内市町村等関係機関に対し周知を徹底されたい。なお、治療のために必要な定期的な通院の介助は、「通年かつ長期にわたる外出」に当たるものではないことに留意されたい。

⑤支給決定の際に勘案すべき事項について

障害福祉サービスの支給要否決定は、障害支援区分だけでなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行うこととされている。

これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」（平

成 19 年３月 23 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で既にお示ししているが、平成 30 年度にこの通知を改正し、改めてその旨周知しているので、介護給付費の支給決定に当たっては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付費の支給の可否を機械的に判断するのではなく、同居家族等の心身の状況や就労状況等を含め、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。

また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。

さらに、「社会通念上適切でない」外出の判断にあたっても、例えば飲食店等の利用において、特定の業態、場所、時間帯等であるという理由で一律に不適当と判断することなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行われたい。

加えて、通学などの同じ場所への「通年かつ長期にわたる外出」は、障害福祉サービスにおける個別給付の対象としていないが、大学等の通信課程でのスクーリングなど、短期かつ反復しない外出については、重度訪問介護等の対象となり得る場合もあり、個々のケースに応じて支給決定を判断されたい。

⑥居宅介護（家事援助）等における育児支援の取扱いについて

居宅介護（家事援助）及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）における「育児支援」については、従来「障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について」（平成 21 年７月１日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）によりお示ししていたが、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告について」（令和３年５月 26 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室ほか連名事務連絡）が発出され、ヤングケアラーへのより一層の配慮が求められることとされたことを受けて、「障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」（令和３年７月 12 日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を発出し、居宅介護等における育児支援において改めて周知したので、ご了知いただくとともに、管内市町村に対する周知を徹底されたい。

また、本事務連絡において居宅介護等における「育児支援」の支給決定要件の一つとして「③他の家族等による支援が受けられない場合」が挙げられている。支給決定における介護を行う者の状況の判断に当たっては、単に支援を提供可能な他の家族等がいることのみをもって「支援が受けられる」と判断するのではなく、ヤングケアラーを含め、当該家族等の介護の負担の程度も考慮されたい。

なお、沐浴や授乳、児童の健康な発達などの支援にあたっては、専門性や安全性を考慮する必要があることから、できる限り、保育士の資格を有す

る者や子ども・子育て支援に関する研修を受講している従業者等が支援に当たるように、居宅介護等の事業者に周知されたい。

⑦必要な障害福祉サービスの提供について

市町村において視覚障害を有する者や行動障害を有する者等に外出支援を行う際、同行援護や行動援護でなく、地域生活支援事業の移動支援事業を優先的に利用するよう促す事例が見受けられる。同行援護や行動援護による専門的な支援が必要と判断される者について、これらのサービスにより適切な支援が受けられるよう、市町村における支給決定において、個々のケースに応じて適切にご判断されたい。

また、都道府県及び市町村においては、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスごとに障害者等のニーズを適切に把握するとともに、必要なサービスが提供できるよう、訪問サービス事業所の確保や従業者の養成に努められたい。

⑧訪問系サービスにおける「手待ち時間」の考え方について

重度訪問介護における長時間のサービス提供時の休憩時間及び手待ち時間の考え方については、「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　ＶＯＬ．１」（令和３年３月 31 日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の問 21 においてお示ししている。

本問回答にてご説明のとおり、労働時間に含まれるものとして取り扱わなければならない手待ち時間については、重度訪問介護のサービス提供時間として報酬算定を行う必要があるので、ご了知いただくとともに、改めて管内市町村に対する周知を徹底されたい。

〈Ｑ＆Ａ　VOL.１　問 21〉

問 40 のグループホームの夜勤に対応する対応は、重度訪問介護についても適用されるのか。

〈答〉

（略）

また、労働時間として取り扱わなければならない手待ち時間についてもサービス提供時間として取り扱われるべきものであることから、当該時間が報酬の対象とならないということがないように留意すること。

（２）入院中の重度訪問介護について【関連資料３～５】

①入院中の重度訪問介護の利用について

重度訪問介護を利用する障害者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとしているが、病院等の側においてそのことが十分に理解されておらず、入院中に重度訪問介護従業者

（ヘルパー）が必要な場合には入院ができなかったり、入院時に重度訪問介護従業者（ヘルパー）の利用を認めてもらえないといった事例があるとの声や、入院が必要な場合に受入れ先が決まらず、受入れ先の調整に時間を要してしまうことは、体力の低下や病状の悪化を招くといった意見も寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成 28 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「平成 28 年通知」という。）により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能となっている。

重度訪問介護の入院中の利用にあたっては、市町村における支給決定の判断において病院等の承諾を必要としているものではないが、病院等と重度訪問介護事業所等が互いに十分な連携を図ることが重要であることなどから、自治体の担当者は、必要に応じ、重度訪問介護の利用ができるように病院等との調整にご協力をお願いしたい。具体的には、重度訪問介護を利用する障害者の入院に際して、自治体の担当者が直接病院に制度の説明を行って理解を得たり、他の受入可能な病院を探すなどの対応事例も伺っている。各都道府県等におかれては、重度訪問介護を利用する障害者が入院に当たって重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いが認められないことによって、必要な医療を受けられないことのないよう、医療関係部局と連携の上、改めて病院等の職員（医師、看護師等）へ制度の周知徹底をお願いしたい。

また、一部の重度訪問介護事業所において、入院時の派遣について理解されておらず、事実上利用できないという声も寄せられており、管内事業所に対する周知も図られたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規程による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。利用者の障害特性により、会話は可能であっても入院という環境変化の中で意思疎通が困難になる場合や通常時は発声が可能であっても症状の進行等により発声が困難となる場合等も考えられることから、利用者の状況に応じ、入院中にどのような支援が考えられるのかということを十分踏まえることが重要である。また、意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者（ヘルパー）が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、利用者ごと

に異なる特殊な介護方法について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげることが重要である。病院等に入院又は入所中に、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについては、普段から利用者の状態を熟知した重度訪問介護従業者（ヘルパー）による利用者の障害特性に応じた適切な支援について、病院等の職員と予め十分に相談、調整し、共有した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。なお、入院中においても、これらの支援に対応するための見守りの時間は当然報酬の対象となるものである。

平成 28 年通知では、保険医療機関と支援者は、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援ができるよう、当該入院に係る治療や療養生活の方針等の情報を共有するなどして互いに十分に連携することとされており、入院時や入院期間中のコミュニケーション支援等の内容についても、病院等の職員にしっかりと伝達しておくことが大切である。また、これらの連携にあたっては、本人や支援者と共に、自治体や重度訪問介護事業者等との協力も必要である。

なお、入院中の重度訪問介護の利用については、入院先の病院等の職員が、障害の状態等によって、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要する場合もあり、利用者や重度訪問介護事業者等から支援状況の聞き取りを行うなど、十分確認の上、適切に判断していただきたい。

ただし、重度訪問介護従業者（ヘルパー）による支援が、病院等において行われるべき支援を代替することがないよう、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。

加えて、市町村における入院中の重度訪問介護の提供に係る報酬の算定については、これまでのＱ＆Ａを参照されたい。**【関連資料３】**

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

特別なコミュニケーション支援が必要な重度訪問介護利用者が、重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いにより入院する際、入院前に重度訪問介護事業所と医療機関とで事前調整を行った場合に、令和６年度の障害福祉サービス等報酬改定及び診療報酬改定において、この連携した支援を評価するために、新たに加算を設けた。**【関連資料４②】**

医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たっては、重度訪問介護事業所は、感染対策の観点も含め、医療機関との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関の関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきたい。

③重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いによる入院の周知等について

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者が入院する際、当該患

者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が付き添うことは可能であるが、院内感染対策などの観点から、支援者の付添いが認められない場合がある。当該障害児者における支援者は、障害児者が医療従事者と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っているため、院内感染対策に配慮しつつ、医療機関における支援者の付添いの受入れが進むよう、令和５年 11 月 20 日に、制度の内容等を示した事務連絡を発出している。**【関連資料５】**

都道府県・市町村の衛生部局と障害保健福祉部局におかれては、医療機関において重度訪問介護従業者（ヘルパー）等の支援者の付添いの受入れが進み、関係者が連携して支援できるよう、この事務連絡にも添付している医療機関・医療従事者向けのチラシも活用しながら、引き続き、医療機関や障害福祉サービス事業所等に対し、事務連絡の内容について周知をお願いする。

また、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、新たに特別なコミュニケーション支援とする障害者支援区分４及び５の利用者も対象としていることから、当該内容も併せて周知いただき、運用にあたって遺漏なきようお願いする。**【関連資料４①】**

（３）訪問系サービスの従業者の養成について【関連資料６、７】

①居宅介護職員初任者研修等のオンラインによる実施について

居宅介護職員初任者研修等の取扱いについては、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成 19 年１月 30 日障発 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「本通知」という。）でお示ししている。今般、「訪問系サービスの養成研修のオンライン実施に関する調査研究」（令和6年度障害者総合福祉推進事業）において、オンライン研修を実施できる内容やオンライン研修を行う場合の留意点が整理されたことを踏まえ、今年度内に本通知の改正を予定している。各都道府県等におかれては、この改正後の本通知（以下「改正後通知」という。）を参照の上、研修を実施されたい。**【関連資料６】**

なお、居宅介護職員初任者研修等のオンラインによる実施については、「居宅介護職員初任者研修等の演習実施の取扱いについて」（令和6年3月 28 日付事務連絡）でお示ししているが、本通知の改正後における研修実施は、改正後通知による運用となり、本事務連絡は廃止予定であるため、ご留意いただきたい。

なお、本調査研究では、「訪問系サービス研修運営の手引き（案）」を作成しており、研修実施にあたりご活用いただくとともに、管内市町村、関係機関等に周知をお願いする。**【関連資料７】**

②居宅介護職員初任者研修等事業者の指定について

居宅介護職員初任者研修等事業者の指定は都道府県知事において行うこととしている。本通知において、複数の都道府県にわたる事業であっても各都道府県で指

定する必要があるが、通信課程による研修事業（改正後通知においては「オンラインその他の通信の方法による研修事業」）等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県知事が指定するものとしている。

ただし、その申請を受けた都道府県知事は、当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるとしているため、指定にあたり必要な情報の提供を求めて確認を行うなど、遺漏なきようお願いする。

また、本通知において、同一事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、その各々が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々都道府県下で行うなど、事業として別個のものと認められる場合は、各事業所の所在地の都道府県知事において指定することとしているため、留意されたい。

③居宅介護等従業者の養成について**【関連資料８】**

訪問系サービスについて、市町村においてサービス利用の支給決定がなされても、支援を行う従業者が確保できず、サービスの利用ができないといった声が聞かれる。居宅介護等従業者の養成については、これまでも各都道府県において実施され、地域生活支援事業により、その経費の補助を行っているが、居宅介護事業所等においては、依然として従業者が不足している状況にある。

なお、この対応としては、訪問系サービスの支援に必要な従業者を養成し、サービスの提供体制を確保することが重要となっているため、各都道府県においては、多くの人材に研修を受講していただけるよう、開催場所や回数等に配慮の上、引き続き、従業者養成研修の着実な実施をお願いしたい。

また、令和７年度補正予算事業である「障害分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業（都道府県等実施分）」を活用し、学生向けに障害福祉について理解を促進するためのイベント等を開催するなど、新たな人材確保に向けた取組について積極的な検討及び実施をお願いする。**【関連資料８】**

④資格取得の勧奨について

訪問系サービスの質の向上のため、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、重度訪問介護従業者養成研修（基礎研修・追加研修・統合研修）修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては引き続き勧奨されたい。

（４）同行援護について

①同行援護従業者養成研修の実施について

視覚障害者等に対して適切な同行援護を提供するため、各都道府県におかれては、同行援護従業者養成研修の研修機会の確保とともに、同行援護事業所の従業者だけでなく、福祉や看護を学ぶ学生等を含め、幅広い方々に対する研修受講の勧奨に努めていただくようお願いする。

②盲ろう者等に係る支給決定について

国庫負担基準は利用者個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限であり、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない者から多い者に回すことが可能な仕組みとなっている。

盲ろう者は支援のための所要単位数が比較的多い者である場合が想定されるが、機械的に国庫負担基準単位数を所要単位数で除して支給量を決定するのではなく、利用者一人ひとりの障害の程度、介護者の状況や利用意向等を踏まえ、サービスの必要度が低い者から高い者へ回すなど、市町村内での柔軟な対応による適切な支給量の設定にご留意いただきたい。

③同行援護の支援の対象について

視覚障害者の移動において、電車やバス等の公共交通機関を利用した移動もあるが、同行援護は、その乗車中に必要とする支援についても対象としているので、市町村においては、利用者が必要とするサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

また、養護老人ホーム（盲養護老人ホームを含む。）や介護保険施設等の入所者について、同行援護の利用は一律には制限されておらず、同行援護による専門的な支援が必要と判断される場合には、同行援護による支援を利用することが可能であり、支給決定を行う市町村において、個別のケースに応じて判断されたい。

（５）行動援護について

①短時間の支援の評価について

行動援護の支援ニーズは、長時間より短時間のサービス提供のニーズが多くなっているが、短時間の報酬単位（１時間 30 分までの単位）について、地域生活支援事業の移動支援の単価等と同等となっている地域がある。

このため、強度行動障害を有する者を支援するための行動援護従業者養成研修等を受講した専門的な人材配置を要件としている行動援護ではなく、これらの配置の必要がない移動支援により対応されることで、十分な支援が行われていないとの指摘がある。

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定においては、行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直す

など、行動援護の報酬設定の見直しを行った。

都道府県や市町村においては、強度行動障害を有する者が行動援護により適切な支援が受けられるよう、行動援護事業所や行動援護従業者の確保に努められたい。

②居宅内での行動援護の利用について

行動援護については、平成 26 年４月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することが可能であるが、アセスメント等のための利用以外であっても、居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、従前より外出の前後に限らず居宅内でも行動援護を利用可能であるので、利用者が必要とするサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

③支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 36 条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるので、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

④従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に２年以上の従事経験を有する者にあっては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けている。

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和９年３月 31 日まで延長し、その後廃止することとしている。

各都道府県におかれては、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講していない理由等を分析するとともに、研修機会の確保等により受講促進を図り、経過措置経過後も行動援護従業者等として確保されるよう努められたい。

（６）化学物質過敏症の利用者に対する配慮について【関連資料９】

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスターの作成等により、周知啓発を行っている。

都道府県、市町村におかれては、貴管内の障害福祉サービス事業所等に対し、情報提供をお願いする。

また、化学物質過敏症のある利用者が訪問系サービスを利用するにあたり、化学物質過敏症の利用者に対応したことがないなどの理由により、訪問系サービス事業者からヘルパー派遣を拒否されたという事例があると指摘されている。

障害福祉サービスの指定基準においては、訪問系サービス等の指定事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならないと定められているが、これは、化学物質過敏症のある利用者への対応にも該当するものである。

化学物質過敏症のある利用者へのサービス提供にあたっては、例えば、香り付き製品の使用について、香りの感じ方に個人差があることに配慮することや、配慮をしてほしい事項を利用者から具体的に聞き取る等により、化学物質過敏症のある利用者に配慮したサービス提供に努めるよう、訪問系サービス等の事業者に周知されたい。

（７）重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について【関連資料 10】

平成 30 年度より地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を実施している。

本事業は、重度障害者が大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）において必要な支援が受けられずに修学を断念することがないように、大学等が重度障害者の修学に係る支援体制を構築するまでの間、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものである。

本事業の実施に当たっては、障害のある学生の支援について検討を行う委員会や相談窓口等を設置すること、重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画を立てて支援を進めること等を補助要件としている。

また、実施主体である市町村は、大学等が行う支援体制の構築に向けた計画の策定やその実施に協力を行うなど、大学と連携しながら本事業を実施することが重要であることから、市町村は大学等が実施する委員会等に参加し、当該学生への支援状況や大学等の支援体制等について大学等と共に確認を行うとともに、必要な助言を行うことを補助要件としている。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、重度障害者の修学（入学予定を含む）先の大学等と十分に連携し、本事業の趣旨等を踏まえた事業実施が積極的に行われるよう、周知をお願いしたい。

（８）令和８年度報酬改定に伴う訪問系サービスに係る国庫負担基準の見直しについて【関連資料 11】

障害者総合支援法では、障害福祉サービスに係る国の費用負担を義務化することで財源の裏付けを強化する一方で、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービス提供のばらつきをなくすため、訪問系サービスにおける市町村に対する国庫負担の上限を定めている。

今般、令和８年度の処遇改善加算の見直しに連動した国庫負担基準の改正を行うこととしており、改正後の基準については、令和８年６月１日からの適用を予定している。

（９）令和８年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について【関連資料 12】

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模市町村に重点を置いた財政支援を行っており、令和８年度予算案においては、14 億円を計上している。

本事業では、例年、実際必要とされる額よりも多くの所要額を見込んでいる自治体があるため、適正な執行及び不用額の発生防止の観点から、今年度より新たに理由書の提出を求め、所要額については真に必要な額となっているか精査を行った。令和８年度においても、今年度同様、所要額について真に必要な額となっているか精査を行う予定であるため、各都道府県におかれては、管内市町村に対し、厳格な所要見込みを行うことについて周知をお願いしたい。

なお、本事業等も含め、訪問系サービスのあり方に関しては、サービスの質等に応じたメリハリや自治体間の公平性等の観点も踏まえつつ、令和９年度報酬改定の議論の中で検討を行っていく予定であるのでご承知置きいただきたい。

関連資料１

事　務　連　絡
平成１９年４月１３日

各　都道府県障害保健福祉主管部（局）　御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企　画　課
障害福祉課

障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について

平素、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）に基づく支給決定事務については、平成１８年６月２６日障害保健福祉関係主管課長会議等において、①適切かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくことが望ましいこと、②支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること、③支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと等その取扱いに係る留意事項をお示ししているところです。

各市町村におかれましては、これまでお示ししていることに十分留意していただきたいと考えておりますが、特に、日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、適切な支給量の設定にご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

関連資料２

事　務　連　絡
平成１９年２月１６日

各　都道府県障害保健福祉担当課　御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

重度訪問介護等の適正な支給決定について

平素より障害者自立支援法の施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、訪問系サービスについては、平成１８年１０月に再編を行ったところですが、障害の状態やニーズに応じた支給決定が適切に行われるよう、下記の点に留意いただきたく、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係
電　話　03-5253-1111（内線 3038）
ＦＡＸ　03-3591-8914

記

1　居宅介護について

居宅介護は、短時間（１回当たり３０分～１．５時間程度が基本）集中的に身体介護や家事援助などの支援を行う短時間集中型のサービスであり、その報酬単価については、所要時間 30 分未満の身体介護中心型など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、１日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。

2　重度訪問介護について

重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護などが、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものであり、その報酬単価については、重度訪問介護従業者の１日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し８時間を区切りとする単価設定としているものである。

3　重度訪問介護等の支給決定にかかる留意事項

（1）重度訪問介護については、

・１日３時間以上の支給決定を基本とすること

・１日に複数回の重度訪問介護を行った場合には、これらを通算して算定することとしているが、これは、１日に提供されたサービス全体でみた場合に、「比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供」されているほか、１日に複数回行われる場合の１回当たりのサービスについても、基本的には、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであり、例えば、短時間集中的な身体介護（見守りを含まない）のみが１日に複数回行われた場合に、単にこれらの提供時間を通算して３時間以上あるようなケースまでを想定しているものではないこと。

（2）このため、上記の重度訪問介護の要件に該当する者であっても、サービスの利用形態によっては、重度訪問介護ではなく居宅介護の支給決定を行うことが適切である場合があること。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL. 1
（平成 30 年３月 30 日）（抜粋）

２．訪問系サービス

（２）重度訪問介護 （入院中の提供の算定について①）
問 29　重度訪問介護を病院等への入院時に利用するに当たり、在宅時の利用と分けて支給決定をする必要はあるか。

（答）
不要である。

（入院中の提供の算定について②）
問 30　これまで居宅介護のみを利用してきた者が、入院した後に重度訪問介護の支給申請を行った場合、認めることはできるか。

（答）
認められない。本改正では、重度訪問介護によるコミュニケーション支援も含め、比較的長時間にわたり断続的な支援を必要とする利用者に対して、入院中も当該利用者の状態等を熟知したヘルパーによる支援を受けられるようにしたものである。
なお、地域生活支援事業における意思疎通支援事業については、従来どおり、病院等に入院中の障害者にもコミュニケーション支援を行えるものであり、引き続き、対象者等を含めて柔軟に運用していただいて差し支えない。

入院中の提供の算定について③）
問 31　入院中に重度訪問介護を利用している者について、在宅時の利用から支給量を増やすことはできるか。

（答）
支給変更決定を行うことは妨げないが、入院中に必要な支援は、基本的には病院等の職員により行われるものであることから、変更の必要性については慎重に検討されたい。

（入院中の提供の算定について④）
問 32　重度訪問介護は、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに身体介護等を提供するものであるが、入院中においても、意思疎通に対応するための見守りの時間は報酬の対象となるものと考えてよいか。

（答）
お見込みのとおり。

（入院中の提供の算定について⑤）
問 33　入院中の重度訪問介護の利用は、90 日を超えて利用することはできないのか。

（答）
入院先の病院等の職員が、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要し、障害者の状態等によっては、90 日を超えて支援を要することも考えられることから、利用者や重度訪問介護事業所等から支援状況の聞き取りを行うなどして、必要に応じて、90 日を超える利用を認めることも差し支えない。
ただし、重度訪問介護従業者による支援が、病院等において行われるべき支援を代替す

ることにならないよう、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。

（入院中の提供の算定について⑥）
問 34　入院又は入所中の病院等が、重度訪問介護事業所の通常の実施地域以外の地域に所在する場合、当該病院等にヘルパーを派遣したときの交通費を利用者に請求することはできるか。

（答）
基本的にはできないものとする。ただし、病院等が重度訪問介護事業所の通常の実施地域から著しく離れている場合であって、重度訪問介護事業所と利用者との間で合意がされている場合には、交通費の一部を請求することも差し支えないものとする。

（入院中の提供の算定について⑦）
問 35　「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」（平成 28 年６月 28 日付け障障発 0331 第８号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、医療機関からの外出・外泊時に重度訪問介護を利用できることが示されているが、今後は、当該取扱いについても報酬告示第２の１のロ（病院等に入院又は入所をしている障害者に対して重度訪問介護を提供した場合）により請求することとなるのか。

（答）
入院中の医療機関からの外出及び外泊時に重度訪問介護を提供する場合は報酬告示第２の１のイ（病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して重度訪問介護を提供する場合）の報酬を請求されたい。
よって、報酬の請求に当たっては、入院中の病院等において重度訪問介護を提供する時間は、報酬告示第２の１のロのサービスコードを選択し、外出中の時間は報酬告示第２の１のイのサービスコードを選択することとなる。

障害福祉サービス等報酬に関するＱ＆Ａ（平成 31 年４月４日）（抜粋）

訪問系サービス

（２）重度訪問介護

（入院中の提供の算定について①）

問２　重度訪問介護を病院等への入院時に利用するに当たり、あらかじめ利用者から申請や手続等が必要か。

（答）

入院については計画的なものから緊急的なものまで様々な形態が想定されるため、事前の申請や手続き等は不要である。

ただし、病院等に入院中には、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と重度訪問介護事業所が調整した上で行う必要があることから、調整ができなかった場合には報酬算定できないことに留意されたい。

（入院中の提供の算定について②）

問３ 入院した病院等において利用を開始した日から起算して 90 日を超えて支援を行う場合は、30 日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるが、当該利用者が入院したことについて、どのような手続きで確認を行えばよいのか。

（答）

入院から約 60 日経過した場合は、速やかに重度訪問介護事業所から市町村へ報告させることとし、利用開始日や現在の利用状況等を確認されたい。

【Ｒ６報酬改定】重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

関連資料４

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分６の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分４及び５の利用者も対象とする。

【現行】
・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分６の障害者

→

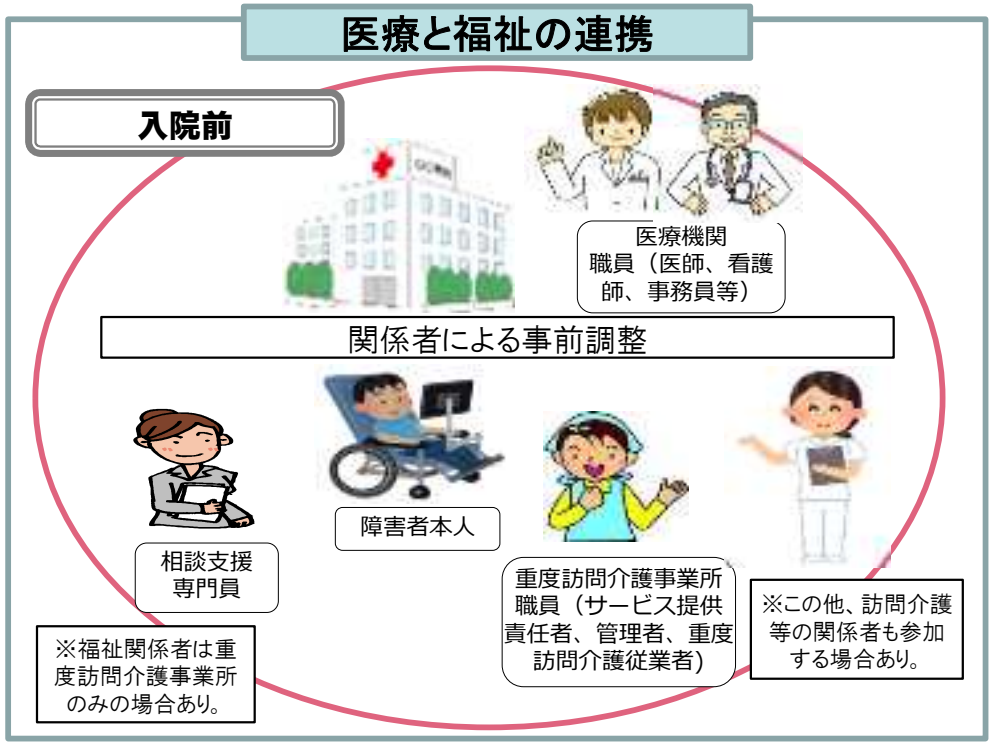
【見直し後】
・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分４・５・６の障害者

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算　　300単位を加算（入院前に１回を限度）

入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携（イメージ）



【医療機関との具体的な事前調整の内容】

（1）障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
- 入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
- 入院する障害者の障害特性等の伝達（障害の状態、介護方法（例：体位変換、食事、排泄）など）
- 障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
- 重度訪問介護の制度（目的、内容）

（2）医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
- 医療機関の入院規則
- 感染対策（体温等の確認、マスク装着の徹底）

（3）医療機関と障害福祉サービス等の調整
- 看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認（コミュニケーション支援の範囲の確認）
- 障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応（ベッド等の配置など）
- 重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
- 重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

関連資料５

事　務　連　絡
令和５年 11 月 20 日

都道府県
各　保健所設置市　衛生主管部局　御中
特 別 区

都道府県
各　指定都市　障害保健福祉主管部局　御中
中 核 市

厚 生 労 働 省 医 政 局 地 域 医 療 計 画 課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の
入院時における支援者の付添いの受入れについて

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援等について、院内感染対策に十分留意しつつ、積極的に検討することを医療機関に促していただくよう、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」（令和４年 11 月９日付け厚生労働省医政局地域医療計画課、新型コロナウイルス感染症対策推進本部、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名事務連絡）等においてお願いしてきたところです。

今般、特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院に際して支援者の付添いの受入れを実際に行った医療機関にヒアリングを行い、医療機関や医療従事者への周知等に活用するための資料（別添１）を取りまとめました。

コミュニケーションに特別な支援が必要な障害児者の入院にあたっては、その支援者が医療従事者と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っています。このため、院内感染対策に配慮しつつ、支援者の付添いの受入れが進むよう、衛生主管部局におかれては公立医療機関をはじめとする管内の医療機関、障害保健福祉主管部局におかれては管内の市町村及び障害福祉サービス事業所等に対し、別添の資料を含め本事務連絡の内容について周知いただけますようお願いします。

記

１　コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院時における支援について

○　保険医療機関における看護は当該保険医療機関の看護要員によって行われることとされているが、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院に

おける支援について」（平成 28 年６月 28 日付け保医発 0628 第２号厚生労働省保険局医療課長通知）により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能となっている。

○　上記のコミュニケーション支援において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく、障害福祉サービスの一つである「重度訪問介護」を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院中も引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した重度訪問介護従業者（ヘルパー）が付き添うことにより、病院等の職員と意思疎通を図る上で必要なコミュニケーション支援を受けることが可能となっている。

（参考資料）
・特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について
（平成 28 年６月 28 日付け保医発 0628 第２号厚生労働省保険局医療課長通知）
【別添２】

２　具体的な対応について

（１）都道府県や市町村における対応

都道府県や市町村においては、別添１の資料により、必要に応じ、特別なコミュニケーション支援を必要とする重度障害者が入院中に重度訪問介護を利用できるように、医療機関や重度訪問介護事業所等との調整にご協力いただきたい。

（２）医療機関における対応

医療機関においては、別添１の資料を医療機関内の医師や看護師、社会福祉士等に対し周知いただくとともに、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害児者が入院する際の支援者の付添いについて、院内感染対策に留意しつつ受入れをご検討いただきたい。

（３）重度訪問介護事業所における対応

重度訪問介護事業所は、医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たり、医療機関や相談支援事業所等との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関における院内感染対策も含め、関係機関・関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきたい。

重度障害者が入院する場合
医療従事者等とのコミュニケーションを支援する
「重度訪問介護ヘルパー」の付き添いが可能です

重度の障害で意思疎通に支援が必要な方が入院する場合、重度訪問介護ヘルパーの付き添いが可能です。

入院中の最重度の障害者のコミュニケーションを支援することで、患者（障害者）本人が必要とする支援内容を、医師や看護師等の医療従事者などに的確に伝えることができ、安心して入院中の治療を受け、療養生活を送ることができます。

重度障害者が入院する際に、支援者（ヘルパー）の付き添いの求めがあった場合は、本紙も参考に、支援者（ヘルパー）の受け入れについてご検討ください。

入院中の重度訪問介護の利用について

- コミュニケーションに特別な技術が必要な障害をもつ患者が医療機関に入院する場合、入院前から支援を行っている等、その患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、患者の負担で入院中に付き添うことが可能となっています。

  「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」
  （平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知）

- 障害福祉サービスの一つ「重度訪問介護」を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院している間も、引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した支援者（ヘルパー）から、医療機関の職員と意思疎通を図る上で必要な支援を受けることができます。

※重度訪問介護は、障害者本人の居宅や外出時に、支援者（ヘルパー）が生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービスです。

※「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」
（令和５年11月20日付け厚生労働省医政局地域医療計画課ほか連名事務連絡）

特別なコミュニケーション支援に期待できる例

- 障害者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）を、医療従事者などに的確に伝えることができ、適切な対応につながります。

- 強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝えることができ、病室等の環境調整や対応の改善につながります。

実際に受け入れを行った医療機関の事例

実際に支援者の付き添いを受け入れた医療機関にヒアリングを行ったところ、以下のような工夫や対応が行われていました

事前の準備

・院内の**医療連携室**(社会福祉士等)により、事前に医師や看護師に対し、入院中の重度訪問介護の利用などの**制度が周知**されており、受け入れが**スムーズに進んだ**

・入院前に、医療機関の職員と重度訪問介護事業所の職員において、入院する障害者の障害特性（障害の状態、介助方法（体位変換、食事、排泄等）など情報の共有や**受け入れの流れを確認**した

・院内や地域に向けて、患者家族と協同で入院中の重度訪問介護について講演会を開催し、**皆の理解**を深めた

入院時の対応

・支援者にも院内では**マスク**や**手指消毒**を徹底してもらうほか、発熱などの症状が無いか申告してもらった

・以前は全ての例でPCR検査等を行っていたが、今は体調チェックシートへの記入のみお願いしている

支援者の付き添い事例・効果

・重度の障害のため、体が動かず、言葉も発せられない状態で、自分ではナースコールを押すこともできなかった。患者本人を熟知する支援者（ヘルパー）が入院時に付き添ったことで、体が痛い、体勢を変えて欲しいなど、医療従事者に患者の意思のくみ取り方が共有できた

・重度の障害のため言葉がうまく話せず、ジェスチャーや表情で、患者本人の意思をくみ取る必要があった。また、慣れない場所では不安でパニックになり、点滴や酸素投与のマスクを取ってしまうこともあった。患者本人の支援に慣れている支援者（ヘルパー）が入院時に付き添ったことで、パニックを起こすことなく落ち着いて治療が受けられた

・重度の障害者で発声ができず、不安が高まると筋緊張が強くなってしまう患者だったが、慣れた支援者（ヘルパー）の付き添いによる意思疎通の支援により、本人の不安の軽減にも繋がり、入院中はそのようなこともほとんど起こらなかった

上記は対応の一例であり、実際に支援者の付添いを受け入れる際の流れについては、各医療機関の状況に応じてご検討ください。

お問い合わせ先

障害福祉サービスの利用については、各市区町村の障害福祉担当部局にお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

別添２

保医発 0628 第２号
平成 28 年６月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長

特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について

保険医療機関における看護は、当該保険医療機関の看護要員によって行われるものであり、患者の負担による付添看護が行われてはならないものであるが（「基本診療料等の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 28 年３月４日付け保医発 0304 第１号厚生労働省保険局医療課長通知））、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な重度の ALS 患者の入院においては、当該重度の ALS 患者の負担により、コミュニケーションに熟知している支援者が付き添うことは差し支えないとしてきたところである。

今般、聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な障害者の入院におけるコミュニケーションの支援について、下記のとおりとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の施行に伴い、「重度の ALS 患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援について」（平成 23 年７月１日付け保医発 0701 第１号厚生労働省保険局医療課長通知）は廃止する。

記

１．看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者（以下「支援者」という。）が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない。
２．１による支援は、保険医療機関の職員が、当該入院中の患者とのコミュニ

ケーションの技術を習得するまでの間において行われるものであること。

3．１により支援が行われる場合においては、支援者は当該患者のコミュニケーション支援のみを行うものであること。また、コミュニケーション支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を看護職員に伝えるため、支援者が看護職員と一緒に直接支援を行うことも想定されるが、支援者の直接支援が常態化することなどにより、当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は看護要員の看護力を補充するようなことがあってはならないこと。

4．保険医療機関と支援者は、１による支援が行われる場合に、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援が実施できるよう、当該入院に係る治療や療養生活の方針等の情報を共有するなどして互いに十分に連携すること。

5．保険医療機関は、１により支援が行われる場合であっても、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 11 条の２に基づき適切に、当該保険医療機関の看護要員により看護を行うものであり、支援者の付添いを入院の要件としたり、支援者に当該保険医療機関の看護の代替となるような行為を求めてはならないこと。

6．保険医療機関は、１により支援を行う場合には、別添の確認書により、患者又はその家族及び支援者に対し、当該支援者が行う支援について確認を行い、当該確認書を保存しておくこと。

以上

別添

障害者の入院に係る支援に関する確認書（患者用）

平成　　年　　月　　日

入院患者名：

推定される入院期間：　　日（平成　年　月　日～平成　年　月　日）

コミュニケーションに係る支援を行う支援者：

氏名　　（事業所名　　）

氏名　　（事業所名　　）

氏名　　（事業所名　　）

※　入院前から当該患者を支援していたことが明らかとなる書類又は当該患者のコミュニケーション支援を行うことが可能なことが明らかになる書類を添付すること。

上記の支援者の支援は、保険医療機関から強要されたものではありません。

（患者氏名）　　印

（家族等氏名）　　印

※患者の署名がある場合には家族等の署名は不要

※　コミュニケーション支援以外は、医療機関の看護要員が行うこととされており、上記の支援者がこれを行うことはできません。

障害者の入院に係る支援に関する確認書（支援者用）

平成　　年　　月　　日

入院患者名：

推定される入院期間：　　日（平成　年　月　日～平成　年　月　日）

コミュニケーション支援を行う支援者：

氏名　　（事業所名　　）

氏名　　（事業所名　　）

氏名　　（事業所名　　）

※　入院前から当該患者を支援していたことが明らかとなる書類又は当該患者のコミュニケーション支援を行うことが可能なことが明らかになる書類を添付すること。

上記の支援に当たっては、コミュニケーション支援以外の支援を行いません。

（支援者代表者氏名）　　印

（事業者名）

関連資料６

「居宅介護職員初任者研修等について」（平成 19 年１月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の改正案について

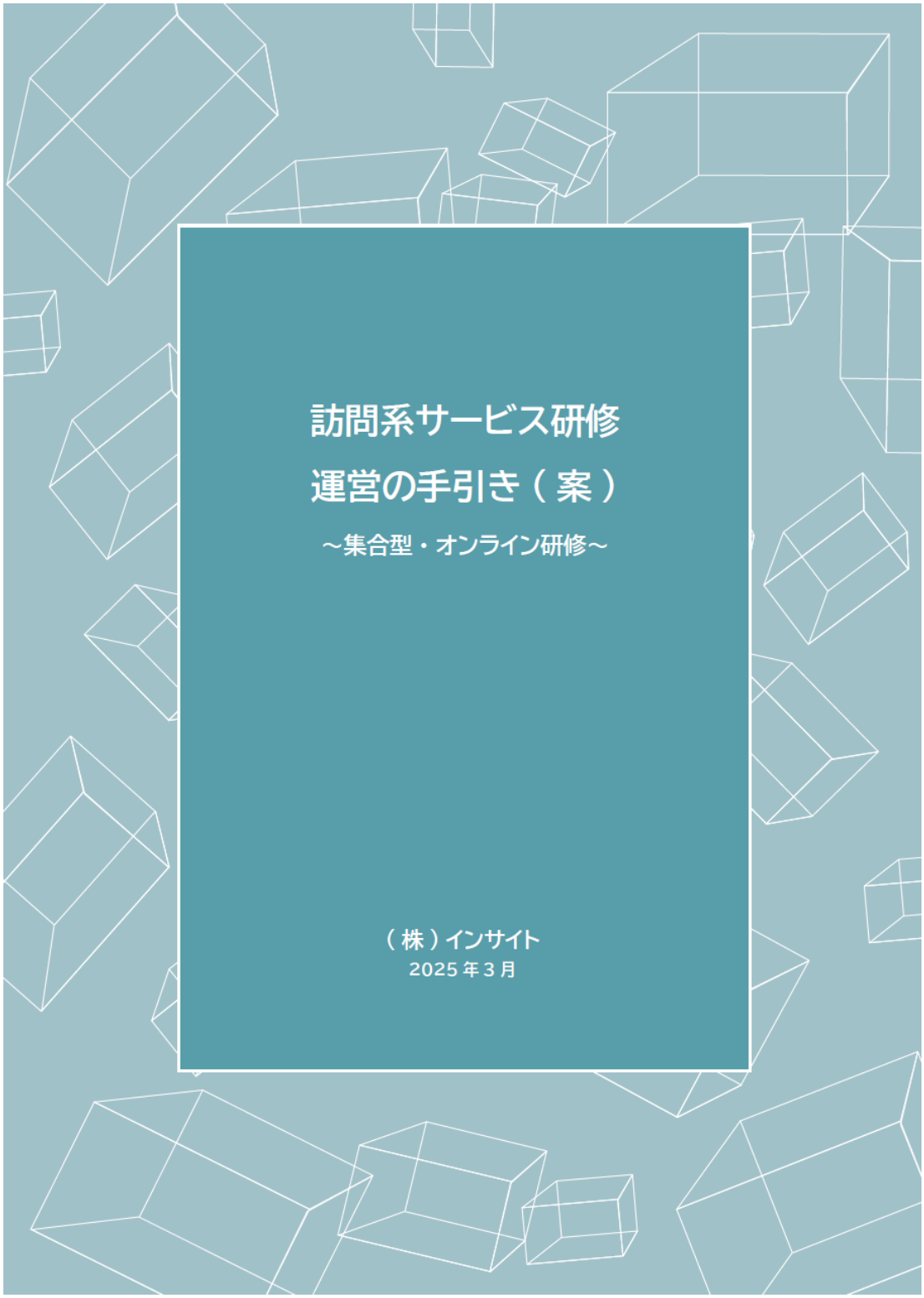
改　正　後	改　正　前
障発第 0130001 号 平成 19 年１月 30 日 一部改正　障発 0928 第１号 平成 23 年９月 28 日 一部改正　障発 0330 第８号 平成 24 年３月 30 日 一部改正　障発 0329 第 16 号 平成 25 年３月 29 日 一部改正　障発 0331 第 49 号 平成 26 年３月 31 日 一部改正　障発 0331 第 17 号 平成 27 年３月 31 日 一部改正　障発 0401 第４号 平成 28 年４月１日 一部改正　こ支障第 19 号 障発 0131 第 10 号 令和７年１月 31 日 最終改正　こ支障第※号 障発※第※号 令和※年※月※日	障発第 0130001 号 平成 19 年１月 30 日 一部改正　障発 0928 第１号 平成 23 年９月 28 日 一部改正　障発 0330 第８号 平成 24 年３月 30 日 一部改正　障発 0329 第 16 号 平成 25 年３月 29 日 一部改正　障発 0331 第 49 号 平成 26 年３月 31 日 一部改正　障発 0331 第 17 号 平成 27 年３月 31 日 一部改正　障発 0401 第４号 平成 28 年４月１日 一部改正　こ支障第 19 号 障発 0131 第 10 号 令和７年１月 31 日 最終改正　こ支障第※号 障発※※第※号 令和※年※月※日
各　都道府県知事　殿	各　都道府県知事　殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
居宅介護職員初任者研修等について	居宅介護職員初任者研修等について
標記については、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年９月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告	標記については、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年９月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」

示」という。）として定められたところであるが、居宅介護職員初任者研修等及び居宅介護従業者等の取扱いは、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。 なお、平成15年3月27日付け障発第0327011号当職通知「居宅介護従業者養成研修等について」（以下「前通知」という。）は平成18年9月30日限り廃止する。 また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。	という。）として定められたところであるが、居宅介護職員初任者研修等及び居宅介護従業者等の取扱いは、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。 なお、平成15年3月27日付け障発第0327011号当職通知「居宅介護従業者養成研修等について」（以下「前通知」という。）は平成18年9月30日限り廃止する。 また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。
記	記
第1　居宅介護職員初任者研修等について 1、2（略） 3　都道府県知事が、告示に定める研修を実施する者として指定した者（以下「居宅介護従業者養成研修等事業者」という。）の実施する研修を修了したことをもって、告示に定める研修の課程を修了したものとして取扱うものとする。なお、都道府県知事による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地（講義をオンラインその他の通信の方法によって行おうとする者にあっては、主たる事業所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出するものとする。 イ　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地） ロ　研修事業の名称及び実施場所（オンラインその他の通信の方法により事業を行う場合にあっては、主たる事業所の所在地及び対象地域） ハ～ル　（略） 4　都道府県知事が指定する際の基準は、次のとおりとする。 イ～リ（略） ヌ　研修をオンライン（同時双方型又はオンデマンド型）によって行う場合には、対面の方法によって行う研修に相当する効果が得られ、終了時に受講生が修得している知識や技術が同等であること。なお、オンラインの実施形態に応じて以下に留意すること。	第1　居宅介護職員初任者研修等について 1、2（略） 3　都道府県知事が、告示に定める研修を実施する者として指定した者（以下「居宅介護従業者養成研修等事業者」という。）の実施する研修を修了したことをもって、告示に定める研修の課程を修了したものとして取扱うものとする。なお、都道府県知事による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあっては、主たる事業所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出するものとする。 イ　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地） ロ　研修事業の名称及び実施場所（通信教育による事業を行う場合にあっては、主たる事業所の所在地及び対象地域） ハ～ル　（略） 4　都道府県知事が指定する際の基準は、次のとおりとする。 イ～リ（略）

(1)　同時双方型（ライブ配信方式）で実施する場合には、講師に対する研修受講者の質問の機会が確保できていることなど、双方向のやりとりができるようにすること。 (2)　オンデマンド型（インターネット配信方式等）によって実施する場合には、添削指導、面接指導等による十分な指導を合わせて行うこと。 ル　講義をオンラインその他の通信の方法（オンラインの場合は同時双方型を除く）によって行う場合には、イからヌに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。なお、オンライン（同時双方型）で行う場合には、講師に対する質問の機会等が確保されていることから、次に掲げる基準に適合するものとして差し支えない。 (1)　添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。 (2)　添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。 (3)　面接指導の時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程に係わるものにあっては3以上、追加課程、統合課程、行動障害支援課程、応用課程及び行動援護従業者養成研修課程にあっては1以上であること。 ヲ　実技を学ぶ演習や実習の科目については、対面で実施すること。なお、実技以外を学ぶ演習については、対面のほか、オンライン（同時双方型）にて実施することができる。また、この場合には、イからヌに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)　グループ（受講生同士）によるリアルタイムでの討議を行うなど、受講生全員による参加型の学習が可能な方法を採ること。 (2)　講師による受講生へのリアルタイムのフィードバックを行うこ	ヌ　講義を通信の方法によって行う研修にあっては、イからリに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)　添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。 (2)　添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。 (3)　面接指導の時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程に係わるものにあっては3以上、追加課程、統合課程、行動障害支援課程、応用課程及び行動援護従業者養成研修課程にあっては1以上であること。 (4)　面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

と。 (3)　演習を実施するグループを構成する受講生数は、討議や話し合いができる適切な人数を単位とすること。 (4)　担当する講師等が研修受講生に対し、演習への主体的・積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（通信環境へ接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと）。 ワ　研修受講者には障害のある人もいることから、研修が受けやすくなるよう、研修受講機会の確保や研修環境等について配慮を行うよう努めること。 ５、６（略） ７　留意事項 (1)　複数の都道府県にわたる事業の指定事務の取扱いについて イ　居宅介護職員初任者研修等事業者の指定は都道府県知事において行うこととなることから、複数の都道府県にわたる事業であっても、各都道府県知事において指定する必要があること。 具体的には、オンラインその他の通信の方法による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県知事が指定するものとすること。ただし、その申請を受けた都道府県知事は、当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができること。 ロ（略） (2)～(4)（略）	５、６（略） ７　留意事項 (1)　複数の都道府県にわたる事業の指定事務の取扱いについて イ　居宅介護職員初任者研修等事業者の指定は都道府県知事において行うこととなることから、複数の都道府県にわたる事業であっても、各都道府県知事において指定する必要があること。 具体的には、通信課程による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県知事が指定するものとすること。ただし、その申請を受けた都道府県知事は、当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができること。 ロ（略） (2)～(4)（略）

関連資料7



目次

1 訪問系サービスの各種研修 1

2 基本的な考え方 1

3 オンラインで研修を実施するにあたって 2

（1）オンラインでの研修の考え方 2

（2）オンラインでの研修の方法 2

（3）研修の質の確保 3

（4）研修実施における合理的配慮の提供 4

4 研修の実施形態と各手法の特長 5

1 訪問系サービスの各種研修

訪問系サービスの各種研修
居宅介護職員初任者研修
障害者居宅介護従業者基礎研修
重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、追加課程、統合課程、行動障害支援課程）
同行援護従業者養成研修（一般課程、応用課程）
行動援護従業者養成研修

2 基本的な考え方

（1）研修は、効果的な方法により実施することが必要です。



① 研修の実施形態に関わらず、研修受講者の理解を深める工夫が必要です。

- 講師は、具体的にわかりやすく説明してください。また、長々と説明するのではなく、端的に説明するように心がけてください。
- 演習の際は、個々の講師で内容やポイントが異ならないように、研修の説明内容を共通化するためのマニュアル等を作成するように努めてください。
- 重要なポイントについては、研修の振り返りやまとめを行う際に、再度、このポイントの確認を行ってください。

② 研修受講者の受講しやすさを考慮し、講義や演習（グループワーク）は、オンラインでの開催も可能です。

- 研修受講者の負担を軽減し、受講を容易にするために、講義や演習（グループワーク）科目は、研修の質を確保することにより、オンラインでの開催も可能です。
- オンライン研修は、手法により、研修講師や研修運営者の負担軽減にもつながりますので、積極的な活用を検討しましょう。
- 通常の実施方法（集合・対面形式）と比較して、研修の質が保たれることが必要です。このため、集合・対面形式以外のオンライン等による研修を行う場合は、集合・対面形式での研修に相当する研修効果が得られ、研修の修了時に研修受講者が修得している知識や技術が同等であることが必要です。

③ 実技を学ぶ演習や実習は、集合・対面形式での開催（リアル開催）が必要です。

- 実技を学ぶ演習や実習科目については、支援に必要な技術・技能を習得することを目的としているため、集合・対面形式での開催（リアル開催）が必要です。

（2）障害当事者の研修受講に対し、合理的配慮が必要です。

- 研修受講者は、当然のこととして障害のある人も含まれます。障害当事者が研修を受講する機会や環境等を整えることが必要です。
- 障害者権利条約や障害者差別解消法を理解した上で、適切な研修の受講ができるよう、建設的対話を通じて合理的配慮を提供することが必要です。

3 オンラインで研修を実施するにあたって

（1）オンラインでの研修の考え方

- ☑ オンライン研修は、研修会場までの移動時間を削減し、職場・在宅での受講を可能とするため、研修受講者が参加しやすい形態です。
- ☑ オンライン研修の実施手法により、研修講師の日程の確保や運営者の会場確保・準備等の負担軽減にもつながります。

（2）オンラインでの研修の方法

通常の実施方法（集合・対面形式）と比較して、研修の質が保たれることが必要です。このため、集合・対面形式以外のオンライン等による研修を行う場合は、集合・対面形式での研修に相当する研修効果が得られ、研修の修了時に研修受講者が修得している知識や技術が同等であることが必要です。

① 同時双方向型（オンライン（ライブ配信）方式）

形 態 「同時」かつ「双方向」である。

具体的手法

・オンライン（ライブ配信）
・オンライン（動画流し）＋講師常駐で研修受講者からの質疑応答が可能



留意事項

・研修中は、講師と研修受講者が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
・研修受講者の講師に対する質問の機会が確保できていること。

- オンラインにおいて、研修講師・研修受講者・事務局がオンライン上で集合して実施する方法で、研修のうち、講義や演習（グループワーク）科目で実施が可能です。
- 研修にあたっては、講師から研修受講者へコミュニケーションが一方通行にならないように、双方向のやりとりができるようにすることが必要です。
- 当日の研修講師の参加は必要ですが、最も集合・対面形式での開催（リアル開催）と近い形態で実施できます。ただし、研修受講者のカメラを常時オンにさせるなどして、研修受講者の受講確認が必要です。

- 研修中に機器の接続不具合が生じないように、研修の前に、オンライン機器の接続確認や使い方の説明、研修の流れを説明するように努めてください。
- 演習のファシリテーターは、研修受講者を十分に指導できる人数を配置してください。

② オンデマンド型（インターネット配信方式等）

形　態　「同時」または「双方向」である必要はない。

具体的手法

・オンライン（動画流し）＋講師常駐せず質疑応答できない。

・オンデマンド視聴



留意事項

・添削指導、面接指導、質疑応答等による十分な指導（※）を合わせて行うことが必要。

（※）添削指導、質疑応答のほか、課題提出およびこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと。講師が直接対面で指導を行う面接指導などが含まれる。

- オンラインにおいて、講義を事前に撮影し、その動画を期間中に研修受講者が視聴する方法で、研修のうち、講義で実施が可能です。
- 事前に撮影した動画を流すことにより、当日の講師の参加は不要です。
- 研修受講者の受講確認が必要ですが、使用するオンデマンド動画配信システムにより違いがあるため、受講状況を確実に確認することが可能な機能を有するシステムを使用することが必要です。

（3）研修の質の確保

- オンラインで研修を実施する場合においても、集合・対面形式での開催（リアル開催）と同等のカリキュラムや研修内容であることが必要です。
- 演習の実施にあたっては、グループでの研修受講者の能動的参加型学習（アクティブラーニング）の方法により実施することが望ましいため、オンラインで演習を実施する場合には、以下の点に留意することが必要です。
  - グループ（研修受講者同士）によるリアルタイムでの討議を行うなど、研修受講者全員による参加型の学習が可能な方法を採ること。
  - 演習では、講師による研修受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。
  - 演習を実施するグループを構成する研修受講者数は、討議や話し合いができる適切な人数を単位とすること。ファシリテーターを配置できないことから大人数のグループを編成してしまい、受講者が適切に討議や話し合いをすることができないということがないように留意してください。
  - 担当する講師または事務局等が研修受講者に対し、演習への主体的・積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（オンラインに接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと）。
- 研修受講者の研修受講の確認のため、研修の参加時・受講中・終了時において、以下の点に留意することが必要です。

- 参加時は、受講番号・法人名・事業所名・氏名・緊急連絡先を登録し、システム・トラブルがあった場合に連絡できる状態を確保しておくことが有用です。
- 受講中は定期的にサムネイル確認を行い、正しく受講しているかを確認します（画像で保存することも有用）。なお、研修開始時に、研修受講者が正しくカメラに映るようにカメラ位置を調整してもらうように指示することも大切です。
- 終了時には、アンケートやテストを実施し、最後まで受講し、科目を理解したかどうかを確認します。
- オンデマンド型（インターネット配信方式等）の場合には、飛ばし見がないように、講義動画中に、複数回ランダムな数字や記号等を入れ、それをアンケートに記載させることで視聴確認をとる方法も考えられます。

● 研修の項目ごとまたは終了時に理解度のテストを実施し、内容を正しく理解しているかを確認することが有効です。

（4）研修実施における合理的配慮の提供

● 「この障害の人にはこの対応」というようなマニュアル的な対応ではなく、受講しようとする障害のある本人との建設的対話を通じて個々個別の状況を把握し、合理的配慮の提供を行うことが必要です。

● 視覚障害のある研修受講者に対しては、資料の点字版の準備や図表を音声読み上げ対応にしておくこと、事前のテキストデータの提供を行うなどの合理的配慮が必要です。

● 聴覚障害のある研修受講者に対しては、事前の研修資料の提供や手話通訳の配置、動画の字幕挿入などの合理的配慮が必要です。

● 講義だけでなく、演習や実習についても、適切な研修の方法が提供できるよう、合理的配慮の提供を行うことが必要です。

● 障害のある研修受講者も利用しやすい環境が確保されるよう、受講者の必要に応じて多目的トイレやエレベーターの有無など研修会場の選定などにも合理的配慮が必要です。

【参考資料】
・障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】（内閣府）
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/pdf/gouriteki_jirei.pdf

・障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/R6fukushi_guideline.pdf

・障害のある人との研修を企画運営する上での合理的配慮
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001282759.pdf

4 研修の実施形態と各手法の特長

- 研修の実施形態は、【集合・対面形式（リアル研修）】と【オンライン研修】に大別されます。
- また、【集合・対面形式（リアル研修）】は、【集合型研修】、【実技を学ぶ演習・実習】に、【オンライン研修】は、【同時双方向型（オンライン（ライブ配信）方式）】、【オンデマンド型（インターネット配信方式等）】、があり、その特徴について、以下のとおりまとめています。
- 研修の実施にあたっては、研修科目や内容、講師・研修受講者・運営者の経験・能力、環境・設備等の状況により、方法を使い分けて実施してください。



項目	集合・対面形式（リアル研修）	
基本比較	・内容を、映像・音声以外の情報も含めて感じ、伝えることができる（熱量・強弱・雰囲気等）。 ・従来実施してきた方法であり、慣れている講師・研修受講者が多い。	
方法	集合型研修	実技を学ぶ演習・実習
内容	・会場に講師・研修受講者・事務局が集合して研修を実施する方法。	・会場・各現場において、講師・研修受講者が集合して、実技を伴う指導をする方法。
方法の強み	・会場で研修受講者の反応を伺いながら、ライブ感を持って、実施できる。	・実技を伴う指導が必要な場合は必須。
グループワーク	◎：対応可 （研修受講者同士の交流も活発）	◎：対応可 （研修受講者同士の交流も活発）
ヘルプデスク	◎：不要	◎：不要
出欠参加確認	◎：会場受付 ◎：目視確認 ◎：アンケート確認	◎：会場受付 ◎：目視確認 ◎：アンケート確認
講師負担	△：毎回リアルで講義 △：日程確保の必要あり	△：毎回リアルで講義 △：日程確保の必要あり
運営者調整負担	×：講師予定調整負担、会場予約・設営負担高い	×：講師予定調整負担、会場予約・設営負担高い

項目	オンライン研修	
基本比較	・講師・聴講生とも移動時間・コストがかからない。 ・会場の制約なく参加者数を集められる。 ・参加する場所が選択できる（職場・在宅）。 ・コロナ禍以降普及した仕組みであり、講師・聴講生とも参加しやすくなる可能性を有している。 ・研修受講者・講師のネット環境の準備が必要となる。 	
方法	同時双方向型　※通学形式 （オンライン（ライブ配信）方式）	オンデマンド型　※通信形式 （インターネット配信方式等）
内容	・オンラインにおいて、講師・研修受講者・事務局がオンライン上で集合して研修を実施する方法。	・オンラインにおいて、講義を事前に撮影し、その動画を期間中に研修受講者が視聴する方法。
方法の強み	・画面越しではあるが、研修受講者の反応を伺いながら、ライブ感を持って、実施できる。	・事前に撮影した動画を流すことにより、当日講師の参加は不必要（講師の負担軽減。
グループワーク	○：対応可 （研修受講者同士の交流は比して劣る）	×：実施不可
ヘルプデスク	○：当日必要	△：視聴期間中必要
出欠参加確認	◎：当日登録 ○：サムネイル確認（※） ◎：アンケート確認	◎：視聴登録 ◎～×：視聴確認システムによって差あり ◎：アンケート確認
講師負担	△：毎回リアルで講義 △：日程確保の必要あり	◎～△：1回撮影すれば完了 （撮影が不得手な講師には負担）
運営者調整負担	△：講師予定調整負担高い	○：予定調整不要

（※）サムネイル確認：画面上に映っている研修受講者の映像を目視で確認する方法

（出典）令和６年度障害者総合福祉推進事業「訪問系サービスの養成研修のオンライン実施に関する調査研究」

障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業（都道府県等実施分）

令和7年度補正予算額　5.6億円

関連資料8

① 施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	◯								

③ 施策の概要

- 都道府県等が、事業所支援等を行うためのサポートセンターの設置等を行う場合に必要な事務費等を補助し、障害福祉サービス等事業所や市町村に対するワンストップ型の支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

補助対象経費

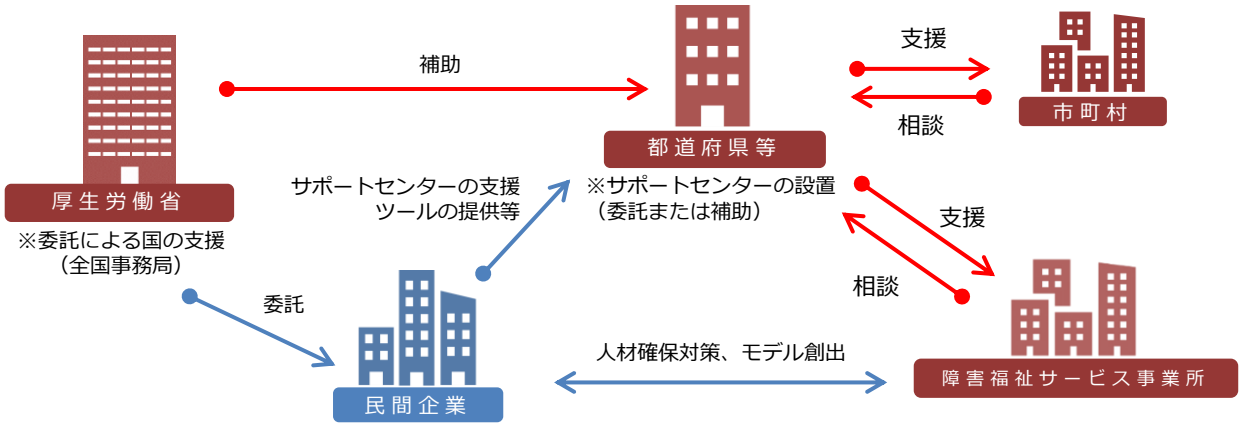
都道府県等が実施する
（1）人材確保支援（2）生産性向上支援（3）経営改善支援等
に要する費用

補助率

国９／１０、都道府県・指定都市・中核市１／１０

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加（令和8年度：50%、令和11年度：90%以上）
都道府県ワンストップ窓口設置数の増加（令和8年度：10以上、令和11年度：全都道府県）

関連資料9

事　務　連　絡
令和６年１月 24 日

各 都道府県 市区町村 障害保健福祉主管部（局） 児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

香りへの配慮に関する啓発ポスターについて（情報提供）

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、令和３年から啓発ポスターを作成し、周知啓発を行っています（※）。さらに、令和５年７月には当該ポスターを改訂するとともに下記１のウェブサイトに掲載しております。

つきましては、貴管内の障害者支援施設等に対し、情報提供いただきますようご依頼申し上げます。

なお、本件に関連する参考情報をあわせて下記２に記載しておりますので、必要に応じてご参照下さい。

※令和３年９月１日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び健康局難病対策課事務連絡及び令和４年６月 24 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課・健康局難病対策課・子ども家庭局総務課少子化総合対策室・子ども家庭局保育課・老健局高齢者支援課・老健局認知症施策・地域介護推進課・老健局老人保健課連名事務連絡において、医療機関等へ情報提供を依頼しているもの。

記

１．啓発ポスターについて
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002

２．関連情報について
日本石鹸洗剤工業会では、以下のように衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示の自主基準において「香りに関する注意喚起」の表示項目を設けるとともに、周囲への香りのマナーに関する啓発を行っています。

(1) 衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準
https://jsda.org/w/01_katud/a_sekken25.html

(2) 柔軟仕上げ剤の香りに関して
https://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm

知ってください!!

その香り

困っている人もいます

柔軟剤などの香りで**頭痛**や**吐き気**がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、**困っている**人もいることをご理解ください。



香りの感じ方には個人差があります。

香り付き製品の使用に当たっては、**周囲の方にもご配慮下さい。**
なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan
文部科学省
ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health Labour and Welfare
経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry
環境省 Ministry of the Environment

拡充

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（地域生活支援促進事業）

関連資料10

令和８年度予算案　89百万円（89百万円）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

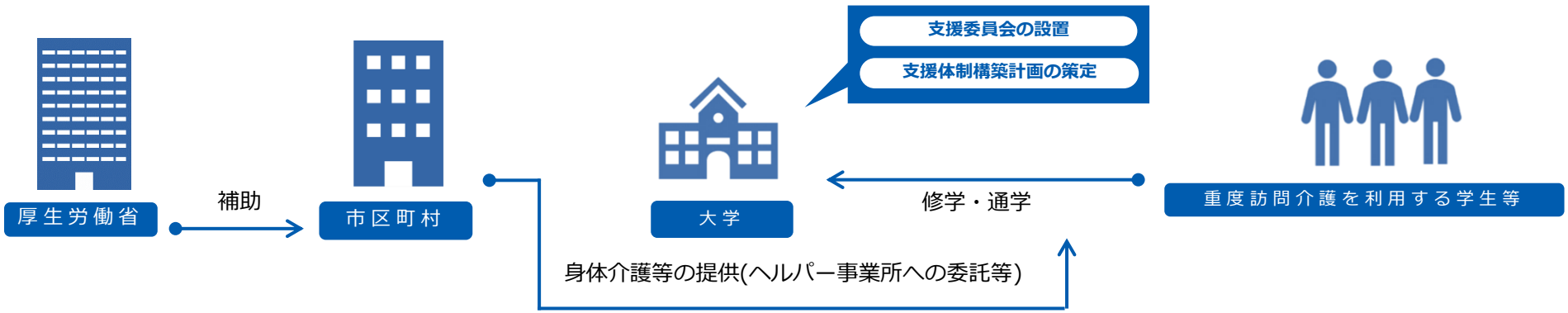
- 常時介護を要する重度障害者の大学修学に際しては、大学の責任において必要な支援を提供することが必要となる。
- 一方で、必要な支援が多岐にわたり、大学等において支援体制を速やかに整えることが困難な場合がある。
- このため、大学等が重度障害者に対する支援体制構築計画の策定等を行い、支援体制を構築するまでの間において、重度訪問介護利用者に必要な身体介護等を提供する。

2　事業の概要

以下の要件を満たす大学等に修学する重度訪問介護利用学生に対し、学内及び通学中における身体介護等の支援を提供する。

- 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口の設置
- 大学等における重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画の作成及び計画に基づく着実な支援の実施

3　事業のスキーム



4　実施主体等

◆ 実施主体：市区町村
◆ 補 助 率 ：国１／２、都道府県１／４、市区町村１／４

国庫負担基準の見直し

概要

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

○　障害者総合支援法では、障害福祉サービスに係る国の費用負担を義務化することで財源の裏付けを強化する一方で、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービス提供のばらつきをなくすため、訪問系サービスにおける市町村に対する国庫負担の上限を定めている。

○　今般、処遇改善加算の見直しに連動した国庫負担基準の改正を行う。【告示改正・令和8年6月施行】

単位数

○令和６年４月～

居宅介護利用者

区分1	3,100単位（ 6,410単位）
区分2	4,010単位（ 7,270単位）
区分3	5,890単位（ 9,190単位）
区分4	11,070単位（14,320単位）
区分5	17,730単位（20,980単位）
区分6	25,500単位（28,800単位）
障害児	9,950単位（13,270単位）

※カッコ内は通院等（乗降）介助あり

（介護保険対象者）

区分5	1,100単位
区分6	1,810単位

重度訪問介護利用者

区分4	28,940単位
区分5	36,270単位
区分6	62,050単位

（介護保険対象者）

区分4	14,620単位
区分5	15,290単位
区分6	22,910単位

同行援護利用者

区分に関わらず	13,870単位

行動援護利用者

区分3	15,680単位
区分4	21,130単位
区分5	28,100単位
区分6	36,520単位
障害児	19,950単位

重度障害者等包括支援利用者

区分6	96,480単位
介護保険対象者	67,680単位

重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者

区分6	74,310単位
介護保険対象者	45,510単位

○令和８年６月～

居宅介護利用者

区分1	3,170単位（6,550単位）
区分2	4,090単位（7,420単位）
区分3	6,010単位（9,380単位）
区分4	11,300単位（14,620単位）
区分5	18,100単位（21,420単位）
区分6	26,040単位（29,410単位）
障害児	10,160単位（13,550単位）

※カッコ内は通院等（乗降）介助あり

（介護保険対象者）

区分5	1,120単位
区分6	1,850単位

重度訪問介護利用者

区分4	29,400単位
区分5	36,850単位
区分6	63,040単位

（介護保険対象者）

区分4	14,780単位
区分5	15,430単位
区分6	23,130単位

同行援護利用者

区分に関わらず	14,670単位

行動援護利用者

区分3	16,100単位
区分4	21,700単位
区分5	28,860単位
区分6	37,510単位
障害児	20,490単位

重度障害者等包括支援利用者

区分6	96,870単位
介護保険対象者	67,950単位

重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者

区分6	75,870単位
介護保険対象者	46,460単位

拡充

重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

関連資料12

令和８年度予算案　14.1億円（11.8億円）※（）内は前年度当初予算額

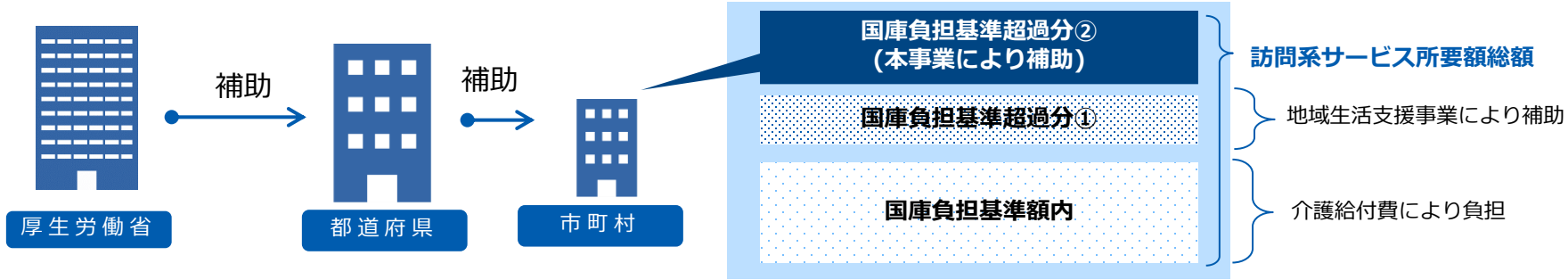
1 事業の目的

重度訪問介護等の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準を超えている市町村のうち、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村、及び当該事業の対象となるが当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援する。

2 事業の概要

「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村、及び当該事業の対象となるが当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に、国庫負担基準を超過した訪問系サービス報酬分について補助を行う。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県
◆ 補 助 率 ：国１／２、都道府県１／４、市町村１／４

13　障害者の就労支援（ガイドライン、就労選択支援等）の推進等について

（１）指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン等について【関連資料１】

就労継続支援Ａ型・Ｂ型において、障害者の就労能力の向上に寄与しない事業を行っている事業者の参入があるといった指摘がある中で、適切な事業運営の確保のため、「指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン」を作成し、昨年 11 月 28 日付けで、指定権者あて通知を発出した。

本ガイドラインでは、

① 新規指定時に自治体が指定申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項などを整理するとともに、

②自治体の指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、運営状況を把握するための負担軽減になるチェックツール等の開発・提供などを行っている。

昨年 12 月 19 日にオンライン説明会を行うとともに、自治体及び事業所向けのアーカイブ動画を厚生労働省ホームページに掲載している。

オンライン説明会では、広島県にご協力いただき、就労継続支援Ａ型事業所の指定等に係る専門家会議の取組事例を発表していただいた。

※ガイドラインでは「指定権者は、事業計画書等について、就労支援における専門的観点及び生産活動会計を含む経営的観点から総合的に審査を行うため、事業計画書等審査と合わせて専門家会議審査を実施することが望ましい。」としている。広島県では中小企業診断士や公認会計士等をメンバーとする専門家会議を設置。指定の事前協議の際に、事業者の関係者の出席の下、開催し、適正な事業計画となっているかなどを確認するようなプロセスを設けている。

各指定権者におかれては、本ガイドラインについて適切にご理解いただき、管内の指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握・指導を行う際に十分にご活用できるよう、検討・対応をお願いする。

なお、ガイドラインでは「「特段の知識等がなくとも事業所の運営は可能であり、高収益が実現できる」等の謳い文句により、安易な事業所の開設を他者に勧める等の不適切な行為を行っている者がいることを把握した場合には、地域の関係機関同士で情報共有を行うとともに、厚生労働省及び他の指定権者に対し情報提供を行うことが望ましい」としており、参考様式も活用いただき、対応をお願いしたい。

【ガイドライン関係資料及び動画の掲載先】

◇厚生労働省ホームページ：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66591.html

◇ガイドライン通知：
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001602338.pdf
（参考様式：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66591.html）

◇動画再生リスト：
https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj-iYu1tRLDl2wD5MPoEaSI
・ガイドライン作成の背景・課題（17 分）

https://www.youtube.com/watch?v=iFULhysOLkQ
・ガイドラインの内容（27 分）
https://www.youtube.com/watch?v=mKXVSVMIRjQ
・生産活動シートの内容（10 分）
https://www.youtube.com/watch?v=-7ap2LpVihA

（就労移行支援事業所や就労継続支援事業所における在宅支援について）

在宅支援については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成 19 年４月２日障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「留意事項通知」という。）や「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&AVOL８（令和７年３月 31 日）問２（以下「Q&A」という。）」などに基づき、要件を遵守し、実施いただいている。

しかしながら、一部ではあるが、不適切な事業運営が散見されている状況もあり、ガイドラインでも「在宅支援と称して、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動（※ｅスポーツや、植物の水やりを１日数回行うだけの活動等）や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されているため、提供される生産活動の内容や緊急時対応の具体的な実施方法（事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できるか）等、留意事項通知及び「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.８」（令和７年３月 31 日）に照らして、適切な内容となっているか確認すること」とし、周知してきた。

今般、在宅での適切な支援等を徹底するために、特に留意すべき事項等を以下のとおり整理したので、ご確認の上、事業所へ必要な周知を行うとともに、事業所指定や支給決定の際などに適切に対応をいただくようお願いする。

なお、当該内容については、今後、事務連絡も発出する予定である（在宅支援については、令和９年度報酬改定にあわせ、見直しを行うことも検討中。）

【留意いただきたい事項】

在宅支援については、留意事項通知で「アからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する」とされていること等を踏まえ、事業所はこれらの要件にすべて該当することなど、留意事項通知や Q&A に定める事項の遵守が必要であり、この点は改めて徹底いただきたい。特に、支給決定権者におかれては「アからキまでの要件」は在宅支援の報酬算定の要件となっていることも踏まえ、改めて適切な対応をお願いしたい。あわせて、以下の点

は留意いただきたい。

1　留意事項通知で「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」が対象となっているため、事前の本人の同意やアセスメントを徹底すること。

希望があれば在宅での利用を認めるといったことは必ずしも適切ではなく、本人の同意に加え、支援の効果が認められるかどうかについてあらかじめ市町村が判断することが必要であるので、留意すること。

2　留意事項通知に基づき、運営規程への在宅で実施する訓練内容及び支援内容の明記等を徹底すること。

また、留意事項通知で訓練状況及び支援状況について、「本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい」とされていることから、それを推進すること。

3　留意事項通知に「事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のＩＣＴ機器の活用により、評価等を１週間につき１回は行うこと」とされていることを踏まえ、事業所における適切な評価等の徹底を図ること。

4　Q&A において「直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められる」「オンラインによる支援が認められるのは、（中略）オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、オンラインによる支援の効果が認められると市町村が判断した場合など、留意事項通知で定める要件の全てに該当する場合に限られる」とされていることを踏まえ、原則として対面での支援を行うことが求められることを前提とし、質の高い支援の実施を推進すること。

5　Q&A において「緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある」などと記載されていることから、緊急時の対応について遵守すること。

（２）障害者の就労支援の推進について

①　就労継続支援事業所の平均賃金・工賃の状況等について**【関連資料２】**

全国の就労継続支援事業所の平均賃金・工賃の状況については、令和６年度における就労継続支援Ａ型事業所の平均賃金月額は 91,451 円と、前年度より 4,699 円増、就労継続支援Ｂ型事業所の平均工賃月額は 24,141

円と、前年度より 1,492 円増となった。また、各都道府県においても、概ね上昇傾向となっている。

② 障害者就労施設の生産活動の経営改善等の状況について**【関連資料３】**

就労継続支援Ａ型の生産活動の状況については、令和６年度において、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回り、指定基準を満たしていない事業所は、経営状況を把握した事業所の 19.3％と、前年度の 37.4％と比較して改善している。

一方、令和６年度において生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っていた事業所の 64.2％は、前年度においても同様の状況にあり、これらの指定基準を満たせていないことが常態化している事業所への対応が課題である。

各事業所の生産活動の状況については、その実態把握が適時適切に実施できていない自治体が散見されるため、各自治体におかれては、経営改善計画の提出状況等の報告の機会等も活用し、積極的な経営状況の把握に努めていただきたい。その際、経済情勢や各業種の市場環境の変化による影響、生産活動に関する具体的な経営判断や取組などの把握にも努め、適切な指導・助言を行うようお願いする。

また、令和６年 10 月に、Ａ型事業所を廃止する際の留意点について改めて周知徹底を依頼するとともに、支給決定権者や都道府県労働局・ハローワークとの連携、Ａ型事業所の経営に係る支援を依頼したところであり、引き続き、丁寧な対応をお願いする。

なお、物価高騰の影響により、事業所における生産活動は依然厳しい状況にあるとも考えられるため、「工賃向上計画支援等事業」等の予算事業や、「重点支援地方交付金」の「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」等も活用し、積極的な支援策を講じられたい。また、昨年 11 月 13 日に、Ａ型事業所の利用者の賃上げにおいて活用可能な支援策を抜粋したマニュアルを発出しているので、こちらもご参照いただきたい。

【関係資料の掲載先】

◇平均工賃（賃金）月額の実績について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41739.html

◇A 型利用者の最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策紹介マニュアル

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001603574.pdf

（３）障害者の就労支援に係る予算について【関連資料４】

① 工賃向上計画支援等事業

就労継続支援事業所で働く利用者の賃金・工賃の向上を図るため、各都道府県におかれては「工賃向上計画支援等事業」に取り組んでいただいており、令和８年度予算案においては 5.8 億円の予算を引き続き計上してい

る。

② 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

農福連携等の一層の推進を図るため、令和６年６月５日に農福連携等推進会議で「農福連携等推進ビジョン」を改訂している。

厚生労働省においては、令和８年度予算案において、「農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト」に係る予算 2.1 億円を引き続き計上している。就労継続支援事業所等における農林水産業等と福祉の連携についての取組を推進するためのメニューを盛り込んでおり、積極的な活用をお願いする。

③ 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について

重度障害者等に対する就労支援として、令和２年 10 月から、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を実施している。実施自治体・利用者数ともに増加しており、直近の令和７年９月 30 日時点では、予定を含め 109 自治体、314 名が本事業を利用している。

国の障害福祉計画に係る国の基本方針告示を踏まえ、各自治体におかれては、重度障害者の支援ニーズ等を把握するとともに、当該ニーズを踏まえた障害福祉計画を策定されていることと承知している。

本事業については、令和８年度予算案において引き続き 7.7 億円を計上している。実際の支援だけでなく、本事業の周知・広報の取組や、事業の利用に当たって必要な支援計画書の作成といった手続き支援に要した費用を支出できることになっており、積極的な活用をお願いする。

④ 障害者就業・生活支援センター事業の推進

障害者就業・生活支援センターの生活支援員を配置するため、障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）を実施しており、雇用と福祉の予算を措置している。令和８年度予算案において、引き続き 7.9 億円を計上し、１センターあたりの上限額約 470 万円を確保している。

また、障害者雇用の進展等に伴い、職場定着の下支えとしての生活支援の必要性も一層増していることから、障害者就業・生活支援センター体制強化等事業（都道府県任意事業）の活用も積極的にご検討いただきたい。

（４）就労選択支援について【関連資料５】

令和７年 10 月より、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が施行された。

施行に伴い、就労継続支援Ｂ型は、50 歳に達している者や障害基礎年金１級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが

困難になった者等のほか、「就労選択支援によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が対象となる。

令和７年度は全国９地域において就労選択支援に係るモデル的な取組を実施し、就労継続支援Ａ型の新規利用者等への効果的な支援の実施方法等に関する課題やノウハウを収集し、事例集等を作成・公開する予定である。

また、令和７年６月より「就労選択支援員養成研修等事業」において、定員約 100 人規模の研修を 10 回実施したところ。令和７年度補正予算においても本事業による研修の開催を予定しており、今後も就労選択支援の円滑な実施に向けて取り組んでいくため、ご協力いただきたい。

【関係資料の掲載先】

◇就労選択支援について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html

（５）障害者優先調達推進法について【関連資料６】

①　調達方針の作成について

障害者優先調達推進法において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という）を作成することとされている。

調達方針の作成率は、都道府県が 100％である一方、市町村では 94.7％（令和６年度末時点）である。調達方針の作成は法律上の義務であることから、例えば、地域に障害者就労施設等がない市町村や調達規模が大きくない市町村においても、市町村の実情に応じた調達方針の作成について、改めて徹底願いたい。

②　障害者就労施設等からの調達の促進について

令和６年度の調達額の合計は約 246 億円で前年度比 4.8％増（11.20 億円増）となり、国、独立行政法人等、市町村、地方独立行政法人では前年度の調達額を上回った。

国の基本方針において、調達方針の目標設定に当たっては、調達実績が前年度を上回ることとするなど、障害者就労施設等からの物品等の調達が着実に推進されるよう設定するものとしている。各自治体においては、調達方針で定める目標を達成するため、個別具体的な対応策を講じ、障害者優先調達推進法に基づく取組を推進していただきたい。

なお、障害者優先調達推進法が施行されてから今日に至るまで、調達機関全体の調達額は年々増加しているが、個々の機関の取組状況を確認すると、調達額が年々減少している機関も散見されることから、例えば、２年連続で前年度の実績を下回った機関等に対し、状況調査を行っている。

令和８年度予算案においても、引き続き、「共同受注窓口の機能強化事業（工賃向上計画支援等事業）」に必要な経費を計上しているので、各都

道府県においては、積極的に本事業を活用いただきたい。

③　障害者優先調達推進法に基づく、調達のためのチェックリストについて

障害者就労支援施設等からの調達に当たり、適切な調達を進めていただくため、優先調達法に該当する施設の定義や要件に該当しているか等の確認点を記載したチェックリストを厚生労働省にて作成し、自治体の皆様にも配布しており、適宜活用いただきたい。

【関係資料の掲載先】

◇国・地方公共団体等における障害者就労施設等からの調達について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02888.html

◇国・地方公共団体等による障害者就労施設等からの調達実績について
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189832_00001.html

◇障害者優先調達に係るチェックシート
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001263519.xlsx

指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン

概要

就労系障害福祉サービスの適切な事業運営の確保のため、指定就労継続支援事業所に関する自治体向けガイドラインを作成

① **新規指定時に**自治体が指定申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項

② 自治体の指定･指導事務担当者の知識･経験不足を補完し、**運営状況を把握**するための負担軽減になるチェックツール等の開発･提供

現状と課題

障害者の就労能力の向上に寄与しない事業を就労継続支援サービスとして行っている事業者の参入があるといった指摘

▶▶▶・先々の運営に関して疑問が残る場合でも、**指定申請書及び関係書類が揃っていれば指定申請自体を不受理にできない**等の課題

・就労系障害福祉サービスの運営に当たっては生産活動や民間企業の決算書類に関する知識などが必要とされるが、指定・指導事務の担当年数が３年未満の自治体職員が半数以上で、専任的な担当者が少ないため、**制度理解や書類審査に難しさを感じる**職員が多いという課題

ガイドライン

✓ 障害者支援や障害者福祉制度など、円滑な障害福祉サービスの提供に必要不可欠な知識等を有しているか
✓ 就労支援会計など事業運営に必要不可欠な知識等を有しているか
✓ 就労の知識と能力を高める支援内容になっているか
✓ 安定した収益が見込める生産活動の確保ができているか

自治体の指定・指導業務の適切な実施

就労継続支援の質の確保

①新規指定時の確認

事前説明／事業計画書等審査（開所予定地がある市町村への事業計画の説明・ニーズ把握の状況及びサービス選択理由・利用者の募集方法・生産活動の具体的な内容及び収入見込み・生産活動シート・既存事業所の運営状況の確認）／専門家会議審査／指定申請審査／現地審査　等

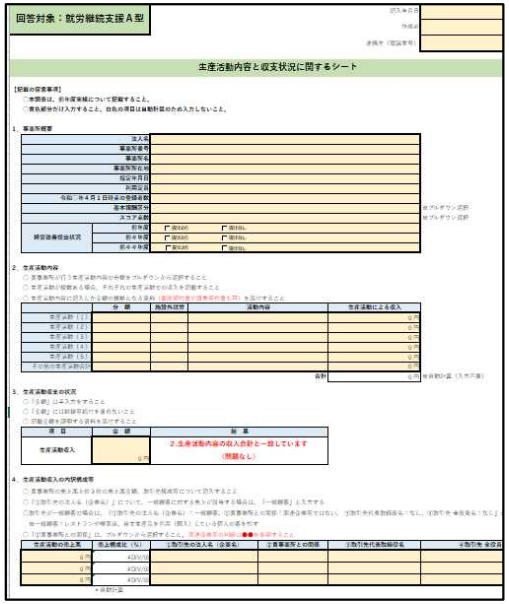
②運営状況の把握

通常の運営指導の主眼事項・着眼点 ＋

生産活動・会計状況の実態把握

✓「生産活動シート」の活用 → 生産活動収支・取引先情報の確認
✓生産活動の実態　✓会計情報の確認　✓工賃・賃金支払い状況の確認

【ガイドライン掲載HP】


回答対象：就労継続支援Ａ型

生産活動内容と収支状況に関するシート

【ガイドライン掲載HP】

「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」

【目次】

1 指定就労継続支援事業所の運営に係る主な関係告示・通知等

2 新規指定について

（１）指定権者の役割

（２）新規指定の取組・スケジュール例

（事前説明・確認/事業計画書等審査/専門家会議審査/指定申請審査/現地審査/指定）

3 既存事業所の運営状況の把握・指導について

（１）指定権者の役割

（２）運営状況の把握・指導の観点

（管理者業務/人員配置/誘因行為/障害福祉サービス等情報公表制度等における対応状況/生産活動の実態/生産活動による収入額や取引先情報/利用者への支援内容の実施状況及び適切性/会計情報/賃金・工賃の支払い状況/経営改善計画書の提出（就労継続支援Ａ型）/在宅支援の実態/施設外就労の実態）

（別添）生産活動シート

ガイドライン（抜粋）

2 新規指定について　（１）指定権者の役割

- **適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを総合的に審査**し、障害者総合支援法第 36 条の規定に基づき、事業者を指定することが求められる。

  - **「障害者総合支援法」その他関係法令の規定をはじめ障害者支援や障害者福祉制度等の障害福祉サービスの円滑な運営に必要不可欠な知識や就労支援事業会計等の生産活動の運営に必要不可欠な知識等を有しているか**
  - **利用者の就労の知識及び能力を向上させる支援内容となっているか**
  - **安定した収益が見込める生産活動を確保する計画となっているか　等**

- 就労継続支援の運営に当たっては、障害者支援や障害者福祉制度等といった障害福祉サービスの円滑な運営のための知識や、就労支援事業会計等の生産活動の運営のための知識が必要不可欠であるにもかかわらず、**「特段の知識等がなくとも事業所の運営は可能であり、高収益が実現できる」等の謳い文句により、安易な事業所の開設を他者に勧める等の不適切な行為を行っている者がいることを把握した場合**には、**地域の関係機関同士で情報共有を行うとともに、厚生労働省及び他の指定権者に対し情報提供を行う**ことが望ましい

- 就労継続支援事業所の指定申請の意向がある者（以下「指定希望者」という。）に対して、面談や確認等を行う場合は、適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを判断するため、**指定希望者が委託等をしているコンサルティング会社や代理者等ではなく、必ず指定希望者の法人の代表者、事業所の管理者やサービス管理責任者等（以下「法人の代表者等」という。）に対して行う**こと。

- 少なくとも、事業計画書等の審査開始から、指定後、適切な運営が確認されるまで（例えば最初の運営指導まで）は、やむを得ないと認められる場合を除き、**指定に係る審査時に面談等を行った法人の代表者等が一貫した事業運営を行うことが望ましい**ため、指定希望者に予めその旨を伝えること。

（参考）「指定希望者に安易な事業所の開設を勧める等の不適切な行為を行っている者」がいることを把握した場合等の情報共有のための様式

（案）

（別添）

「指定希望者に安易な事業所の開設を勧める等の不適切な行為を行っている者」がいることを把握した場合等の情報共有のための様式

情報共有日　　年　月　日
情報共有者（都道府県・市町村名）
情報共有者の連絡先

番号	把握した日時	サービス類型	把握した内容
	（例） 2026年2月1日	（例） 就労継続支援B型	（例） ・指定希望者●社に確認したところ、コンサル会社やフランチャイズ元（社名がわかる場合には社名も）から、未経験者でも収益が上がる等の勧誘を受けていた ・コンサル会社▲が、指定希望者とともに審査に係る面談に同席したが、コンサル会社が発言することが多く、指定希望者はサービスの趣旨や内容を十分に理解していない様子だった ・コンサル会社▲が、指定希望者の代理として審査に係る面談対応をした
1			

なお、些細と思われる情報や既知と思われる情報、直ちに不適切とは言い切れないが事業所運営にあたって懸念される状況等の情報であっても、積極的に情報提供いただきたい。

（参考）新規の参入・事業実施や出資を働きかける例

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第52回（R8．1．22））資料1より抜粋

○　障害福祉サービス等において、「特段の知識や経験は不要」「簡単にできる」「利益をあげることができる」として、新規の参入・事業実施や出資を働きかける例が見られる。

【働きかけのイメージ（例）】

（グループホーム）

○　グループホームの開業を、月々のコンサル料金だけで、フランチャイズ加盟金無料で気軽に始められるとするもの。

○　売上の大部分が給付金であり、●年で年商●億、すばらしいビジネスとうたうもの。

○　総量規制により、2027年からはもうグループホームは出せないといたずらに不安をあおるもの。

○　通常のフランチャイズビジネス事業等、または中規模以上の新規事業の起業と比較して、初期投資が少なく、収益性・安定性がとても高いとするもの。

○　年間の利回りが●●%も可能とし、障がい者グループホーム事業への出資を募るもの。

（就労継続支援B型）

○　eスポーツ支援について、急成長しており、社会性のあるビジネスモデルだとうたうもの。

○　非常に収益性が高い、新規フランチャイズ事業だとするもの。

○　障がい者支援と●●を融合した独自のビジネス、年間利益●●●●万円を目指せる、本部による手厚いサポートで未経験でも安心、社会貢献と安定経営を同時に実現とうたうもの。

（児童発達支援・放課後等デイサービス）

○　売上のほとんどが給付費のため、未回収リスクがなく、ストック型ビジネスで安定収入が可能。初年度から黒字となるとうたうもの。

○　福祉業界が初めての方でも安定した運営が目指せるモデルとして、フランチャイズでの開業を勧めるもの。

○　学習支援は長く継続しての利用が多く、ストックビジネスとして安定収益が見込めるとして学習支援型を勧誘するもの。

○　ピアノ教室等の音楽関係の職務に従事している方ならばすぐにできる新しいビジネスとして、音楽支援に特化した支援を勧誘するもの。

○　実態としては学童と同じように、こどもの預かりがメインとして、総合的支援を行う必要性がないことを示唆するもの。

○　フランチャイズ事業が軌道に乗れば、利益率●●%以上を生み出せるとうたうもの。

ガイドライン（抜粋）

（２）新規指定の取組・スケジュール例
イ　事業計画書等審査
（ア）事業計画書

d. 生産活動の適切性

- 生産活動と称して、**ｅスポーツや、植物の水やりを１日数回行うだけの活動、卓球教室や麻雀教室での手伝いに相当するような活動、所定の場所に居ればよいというような活動等、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動を行わせている不適切な事例**が散見されているため、事業計画書等の審査の際には、適切な生産活動の機会の提供になっているか、以下の観点及び２（２）イ（イ）の根拠情報等を踏まえて詳細を確認すること。

・具体的な生産活動の場面があるか

・当該生産活動により一般就労に必要な能力向上が見込まれるか

・それにより安定した生産活動収入を得ることができるか

・地域の中に当該生産活動により習得した能力が活かされる労働市場や求人があるか

・生産活動の収益が適当か（収入が支出と合っているか）

・業務委託費が妥当か（取引価格や単価が過大又は過小に設定されていないか）

ガイドライン（抜粋）

（２）新規指定の取組・スケジュール例
イ　事業計画書等審査
（ア）事業計画書

e. 在宅支援の適切性

- 就労継続支援では、適切なサービス提供を行うために、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められるが、例えば、重度障害者で通所が困難であることなどを理由に、オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市区町村が判断した場合に、在宅支援が認められている。
- **在宅支援と称して、前記d.に記載したような、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されている**ため、提供される生産活動の内容や緊急時対応の具体的な実施方法（事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できるか）等、**在宅支援の要件を満たした運営が実施できる事業計画になっているか**に加え、**運営規程において、在宅での訓練内容及び支援内容が明記されているか**確認し、留意事項通知及び「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.８」（令和７年３月31日）に照らして、**適切な内容となっているか確認**すること。

ガイドライン（抜粋）

（２）新規指定の取組・スケジュール例
ウ　専門家会議審査

- 指定権者は、事業計画書等について、**就労支援における専門的観点**及び**生産活動会計を含む経営的観点**から総合的に審査を行うため、事業計画書等審査と合わせて**専門家会議審査**を実施することが望ましい。
- 専門家会議を構成する専門家の例については、以下のとおりである。地域の状況を踏まえた事業計画書等の妥当性については**協議会等の構成団体**等に、法律や経営、税務、会計等に係る妥当性については**各士業の専門家**に、それぞれ協力を依頼することが想定される。
- なお、多面的な審査ができるよう専門分野が異なる複数の専門家により構成することが効果的であると考えられる。

＜専門家例＞

- **協議会等を構成する団体**や**地域の模範となる優良事業所**
- **中小企業診断士**
- **社会保険労務士**
- **税理士**
- **公認会計士**
- **弁護士**
- **行政書士**
- **よろず支援拠点**　等

就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議の導入事例（広島県）

○　広島県では、平成29年度に発生した就労継続支援A型事業所の経営破綻に対する検証報告書（平成30年12月県障害者自立支援協議会とりまとめ）の提言を踏まえ、平成31年４月より、事業所指定のプロセスを見直し。
○　県障害者自立支援協議会就労支援部会に中小企業診断士や公認会計士等をメンバーとする「就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議」を設置。指定の事前協議の際に、事業者の関係者の出席の下、開催。利用者に対し最低賃金を支払うことができる事業計画となっているかなどを確認し、県に専門的な意見をのべる。
○　このプロセスを導入後は、適正に運営する事業所割合が増加するなど効果があがっている。

<事業者指定の流れ>（例：９月１日付で指定をする場合）

指定日の５か月前まで（３月31日まで）	指定日の３か月前まで（５月31日まで）	指定日の２か月前まで（６月30日まで）	指定日の１か月前まで（７月31日まで）	指定日まで（９月１日まで）
●事前協議の資料提出 ●事前協議の実施	●専門家会議に向けた資料の提出 ※書類に不備・不足がある場合は指定日を翌月以降とする。	●専門家会議の実施 ●事前協議結果通知	●指定申請書の提出 ※書類が不足する場合は指定日を翌月以降とする。	●審査 ●事業所番号の付番 ●指定指令書の送付

<専門家会議の概要>

	内容
所掌事務	次の事項に関し、県へ専門的な意見を述べる。 (1) 事業者指定(定員増の変更申請を含む)の事前協議時に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額により、利用者に対する最低賃金を支払うことができる事業計画であること。 (2) 指定取消検討時(毎年度の事業継続の可否判断が難しい場合など)に、経営状況等から経営改善の見込があること。 (3) 定期の立入検査の中で、判断の難しい専門性の高い経営、運営の課題等
構成員及び役割(担当)	・中小企業診断士　（１名）：経営（採算性、実現性） ・精神保健福祉士等（３名）：職業指導など利用者処遇の水準 ・弁護士　（１名）：破産時等の法律関係 ・公認会計士　（１名）：経営（採算性、実現性） ・事業経営経験者　（１名）：就労経営実務 ・社会保険労務士　（１名）：労働法規、福利厚生等
開催時期	随時（指定：事前協議時、取消時：立入検査後）
運営	(1) 当該事業所関係者の出席を求める。　(2) 会議は非公開とし、構成員は匿名とする。 (3) 当該事業所と利害関係のある構成員はあらかじめ除斥する。　(4) 必要と認める時は、関係機関への調査を行うことができる。

<専門家会議導入の効果>　適正な運営の事業所割合の増加等

就労系サービスの在宅利用・在宅支援に係る関係通知①

就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成 19 年４月２日障 障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

2 報酬請求に関する事項について

（３） 在宅において利用する場合の支援について

① 就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所において、**在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者**（以下「在宅利用者」という。）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するに当たり、次のアからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する。

なお、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、**運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておく**とともに、**在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと**。その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、**音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくこと**が望ましい。

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援に当たり、１日２回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、１日２回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ **事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のＩＣＴ機器の活用により、評価等を1週間につき１回は行うこと**。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち１日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせて力の評価等も行われた場合、力による通所に置き換えて差し支えない。

就労系サービスの在宅利用・在宅支援に係る関係通知②

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　VOL.８（1/2）（令和７年３月31日）

（オンラインによる支援について）
問２　「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成 19 年４月２日障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。）の記２の（３）について、他都道府県等の遠方に居住する利用者に対して、オンラインによる支援を行うことは可能か。

（答）

○　就労移行支援事業所、就労継続支援事業所については、就労を希望する障害者や通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を実施することで、本人の希望や能力、適性等に応じて、一般就労に移行し、しっかりと定着できるよう支援することが重要である。

○　そのため、直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、**原則として対面での支援を行うこと**が求められる。一方、オンラインによる支援が認められるのは、例えば、重度障害者で通所が困難であることなどを理由に、オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、**オンラインによる支援の効果が認められると市町村が判断した場合**など、留意事項通知で定める要件の全てに該当する場合に限られる。

就労系サービスの在宅利用・在宅支援に係る関係通知②

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　VOL.８　（2/2）（令和７年３月31日）

○　また、留意事項通知において記載している要件のうち「ウ 緊急時の対応ができること。」については、事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等及びオンラインでの支援を行う場合における緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、**緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備**しておく必要がある。

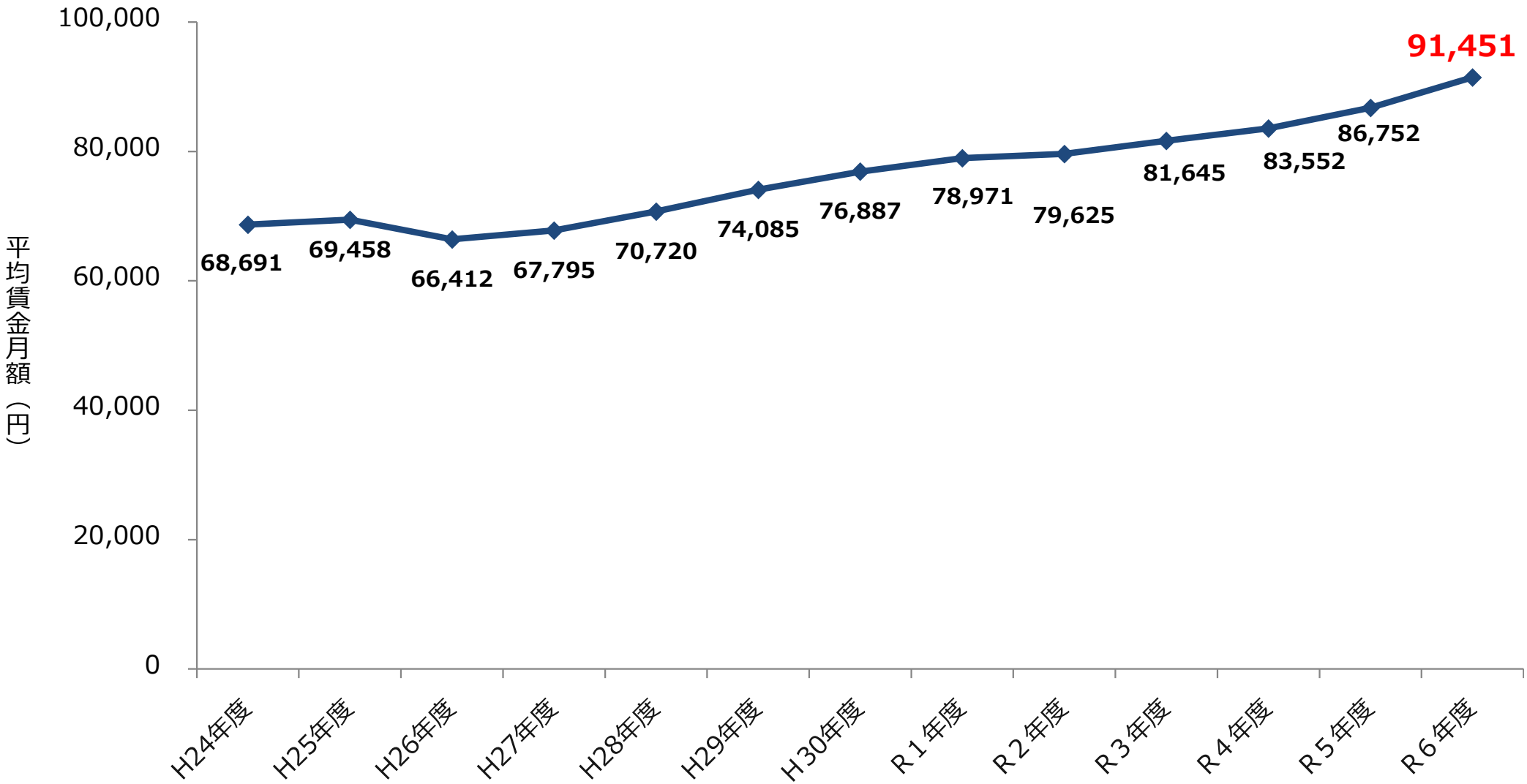
○　一概に他都道府県に在住していることをもって、オンラインによる支援を不可とはしないが、**緊急時対応が担保されないような地域の利用者へのオンラインによる支援は原則として認められない**。

○　以上を踏まえ、指定権者におかれては、事業所からオンラインによる支援を実施する旨の届出があった際に、オンラインによる支援によって利用者の一般就労の知識や能力の向上に資するものか、留意事項通知で定める要件の全てを満たしているか、緊急時に行う対応について、利用者への支援に支障がないと認められるものかどうかを確認し、**オンラインでも適切な支援が提供可能かを判断されたい**。

　また、支給決定を行う自治体におかれても、オンラインによる支援を希望する利用者がいる場合には、支援を提供する事業所の情報など、指定権者に対し、事業所の状況を聴取するなど自治体間で適宜連携を図られたい。

就労継続支援Ａ型事業所における平均賃金月額の推移

関連資料２



※令和元年度実績を78,975円から78,971円に、令和４年度実績を83,551円から83,552円に修正している。(令和８年３月追記)

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

就労継続支援Ａ型　都道府県別平均賃金月額

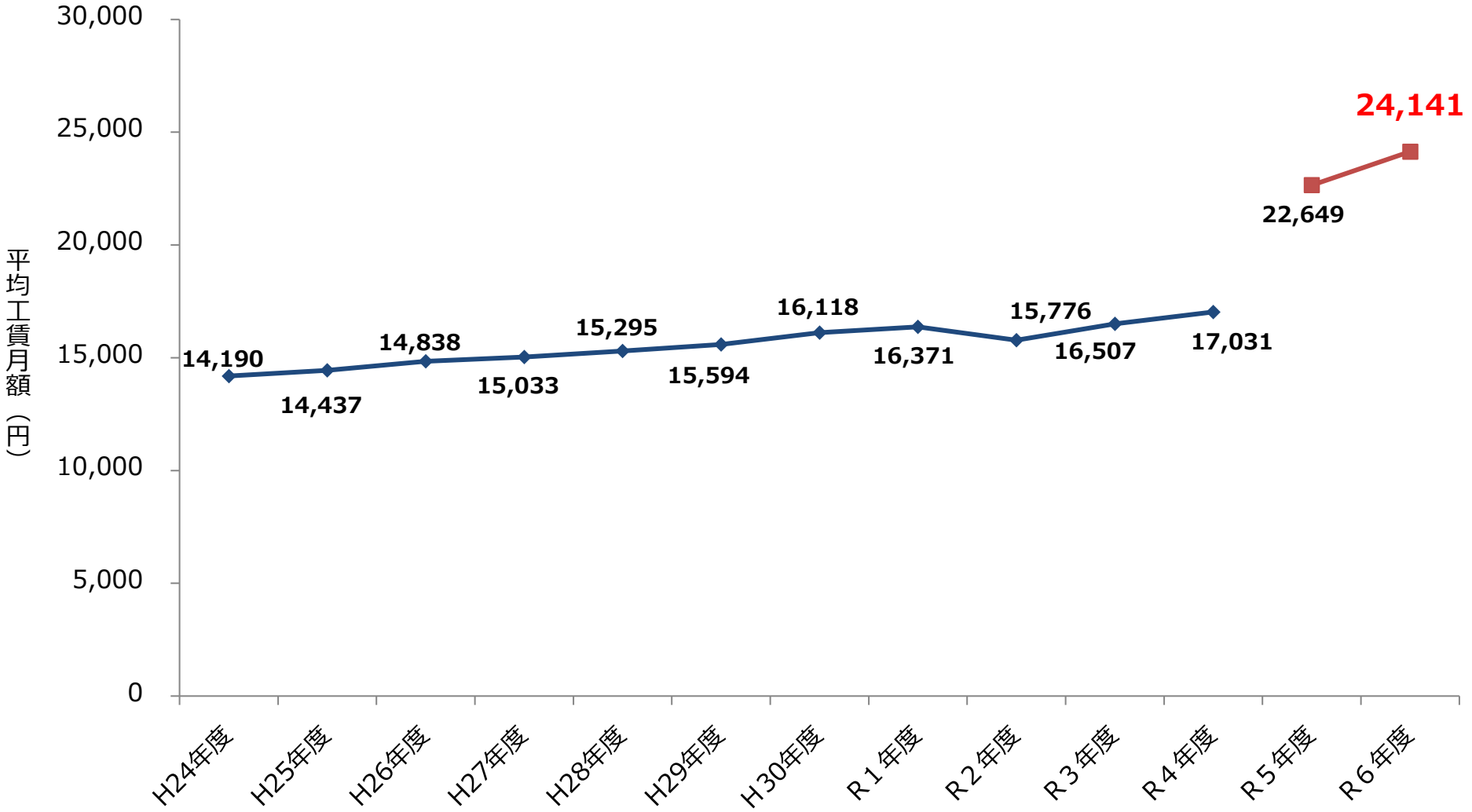
（単位：円）

都道府県	令和５年度	令和６年度	前年度比
北海道	87,766	92,083	104.92%
青森県	76,407	83,812	109.69%
岩手県	88,630	94,595	106.73%
宮城県	81,276	85,123	104.73%
秋田県	76,997	73,802	95.85%
山形県	88,005	90,764	103.13%
福島県	81,220	83,639	102.98%
茨城県	85,056	89,114	104.77%
栃木県	78,788	83,038	105.39%
群馬県	79,546	82,046	103.14%
埼玉県	85,331	88,988	104.29%
千葉県	78,197	85,290	109.07%
東京都	106,498	111,818	105.00%
神奈川県	94,395	97,656	103.46%
新潟県	80,963	83,376	102.98%
富山県	80,054	84,672	105.77%
石川県	82,036	83,792	102.14%
福井県	95,522	100,351	105.06%
山梨県	81,021	87,077	107.47%
長野県	89,781	93,924	104.61%
岐阜県	87,120	92,168	105.79%
静岡県	85,647	88,793	103.67%
愛知県	85,738	91,355	106.55%
三重県	83,539	91,413	109.42%

都道府県	令和５年度	令和６年度	前年度比
滋賀県	88,765	90,721	102.20%
京都府	93,031	96,939	104.20%
大阪府	89,367	96,516	108.00%
兵庫県	89,142	93,541	104.93%
奈良県	84,547	87,670	103.69%
和歌山県	99,352	101,751	102.41%
鳥取県	87,917	90,019	102.39%
島根県	103,724	107,724	103.86%
岡山県	90,284	98,888	109.53%
広島県	102,410	107,968	105.43%
山口県	85,179	89,410	104.97%
徳島県	79,381	85,817	108.11%
香川県	78,611	87,658	111.51%
愛媛県	80,860	84,187	104.12%
高知県	99,123	102,740	103.65%
福岡県	85,333	88,749	104.00%
佐賀県	91,708	92,910	101.31%
長崎県	96,744	100,570	103.96%
熊本県	83,220	88,476	106.32%
大分県	95,511	98,056	102.66%
宮崎県	74,967	78,410	104.59%
鹿児島県	80,117	83,998	104.84%
沖縄県	78,438	83,114	105.96%
全国平均	86,752	**91,451**	105.42%

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

就労継続支援Ｂ型事業所における平均工賃月額の推移



※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援Ｂ型事業所については、令和４年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした（令和５年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。）

※令和元年度実績を16,369円から16,371円に、令和５年度実績を23,053円から22,649円に修正している。(令和８年３月追記)

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

就労継続支援Ｂ型　都道府県別平均工賃月額

（単位：円）

都道府県	令和５年度	令和６年度	前年度比
北海道	26,675	27,361	102.57%
青森県	20,979	22,198	105.81%
岩手県	25,388	26,017	102.48%
宮城県	22,973	24,115	104.97%
秋田県	20,150	20,221	100.35%
山形県	18,094	19,621	108.44%
福島県	20,675	21,449	103.74%
茨城県	19,882	21,399	107.63%
栃木県	22,574	23,818	105.51%
群馬県	22,934	24,195	105.50%
埼玉県	20,287	21,528	106.12%
千葉県	20,932	23,646	112.97%
東京都	23,534	24,283	103.18%
神奈川県	21,661	23,307	107.60%
新潟県	20,715	21,778	105.13%
富山県	22,589	23,994	106.22%
石川県	23,060	24,402	105.82%
福井県	28,206	30,022	106.44%
山梨県	25,847	26,600	102.91%
長野県	23,301	24,522	105.24%
岐阜県	22,309	23,758	106.50%
静岡県	21,713	23,496	108.21%
愛知県	24,766	27,069	109.30%
三重県	22,722	24,330	107.08%

都道府県	令和５年度	令和６年度	前年度比
滋賀県	24,903	26,031	104.53%
京都府	23,353	24,743	105.95%
大阪府	18,176	19,747	108.64%
兵庫県	19,140	20,664	107.97%
奈良県	24,696	25,459	103.09%
和歌山県	23,320	24,662	105.76%
鳥取県	27,345	27,915	102.09%
島根県	27,704	29,304	105.77%
岡山県	20,066	21,650	107.89%
広島県	24,489	25,889	105.72%
山口県	26,558	27,369	103.05%
徳島県	29,312	30,231	103.14%
香川県	22,688	23,387	103.09%
愛媛県	22,583	23,396	103.60%
高知県	27,869	28,296	101.53%
福岡県	21,393	22,870	106.91%
佐賀県	24,675	26,114	105.83%
長崎県	25,144	26,029	103.52%
熊本県	21,108	22,551	106.84%
大分県	25,475	25,561	100.34%
宮崎県	27,065	28,026	103.55%
鹿児島県	26,352	26,503	100.57%
沖縄県	20,873	22,111	105.93%
全国平均	22,649	**24,141**	106.59%

※令和５年度全国平均を23,053円から22,649円に修正している。(令和８年３月追記)

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

就労継続支援Ａ型における生産活動の経営状況（令和７年３月末時点）

関連資料３

○　就労継続支援A型における生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている(注)事業所は4,006事業所のうち774事業所（19.3%）

（注）就労継続支援A型事業所については、平成29年度から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）第192条第2項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」こととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。 また、令和６年度報酬改定では、就労継続支援Ａ型事業所の質の確保・向上を図るため、従来より指定基準において求めていたことに関して、生産活動収支が賃金総額 を上回った場合を高く評価するとともに、下回った場合に厳しくする等の見直しを行った。

【生産活動の経営状況（令和７年３月末日時点）】

指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	
4,471 (4,651)	4,006 (3,880)	774 (1,453)	19.3% (37.4%)

※１ 令和７年３月末日時点
※２ （ ）内に前年度の状況（令和６年３月末時点）を記載
※３ 指定基準を満たしていない事業所（774）のうち、経営改善計画書を提出している事業所は734事業所（提出率94.8%）
※４ 指定基準を満たしていない事業所（774）のうち、令和６年３月末時点も指定基準を満たしていない事業所は497事業所（64.2%）

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

【都道府県別】就労継続支援Ａ型における生産活動の経営改善状況（令和７年３月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所	(②／①)	③指定基準を満たしていない事業所（生産活動収支＜利用者賃金）	(③／②)	④経営改善計画提出済事業所	(④／③)
北海道	108	99	91.7%	13	13.1%	12	92.3%
青森県	31	28	90.3%	5	17.9%	5	100.0%
岩手県	25	22	88.0%	8	36.4%	7	87.5%
宮城県	32	25	78.1%	2	8.0%	2	100.0%
秋田県	10	7	70.0%	1	14.3%	1	100.0%
山形県	24	23	95.8%	6	26.1%	6	100.0%
福島県	20	19	95.0%	4	21.1%	4	100.0%
茨城県	122	41	33.6%	20	48.8%	20	100.0%
栃木県	75	50	66.7%	16	32.0%	16	100.0%
群馬県	37	31	83.8%	11	35.5%	11	100.0%
埼玉県	54	52	96.3%	7	13.5%	7	100.0%
千葉県	110	104	94.5%	21	20.2%	21	100.0%
東京都	76	74	97.4%	8	10.8%	8	100.0%
神奈川県	37	36	97.3%	8	22.2%	8	100.0%
新潟県	27	22	81.5%	4	18.2%	4	100.0%
富山県	27	26	96.3%	8	30.8%	8	100.0%
石川県	31	31	100.0%	11	35.5%	11	100.0%
福井県	38	36	94.7%	11	30.6%	11	100.0%
山梨県	17	17	100.0%	3	17.6%	3	100.0%
長野県	44	38	86.4%	5	13.2%	4	80.0%
岐阜県	78	70	89.7%	10	14.3%	10	100.0%
静岡県	83	67	80.7%	7	10.4%	7	100.0%
愛知県	90	80	88.9%	32	40.0%	30	93.8%
三重県	70	62	88.6%	9	14.5%	7	77.8%

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所	(②／①)	③指定基準を満たしていない事業所（生産活動収支＜利用者賃金）	(③／②)	④経営改善計画提出済事業所	(④／③)
滋賀県	41	39	95.1%	0	0.0%	0	0.0%
京都府	45	39	86.7%	6	15.4%	6	100.0%
大阪府	100	95	95.0%	17	17.9%	12	70.6%
兵庫県	75	67	89.3%	12	17.9%	12	100.0%
奈良県	39	36	92.3%	16	44.4%	16	100.0%
和歌山県	33	32	97.0%	4	12.5%	4	100.0%
鳥取県	24	21	87.5%	0	0.0%	0	0.0%
島根県	21	18	85.7%	1	5.6%	1	100.0%
岡山県	30	30	100.0%	6	20.0%	6	100.0%
広島県	23	23	100.0%	4	17.4%	4	100.0%
山口県	37	35	94.6%	6	17.1%	5	83.3%
徳島県	32	32	100.0%	4	12.5%	4	100.0%
香川県	16	15	93.8%	3	20.0%	3	100.0%
愛媛県	30	30	100.0%	10	33.3%	10	100.0%
高知県	8	8	100.0%	2	25.0%	2	100.0%
福岡県	162	134	82.7%	40	29.9%	37	92.5%
佐賀県	55	54	98.2%	5	9.3%	5	100.0%
長崎県	33	33	100.0%	2	6.1%	2	100.0%
熊本県	100	95	95.0%	15	15.8%	15	100.0%
大分県	41	39	95.1%	6	15.4%	6	100.0%
宮崎県	33	30	90.9%	4	13.3%	4	100.0%
鹿児島県	51	49	96.1%	9	18.4%	6	66.7%
沖縄県	71	63	88.7%	9	14.3%	9	100.0%
合計	2,366	2,077	87.8%	411	19.8%	392	95.4%

※　指定事業所のうち、新規指定より６月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

【指定都市別】就労継続支援Ａ型における生産活動の経営改善状況（令和７年３月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所	(②／①)	③指定基準を満たしていない事業所（生産活動収支＜利用者賃金）	(③／②)	④経営改善計画提出済事業所	(④／③)
札幌市	128	99	77.3%	25	25.3%	21	84.0%
仙台市	34	32	94.1%	17	53.1%	17	100.0%
さいたま市	31	29	93.5%	8	27.6%	8	100.0%
千葉市	27	23	85.2%	1	4.3%	1	100.0%
横浜市	34	29	85.3%	2	6.9%	2	100.0%
川崎市	22	22	100.0%	2	9.1%	2	100.0%
相模原市	15	14	93.3%	1	7.1%	1	100.0%
新潟市	22	21	95.5%	6	28.6%	6	100.0%
静岡市	35	31	88.6%	3	9.7%	3	100.0%
浜松市	29	28	96.6%	3	10.7%	3	100.0%
名古屋市	114	113	99.1%	32	28.3%	32	100.0%
京都市	63	63	100.0%	14	22.2%	14	100.0%
大阪市	246	198	80.5%	46	23.2%	38	82.6%
堺市	23	21	91.3%	3	14.3%	3	100.0%
神戸市	56	51	91.1%	4	7.8%	4	100.0%
岡山市	48	45	93.8%	7	15.6%	6	85.7%
広島市	39	38	97.4%	2	5.3%	2	100.0%
北九州市	56	52	92.9%	12	23.1%	12	100.0%
福岡市	82	82	100.0%	7	8.5%	6	85.7%
熊本市	52	46	88.5%	8	17.4%	7	87.5%
合計	1,156	1,037	89.7%	203	19.6%	188	92.6%

※　指定事業所のうち、新規指定より６月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

【中核市別】就労継続支援Ａ型における生産活動の経営改善状況（令和７年３月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所	(②／①)	③指定基準を満たしていない事業所（生産活動収支＜利用者賃金）	(③／②)	④経営改善計画提出済事業所	(④／③)
函館市	4	4	100.0%	1	25.0%	1	100.0%
旭川市	7	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
青森市	17	14	82.4%	3	21.4%	3	100.0%
八戸市	19	19	100.0%	3	15.8%	3	100.0%
盛岡市	19	18	94.7%	3	16.7%	3	100.0%
秋田市	8	8	100.0%	2	25.0%	2	100.0%
山形市	7	7	100.0%	3	42.9%	3	100.0%
福島市	7	7	100.0%	1	14.3%	1	100.0%
郡山市	7	7	100.0%	2	28.6%	2	100.0%
いわき市	6	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
水戸市	21	20	95.2%	5	25.0%	1	20.0%
宇都宮市	32	32	100.0%	8	25.0%	8	100.0%
前橋市	6	5	83.3%	1	20.0%	1	100.0%
高崎市	10	7	70.0%	1	14.3%	1	100.0%
川越市	11	10	90.9%	3	30.0%	3	100.0%
川口市	15	14	93.3%	1	7.1%	1	100.0%
越谷市	13	13	100.0%	2	15.4%	2	100.0%
船橋市	15	14	93.3%	2	14.3%	2	100.0%
柏市	12	12	100.0%	1	8.3%	1	100.0%
八王子市	10	10	100.0%	2	20.0%	2	100.0%
横須賀市	4	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
富山市	27	25	92.6%	5	20.0%	5	100.0%
金沢市	30	27	90.0%	5	18.5%	5	100.0%
福井市	17	16	94.1%	3	18.8%	3	100.0%
甲府市	8	6	75.0%	2	33.3%	2	100.0%
長野市	13	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
松本市	13	13	100.0%	2	15.4%	2	100.0%
岐阜市	36	36	100.0%	7	19.4%	7	100.0%
豊橋市	15	12	80.0%	2	16.7%	2	100.0%
岡崎市	7	7	100.0%	3	42.9%	3	100.0%
一宮市	14	14	100.0%	3	21.4%	2	66.7%
豊田市	13	12	92.3%	5	41.7%	5	100.0%

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所	(②／①)	③指定基準を満たしていない事業所（生産活動収支＜利用者賃金）	(③／②)	④経営改善計画提出済事業所	(④／③)
大津市	6	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
豊中市	5	4	80.0%	2	50.0%	2	100.0%
吹田市	7	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
高槻市	6	6	100.0%	1	16.7%	1	100.0%
枚方市	12	12	100.0%	4	33.3%	4	100.0%
八尾市	17	15	88.2%	3	20.0%	3	100.0%
寝屋川市	5	5	100.0%	4	80.0%	4	100.0%
東大阪市	16	16	100.0%	3	18.8%	3	100.0%
姫路市	16	16	100.0%	2	12.5%	2	100.0%
尼崎市	22	21	95.5%	5	23.8%	5	100.0%
明石市	14	12	85.7%	3	25.0%	3	100.0%
西宮市	16	14	87.5%	5	35.7%	5	100.0%
奈良市	15	13	86.7%	3	23.1%	3	100.0%
和歌山市	19	18	94.7%	5	27.8%	5	100.0%
鳥取市	11	9	81.8%	0	0.0%	0	0.0%
松江市	10	10	100.0%	1	10.0%	1	100.0%
倉敷市	20	20	100.0%	3	15.0%	3	100.0%
呉市	8	7	87.5%	2	28.6%	2	100.0%
福山市	18	17	94.4%	2	11.8%	2	100.0%
下関市	9	8	88.9%	3	37.5%	3	100.0%
高松市	17	16	94.1%	1	6.3%	1	100.0%
松山市	45	45	100.0%	3	6.7%	3	100.0%
高知市	16	15	93.8%	0	0.0%	0	0.0%
久留米市	26	26	100.0%	6	23.1%	5	83.3%
長崎市	17	16	94.1%	1	6.3%	1	100.0%
佐世保市	9	9	100.0%	5	55.6%	5	100.0%
大分市	35	31	88.6%	2	6.5%	2	100.0%
宮崎市	29	27	93.1%	5	18.5%	5	100.0%
鹿児島市	31	31	100.0%	4	12.9%	4	100.0%
那覇市	29	21	72.4%	1	4.8%	1	100.0%
合計	949	892	94.0%	160	17.9%	154	96.3%

※　指定事業所のうち、新規指定より６月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

工賃向上計画支援等事業（地域生活支援促進事業）

関連資料４

令和８年度当初予算案　5.8億円（5.8億円）　※（）内は前年度当初予算額

１　事業の目的

○　就労継続支援事業は、利用者の経済的自立を促す観点から、指定基準において、賃金（工賃）の水準を高めることとされており、令和６年度報酬改定において、Ａ型事業所は生産活動収支が賃金総額を上回る場合には加点、下回る場合は減点とし、Ｂ型事業所については、平均工賃月額が高い区分について報酬単価の引き上げを行うといった見直しを行った。
○　賃金（工賃）向上に向けた経営改善を図るためには、正しい就労支援事業会計の理解に基づいた目標設定（黒字化するための生産高の把握）や事業計画の立案、生産活動内容及び原価等の見直し、作業工程の改善等を行うことが重要となる。
○　都道府県において、事業所に対して就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口設置等にかかる費用について補助を行う。

２　事業の概要

（１）基本事業（補助率：１／２）

①工賃等向上事業

1.経営力育成支援

○　事業所等の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2.品質向上支援

○　事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3.事業所職員の人材育成支援

○　事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施

4.販路開拓・広報支援

○　商品やサービスのＰＲを行うとともに、販売会・商談会を実施
○　事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報提供機能等を盛り込んだポータルサイトの開設・運営等、事業所の製品等に係る広報・情報提供事業をオンラインにて実施

5.就労支援事業会計の管理・経営改善支援事業

○　事業所等における適切な会計管理の徹底や、就労支援事業会計に基づいた経営改善計画の策定及びその確実な実行に向けた会計士等の就労支援事業会計に関する専門家の派遣、都道府県における就労支援事業会計に関する相談窓口の設置等の実施

②在宅就業マッチング支援等事業

○　在宅障害者に対するＩＣＴを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

③共同受注窓口の機能強化事業

○　関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

（２）特別事業（補助率：１/２）

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

○　専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や６次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援
○　障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進
○　農業等生産者と障害者就労施設とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援

３　実施主体等

◆ 実施主体：都道府県　　◆ 補 助 率 ：国１／２、都道府県１／２

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

令和８年度当初予算案　2.1億円（2.1億円）　※（）内は前年度当初予算額

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「１億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県
※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進
農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業
農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）

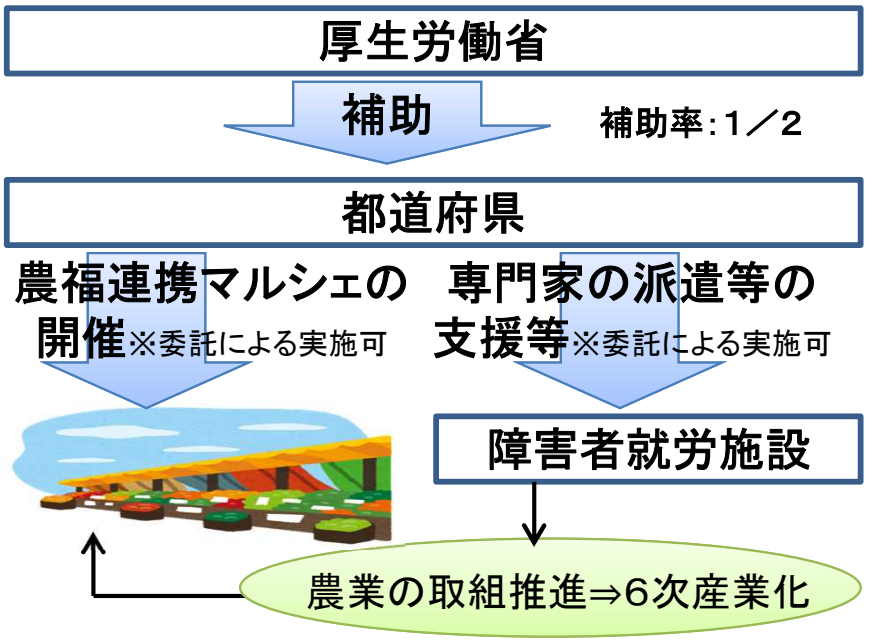
○意識啓発等　農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチングから事業実施までの支援
伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援に係る経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

○障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進
障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。

＜事業のスキーム＞



農福連携マルシェへの参加





農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）（概要）

令和6年6月5日農福連携等推進会議において決定

農業と福祉がつながって、日本を元気に！ ノウフク

Ⅰ　農福連携等が実現を図る社会

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組

農福連携の更なる推進には、「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていかない」といった課題に加えて、地域ごとの状況（農繁閑期の農業と福祉の需給ギャップ等）に応じたマッチング等の現場で生じている課題に的確に対応していく必要

地域に生きる一人ひとりの社会参画を図るため、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の社会的に支援が必要な者にも対象を広げ、また、林業、水産業と福祉の連携に広げていくことも重要

農福連携等を通じて、全ての人々が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に貢献

改正食料・農業・農村基本法に農福連携が位置づけられたことも踏まえ、本ビジョンに掲げられた取組を官民挙げて実践

Ⅱ　農福連携等の意義

1　社会的に支援が必要な者にとっての意義

・個々の特性に合った農作業により、賃金・工賃の向上、職業能力の開発・向上等も期待でき、社会的に支援が必要な者の就労・社会参画支援や立ち直り支援に貢献

・コロナ禍を通じて、孤独・孤立や生活困窮の問題に直面する者の存在が浮き彫りとなる中で、地域全体で働きづらさや生きづらさを感じている者を支援することが必要

2　農業経営体等と農村にとっての意義

・今後、農村地域で人口減少・高齢化が急激に進行することが見込まれる中で、多様な人々の活躍を通じた地域農業の振興や地域共同活動の継続が重要

・農作業の見える化・標準化や働き手の確保による農業経営へのプラス効果が期待

3　企業や消費者にとっての意義

・農福連携等の商品の販売・消費等を通じた企業価値の向上や新たな需要の創出

Ⅲ　農福連携等の現状と課題

①認知度の向上②取組のきっかけと定着③取組の拡大と成長の分野ごとに取り組んできたが、以下の課題への対応が必要

・農福連携等に関する地域ごとの課題を地域内で共有・相談・解決できる場の創出
・障害者等が働きやすいソフト・ハードの環境整備
・農業の担い手や新規就農者の農福連携等に取り組む意欲の喚起
・企業、消費者などターゲット別のプロモーション
・地域内外の多様な連携により、販路の開拓や付加価値の向上
・地方公共団体、農業団体、福祉団体、経済団体等の協力促進

Ⅳ　農福連携等の推進に向けた新たなアクション

※　令和12（2030）年度までの目標

農福連携等に取り組む主体数を12,000以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とすることを目標とする※

1　地域で広げる～点的な取組から地域への広がりへ～

○　地域単位での仕組みづくり

・都道府県段階での農業と福祉のマッチングを支援
・関係省庁が連携して、地域協議会や伴走型コーディネーターによる支援などの活動を通じて、地域単位での農福連携の推進体制づくりを後押し

○　障害者等が働きやすい環境の整備

・生産施設等の整備、障害者等の農業技術の習得等を支援
・農業法人等への障害者の就職等の推進と実践的な研修の推進
・障害者の作業をサポートするスマート農業技術等の活用

○　地域における多様な連携の推進や専門人材の育成と活躍の場の確保

・ノウフクJASの認証取得を推進
・障害者就労施設等と企業との連携によるノウフク商品のブランド化
・福祉事業所や障害者等の地域共同活動への参画促進に向けた事例収集・横展開
・マッチングを行うコーディネーターや農福連携技術支援者等の育成と活動支援

2　未来に広げる～未来の担い手の育成と新たな価値の発信～

○　農福連携等の強みの発信と未来の担い手の育成

・農業の担い手に対するセミナー等を通じて、農福連携等の意義や効果を普及
・特別支援学校における実技・実習に農業者が協力・支援を行うよう働きかけ

○　新たな価値の発信とユニバーサルな取組への進化

・11月29日を「ノウフクの日」に設定し、関係団体・企業等が連携した普及啓発を推進
・農福連携等応援コンソーシアム会員が連携して商品開発等を行う仕組みを構築
・エシカル消費に関心のある若年層向けにSNS等による情報発信

3　絆を広げる～ユニバーサル農園の拡大と「農」「福」の広がりへの発展～

○　ユニバーサル農園※の普及・拡大

※ 世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図る農園

・ユニバーサル農園の事例やノウハウを取りまとめて普及
・農業での就労を目的としたユニバーサル農園の開設や施設等の整備を支援

○　社会的に支援が必要な者の農福連携等への参画の推進

・ハローワーク等の関係機関が連携し、農業分野での障害者等の雇用を促進
・犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた農業実習等を推進

○　林福連携・水福連携の推進

・林業及び水産業において、傾斜地、海上等の特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進

拡充

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
（地域生活支援促進事業）

令和８年度当初予算案　7.7億円（7.7億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

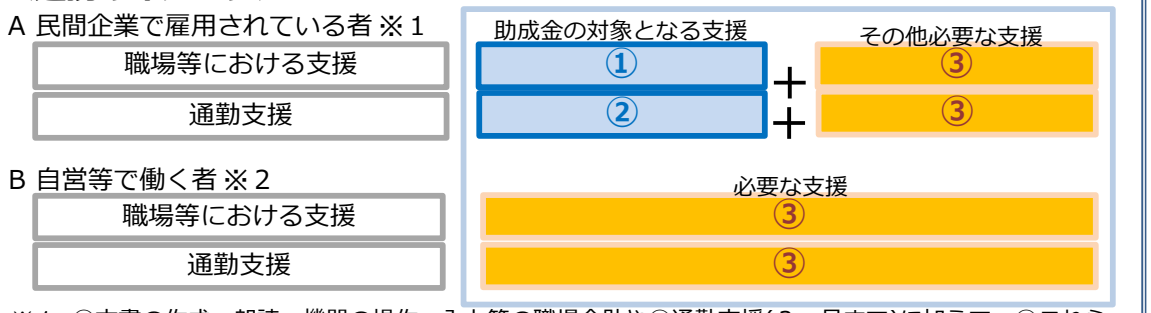
2 事業の概要

・　重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行っている。また、事業実施市町村においてさらなる利用人数の増加を図るため、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、HPやリーフレット等を活用した周知・広報等に取り組んでいる。
・　利用者数について、令和５年度は183人であったところ、令和６年度は226人（1.23倍）と着実に増加しており、引き続き利用人数の増加を図る。

※　支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
※　自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

3 スキーム

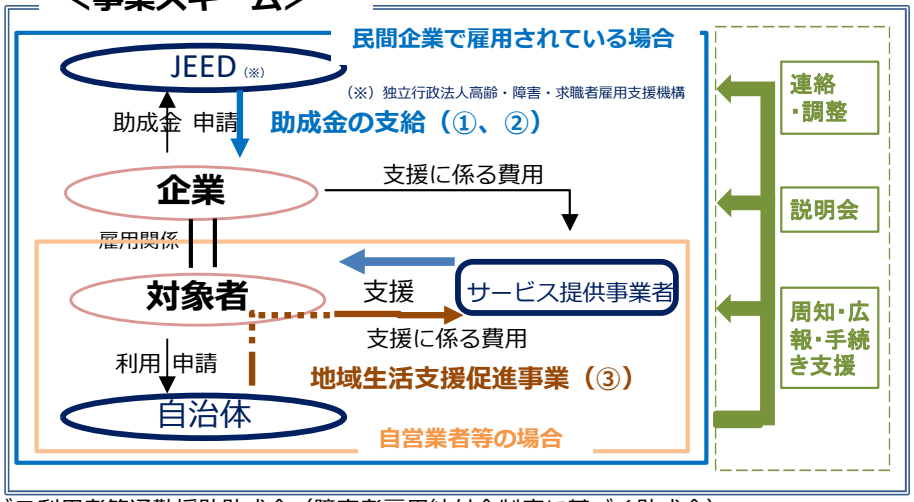
<連携のイメージ>



※1　①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(３ヶ月まで)に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、４ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせて一体的に支援。

※2　自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

<事業スキーム>



①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

4 実施主体等

◆ 実施主体：市区町村
◆ 補 助 率 ：国１／２、都道府県１／４、市区町村１／４

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業内示自治体（令和７年度）

都道府県	自治体数	市区町村名	都道府県	自治体数	市区町村名
北海道	3	**札幌市、函館市、**北見市	滋賀県	2	草津市、彦根市
青森県			京都府	6	**京都市、**綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市
岩手県			大阪府	13	**大阪市、堺市、豊中市、**吹田市、高槻市、**枚方市、東大阪市、**泉大津市、和泉市、箕面市、大阪狭山市、富田林市、池田市
宮城県	1	**仙台市**	兵庫県	6	**神戸市、姫路市、**伊丹市、加古川市、淡路市、播磨町
秋田県			奈良県	1	**奈良市**
山形県	3	**山形市、**長井市、西川町	和歌山県	2	**和歌山市、有田川町**
福島県	1	**郡山市**	鳥取県	1	境港市
茨城県	2	**水戸市、**つくば市	島根県	1	**松江市**
栃木県	1	**宇都宮市**	岡山県	3	**岡山市、**井原市、備前市
群馬県			広島県	1	**広島市**
埼玉県	3	**さいたま市、**桶川市、鶴ヶ島市	山口県	2	**下関市、**宇部市
千葉県	5	**千葉市、船橋市、**浦安市、佐倉市、袖ケ浦市	徳島県	1	徳島市
東京都	20	**江戸川区、葛飾区、江東区、港区、新宿区、杉並区、台東区、文京区、北区、墨田区、品川区、中野区、豊島区、練馬区、足立区、世田谷区、目黒区、**国分寺市、稲城市、小平市	香川県	3	観音寺市、坂出市、三木町
神奈川県	4	**横浜市、川崎市、相模原市、**藤沢市	愛媛県		
新潟県	1	**新潟市**	高知県		
富山県			福岡県	3	**福岡市、北九州市、**筑前町
石川県			佐賀県		
福井県	1	鯖江市	長崎県		
山梨県			熊本県	1	**熊本市**
長野県	2	**長野市、**上田市	大分県	4	**大分市、**別府市、由布市、臼杵市
岐阜県	3	**岐阜市、**大垣市、高山市	宮崎県	1	**宮崎市**
静岡県	3	**静岡市、浜松市、**三島市	鹿児島県		
愛知県	3	**名古屋市、**安城市、小牧市	沖縄県	1	南風原町
三重県	1	四日市市	合計	109	実施要綱作成済：１０８自治体　実施準備中：１自治体

【凡例】**太字**：実施要綱作成済　細字：要綱等整備中　赤字：指定都市・東京23区　青字：中核市　(令和７年９月30日時点)

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和７年９月３０日）

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
1	北海道	札幌市	31	18	13	20	11	0
2		函館市	5	1	4	1	4	0
3		北見市	2	0	2	0	2	0
4	宮城県	仙台市	2	1	1	0	1	1
5	山形県	山形市	1	1	0	0	1	0
6		長井市	1	1	0	1	0	0
7		西川町	1	1	0	0	1	0
8	福島県	郡山市	1	1	0	1	0	0
9	茨城県	水戸市	2	1	1	2	0	0
10		つくば市	2	1	1	2	0	0
11	栃木県	宇都宮市	12	0	12	2	10	0
12	埼玉県	さいたま市	12	11	1	12	0	0
13		桶川市	0	0	0	0	0	0
14		鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0
15	千葉県	千葉市	3	2	1	3	0	0
16		船橋市	2	1	1	2	0	0
17		浦安市	1	1	0	1	0	0
18		佐倉市	0	0	0	0	0	0
19		袖ケ浦市	0	0	0	0	0	0
20	東京都	江戸川区	4	2	2	3	1	0
21		葛飾区	1	0	1	0	1	0
22		江東区	3	2	1	2	1	0
23		港区	0	0	0	0	0	0
24		新宿区	0	0	0	0	0	0
25		杉並区	7	4	3	3	4	0
26		台東区	2	0	2	0	2	0
27		文京区	3	0	3	0	3	0
28		北区	4	0	4	1	3	0
29		墨田区	0	0	0	0	0	0
30		品川区	6	1	5	1	5	0
31		中野区	1	1	0	1	0	0
32		豊島区	0	0	0	0	0	0

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和７年９月３０日）

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
33	東京都	練馬区	1	1	0	1	0	0
34		足立区	3	0	3	0	3	0
35		世田谷区	7	4	3	4	3	0
36		目黒区	1	0	1	0	1	0
37		国分寺市	1	1	0	1	0	0
38		稲城市	1	1	0	1	0	0
39		小平市	0	0	0	0	0	0
40	神奈川県	横浜市	4	3	1	3	1	0
41		川崎市	6	3	3	4	2	0
42		相模原市	0	0	0	0	0	0
43		藤沢市	0	0	0	0	0	0
44	新潟県	新潟市	1	0	1	1	0	0
45	福井県	鯖江市	1	1	0	1	0	0
46	長野県	長野市	0	0	0	0	0	0
47		上田市	1	0	1	1	0	0
48	岐阜県	岐阜市	4	1	3	4	0	0
49		大垣市	0	0	0	0	0	0
50		高山市	1	0	1	0	1	0
51	静岡県	静岡市	3	0	3	2	1	0
52		浜松市	0	0	0	0	0	0
53		三島市	1	0	1	1	0	0
54	愛知県	名古屋市	4	0	4	2	2	0
55		安城市	3	1	2	3	0	0
56		小牧市	0	0	0	0	0	0
57	三重県	四日市市	2	2	0	2	0	0
58	滋賀県	草津市	0	0	0	0	0	0
59		彦根市	1	1	0	1	0	0
60	京都府	京都市	22	10	12	11	11	0
61		綾部市	0	0	0	0	0	0
62		亀岡市	1	0	1	0	1	0
63		向日市	1	1	0	1	0	0
64		長岡京市	1	0	1	0	1	0

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和７年９月３０日）

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
65	京都府	南丹市	0	0	0	0	0	0
66	大阪府	大阪市	55	34	21	39	16	0
67		堺市	3	0	3	0	3	0
68		豊中市	2	0	2	1	1	0
69		吹田市	0	0	0	0	0	0
70		高槻市	1	1	0	1	0	0
71		枚方市	1	0	1	1	0	0
72		東大阪市	4	2	2	1	3	0
73		泉大津市	3	2	1	3	0	0
74		和泉市	0	0	0	0	0	0
75		箕面市	1	1	0	1	0	0
76		大阪狭山市	0	0	0	0	0	0
77		富田林市	0	0	0	0	0	0
78		池田市	1	1	0	0	1	0
79	兵庫県	神戸市	14	6	8	2	12	0
80		姫路市	2	2	0	2	0	0
81		伊丹市	1	0	1	1	0	0
82		加古川市	2	1	1	2	0	0
83		淡路市	2	0	2	0	2	0
84		播磨町	0	0	0	0	0	0
85	奈良県	奈良市	1	1	0	1	0	0
86	和歌山県	和歌山市	0	0	0	0	0	0
87		有田川町	1	1	0	0	1	0
88	鳥取県	境港市	1	1	0	1	0	0
89	島根県	松江市	2	1	1	2	0	0
90	岡山県	岡山市	0	0	0	0	0	0
91		井原市	0	0	0	0	0	0
92		備前市	0	0	0	0	0	0
93	広島県	広島市	4	2	2	4	0	0
94	山口県	下関市	5	3	2	3	2	0
95		宇部市	0	0	0	0	0	0
96	徳島県	徳島市	0	0	0	0	0	0

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和７年９月３０日）

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
97	香川県	観音寺市	1	0	1	1	0	0
98		坂出市	0	0	0	0	0	0
99		三木町	0	0	0	0	0	0
100	福岡県	北九州市	4	3	1	4	0	0
101		福岡市	0	0	0	0	0	0
102		筑前町	1	1	0	1	0	0
103	熊本県	熊本市	3	3	0	3	0	0
104	大分県	大分市	7	4	3	1	6	0
105		別府市	7	5	2	5	2	0
106		由布市	1	0	1	0	1	0
107		臼杵市	0	0	0	0	0	0
108	宮崎県	宮崎市	2	1	1	1	1	0
109	沖縄県	南風原町	2	0	2	0	2	0
合計			３１４	１５７	１５７	１８３	１３０	1

協議自治体数：１０９自治体
（ 実績あり：７６自治体）

【凡例】**赤字**：指定都市・東京23区　**青字**：中核市

拡充

障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）

令和８年度当初予算案　7.9億円（7.9億円）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

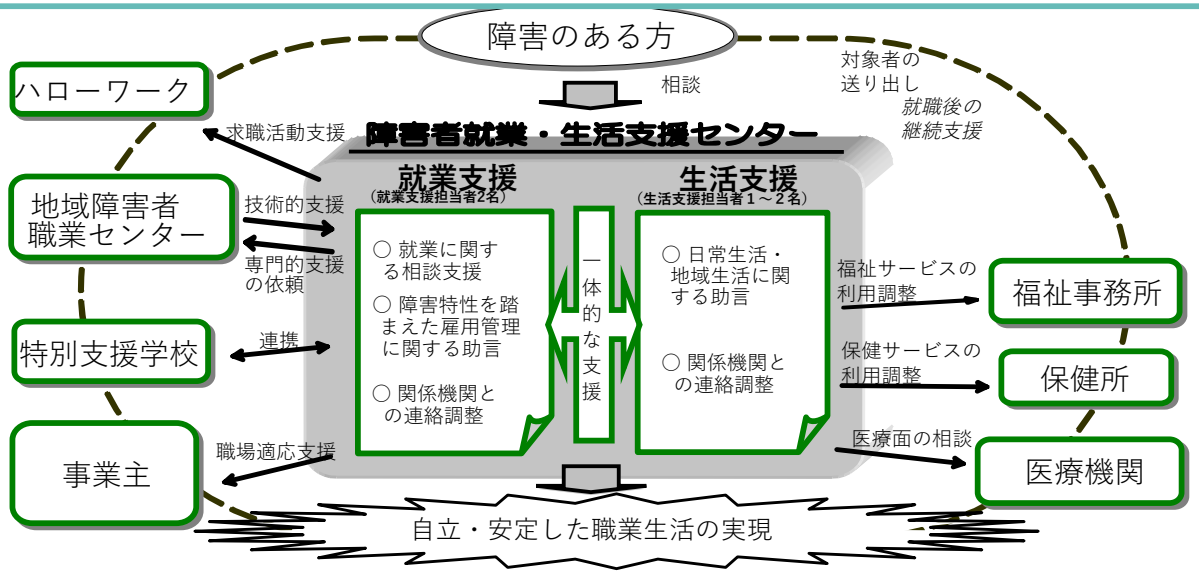
○　就業に伴う生活面の支援を必要とする障害者を支援するため、障害者就業・生活支援センターに生活支援を専門に担当する職員（生活支援担当職員）を配置し、障害者の職業生活における自立を図る。

○　法定雇用率の引き上げに伴い、地域における障害者雇用が進み、支援を必要とする者は年々増加しており、**センターの箇所数増に伴う増額を要求する。**　※現行予算上、336センターの予算が計上されているが、令和７年度には339センターとなる

2　事業の概要

○　障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。

○　支援対象障害者数（登録者数）は226,888人（令和６年度）となっており、単純計算すると１センターあたり約670人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※令和７年４月現在 （令和７年7月に一箇所増予定）	支援対象障害者数 （登録者数） ※令和６年度	相談・支援件数 （障害者） ※延べ件数	相談・支援件数 （事業主） ※延べ件数	就職件数 ※令和６年度	職場定着率 （就職後１年経過時点）
338箇所	226,888人	1,250,653件	464,027件	16,414件	80.5％

3　実施主体等

◆ 実施主体：都道府県　◆ 補 助 率 ：国１／２、都道府県１／２

就労選択支援

関連資料５

○ 対象者

■ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
※ 令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者が対象となる。
※ 令和9年4月以降は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者を対象とする予定。

○ サービス内容

■ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する

■ 具体的には、以下のプロセスを実施する。
○ 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
○ アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
○ アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
○ 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

■ 支給決定期間は原則1ヶ月とする。

○ 主な人員配置

■ 就労選択支援員　15：1以上

※ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
※ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めない。

○ 報酬単価

基本報酬

就労選択支援サービス費　1,210単位／日

＋

主な加算

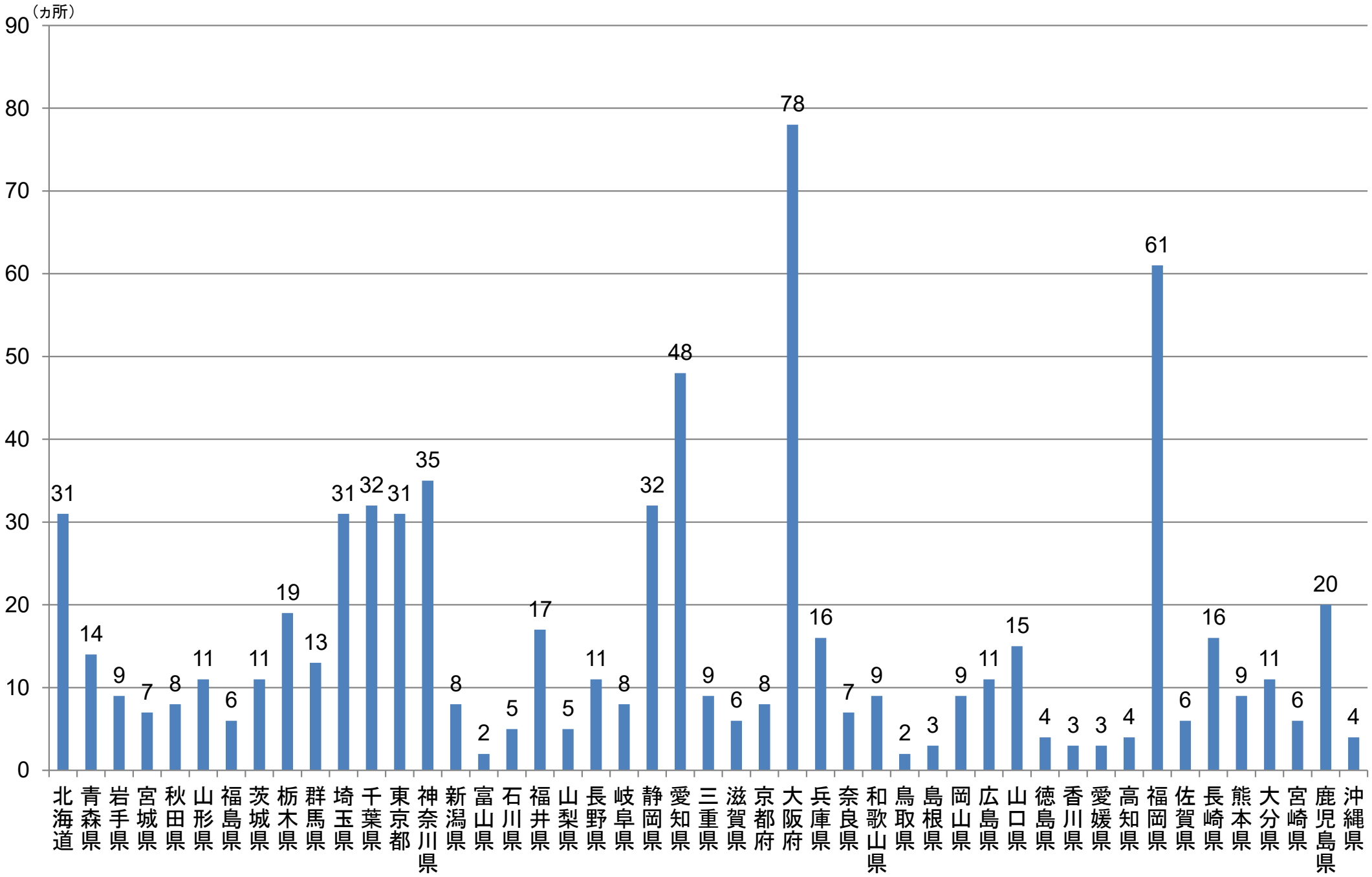
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）　15、10、6単位
⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35％雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25％雇用されている場合
※ H30～資格保有者に公認心理師を追加
⇒ Ⅲ：常勤職員が75％以上又は勤続3年以上が30％以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

主な減算

特定事業所集中減算　200単位／日（※所定単位数から減算）
正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

都道府県別就労選択支援事業所数（令和8年1月末現在）



【出典】障害福祉課調べ

指定権者別就労選択支援事業所数（令和8年1月末現在）

（ヵ所）

都道府県		都道府県		指定都市		中核市		中核市	
指定権者	事業所数	指定権者	事業所数	指定権者	事業所数	指定権者	事業所数	指定権者	事業所数
北海道	15	滋賀県	2	札幌市	13	函館市	2	豊田市	3
青森県	6	京都府	3	仙台市	5	旭川市	1	大津市	4
岩手県	2	大阪府	24	さいたま市	7	青森市	5	豊中市	4
宮城県	2	兵庫県	8	千葉市	5	八戸市	3	吹田市	0
秋田県	8	奈良県	5	横浜市	16	盛岡市	7	高槻市	4
山形県	8	和歌山県	7	川崎市	8	秋田市	0	枚方市	4
福島県	0	鳥取県	2	相模原市	4	山形市	3	八尾市	2
茨城県	10	島根県	2	新潟市	1	福島市	4	寝屋川市	2
栃木県	13	岡山県	0	静岡市	6	郡山市	0	東大阪市	4
群馬県	6	広島県	3	浜松市	9	いわき市	2	姫路市	0
埼玉県	14	山口県	13	名古屋市	17	水戸市	1	尼崎市	2
千葉県	23	徳島県	4	京都市	5	宇都宮市	6	明石市	1
東京都	30	香川県	1	大阪市	32	前橋市	0	西宮市	3
神奈川県	6	愛媛県	2	堺市	2	高崎市	7	奈良市	2
新潟県	7	高知県	1	神戸市	2	川越市	5	和歌山市	2
富山県	1	福岡県	16	岡山市	5	川口市	4	鳥取市	0
石川県	1	佐賀県	6	広島市	6	越谷市	1	松江市	1
福井県	7	長崎県	9	北九州市	14	船橋市	2	倉敷市	4
山梨県	3	熊本県	5	福岡市	22	柏市	2	呉市	0
長野県	5	大分県	7	熊本市	4	八王子市	1	福山市	2
岐阜県	5	宮崎県	3			横須賀市	1	下関市	2
静岡県	17	鹿児島県	7			富山市	1	高松市	2
愛知県	24	沖縄県	4			金沢市	4	松山市	1
三重県	9					福井市	10	高知市	3
						甲府市	2	久留米市	9
						長野市	5	長崎市	5
						松本市	1	佐世保市	2
						岐阜市	3	大分市	4
						豊橋市	1	宮崎市	3
						岡崎市	2	鹿児島市	13
						一宮市	1	那覇市	0

合計	714
都道府県合計	356
指定都市合計	183
中核市合計	175

【出典】障害福祉課調べ

就労選択支援に係るモデル事業（令和７年度実施）

令和７年度厚生労働省委託事業において、令和７年10月から就労選択支援事業が円滑に開始されるよう、以下の２つの柱を中心にモデル事業を実施。

1.　就労選択支援員養成研修の実施

就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件となっているところ、令和７年10月から事業が円滑に開始されるよう、また、全国均一の質を確保できるよう、国が主体となって研修を実施。

■実施スケジュール

研修実施回	申込開始日	申込終了日	動画（オンデマンド）視聴期間	対面演習実施日	会場（東京開催）
第１回	令和7年５月26日(月)	令和7年６月4日(水)	令和7年６月９日(月)～令和7年６月30日(月)	令和7年7月４日(金)	戸山サンライズ
第２回	令和7年５月26日(月)	令和7年６月4日(水)	令和7年６月９日(月)～令和7年６月30日(月)	令和7年7月５日(土)	戸山サンライズ
第３回	令和7年６月19日(木)	令和7年7月５日(土)	令和7年7月９日(水)～令和7年7月30日(水)	令和7年８月３日(日)	戸山サンライズ
第４回	令和7年６月19日(木)	令和7年7月５日(土)	令和7年7月９日(水)～令和7年7月30日(水)	令和7年８月４日(月)	戸山サンライズ
第５回	令和7年９月８日(月)	令和7年９月24日(水)	令和7年10月３日(金)～令和7年10月24日(金)	令和7年10月30日(木)	戸山サンライズ
第６回	令和7年９月８日(月)	令和7年９月24日(水)	令和7年10月３日(金)～令和7年10月24日(金)	令和7年10月31日(金)	戸山サンライズ
第７回	令和7年10月20日(月)	令和7年11月６日(木)	令和7年11月17日(月)～令和7年12月８日(月)	令和7年12月12日(金)	専売ビル
第８回	令和7年10月20日(月)	令和7年11月６日(木)	令和7年11月17日(月)～令和7年12月８日(月)	令和7年12月13日(土)	専売ビル
第９回	令和7年12月23日(火)	令和8年１月15日(木)	令和8年１月26日(月)～令和8年２月16日(月)	令和8年２月20日(金)	戸山サンライズ
第10回	令和7年12月23日(火)	令和8年１月15日(木)	令和8年１月26日(月)～令和8年２月16日(月)	令和8年２月21日(土)	戸山サンライズ

■研修内容

内容	オンデマンド講義	対面演習
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	—
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	—
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分
5. 関係機関との連携	60分	—
6.アセスメント情報の整理と活用	30分	120分
計	6時間	5時間

時間	対面演習（カリキュラム）
9:10~9:30	受付開始
9:30~9:40	オリエンテーション
9:40~10:40	ニーズアセスメントの手法
10:40~10:50	休憩
10:50~11:50	アセスメントシートの具体的活用（前半）
11:50~12:50	昼休憩
12:50~13:50	アセスメントシートの具体的活用（後半）
13:50~14:00	休憩
14:00~15:00	アセスメント情報の整理と活用（前半）
15:00~15:10	休憩
15:10~16:10	アセスメント情報の整理と活用（後半）
16:10~16:15	インフォメーション・研修終了

2.　モデル的な取組の実施

９つのモデル地域で、順次、就労選択支援の対象となる①就労継続支援Ａ型の新規利用者、②就労移行支援における標準利用期間延長者を中心に、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成。

■実施内容

① 新たに就労継続支援Ａ型を利用する意向がある者に対する実施事例
② 就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者に対する実施事例
③ 就労選択支援と計画相談支援との連携事例
④ 在宅支援及び在宅就労の意向がある者並びに重度障害者に対する実施事例
⑤ 令和７年10 月以降、実際に就労選択支援を実施した事例

■モデル地域

都道府県単位で選定
一つのモデル地域につき５ケース以上実施



施策名：就労選択支援員養成研修等事業

令和7年度補正予算額　1.3億円

障害保健福祉部
障害福祉課
（内線3044）

①　施策の目的

- 就労選択支援等が全国で円滑に実施されるとともに、全国均一の質を確保できるよう、国において就労選択支援員の養成のための研修等を実施する。

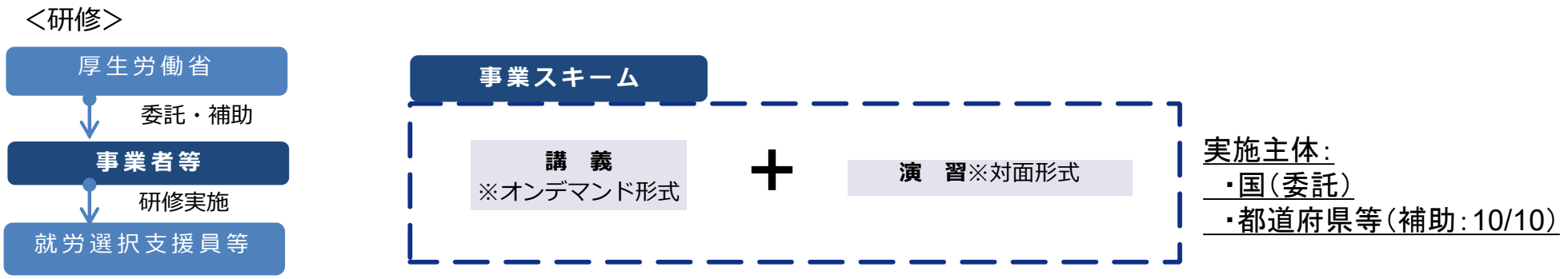
②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

- 令和7年10月から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始された。
- 就労選択支援等が全国で円滑に実施されるとともに、全国均一の質を確保できるよう、国において就労選択支援員の養成のための研修等を実施する。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

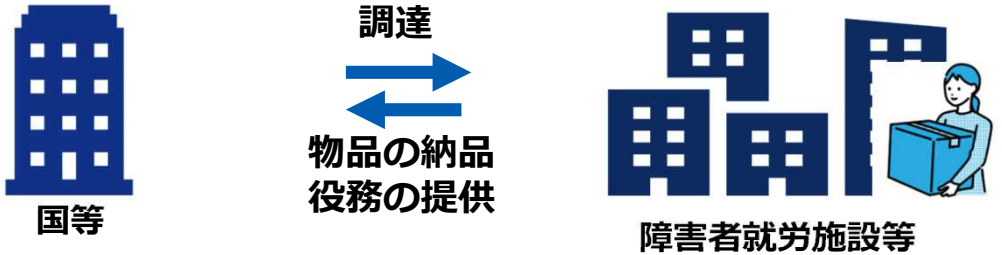
本事業を実施することにより、就労を希望する障害者等が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の障害特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげること等を通じて、障害者の自立した日常生活や社会生活の実現に寄与する。

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組

○　国等は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、障害者優先調達推進法（※）に基づき、毎年度、次の取組を実施。（※平成25年４月１日施行（平成24年６月20日成立（議員立法））

①　調達目標を含む毎年度の調達方針を策定し、公表
②　調達方針に基づき、物品等の調達
③　年度終了後、調達実績を公表

①調達方針の策定・公表 → **②調達方針に基づく調達の実施** → **③調達実績の公表**



調達内容の一例

＜役務＞
- 印刷　（ポスター、チラシ、封筒等の印刷）
- クリーニング、清掃、施設管理
- 情報処理（HP作成、文字起こし等）
- 飲食店等の運営　（売店、食堂等）

＜物品＞
- 事務用品、書籍　（筆記具、用紙、書籍等）
- 農産物・食料品、飲料
- 小物雑貨
（記念品、木工、縫製、工芸、清掃用具、防災用品等）

主な障害者就労施設等

＜就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）＞
企業での就労が困難な障害者に、働く場の提供等を行う障害福祉サービス事業所

＜就労移行支援事業所＞
企業への就労を希望する障害者に、必要な訓練等を行う障害福祉サービス事業所

＜特例子会社＞
障害者雇用に特別の配慮をし、一定基準を満たすものとして厚生労働大臣に認定された会社

※　国のほか、**独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人においても同様**の取組を実施

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

○　調達実績のうち調達額は、約246億円で前年度比4.8%増（11.2億円増）となった。
○　国、独立行政法人等、市町村、地方独立行政法人において前年度の実績額を上回った。

令和６年度調達機関別調達実績

	令和６年度		令和５年度※		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
国	6,763	14.97 億円	6,825	13.54 億円	-62	1.43 億円
独立行政法人等	8,472	19.85 億円	8,402	19.31 億円	70	0.53 億円
都道府県	28,612	31.40 億円	28,691	36.29 億円	-79	-4.89 億円
市町村	107,014	176.09 億円	99,768	162.08 億円	7,246	14.01 億円
地方独立行政法人	2,323	4.08 億円	2,202	3.96 億円	121	0.11 億円
合計	153,184	246.38 億円	145,888	235.18 億円	7,296	11.20 億円

※　四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

国による障害者就労施設等からの調達実績（令和６年度）

（単位：件（件数）、千円（調達額））

	令和６年度		令和５年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
内閣府	27	6,067	26	4,553	1	1,514
内閣官房・内閣法制局	27	4,504	20	4,565	7	638
人事院	108	3,545	90	6,428	18	2,256
宮内庁	18	12,417	23	9,952	▲ 5	2,849
公正取引委員会	23	758	17	784	6	▲26
警察庁	70	14,326	75	12,320	▲ 5	578
金融庁	7	1,099	16	1,950	▲ 9	▲851
消費者庁	14	1,069	18	649	▲ 4	419
個人情報保護委員会	6	464	5	506	1	▲42
カジノ管理委員会	8	1,892	5	485	3	1,407
こども家庭庁	8	1,550	20	4,403	-	-
デジタル庁	6	243	3	364	3	▲120
復興庁	22	210	22	779	0	597
総務省	69	13,560	60	12,778	9	783
法務省	460	60,652	584	54,701	▲ 124	3,985
外務省	44	8,237	41	7,397	3	841
財務省	337	76,084	347	113,814	▲ 10	53,541
文部科学省	40	124,631	45	128,862	▲ 5	▲4,231
厚生労働省	2,915	561,778	2,694	523,637	221	38,142
農林水産省	194	33,378	230	52,109	▲ 36	▲18,731
経済産業省	131	17,749	149	31,452	▲ 18	▲13,703
国土交通省	866	102,661	917	98,869	▲ 51	3,793
環境省	140	11,577	51	4,001	89	7,576
防衛省	1,100	226,626	1,241	247,492	▲ 141	▲20,866
会計検査院	28	2,556	31	2,248	▲ 3	308
衆議院	23	3,806	21	3,376	2	430
参議院	15	1,753	18	1,962	▲ 3	▲209
国立国会図書館	25	192,532	23	13,696	2	178,836
最高裁判所	32	10,789	33	9,827	▲ 1	962
合計	6,763	1,496,515	6,825	1,353,957	▲ 50	206,363

注１　四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

都道府県による障害者就労施設等からの調達実績（令和６年度）

（単位：件（件数）、千円（調達額））

	令和６年度		令和５年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	318	103,096	343	110,700	▲ 25	▲7,604
青森県	97	17,039	82	30,562	15	▲13,523
岩手県	391	22,678	390	22,338	1	340
宮城県	934	57,571	965	50,413	▲ 31	7,158
秋田県	45	17,771	39	17,608	6	163
山形県	440	27,345	595	29,510	▲ 155	▲2,165
福島県	133	28,293	160	28,502	▲ 27	▲209
茨城県	493	40,428	466	41,638	27	▲1,210
栃木県	409	40,415	357	40,065	52	350
群馬県	1,061	36,150	1,087	36,702	▲ 26	▲552
埼玉県	397	116,656	488	108,535	▲ 91	8,121
千葉県	213	24,021	232	27,075	▲ 19	▲3,054
東京都	788	410,373	840	925,376	▲ 52	▲515,003
神奈川県	1,132	158,627	973	175,614	159	▲16,987
新潟県	555	33,729	574	31,693	▲ 19	2,036
富山県	835	17,564	843	16,844	▲ 8	720
石川県	200	18,768	115	10,010	85	8,757
福井県	123	19,021	92	15,675	31	3,346
山梨県	261	25,470	239	22,114	22	3,356
長野県	832	55,369	890	59,512	▲ 58	▲4,143
岐阜県	499	120,484	515	96,312	▲ 16	24,172
静岡県	1,237	74,953	1,269	74,213	▲ 32	740
愛知県	138	6,658	182	17,512	▲ 44	▲10,854
三重県	437	42,190	408	42,070	29	119

	令和６年度		令和５年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
滋賀県	560	32,225	547	30,298	13	1,927
京都府	180	78,250	191	66,584	▲ 11	11,666
大阪府	593	236,004	677	231,429	▲ 84	4,575
兵庫県	708	56,344	653	41,187	55	15,157
奈良県	89	36,621	107	38,034	▲ 18	▲1,412
和歌山県	131	51,385	102	46,100	29	5,285
鳥取県	747	22,199	841	23,368	▲ 94	▲1,169
島根県	658	43,083	578	39,435	80	3,648
岡山県	321	32,764	291	19,531	30	13,232
広島県	1,520	30,039	1,240	33,346	280	▲3,307
山口県	192	27,391	171	26,340	21	1,051
徳島県	772	110,490	785	177,505	▲ 13	▲67,015
香川県	824	24,250	804	27,802	20	▲3,552
愛媛県	393	35,967	434	33,942	▲ 41	2,026
高知県	950	36,191	878	33,681	72	2,510
福岡県	1,689	280,360	1,584	290,055	105	▲9,695
佐賀県	1,546	48,246	1,476	55,068	70	▲6,821
長崎県	146	30,698	175	26,944	▲ 29	3,754
熊本県	299	34,300	276	37,915	23	▲3,615
大分県	440	87,794	431	87,566	9	227
宮崎県	80	167,041	84	127,895	▲ 4	39,147
鹿児島県	3,722	65,407	4,146	51,716	▲ 424	13,691
沖縄県	84	58,441	76	52,693	8	5,748
合計	28,612	3,140,158	28,691	3,629,027	▲ 79	▲488,869

注１　四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

市町村による障害者就労施設等からの調達実績（令和６年度）

（単位：件（件数）、千円（調達額））

	令和６年度		令和５年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	11,395	1,543,436	12,609	1,421,616	▲ 1,214	121,820
青森県	792	117,262	825	143,854	▲ 33	▲26,593
岩手県	1,205	98,599	1,109	90,198	96	8,401
宮城県	12,474	241,743	9,482	222,174	2,992	19,568
秋田県	11,151	74,651	10,973	95,282	178	▲20,631
山形県	822	72,009	813	67,650	9	4,359
福島県	953	95,179	1,011	88,635	▲ 58	6,544
茨城県	588	98,134	538	116,740	50	▲18,606
栃木県	646	84,306	572	78,079	74	6,227
群馬県	2,046	185,392	1,986	154,085	60	31,306
埼玉県	1,314	589,405	1,355	554,082	▲ 41	35,322
千葉県	1,395	258,191	1,042	204,724	353	53,467
東京都	5,668	3,351,192	5,834	2,909,802	▲ 166	441,390
神奈川県	2,540	687,777	2,484	621,441	56	66,336
新潟県	3,645	515,272	3,772	509,506	▲ 127	5,765
富山県	327	49,091	374	50,012	▲ 47	▲920
石川県	548	80,142	516	98,308	32	▲18,166
福井県	910	147,628	808	143,736	102	3,892
山梨県	628	35,917	774	38,838	▲ 146	▲2,921
長野県	5,527	199,650	4,412	180,616	1,115	19,033
岐阜県	3,117	177,792	2,077	169,973	1,040	7,820
静岡県	2,963	714,934	2,714	304,522	249	410,412
愛知県	2,790	1,192,551	2,659	1,165,921	131	26,630
三重県	1,846	180,332	425	74,407	1,421	105,925

	令和６年度		令和５年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
滋賀県	870	101,891	898	103,684	▲ 28	▲1,794
京都府	1,666	497,291	1,685	541,510	▲ 19	▲44,218
大阪府	2,945	823,449	3,033	795,578	▲ 88	27,870
兵庫県	2,353	1,234,776	2,026	1,213,931	327	20,845
奈良県	341	132,783	1,653	131,465	▲ 1,312	1,318
和歌山県	604	145,689	596	139,488	8	6,202
鳥取県	1,941	142,793	1,573	134,962	368	7,831
島根県	3,150	100,830	1,641	94,941	1,509	5,889
岡山県	2,863	247,018	2,451	245,730	412	1,287
広島県	891	316,162	784	306,603	107	9,560
山口県	927	264,208	866	255,745	61	8,463
徳島県	855	60,314	842	59,145	13	1,170
香川県	937	65,262	864	57,691	73	7,571
愛媛県	545	86,980	580	88,347	▲ 35	▲1,367
高知県	1,143	131,879	1,213	123,408	▲ 70	8,471
福岡県	4,393	919,631	4,418	870,821	▲ 25	48,810
佐賀県	734	141,213	731	132,343	3	8,870
長崎県	714	310,169	762	299,068	▲ 48	11,100
熊本県	1,005	214,531	994	283,873	11	▲69,342
大分県	1,086	320,121	1,141	307,691	▲ 55	12,430
宮崎県	524	85,945	709	72,371	▲ 185	13,575
鹿児島県	656	180,114	566	149,754	90	30,360
沖縄県	581	295,252	578	295,206	3	46
合計	107,014	17,608,888	99,768	16,207,560	7,246	1,401,328

注１　四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。
注２　各市町村の調達実績は厚生労働省ホームページで公表

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

14　強度行動障害の状態にある者等に対する支援について

（１）強度行動障害支援者養成研修の計画的な実施【関連資料１】

強度行動障害の状態にある者は、自傷・他害・異食等の不適応行動が頻発するため、対応が不適切な場合には状態が悪化し、身体拘束や虐待につながるおそれがあり、十分な注意が必要である。一方、適切な支援により状態の安定・改善が期待できることから、専門知識・技術を有する支援者の養成が重要である。

各都道府県におかれては、地域生活支援事業の地域生活支援促進事業に位置付けられている「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修・実践研修）」や「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」の活用を検討いただき、本研修の着実な実施と障害福祉サービス事業所等の従事者の積極的な研修参加に向けた周知に協力をお願いする。

これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、令和８年度においても独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）において、以下のとおり開催予定である（いずれの日程もオンラインでの実施を予定）。

（参考）※詳細については、のぞみの園ホームページに掲載予定。
○令和８年度強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修）
　１回目　６月下旬、２回目　８月下旬
○令和８年度強度行動障害支援者養成研修事業（実践研修）
　１回目　６月下旬、２回目　８月下旬
※いずれの研修も、令和８年３月中に募集予定。

なお、強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修・実践研修）において、オンライン講義等、実施地域を限定せず、どの都道府県からでも受講できる形式で研修を行っている事業者もある。こうした研修の取扱い等について、今後、強度行動障害支援者養成研修事業の運営要領の見直しを予定しているため、各都道府県におかれてはあらかじめ御承知おきいただきたい。

（２）中核的人材の養成について【関連資料２】

中核的人材養成研修については、令和９年度を目途に都道府県及び指定都市が主体となって実施できる体制を整備する予定であり、それまでの間は、のぞみの園が研修を実施することとしている。

令和８年度も、各都道府県及び指定都市から２名の研修受講者の推薦を受け付ける予定である。各都道府県及び指定都市におかれては、当該候補者について、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であること、強度行動障害の状態にある者に対する支援実績があること、地域の支援体制構築において中心的役割を担うことが期待されること等を踏まえ、推薦準備をお

願いする。

令和８年度の中核的人材養成研修については、夏頃の開催を予定しているが、日程等の具体的な詳細は、のぞみの園から改めてお知らせする予定である。また、令和９年度以降を見据え、研修講師の候補となるサブ・トレーナーについても積極的な推薦をお願いする。

（３）強度行動障害の状態にある児者に対する対応について【関連資料３】

①　広域的支援人材の確保・育成

令和６年度報酬改定で位置付けた広域的支援人材については、発達障害者地域支援マネジャーのうち強度行動障害の支援に関する知見がある者、強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）の講師、発達障害者支援センター職員など、集中的支援において指導及び助言ができる能力を有すると都道府県等が認めた者を登録することとしている。

また、地域生活支援事業の発達障害者支援体制整備事業実施要領において、広域的支援人材が障害福祉サービス事業所等において集中的支援を実施するに当たり、都道府県及び指定都市は管内で広域的支援人材の役割を担う者の名簿を作成し、必要な派遣調整を行うこととしている。都道府県及び指定都市においては、事業実施に必要な準備を進められたい。

今年度の調査においては、広域的支援人材を配置している都道府県及び指定都市数は 19 自治体となっている（当該調査においては、中核市の広域的支援人材の配置数は都道府県の配置数に内包されている）。

都道府県及び指定都市においては、引き続き、集中的支援の実施に必要な体制整備を進められるようお願いする。

なお、強度行動障害支援に関する人材育成を推進するに当たり、のぞみの園においては「行動障害全国ネットワーク」を設立して、情報発信とネットワーク構築を進めている。また、集中的支援に関する知見の習得、広域的支援人材のスキルアップための広域的支援人材研修の実施も予定している。こうした取組についても、積極的に御活用いただきたい。

②　強度行動障害の状態にある者に対する障害支援区分認定について

現在、障害支援区分の認定に当たっては、認定調査項目に係る判断基準の留意点として「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」こととされている。このため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。

認定調査に当たっては、上記の点に十分留意するとともに、在宅における行動障害の状態と障害福祉サービス事業所等における行動障害の状態に違いがあることが多いことなどを踏まえ、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うように努められたい。

改めて、障害支援区分認定に係る趣旨を十分に御理解いただいた上で、

遺漏なきようお願いする。

（４）介護職員等による喀痰吸引等の実施等

①　介護職員等による喀痰吸引等の実施等について

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、各都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については、登録を進めていただいている。一方で、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなど御配意願いたい。

また、都道府県から登録を受けた登録研修機関については、社会福祉士及び介護福祉士法施行令の規定により、５年毎に更新を受けなければならないため、当該手続きに遺漏なきよう御対応願いたい。

なお、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護事業所（登録特定行為事業者）が、医療的ケアが必要な者等へ喀痰吸引・経管栄養を実施した場合の評価を創設している。

②　喀痰吸引に係る「特定登録者」に係る今後の対応について

平成 28 年４月１日時点で介護福祉士の登録を受けている又は介護福祉士となる資格を有している方や、平成 28 年度に養成施設を卒業した介護福祉士（国家試験に合格していない者に限る。）について、実施可能な喀痰吸引等の行為を介護福祉士登録証に記載するための申請は、令和９年３月 31 日までが期限となっているため、周知をお願いしたい。

行為の記載にあたっては、指定研修を実地研修まで修了していることがわかる書類を添付の上、（公財）社会福祉振興・試験センターに変更申請を行っていただくこととなる。申請が必要な方が期限までに実地研修を行えるよう尽力いただきたい。

なお、申請期限以降は、特定行為業務従事者として認定証の交付を受けることにより喀痰吸引等を行うことが可能である。

（５）精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修【関連資料４】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る上での現状や課題として、長期入院精神障害者の地域移行に伴い必要となる障害福祉サービス・介護保険サービスの量と質を確保していく必要がある。

また、高齢の精神障害者の地域移行に関しては、介護保険による対応が必要となるケースが多いが、障害福祉分野と介護保険分野の双方の従事者において、精神障害者を支援するノウハウ・知見が必ずしも十分でないところである。

各都道府県及び指定都市におかれては、当該研修の内容について障害福

祉担当部局と介護保険担当部局双方で改めて御確認いただくとともに、関係団体や関係機関等に対して周知いただき、受講が促進されるよう協力をお願いする。

関連資料１

強度行動障害支援者養成研修について

○　強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

○　一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。

国立のぞみの園

（指導者養成研修）
○　基礎研修・実践研修の指導者を養成するための研修を実施

都道府県

○　障害福祉サービス等事業所の職員に対して、以下のとおり基礎研修・実践研修を実施

障害福祉サービス等事業所

サービス管理責任者クラスの職員 → 平成26年度～　強度行動障害支援者養成研修
（実践研修）　講義＋演習（12時間）

支援現場の職員 → 平成25年度～　強度行動障害支援者養成研修
（基礎研修）　講義＋演習（12時間）

関連資料２

事　務　連　絡
令和６年２月７日

各 都道府県障害保健福祉担当課　御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
こども家庭庁支援局障害児支援課

中核的人材養成研修の実施予定について

障害保健福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、強度行動障害を有する児者の受け入れ体制の強化を図るため、事業所において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（以下「中核的人材」という。）を配置し、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 18 点以上（障害児においては児基準 30 点以上）の児者を受け入れ適切な支援を行った場合に、報酬上評価することを予定しているところです。

中核的人材の養成研修については、下記のとおり実施する予定であるため、ご了知の上、円滑な事業実施にご協力いただきますようお願いいたします。

記

○　中核的人材養成研修については、令和５年度においては研修プログラム開発の一環として一部の協力自治体を対象としたモデル実施としていたところであるが、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定により加算の算定要件に組み込むこととしたことから、令和６年度からは全ての都道府県を対象として実施することとする。

○　本研修については、将来的には都道府県で研修を実施する体制を整備する予定であり、報酬との関係性については別途告示等でお示しするが、その体制が整うまでの間は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）において実施する研修を本研修と位置づけることとする。行動関連項目等の合計点数が 18 点以上（障害児においては児基準 30 点以上）の強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所は、現時点で全国に 1,500 か所程度と推計しており、中核的人材も同程度以上の養成が必要であることから、全国的な研修実施体制を整備しつつ、段階的に受講人数を増加させていくこととしている。

○　令和６年度の研修受講者は、全都道府県２名ずつ計９４名程度（指定都市及び中核市分を含む。）の推薦者を受け付ける予定としているため、各都道府県においては、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者であること、強度行動障害を有する者に対する支援の実績があること、地域の強度行動障害児者への支援体制を構築していくにあたっての役割期待などを踏まえ、研修受講者の推薦準備をしていただくようお願いする。今年度の中核的人材養成研修は夏頃の開催を予定しているが、詳細については、のぞみの園から改めてお知らせする予定である。

○　また、受講者と合わせて、補助指導者（以下「サブ・トレーナー」という。）１名も募集することとしており、各都道府県においては、サブ・トレーナーについても推薦の準備を進めていただきたい。

　このサブ・トレーナーについては、受講者と同じグループにおいて、担当指導者（以下「トレーナー」という。）を補佐しながら演習を進めつつ、トレーナーの指導技術を学び、将来的には各地域でトレーナーとなることが期待されることから、強度行動障害支援に関する他事業所等への助言や地域の連携体制づくりの経験、強度行動障害支援養成研修の講師等の経験がある者等を募集要件とする予定である。

○　研修修了証の発行については、本研修の内容を正しく理解し、必要な演習を適切に修了できたと担当グループのトレーナーが判断した場合に交付することとしている。

　また、本研修のトレーナー及びサブ・トレーナーを務めた者についても、本研修の内容を正しく理解し、必要な演習を進行できる者であることが前提となることから、修了証を交付する予定であることを申し添える。

○　なお、今回の報酬改定においては、強度行動障害に関する支援困難事例に対して助言等を行い、地域を支援する人材（以下「広域的支援人材」という。）による集中的支援加算も導入されているところであるが、広域的支援人材養成研修を実施するまでの間は、発達障害者地域支援マネジャーや中核的人材養成研修の講師（指導者）等の一定の要件を満たした者も広域的支援人材としての任用の要件としているところであり、中核的人材養成研修は、こうした地域の強度行動障害児者への支援体制構築にもつながるものであることにご留意いただきたい。

以　上

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
電話：03-5253-1111（内線 3038）

こ 支 障 第 ７ ５ 号
障障発０３１９第１号
令和６年３月１９日

各（都道府県／指定都市／中核市／児童相談所設置市）障害保健福祉・児童福祉主管部（局）御中

こ ど も 家 庭 庁 支 援 局 障 害 児 支 援 課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る
事務手続等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

強度行動障害を有する児者への地域における支援体制の整備については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）に即して、令和６年度を始期とする第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画において、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、障害福祉サービスや障害児支援の提供体制の確保や支援体制の充実に取り組んでいただくよう、お示ししているところです。

また、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定においては、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む。）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価する「集中的支援加算」を創設することとしました。

そこで、令和６年４月以降の本加算に係る業務を円滑に進めるに当たって、本加算の具体的な手続の流れ等について、下記のとおりお示しいたします。

都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれましては、御了知の上ご対応いただくと共に、都道府県におかれましては、管内市町村への周知をお願いいたします。

なお、本加算の算定要件等については、公布・発出される関係の告示や通知等をご参照ください。

（別添資料）別紙　参考様式

記

関連資料３

１．加算創設の主旨

強度行動障害を有する児者で、状態が悪化することにより、障害福祉サービスや障害児支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用希望があるにも関わらず、サービスや支援につながらない事例がある。また、障害福祉サービス等を利用していても、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の生活の維持が難しくなった児者もいる。さらに、支援現場においては、強度行動障害を有する児者の状態が悪化して、課題となる行動が頻発するような状態になった場合に、目の前の対応に追われ、支援を振り返る余裕がなくなることにより、職員が疲弊し支援力が落ちていくという状況もある。

こうした状況を踏まえて、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む。）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を当該事業所等とともに行い環境調整を進めていく、「集中的支援加算」を創設することとしたところである。

集中的支援加算の対象児者は、強度行動障害を有する児者であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者である。集中的支援は、当該児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた支援や環境調整等を障害福祉サービス等の事業所等と共におこない、当該児者の状態の軽減を図ることを目的としている。また、集中的支援の実施後も、地域において個々の障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することで、強度行動障害の状態を悪化させない支援体制の整備を図るものである。

なお、本加算を運用するにあたっては、平時から、都道府県・指定都市においては発達障害者支援体制整備事業（発達障害者支援地域支援マネジャー）等や、都道府県においては強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）等を活用して、管内の市町村（指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む）において、強度行動障害を有する児者への支援に係る知識や技術を地域の事業所等に広げ、そのスキルを向上するための取組を進めることが必要である。そうした取組により、強度行動障害を有する児者を支援する事業所等の確保と支援の質の向上を図るとともに、自治体と事業所等が連携し、地域全体で強度行動障害を有する児者とその家族の暮らしを支える体制整備を進めることが必要である。

２．加算の概要

（１）集中的支援加算（Ⅰ）　1000 単位／日　※事業所訪問型

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が選定する広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等（※）を訪問し、集中的な支援を行った場合、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加える。

※　対象サービス：療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※　本加算を算定する事業所等は、都道府県等が選定する広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。

（２）集中的支援加算（Ⅱ）　500 単位／日　※居住支援活用型

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県等が選定する指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定障害児入所施設が、他の障害福祉サービス等を行う事業所から当該障害児者を受け入れ、集中的な支援を行った場合、３月以内の期間について、１日につき所定単位数を加算する。

※　集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

３．都道府県等における事前準備

都道府県等におかれては、集中的支援加算の算定に係る事前準備のため、速やかに（１）及び（２）の手続を進められたい。なお、都道府県と指定都市・中核市・児童相談所設置市は連携・協議し、（１）（２）について都道府県で一体的に運用することも含めて、集中的支援が実施できる体制整備に努めていただきたい。

（１）広域的支援人材の選定・名簿管理

都道府県等は、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対する集中的支援の実施にあたる広域的支援人材の選定と名簿の管理・自治体間での情報共有を行うこと。

①選定

以下のア～ウのいずれかに該当する者から選定し、集中的支援の実施に関する役割等を説明し、同意が得られた者を選定すること。

ア　中核的人材養成研修の講師等（ディレクター・トレーナー）である者
（研修実施機関の国立のぞみの園より名簿を都道府県等宛に３月 25 日頃を目途に送付予定）

イ　発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネジャーである者

ウ　その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者

※　イ及びウは、強度行動障害を有する児者への支援に知見を有する者（事業所等へのコンサルテーションの経験等がある者）であって、国が実施している強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）に自治体の推薦を受けて参加した経験があることや、都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修の企画や講師・ファシリテーター等の取りまとめ等を行う役割を担っている者であることが望ましい。

※　中核市・児童相談所設置市においては、イの該当者について選定を行う場合には、都道府県・指定都市に確認を行うこと。

※　なお、イによって選定する場合は、集中的支援加算（Ⅰ）は広域的支援人材の派遣に係る費用を想定したものであるため、本加算が算定されることをもって、発達障害者支援体制整備事業に係る予算額を減額することの無いようにすること。

都道府県内の複数の指定権者で同一の広域的支援人材を選定しても差し支えない。また、他の都道府県等が選定・登録している広域的支援人材を選定することも差し支えないが、その場合には先に選定・登録している都道府県等と事前に双方の都道府県等での集中的支援の実施において支障がないよう確認・調整を行うこと。

②名簿管理・情報共有

選定した広域的支援人材について、氏名、所属、連絡先等の情報を記載した登録名簿を作成し、保管すること（参考様式１－１）。

都道府県等は、選定・登録した広域的支援人材の氏名・所属等の情報を、登録名簿に掲載された全ての広域的支援人材及び（２）で作成された登録名簿に掲載された全ての施設等に共有すること。また、都道府県は管内の市町村に対し、指定都市・中核市・児童相談所設置市は都道府県に対し、当該情報を共有すること。

名簿は、円滑な集中的支援の実施・運用が可能となるよう、広域的支援人材の追加等を進めるとともに、適時に更新し最新の情報としておくこと。

（２）居住支援活用型の集中的支援（加算（Ⅱ））を実施する施設等の選定・名簿管理

都道府県等は、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対する集中的支援を提供できる体制を備えている施設等の選定と名簿の管理・自治体間での情報共有を行うこと。

①選定

以下の要件アを必ず満たすとともに、イ又はウのいずれかに該当している施設等から選定し、集中的支援の実施に関する役割等を説明し、同意が得られた施設等を選定すること。また、施設等の選定に際して、指定権者が異なる場合は、指定権者に当該施設が以下要件アに該当するかを確認すること。

ア　施設入所支援においては、重度障害者支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）、共同生活援助・短期入所においては、重度障害者支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できる体制があること（※１）。障害児入所施設においては、強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）を算定できる体制があること（※２）。

イ　強度行動障害を有する児者への標準的支援についての外部専門家を活用したコンサルテーションを継続的に受けていること。

ウ　都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修への講師・ファシリテーター等の派遣に協力していること。

（※１）

【体制】生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分６（又は区分４以上）かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、支援計画シート等を作成し当該計画に基づき個別支援を行う。

（※２）

【体制】医師、心理担当職員を配置。対象児４人につき児童指導員１加配。強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、支援計画シート等を作成し当該計画に基づき支援を行う。

【設備】居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設ける。

障害児と障害者それぞれに対応が可能となるよう施設等の選定を進めることが望ましい。

まずは都道府県等の管内の施設等から選定することが望ましいが、地域の支援体制の状況に応じて、その他の施設等から選定することも差し支えない。都道府県内の複数の指定権者で同一の施設等を選定しても差し支えない。また、他の都道府県等が選定・登録している施設等を選定することも差し支えないが、その場合には先に選定・登録している都道府県等と事前に双方の都道府県等での集中的支援の実施において支障がないよう確認・調整を行うこと。

②名簿管理・情報共有

選定した施設等について、事業所名、事業種別、所在地、連絡先等の情報を記載した登録名簿を作成し、保管すること（参考様式１－２）。

都道府県等は、選定・登録した施設等の事業所名・所在地等の情報を、広域的支援人材及び登録名簿に掲載された全ての施設等に共有すること。また、都道府県は管内の市町村に対し、指定都市・中核市・児童相談所設置市は都道府県に対し、当該情報を共有すること。

名簿は、円滑な集中的支援の実施・運用が可能となるよう、施設等の追加等を進めるとともに、適時に更新し最新の情報としておくこと。

４．集中的支援の実施の手続き・運用

集中的支援は、強度行動障害を有する児者が通う事業所等が、当該児者の支給決定自治体（障害児入所施設の場合は都道府県等、その他の場合は市町村（特別区を含む））に集中的支援の実施依頼の申請を行い、支給決定自治体が、当該事業所等の指定権者である都道府県等に集中的支援の実施を要請し、当該児者の状況や地域の集中的支援の実施体制等を踏まえて、当該都道府県等の調整の下、実施するものとする。

手続きの流れを以下のとおりお示しする。都道府県等及び市町村におかれては、各地域で集中的支援の実施が可能となるよう、運用体制を整備されたい。あわせて、都道府県等は、管内の事業所における強度行動障害を有する児者の把握及び日頃からの支援体制の充実を進めることが重要である。また、都道府県と指定都市・中核市・児童相談所設置市は連携・協議し、都道府県で一体的に運用することも含めて、集中的支援が実施できる体制整備を進めることが重要である。

なお、都道府県等及び市町村の調整の下、地域の実情に応じた手続きの流れと

することは差し支えない。都道府県等は事業所等に対し、集中的支援の実施の手続きの流れについて周知すること。

（１）集中的支援の実施申請と都道府県等への依頼（事業所等・支給決定自治体）

集中的支援加算の対象児者は、強度行動障害を有する児者であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者である。集中的支援は、当該児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた支援や環境調整等を障害福祉サービス等の事業所等と共におこない、当該児者の状態の軽減を図ることを目的としている。また、集中的支援の実施後も、地域において個々の障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することで、強度行動障害の状態を悪化させないための体制整備を図るものである。

①事業所等は、集中的支援の実施について、支給決定自治体に実施依頼の申請を行うこととする（参考様式２）。

※　在宅の障害児者について、家族等からの申請も受け付けるものとする。また、事業所等を利用せず在宅で生活している対象児者を支給決定自治体が把握した場合は、基幹相談支援センター・児童発達支援センター等と連携・協力の上、申請に依らず自治体が自ら対応する。

②支給決定自治体は、事業所等から集中的支援の実施依頼の申請を受けた場合には、当該児者が基準（※）に適当しているか確認するとともに、当該児者への集中的支援の必要性について、当該事業所等と検討を行う。
必要性を認めた場合には、都道府県等に対して、集中的支援の実施を依頼する。

※　者：行動関連 10 点以上であること（区分は問わない）
児：強度行動障害判定表 20 点以上であること

※　集中的支援加算（Ⅱ）（居住支援活用型）においては、事業所が集中的支援実施後の対象者の居住の場を確保していること。

※　計画相談支援・障害児相談支援を利用している場合には、担当する相談支援専門員等と十分な連携を図ること。その場合にはサービス担当者会議で検討することが望ましい。

（２）集中的支援の実施の調整（都道府県等）

①都道府県等は、支給決定自治体から集中的支援の実施の依頼（追記の上参考様式２の複写を送付）を受けた場合には、３（１）で作成した広域的支援人材の名簿より広域的支援人材を選定し、広域的支援人材と調整の上、当該依頼に対応する広域的支援人材に集中的支援の実施要請を行う（参考様式 3）。

②都道府県等は、実施の依頼を行った支給決定自治体に対して、広域的支援人材の派遣について連絡する（参考様式３の複写を送付）。

（３）広域的支援人材による集中的支援の実施（広域的支援人材・事業所等）

①集中的支援実施計画の策定

広域的支援人材は、集中的支援の実施申請書（参考様式 2）の申請者に連絡し、事業所等へ訪問等を行い、当該児者と生活環境のアセスメントを実施する。

当該アセスメントに基づいて、対象児者の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための支援全体の進め方の計画である「集中的支援実施計画」（参考様式４）を、当該児者の支援に携わる事業所等とも連絡調整の下、作成する。

※　当該児者等のアセスメントの結果から、居住支援活用型の集中的支援を実施する必要があると判断された場合は、広域的支援人材は、都道府県等と連携し、３（２）で作成した名簿に掲載されている施設等と連絡調整した上で、居住支援活用型の集中的支援の実施も組み込んだ集中的支援実施計画（案）を作成する。

※　居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、広域的支援人材は、支給決定自治体と連絡調整を行い、支給決定の手続きを進める。

広域的支援人材は、集中的支援実施計画を支給決定自治体に提出し、その複写を都道府県等に提出する。

②集中的支援の実施

広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づき、対象児者が利用する施設等に対して、対象児者の状況や支援内容の確認を行いながら、助言援助を

行う。

事業所等は、広域的支援人材の助言援助を受けながら、対象児者に対して支援を行う。

※　集中的支援加算（Ⅰ）（事業所訪問型）の算定は、事業所等が、対象児者に支援を行う日において、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して、当該児者に対する支援に関する助言・援助等を受けた日に行うものとする。なお、①のアセスメントに際しての訪問等についても算定できるものとする。

※　集中的支援加算（Ⅱ）（居住支援活用型）の算定は、施設等の実践研修修了者が中心となって当該児者を受け入れて集中的支援を行うこと、集中的支援の後に当該児者が生活・利用する予定の事業所等に対する当該児者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等を集中的支援実施計画に基づいて行うこと等を要件とする。

※　集中的支援実施計画は概ね月に１回以上の頻度で見直しを行う。

（４）集中的支援の終了（広域的支援人材・事業所等）

広域的支援人材は、集中的支援の終了後、集中的支援実施報告書（参考様式５）を作成し、支給決定自治体に提出するとともに、複写を都道府県等に提出する。また、当該報告書を活用し、当該児者の支援に携わる事業所等に支援方法等の引継ぎを行う。

５．その他

集中的支援の実施体制の整備や運用にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第１項に規定する協議会等に意見を求めることが望ましい。

【照会先】
こども家庭庁支援局障害児支援課
電話：03-6771-8030（内線145）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
電話：03-5253-1111（内線3038）

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修　都道府県地域生活支援事業（任意事業）

- 長期入院している精神障害者の地域移行の推進においては、「障害福祉サービス等利用ニーズの増大」と「高齢化」という背景があるなか、これまでは精神障害者へのサービス提供が少なかった障害福祉サービス事業所、精神障害者の利用がそれほど想定されてこなかった介護保険サービス事業所（地域包括支援センター含む）や高齢者施設等についても、より積極的に精神障害者を受け入れていくことが期待されている。
- このため、精神障害者の特性に応じた適切な支援がより一層実施できるよう、障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するための研修を実施するための経費を補助する。

【研修内容】

- 別紙参照

【実施主体】

- 都道府県、指定都市（精神保健福祉センター・保健所等を想定）又は都道府県知事若しくは指定都市市長の指定した研修事業者

【効果】

- 障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成できる。

【対象者】

（障害福祉分野）

- 障害福祉サービス事業所等の職員
- 相談支援専門員
- 市町村の障害福祉担当課の担当者

（介護分野）

- 介護保険サービス事業所等の職員
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の職員
- 地域包括支援センターの職員
- 介護支援専門員
- 市町村の高齢者福祉担当課の担当者

（医療分野）

- 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等の職員

（その他）

- 救護施設（生活保護施設）の職員

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修カリキュラム①

（別紙）

○標準的なカリキュラムは、2種類作成し、ニーズに応じた研修を実施。

カリキュラム例①（1．5日（1日半）研修（540分） ※平成29年から

［1日目］

科目名	時間数	内容
講義	180分	
1 精神障害者の障害者の特性の総論的理解	40分	○ 精神障害者の定義 ○ 精神障害者の特性の理解
2 障害特性の理解と具体的な対応①	80分	○ 障害特性の理解及び具体的な支援方法 （統合失調症・気分障害）
3 演習A（グループワーク）	60分	○ 障害特性の理解と想定 ○ 想定場面での対応方法及び援助技術①

［2日目］

科目名	時間数	内容
講義	360分	
4 当事者の想いを理解	60分	○ 精神障害者の理解
5 障害特性の理解と具体的な対応②	120分	○ 障害特性の理解及び具体的な支援の仕方 （老齢期・依存症・発達障害）
6 演習B（グループワーク）	60分	○ 障害特性の理解と想定 ○ 想定場面での対応方法及び援助技術②
7 社会資源と連携、家族支援	60分	○ 関係機関との連携方法 ○ 精神障害を取り巻く社会資源の理解 ○ 家族支援の理解
8 演習C（グループワーク）	60分	○ 効果的な支援のための関係機関との連携方法

※ 公益社団法人日本精神保健福祉士協会において、「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修テキスト」を作成。

カリキュラム例②（1．5日（1日半）研修（480分） ※令和元年から

［1日目］

科目名	時間数	内容
講義	360分	
1 演習（グループワーク）	30分	○ 研修目標設定
2 精神保健福祉法、関連法令、関連制度等の歴史的背景	60分	○ 精神保健医療福祉施策の変遷と動向の理解
3 地域共生社会の実現と障害者総合支援法の理解	60分	○ 地域共生社会の理念の理解 ○ 障害保健福祉施策とその関連制度の理解
4 精神疾患の理解	90分	○ 精神疾患の理解 ○ 精神保健医療福祉分野の相談支援機関の理解
5 精神疾患、精神障害の特性と支援方法の理解	90分	○ 症状に合わせた支援方法の習得 ○ 接遇やコミュニケーション技法など技術の習得 ○ 多職種連携の具体的事例の理解
6 演習（グループワーク）	30分	○ 研修振り返り及び意見交換

［2日目］

科目名	時間数	内容
講義	120分	
7 演習（事例検討）	90分	○ 精神障害者の地域移行支援等事例の検討
8 演習（グループワーク）	30分	○ 研修振り返り及び意見交換

※ 一般社団法人日本介護支援専門員協会において、「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査報告書」を作成。

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修カリキュラム②

（別紙）

○講義形式のカリキュラムに加え、実習・演習形式のカリキュラムを実施することも可能。

カリキュラム例　実践実習（210分）　※令和元年から

科目名	時間数	内容
講義	210分	
1　実践実習	180分	○ 実習機関による精神障害者の支援実践実習
2　演習（グループワーク）	30分	○ 実践実習振り返り及び意見交換

※　一般社団法人日本介護支援専門員協会において、「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査報告書」を作成。

１　相談支援の充実等について

（１）相談支援専門員等に対する処遇改善等について

相談支援は、障害者が希望する地域生活を実現するための重要な役割を担っている。その担い手となる相談支援専門員等の処遇改善は重要であることから、令和７年度補正予算や令和８年度報酬改定案において、所要の対応が行われる。

都道府県及び市町村におかれては、各事業所が確実に補助金の申請・加算の取得を行うことにより、相談支援専門員等の賃上げや計画相談支援事業所等の職場環境の改善が実現するよう、丁寧な支援をお願いする。

※　詳細は「障害福祉課　１．障害福祉人材の処遇改善等について（令和７年度補正予算・令和８年度報酬改定）」を参照。

（２）次期障害福祉計画等を踏まえた相談支援体制の充実強化について【関連資料１】

第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画（計画期間：令和９年４月～令和 12 年３月）に係る基本指針（以下「第８期基本指針」という。）の検討が進められている。都道府県及び市町村におかれては、本計画の検討に当たり、（自立支援）協議会等において十分に議論を重ねていただきたい。この方向性に加え、下記の記載事項を踏まえ、相談支援体制の強化に向けて一層の取組をお願いする。

①　のぞまないセルフプランの解消について**【関連資料２】**

障害者総合支援法施行規則第 12 条の４において、「障害者又は障害児の保護者がサービス等利用計画案の提出を希望する場合」には、いわゆるセルフプランを利用することが可能であり、市町村においては適切な運用がされるよう留意いただきたい。

一方で、身近な地域に指定相談支援事業者がいないため、やむを得ずセルフプランを選択しているケースも多く見られる。このため、第８期基本指針では、このように本人の意向によらずに作成されるセルフプランを「のぞまないセルフプラン」と位置付けることとした。

あわせて、「のぞまないセルフプラン」が生じる背景や要因について分析等を行い、その解消に向けた取組を進めることとしている。具体的には、相談支援専門員の計画的な養成等により相談支援体制を強化し、令和 11 年度末までに「のぞまないセルフプラン」の件数をゼロにすることを基本とする成果目標を掲げる予定である。とりわけ、セルフプラン率が高い都道府県及び市町村におかれては、その要因分析や地域診断による課題整理を進め、相談支援体制の強化につなげていただきたい。なお、セルフプランの具体的な取扱い等については、令和３年通知（※）を参照いただきたい。

（※）　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（障障発０３３１第７号令和３年３月 31 日）「計画相談支援等に係る令和３年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」

また、昨年度に引き続き、市町村毎の結果について、厚生労働省とこども家庭庁の HP に掲載したので、このデータも十分活用し、「のぞまないセルフプラン」の解消に取り組んでいただくようお願いする。

＜厚生労働省 HP＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44635.html
＜こども家庭庁 HP＞https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2_free9

② 基幹相談支援センターの充実**【関連資料３】**

令和６年４月から、基幹相談支援センターの設置は市町村の努力義務とされており、第８期基本指針では、以下を成果目標として掲げる予定である。

- 令和 11 年度末までに、すべての市町村において基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・協議会を設置・整備し、連携させること
- 基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保すること

一方で、現在の設置状況は約 66％（令和７年４月時点）にとどまり、特に小規模自治体において設置率が低い状況が続いている。単独での設置が困難な場合には、近隣市町村との共同設置が有効であるため、都道府県におかれては、広域的な観点から市町村の取組への支援をお願いする。

③ 協議会の活性化**【関連資料４】**

協議会の活性化に向けては、第８期基本指針において、

- 基幹相談支援センターと行政が十分に協力・連携し、事務局機能を担うことが効果的であること、
- 多様な障害種別の当事者等が委員として参画することが協議会の活性化に資するため、委員選定に当たり検討すること

等が示される予定である。

協議会の効果的な運営については、「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」を参照いただきたい。

また、令和７年５月に同ガイドラインを改定し、個人情報の取扱いについて具体的な整理を行ったところである。

都道府県及び市町村におかれては、同ガイドラインを十分に活用しながら、地域課題の抽出を行い、改善につなげる場として協議会を運営するとともに、基幹相談支援センターとの連携による事務局機能の強化、当事者

参画の促進等に取り組むよう、お願いする。
＜厚生労働省 HP＞
（自立支援）協議会｜厚生労働省

④　障害者地域生活支援体制整備事業（全国ブロック会議・市町村オンライン研修）について**【関連資料５】**

基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備促進や機能強化、さらには協議会の効果的な運営を図るため、令和６年度から、都道府県職員との意見交換を含む全国ブロック会議や、市町村職員向けのオンライン研修を実施している。

今年度は、日本相談支援専門員協会の協力を得て、官民連携で活用できるチェックリスト（大切にしてほしい 31 のチェック項目）を新たに作成した。

市町村におかれては、本チェックリストを活用し、地域で障害者等の生活支援体制を整備するために必要な理解や実践内容を確認したうえで、官民連携により効果的に取り組んでいただきたい。

また、第８期基本指針には、相談支援体制に関する研修等について、開催回数の見込みを活動指標として設定する予定であり、都道府県におかれては、管内市町村を対象とした研修等を積極的に開催していただきたい。

なお、令和８年度は、この事業の最終実施年度となる予定である。都道府県及び市町村におかれては、積極的な参加をお願いする。
＜厚生労働省 HP＞
障害者地域生活支援体制整備事業｜厚生労働省

⑤　都道府県によるアドバイザーの活用促進について**【関連資料６】**

令和６年度から、地域生活支援促進事業として、「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」を実施し、基幹相談支援センター等の設置率が低い都道府県において市町村への広域的支援を行っている。

令和８年度は、この事業の最終実施年度となる予定である（10 か所程度の都道府県で実施予定）。各都道府県におかれては、基幹相談支援センター等の設置を促進するために、本事業の活用を積極的にご検討いただきたい。

※　令和７年度は、７自治体（福島県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、高知県、沖縄県）が実施。

第８期基本指針では、都道府県におけるアドバイザー（相談支援体制整備等に関する助言・調整を行う者）の配置状況について、地域の実情に応じた配置の有無を活動指標として設定する予定である。これを踏まえ、都道府県におかれては、当該都道府県の状況を適切に把握した上で、必要なアドバイザーを配置するとともに、アドバイザーの人材育成を進め、市町

村への支援を強化していただきたい。

市町村におかれては、アドバイザーを積極的に活用し、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の設置、既設のセンター等の機能強化に取り組んでいただくよう、お願いしたい。

⑥　障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター運営費（基礎部分）に係る取組の推進について**【関連資料７】**

令和７年度においては、市町村障害者生活支援事業費（地方交付税措置）として、市町村の標準団体（人口 10 万人）当たり 20,758 千円が計上されており、令和６年度より 5,863 千円増額している。

各市町村におかれては、こうした直近の状況を十分に踏まえながら、障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター運営（基礎部分）に必要な事業費の確保をお願いする。

また、都道府県におかれては、この件について管内市町村への積極的な周知を図るなど、適切な情報提供に努めていただくようお願いする。

（３）相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成等について

相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者については、人材の確保及び質の担保を図ることが重要である。そのため、第８期基本指針においても、引き続き、都道府県が必要数を把握し、計画的に養成することとしている。

これらの養成研修の実施主体である都道府県においては、委託先や指定事業者に任せきりにするのではなく、研修の実施状況等を確認しておく必要がある。具体的には、以下のような取組をお願いする。

- 受講者の選定に関する助言
- 研修方法や受講料の妥当性の確認
- 実際の研修の場を確認することによる運営状況の把握

①　令和８年度の国研修について**【関連資料８】**

本研修は、最新の制度動向や国の方針を共有するとともに、実務の第一線で活躍する関係者から最新の知見を直接学ぶことができる有意義な機会である。研修の実施主体である都道府県の担当者におかれては、必ず国研修に出席するとともに、適任となる参加者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

また、令和８年度は、相談支援従事者指導者養成研修、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修を以下の日程で開催する予定である。

■　相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

令和８年６月 17 日（水）～６月 19 日（金）
令和９年２月 19 日（金）（フォローアップ研修・オンラインで予定）

■　サービス管理責任者等指導者養成研修会（国研修）
令和８年９月 15 日（火）～18 日（金）
（注）専門コース別研修
９月 15 日は、専門コース別研修をオンラインで実施する。対象は、相談支援従事者指導者養成研修会又はサービス管理責任者等指導者養成研修会の令和８年度受講生。

※　令和８年度は国立リハビリテーションセンター学院での開催を予定している。

②　その他、各研修における留意事項
ア　サービス管理責任者等養成研修の受講機会の確保について
障害福祉計画に基づき、必要な受講ニーズを把握し、研修回数を適切に確保するなど、受講機会の確保に向けた取組をお願いする。

イ　専門コース別研修について
都道府県におかれては、専門コース別研修の実施について、引き続きお願いする。特に「意思決定支援」コースの実施については、第８期基本指針において成果目標を設定する予定である。
また、障害当事者が研修講師として参画したり、研修内容の企画に関わったりすることも有効であることから、こうした取組も踏まえつつ、当該研修の一層の充実を図るよう、お願いする。

（４）その他

障害福祉分野における相談支援に関しては、各都道府県と市町村が連携し、適切に対応いただきたい。

①　相談支援と医療等の多機関との連携の推進について
相談支援と医療等の多機関連携については、令和６年６月の事務連絡（※）でお示ししているところである。
第８期基本指針でも、医療分野との連携強化に関する記載が盛り込まれる予定であることから、都道府県及び市町村におかれては、これらのツールを積極的に活用し、医療と相談支援をはじめとする福祉との連携を一層推進していただきたい。
（※）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課　令和６年６月 12 日付事務連絡「医療機関と相談支援事業所の連携に関する一層の取組

促進について」

② 相談支援事業者等（特に障害者相談支援事業）の対応について

第８期基本指針においては、

- 関係機関との連携により、障害種別にかかわらず相談支援に対応できる体制を整備すること、
- 利用者と同じ目線で支援し、不安の軽減につながるピアサポートを行えるようにすること、
- 障害者等（頼れる身寄りがいない方も含む。）やその家族が抱える複合的な課題を適切に把握し、家族支援も含めて必要な保健・医療・福祉サービスへ確実につなぐこと、

といった方向性が示される予定である。

また、過疎地域等では人口減少や高齢化により福祉ニーズが複雑化し、従来の分野別の相談支援体制では対応が困難となっていることから、社会保障審議会福祉部会において、相談支援を分野横断で一本化する等の仕組みが検討されているところである。

これらの取組については、障害者相談支援事業が中心的な役割を担うことが想定されている。市町村におかれては、（２）⑥も十分に活用しつつ、同事業がその機能を十分に発揮できるよう、体制整備に取り組んでいただきたい。

③ 身体障害者相談員及び知的障害者相談員について

身体障害者相談員及び知的障害者相談員は、生活上の困りごとに関する相談対応や制度利用の助言、行政との連携調整、地域住民への啓発活動等を通じて、地域において重要な役割を担っている。

都道府県及び市町村におかれては、これら相談員の役割や活動内容、日常的な相談事項について、関係機関が情報を共有し、連携して地域の相談支援体制の整備に取り組んでいただくようお願いする。

④ 障害者相談支援事業にかかる消費税の適切な取扱いについて

これまでの取組内容および相談窓口については、厚生労働省 HP に一括して掲載しているので、適宜ご参照いただきたい。

＜厚生労働省 HP 照＞

障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱い等について｜厚生労働省

成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

関連資料１

※社会保障審議会障害者部会（第152回）資料

現　状

○　障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われたところであるが、基幹相談支援センターの設置率は約6割にとどまるとともに、（自立支援）協議会については、具体的な課題を検討する部会の設置状況や開催頻度等は様々であり、形骸化を指摘する声もある。

○　指定特定・指定障害児相談支援事業所は、令和6年4月1日時点で12,324箇所、従事する相談支援専門員の数は28,661人となっており増加傾向にある一方、セルフプランの割合は地域ごとにばらつきが大きくなっている。
（令和6年3月末時点の全国のセルフプラン率：計画相談15.8%、障害児相談30.7%）

○　こうした状況を踏まえ、以下の取組等を実施。
・都道府県とのブロック会議、市町村向けオンライン研修の開催（令和6年度～令和8年度の実施を予定）
・アドバイザーによる基幹相談支援センター等の設置・機能強化促進モデル事業の実施（〃）
・市町村ごとのセルフプラン率を国が公表し、見える化を図る

成果目標（案）

○　基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び（自立支援）協議会は、相互に連携しながら地域における生活支援体制を確保することが期待される。また、（自立支援）協議会においては、地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域課題の解決に向けて取り組むことが重要である。

○　セルフプランは障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべきである。

○　上記の観点から以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標（案）】

○　令和十一年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、（自立支援）協議会を設置・整備した上で連携した体制が整備されていること。

○　基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。

○　都道府県及び市町村において、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実強化等を図ることにより、令和十一年度末までに、のぞまないセルフプラン（身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に作成されるセルフプランをいう。）の件数をゼロにすることを基本とする。（新規）

セルフプランの取扱い等について

関連資料２

○　特定相談支援事業事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成するいわゆる「セルフプラン」については、障害者総合支援法施行規則において、
・ 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合、
・ 障害者又は障害児の保護者がセルフプランの提出を希望する場合に利用が可能
○　セルフプランの取扱い等については、これまで通知等により、自治体及び関係団体等に周知している。

計画相談支援等に係る令和３年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（通知）（抄）

（６）セルフプランについて

いわゆる「セルフプラン」（以下単に「セルフプラン」という。）については、従前よりお示ししてきたとおり、「障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針に変わりはない。

本方針を踏まえ、各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

１）セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握すること。

２）計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること。

３）セルフプランにより支給決定されている事例について、第四の２の(２)の３）のモニタリング結果の検証等とあわせて一定数を抽出し、基幹相談支援センター等による事例検討等において検証を行い、必要に応じてセルフプラン作成者に対して、専門的見地からの助言等を行うこと。

なお、３）の取組については、専門的見地を持つ相談支援専門員の助言により、セルフプラン作成者に対して新たな気づきが生まれ、セルフプランを自らの意思で見直すこと等により、本人等のエンパワメントをより引き出すという趣旨である。このため、セルフプラン作成者と一定期間の関係性を持ち、信頼関係を醸成した上で、助言等を行うことが望ましい。

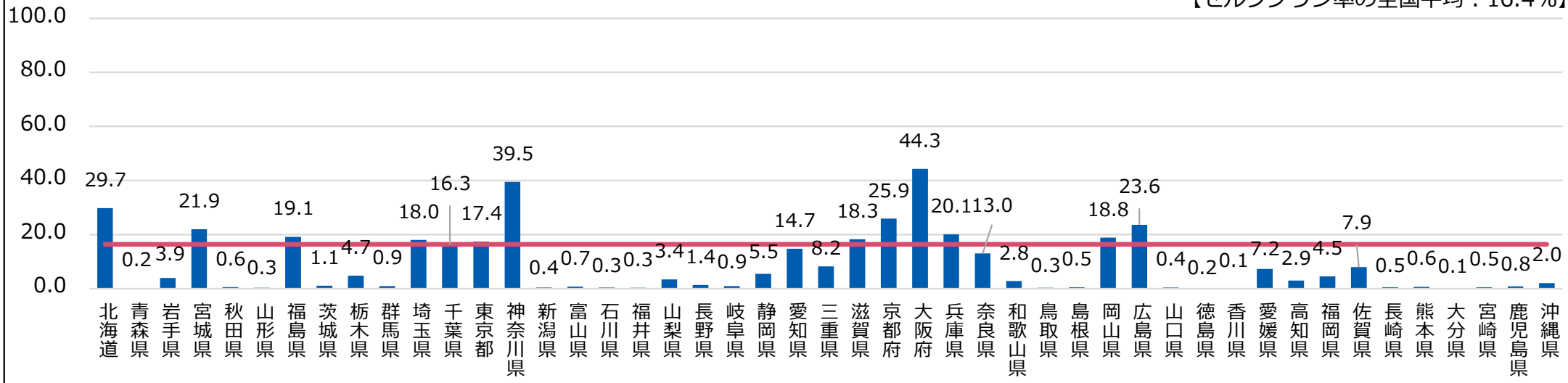
セルフプラン率について（令和7年３月末時点）

出典：令和７年度障害者相談支援事業の実施状況等について

計画相談支援

単位：%

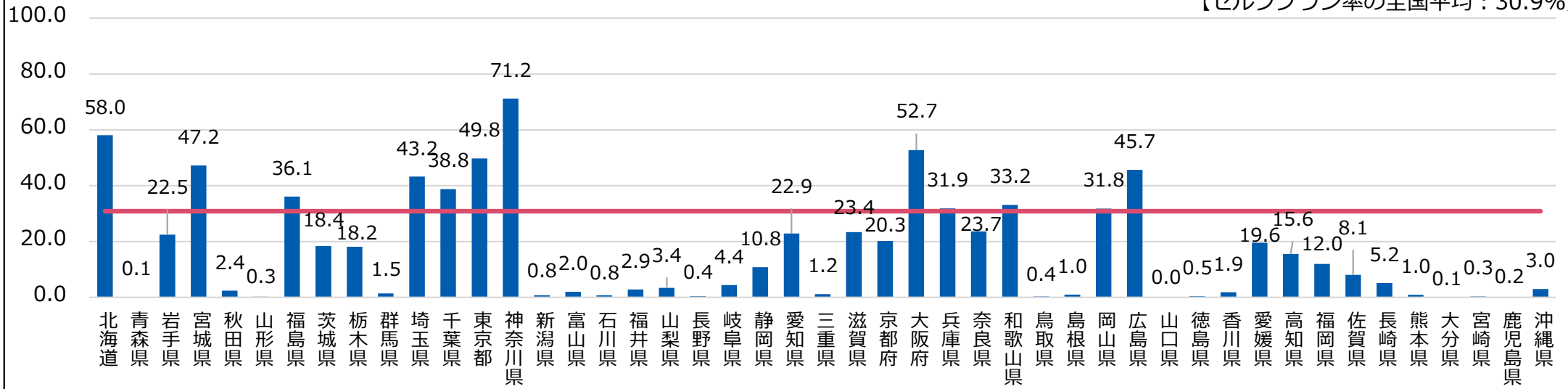
【セルフプラン率の全国平均：16.4%】



障害児相談支援

単位：%

【セルフプラン率の全国平均：30.9%】



セルフプラン率について（令和７年3月末時点）　出典：令和７年度障害者相談支援事業の実施状況等について

○　セルフプランの割合は地域ごとに大きくばらつきがあり、本人や障害児の保護者が希望しない場合もセルフプランとなっている地域がある。令和６年度より、従前からの都道府県毎の公表に加え、市町村毎の結果について、人口規模別にした上で厚生労働省・こども家庭庁のHPに掲載している。こうしたデータを十分に活用し、セルフプランの分析を進めていただきたい。

※モニタリングの設定実施期間も同様に公表

（厚生労働省）　：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44635.html

（こども家庭庁）：https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2_free9

以下の区分で全市町村を掲載
- 政令指定都市
- 特別区
- 中核市
- 一般市（人口20万人以上）
- 一般市（人口10万～20万人未満）
- 一般市（人口５万から10万人未満）
- 一般市（人口５万人未満）
- 町村（人口２万人以上）
- 町村（人口１万～２万人未満）
- 町村（人口５千～１万人未満）
- 町村（人口３千～５千人未満）
- 町村（人口３千人未満）

各自治体の支給決定者（児）数とセルフプラン率（令和7年3月末時点）

	都道府県	市区町村名	人口（令和7年1月1日住民基本台帳人口）	障害者総合支援法分（令和7年3月末時点）		児童福祉法分（令和7年3月末時点）	
				障害福祉サービス等受給者数	セルフプラン率	障害児通所支援受給者数	セルフプラン率
政令指定都市	北海道	札幌市	1,955,678	29,467	55.4%	20,041	85.2%
	宮城県	仙台市	1,064,142	10,505	37.3%	4,446	72.6%
	埼玉県	さいたま市	1,350,500	9,931	21.8%	7,164	63.9%
	千葉県	千葉市	983,896	9,092	15.4%	5,796	30.5%
	神奈川県	横浜市	3,753,398	28,555	38.0%	19,205	81.0%
	神奈川県	川崎市	1,535,141	8,534	64.4%	7,121	91.1%
	神奈川県	相模原市	716,494	6,923	34.3%	4,285	66.9%
	新潟県	新潟市	761,503	6,690	0.5%	2,895	0.3%
	静岡県	静岡市	672,775	6,707	2.3%	4,198	2.6%
	静岡県	浜松市	783,924	6,968	0.2%	5,023	0.0%
	愛知県	名古屋市	2,303,004	29,655	21.5%	10,980	44.5%
	京都府	京都市	1,373,887	15,944	33.6%	7,087	24.7%
	大阪府	大阪市	2,778,917	49,911	47.1%	21,539	47.5%
	大阪府	堺市	811,993	11,993	32.9%	4,408	56.3%
	兵庫県	神戸市	1,493,543	17,916	48.7%	8,076	86.2%
	岡山県	岡山市	695,690	7,791	30.0%	6,174	69.2%
	広島県	広島市	1,173,543	12,449	44.3%	8,359	76.8%
	福岡県	北九州市	913,577	11,752	10.2%	5,512	25.7%
	福岡県	福岡市	1,608,140	19,014	2.3%	8,462	17.0%
	熊本県	熊本市	731,331	5,153	0.8%	4,387	1.0%

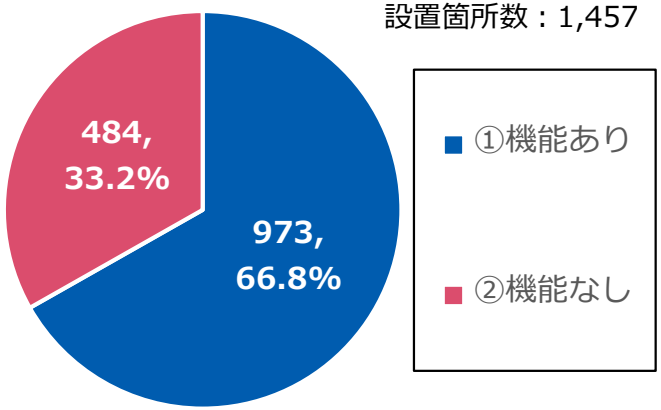
基幹相談支援センターについて

出典：障害者相談支援事業の実施状況等について

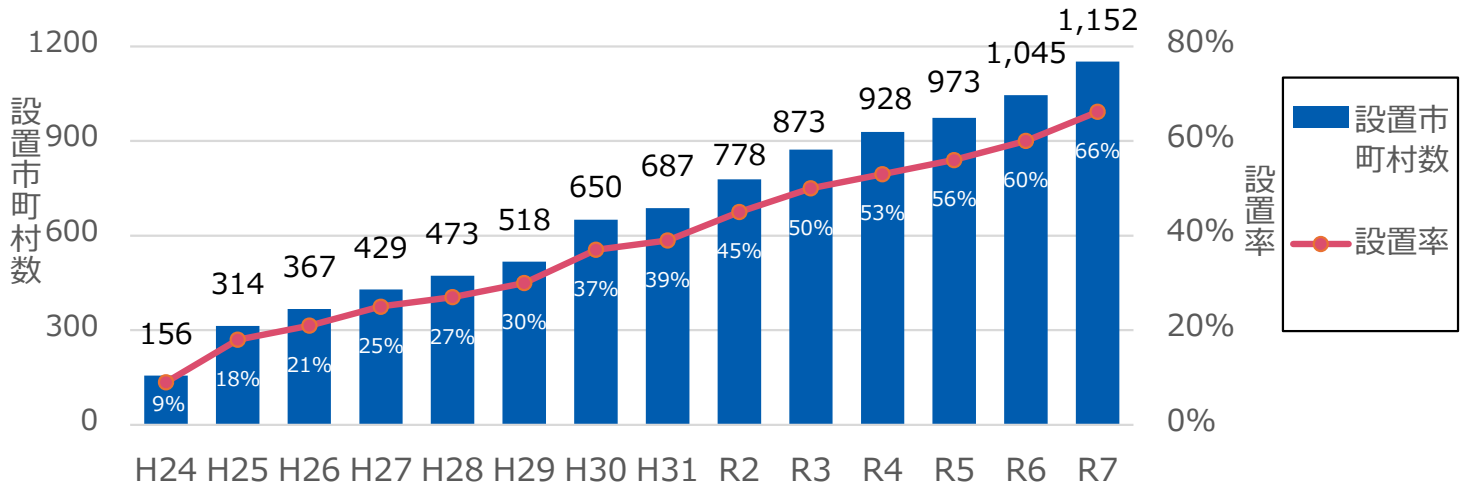
関連資料３

地域生活支援拠点等としての機能を有する基幹相談支援センター

設置箇所数：1,457



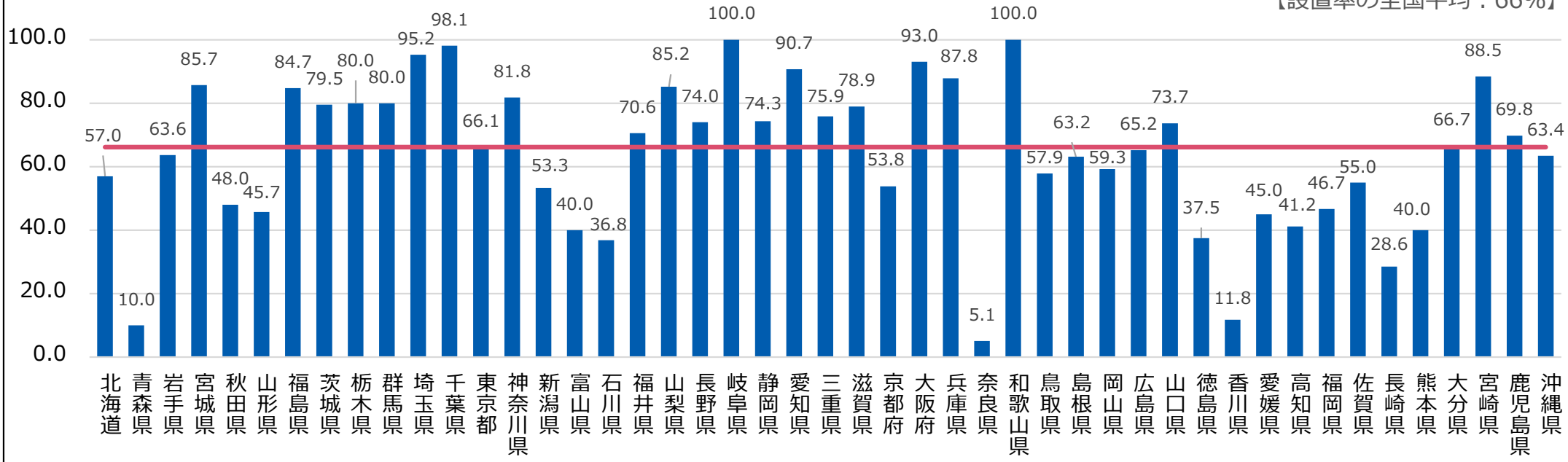
基幹相談支援センターの設置状況（経年比較）



基幹相談支援センターの設置率（都道府県別）

単位：%

【設置率の全国平均：66%】



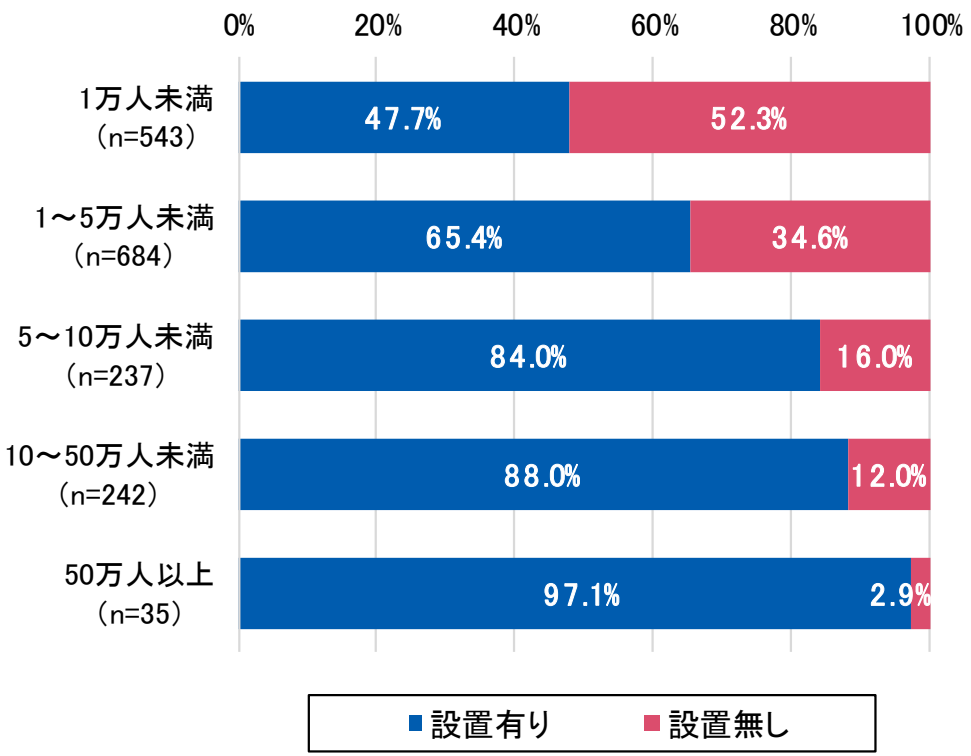
基幹相談支援センターの設置状況等（人口規模別）

出典：令和７年度障害者相談支援事業の実施状況等について

○　基幹相談支援センターの設置には各地域における相談支援体制整備等の経緯などを踏まえ、柔軟な形が必要
○　小規模自治体ほど未設置率・共同設置が高く、都道府県の広域的な見地からの助言その他援助が必要

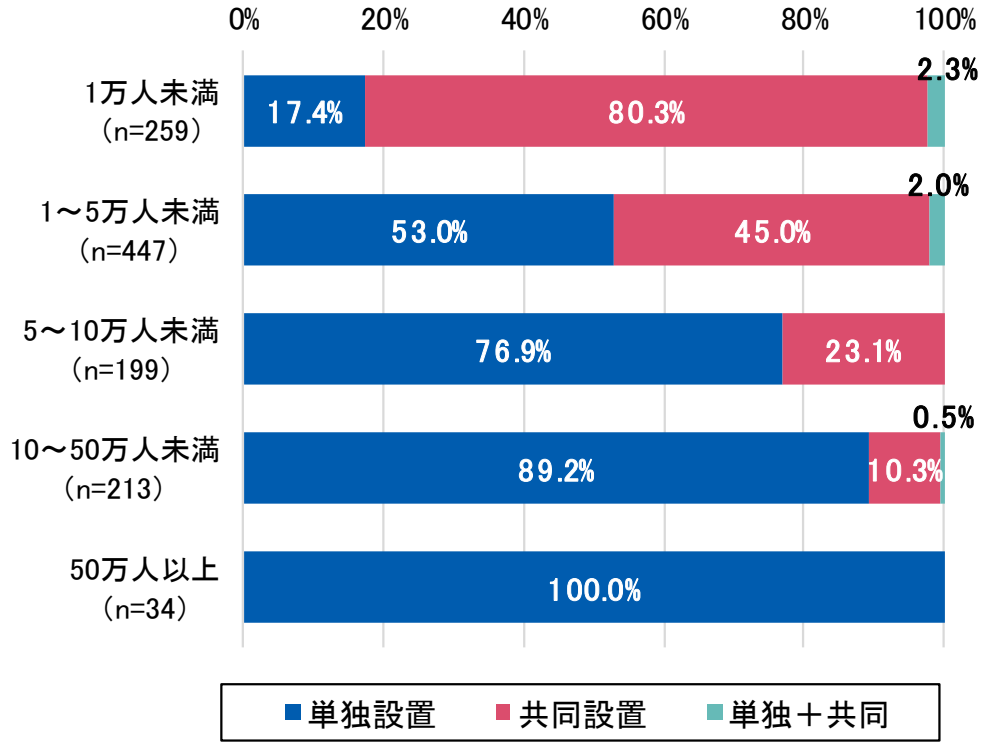
市町村における基幹相談支援センターの設置状況（人口規模別）

（市町村数＝1,741）



基幹相談支援センターの設置方法（人口規模別）

（実施市町村数＝1,152）



（自立支援）協議会について

関連資料４

（自立支援）協議会の概要（障害者総合支援法第89条の３）

※令和６年４月１日施行

○ 地方公共団体は、協議会を置くように努めなければならない。（共同設置可）（法第89条の３第１項）

○ 協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への**適切な支援に関する情報**及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（法第89条の３第２項）新 ※障害者等個人に係る情報の共有が目的に追加

○ 協議会は地域の関係機関等に**情報提供や意見の表明等**の協力を求めることができ、協力を求められた関係機関等はこの求めがあった場合には、これに**協力するように努める**ものとする。（法第89条の３第３項・４項）新

○ 協議会関係者は、**守秘義務**を有する。（法第89条の３第５項）新

○ 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（法第88条第９項、第89条第７項）

○ 基幹相談支援センターの運営への参画により関係機関の連携の緊密化の促進を図ることを想定。（法第89条の３第５項）新

（自立支援）協議会の現状等について

○ 設置状況（R7.4月時点）

市町村: 1,695自治体(設置率約97%)

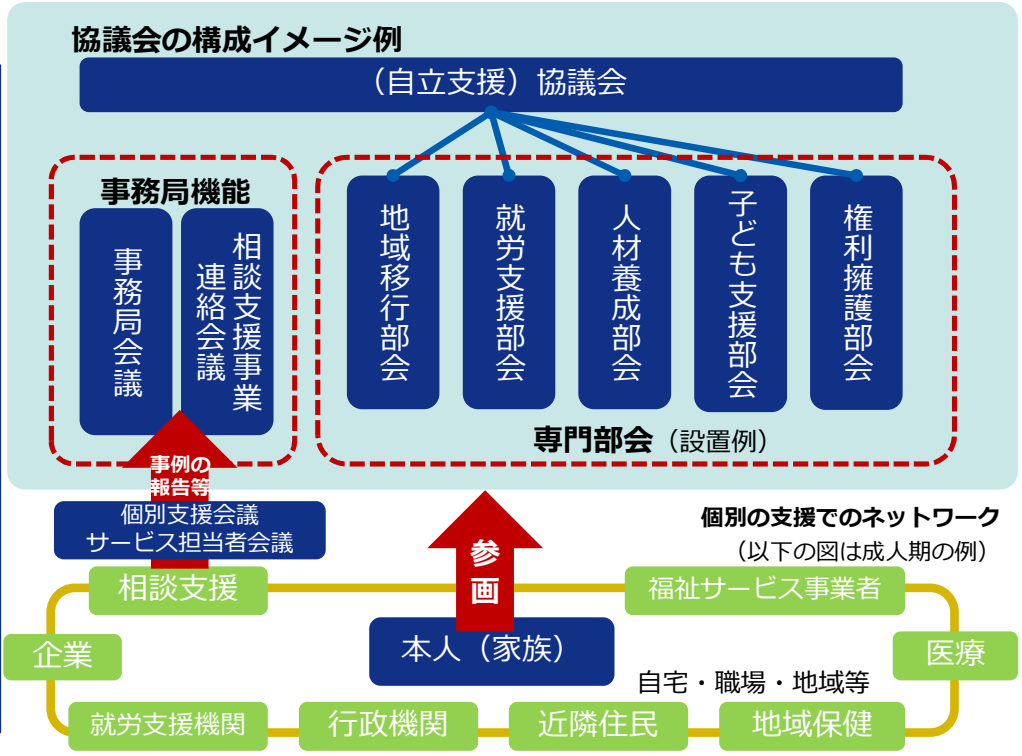
※協議会数: 1,222箇所

都道府県: 47自治体(設置率100%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の**地域の実情に応じて選定**されるべきものである。

（想定される例）　※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民、身体障害者相談員、知的障害者相談員　等



（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン　（令和７年５月改定）

○　（自立支援）協議会については、ほぼ全ての地方公共団体に設置されているものの、地域差や形骸化が指摘されており、一定の標準的な手法の提示や活性化が求められているが、その実態の把握や形骸化の要因分析は行われていなかった。
○　こうした状況を踏まえ、障害者総合推進事業において、（自立支援）協議会の実態調査を行ったうえで、設置運営に関する標準的な方法や検討方法について取りまとめた「設置・運営ガイドライン」を作成。（令和６年３月に初版を発出）

掲載先（厚労省HP）：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/kyougikai.html

（自立支援）協議会の役割と機能

□「支援体制整備と地域づくりの視点」が協議会の目的として明確に定義されているか

□協議会の６つの機能（情報共有・調整・社会資源の開発・人材育成・権利擁護・評価）が整理・実行されているか

□協議会メンバーに守秘義務を課す仕組みや個人情報の取扱いが導入されているか（※）

市町村（自立支援）協議会の進め方

□行政と基幹相談支援センターをパートナーとする「事務局体制」となっているか

□地域課題を「個別支援事例」から収集し、協議に活かすプロセスが確立しているか

□多様な関係者（相談支援、福祉、医療、保健、教育、当事者等）が構成員として適切に参画しているか

市町村（地域）と都道府県の効果的な連携

□都道府県体制整備事業のアドバイザーを活用して、市町村（圏域）に必要なバックアップを行っているか

□地域課題を市町村から都道府県協議会へ定期的に報告しているか

□都道府県の機能である「人材の確保・養成、育成支援」に関して、地域の実態把握に基づいた人材育成体制を確保しているか

都道府県（自立支援）協議会の進め方

□都道府県協議会において、市町村の課題やニーズが網羅的に共有・分析されているか

□研修体制（相談支援従事者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者など）が体系的に構築されているか

□「めざす姿（ビジョン）」を都道府県として明確化し、地域づくりに資する体制整備が行われているか

（※）個人情報の取扱い

協議会における検討を活性化させるため、障害者総合支援法の改正（法第89条の３第３項・４項・５項）により、
・協議会は関係者に協力を求めることができ、関係者はこれに応じることについて努力義務化、
・あわせて守秘義務を課した。

個人情報の取扱いは本人の同意が原則。
ただし、一定の要件を満たした場合、個人情報保護法による個人データの第三者提供の制限に係る例外（法令に基づく場合）等に該当し、本人の同意を得ずに第三者に情報提供可能。令和７年５月にガイドラインを改定し、この取扱いについて明記。

（別紙）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく（自立支援）協議会における情報提供（第 89 条の３第３項）について、個人情報保護法による個人データの第三者提供の制限に係る例外 （法令に基づく場合）等に該当することとする整理

障害者総合支援法上、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むため の支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、・・・総合的かつ計画的に行わなければならない。」（障害者総合支援法第１条の２）とあり、支援を行う上で、「障害者の意思の尊重」は重要であり、そうした観点からも、法第 89 条の３に規定する（自立支援）協議会（以下「協議会」という。）において個人データを共有する場合は、当事者の同意を得ることが原則である。一方で、当事者の同意が得られない場合であっても、以下の①から③までの全ての要件に当てはまる場合は、障害者総合支援法上の「地域における障害者等への 適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、 関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う」ために必要があると認めるときに当たる（当事者の尊厳を損なうことにはならない）と考えられることから、個人情報の保護に関する法律 （平成 15 年法律第 57 号）（以下「個情法」という。）における個人データの第三者提供制限の例外として、個情法第 27 条第１項第１号の「法令に基づく場合」に該当するものと考えられる。

① 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意が得られない場合
例えば、本人に認知機能に支障があることがうかがわれる場合や、精神的な疾患をうかがわせる症状等がみられる場合等には、判断能力が不十分であると推察され、自身の状況を客観的に判断できないことから本要件に該当し得ると考えられる。

② 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合
例えば、自殺念慮や著しい自傷・他害がある又はそれを疑う言動が見られる場合、十分な食事をとることができないことにより健康を害している様子である場合等であって、こうした状態が続くことで、本人又は家族、近隣住民等の生命、身体又は財産への危険が及ぶことが想定されるものと、およそ通常の判断能力をもってすれば判断可能である場合には、本要件に該当し得る。

③ 協議会の関係機関等の間で情報共有する必要がある場合
例えば、当事者に複合的な課題が生じており、複数の主体で対応することが必要である場合等であって、協議会で協議することで生命、身体又は財産の保護に資することが見込まれる場合には、本要件に該当し得る。

＜要保護性＞
上記個人データのうち、要配慮個人情報に当たるもしくは当たる可能性があるものとしては、以下が考えられる。
・ 障害の状況　・ 精神的・身体的な疾患やそれをうかがわせる症状
これらの情報は、上記個人データの中でも特に要保護性が高いと考えられるところ、支援を図るための目的以外に利用された場合には、不当な差別や偏見その他の不利益が生じるおそれがあることから、必要最小限の共有にとどめたうえで、情報漏えいしないよう留意する必要がある。

なお、障害者総合支援法第 89 条の３第３項において提供が予定されている範囲と当該提供先で予定されている取扱いは以下の通り。
○ 提供が予定されている範囲：　協議会の関係機関等
○ 当該提供先で予定されている取扱い：
個人データの取扱主体は、協議会を構成する個々の関係機関等に限られる。また、当該者が取得した個人データの利用については、当事者に対する支援のために必要な情報の交換を行うとともに、必要な障害福祉サービス等の利用等により日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標とした必要な支援に関する検討を行う場合に限って使用する。

障害者地域生活支援体制整備事業（都道府県とのブロック会議・市町村オンライン研修の開催）

関連資料５

令和６年度

きっかけづくり

☑　基幹・拠点・協議会の目指すべき方向性、令和６年度報酬改定や障害福祉計画の概要などを確認。
☑　全国の好事例を通じた基幹・拠点・協議会の連携の重要性や、機能させるための方法を学ぶ。
☑　グループワークにより
（都道府県）「１年後の目標」と「具体的な取組」の議論し、担当者・関係者で共有。
（市町村）　他自治体の課題や現状を共有し、各自治体の取組のヒントを得る。

○　各都道府県においては、今後の管内での推進方策の検討を行うとともに、各市町村職員等においても制度の趣旨や各事業の意義等の理解が深まり、地域の相談支援機関との連携の重要性を学ぶ機会となり、好評を得るものとなった。

○　都道府県に対しては管内の市町村向けの伝達研修等を依頼していたところ、これまでに複数の都道府県において管内市町村向け研修が開催されている状況。機運醸成や取組のきっかけづくりの一助となり、大きな成果となった。

令和７年度

振り返りと実践

☑　地域生活支援体制整備に取り組むためのツール（チェックリスト等）や参考情報を提供。
☑　積極的に取り組んでいる自治体からの事例を紹介（実践者の目線からのリアルな声の提供）
☑　グループワークにより
（都道府県）令和6年度に検討した「目標」と「取組」の進捗状況と現在抱える課題の共有や検討。
（市町村）　チェックリストで把握した現在の取組状況と課題について、他自治体と意見交換。
都道府県への要望の取りまとめ。　※チェックリストの結果と要望事項は、都道府県に共有。

アンケート結果等を踏まえて、今年度の事業について評価し、見えてきた課題等は次年度の取組の参考とする

令和８年度

取組の継続・定着

令和６年度、７年度事業の参加者からのアンケート結果及び有識者や自治体等で構成される検討会での議論を踏まえ検討

地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践(大切にしてほしい31のチェック項目
厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業

				あてはまる(1＋2)	どちらともいえない(3)	あてはまらない(4＋5)	無回答	合計
Ⅰ. 相談支援体制構築のための基礎理解								
1	相談支援専門員の創設と(自立支援)協議会の設置	1	相談支援専門員と(自立支援)協議会は、障害福祉施策を推進する行政の機能をサポートする重要な仕組みであることを理解している。	533 94.8%	24 4.3%	4 0.7%	1 0.2%	562 100.0%
		2	相談支援専門員は、相談者の年齢や障害毎の区別なく支援できるように制度化された職種であるということを理解している。	539 95.9%	18 3.2%	4 0.7%	1 0.2%	562 100.0%
Ⅱ. 相談支援体制の構築に必要な理解と実践								
1	行政の担当部署	3	障害福祉担当係の窓口対応において、相談者の相談内容を丁寧に聞き取っている。	501 89.1%	23 4.1%	8 1.4%	30 5.3%	562 100.0%
		4	障害福祉担当係において、相談者に担当者を分かりやすく明示するなど、責任の所在をはっきり示している。	431 76.7%	84 14.9%	17 3.0%	30 5.3%	562 100.0%
		5	障害福祉担当係で対応に苦慮する場合には、上司や部署内で相談できる。	508 90.4%	21 3.7%	3 0.5%	30 5.3%	562 100.0%
2	行政内における連携	6	庁内連携が必要な場合には、障害福祉担当係内だけでなく、関係部署にもタイムリーに相談・対応できるチームが組める。	430 76.5%	86 15.3%	17 3.0%	29 5.2%	562 100.0%
		7	精神保健分野と協働して、相談支援体制を整備する重要性を理解している。	466 82.9%	52 9.3%	15 2.7%	29 5.2%	562 100.0%
		8	重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備が目的であり、総合窓口をつくるための事業でないこと、また事業の推進にあたっては調整機能が重要であることを理解している。	410 73.0%	93 16.5%	30 5.3%	29 5.2%	562 100.0%
3	行政と委託相談等との連携	9	相談者の状況等によっては、障害福祉担当係と管内の委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等に情報共有や協働体制が組める。	498 88.6%	25 4.4%	16 2.8%	23 4.1%	562 100.0%
		10	委託元である市町村は、委託相談支援事業者の事業計画等について事業評価を行う等、事業運営の中立性・公平性を担保する仕組みがある。	306 54.4%	148 26.3%	80 14.2%	28 5.0%	562 100.0%

				あてはまる（1＋2）	どちらともいえない（3）	あてはまらない（4＋5）	無回答	合計
4	基幹相談支援センター	11	計画相談（指定特定・指定障害児）、委託相談（市町村障害者相談支援事業）、（中核機能強化加算を算定している）児童発達支援センターとの連携による相談支援体制が整備されている。	346 61.6%	94 16.7%	79 14.1%	43 7.7%	562 100.0%
		12	計画相談・地域相談について、報酬による収入で事業経営が成立可能と理解している。	202 35.9%	173 30.8%	143 25.4%	44 7.8%	562 100.0%
		13	複数の計画相談支援事業所が協働して一体的管理運営を行う体制を確保することや、「相談支援員」の導入など、相談支援体制の充実に向けた取組を計画的に促進している。	145 25.8%	144 25.6%	230 40.9%	43 7.7%	562 100.0%
		14	のぞまないセルフプランの解消に向けた具体的な取組を行っている。	213 37.9%	143 25.4%	162 28.8%	44 7.8%	562 100.0%
		15	委託相談は、計画相談支援によらない人を対象に、福祉サービスの利用援助等が必要な人に対して相談支援を行うものという役割分担ができている。	328 58.4%	93 16.5%	96 17.1%	45 8.0%	562 100.0%
		16	相談者の状況に応じて、モニタリング頻度を上げる、または地域定着支援、自立生活援助を活用する等の体制を整備している（目指している）。	315 56.0%	127 22.6%	77 13.7%	43 7.7%	562 100.0%
		17	基幹相談支援センターの中核的な機能である「相談支援従事者の支援者支援」「協議会の運営の関与を通じた「地域づくり」の業務」を行っている（あるいは体制の構築を進めている）。	388 69.0%	51 9.1%	79 14.1%	44 7.8%	562 100.0%
		18	市町村の障害福祉担当係と基幹相談支援センターが協働して、サービス等利用計画やモニタリング結果の検討・検証を行っている。	156 27.8%	104 18.5%	258 45.9%	44 7.8%	562 100.0%
5	地域生活拠点等	19	基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の機能と役割を理解している。	433 77.0%	78 13.9%	33 5.9%	18 3.2%	562 100.0%
		20	拠点等に求められる機能を理解し、協議会で検討した上で、コーディネーターを配置している。	176 31.3%	67 11.9%	297 52.8%	22 3.9%	562 100.0%
		21	拠点コーディネーターの配置においては、自立支援給付（地域生活支援拠点等機能強化加算）を活用している（あるいは検討している）。	84 14.9%	84 14.9%	371 66.0%	23 4.1%	562 100.0%
		22	拠点コーディネーターは、地域事情を踏まえて、必要な人数を配置している（あるいは検討している）。	178 31.7%	101 18.0%	261 46.4%	22 3.9%	562 100.0%

				あてはまる（1＋2）	どちらともいえない（3）	あてはまらない（4＋5）	無回答	合計
	地域生活拠点等	23	拠点等では、見学や体験の機会の確保等の取組により、平時や緊急時における体制や地域移行の促進のための体制整備を進めている。	267 47.5%	127 22.6%	149 26.5%	19 3.4%	562 100.0%
		24	行政、計画相談・地域相談、委託相談、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、入所施設等が、拠点等に関わる自らの機関の担う役割を理解して、拠点コーディネーターと協働しながら取り組んでいる。	140 24.9%	127 22.6%	272 48.4%	23 4.1%	562 100.0%
6	（自立支援）協議会	25	協議会には、当事者家族に加え、福祉・医療・教育・雇用の従事者等、支援体制の構築に必要な関係機関等の参画が得られている。	485 86.3%	40 7.1%	34 6.0%	3 0.5%	562 100.0%
		26	協議会において、個別の課題から地域課題としてミクロレベル、メゾレベル、マクロレベルに整理し、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等の重点課題を明確にして取り組んでいる。	272 48.4%	187 33.3%	99 17.6%	4 0.7%	562 100.0%
		27	協議会において、守秘義務の範囲と個人情報保護の取扱について共有し、適切な取扱いが可能な状況にある。	475 84.5%	64 11.4%	19 3.4%	4 0.7%	562 100.0%
		28	協議会において、市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や助言、必要に応じた専門部会等の設置・運営等を行っている。	414 73.7%	82 14.6%	60 10.7%	6 1.1%	562 100.0%
		29	個別事案から見える地域で抱える課題等について、必要に応じて、市町村協議会から都道府県協議会へ報告を行っている。	159 28.3%	141 25.1%	252 44.8%	10 1.8%	562 100.0%
		30	都道府県が行う専門性の高い相談支援事業（発達障害者支援センター運営事業等）の活用や連携の推進に取り組んでいる。	155 27.6%	159 28.3%	239 42.5%	9 1.6%	562 100.0%
		31	都道府県のアドバイザー（都道府県相談支援体制整備事業等）を活用している。	227 40.4%	95 16.9%	230 40.9%	10 1.8%	562 100.0%

※「オンライン研修」事前課題 集計結果概略（速報値）

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業
（アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業）

関連資料６

令和８年度当初予算案　地域生活支援費等事業費補助金（地域生活支援促進事業）20百万円（32百万円）※（）内は前年度予算額

１　事業の目的

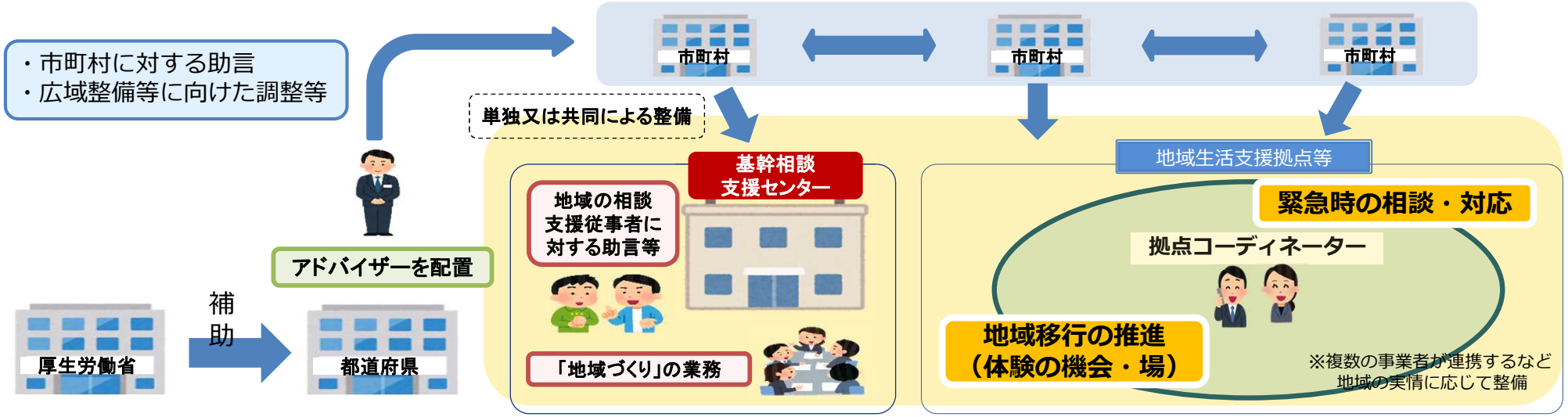
○　障害者総合支援法の改正により、令和６年４月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。

○　同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

２　事業の概要・スキーム

・　都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。

※　令和８年度まで３年間の時限的な実施を想定（各年とも、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県１０件程度）



３　実施主体等

◆ 実施主体：都道府県　　◆ 補 助 率 ：国１／２、都道府県１／２

障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター運営費（基礎部分）に係る取組の推進ついて

関連資料７

概　要

○　障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る地方交付税について、**近年の障害者相談支援事業の相談支援件数の増加や、基幹相談支援センターの市町村の設置の努力義務化による相談支援体制の機能強化に伴い、**今後一層の設置数及び相談支援件数の増加が見込まれることから、**令和７年度において、市町村障害者生活支援事業費として市町村の標準団体（人口10万人）当たり20,758千円が計上されている。（令和６年度より5,863千円増額）**

○　各市町村におかれては、こうした直近の状況を十分に踏まえながら、必要な事業費の確保に努めていただくとともに、地域における相談支援体制の充実強化に向けた動きを一層加速していただくよう、お願いしたい。

「市町村障害者生活支援事業費」について

令和６年度	令和７年度
14,895,000円	**20,758,000円（対前年比 +5,863,000円（+約39%））**

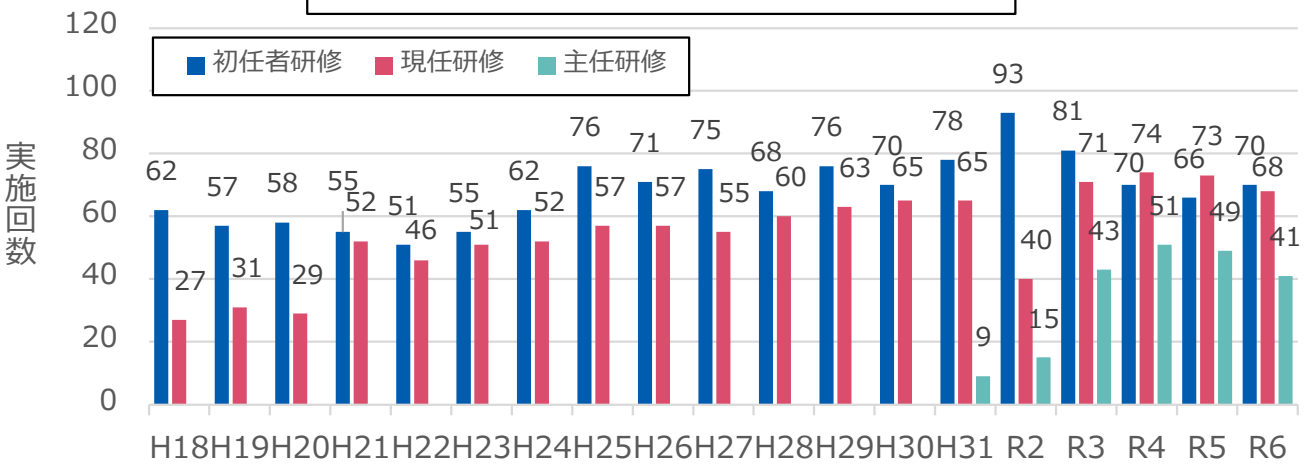
※１　標準団体の行政規模は、「人口」100,000人と想定。
※２　障害者相談支援事業と基幹相談支援センター運営費（基礎部分）は、「市町村障害者生活支援事業費」に計上。
※３　基幹相談支援センター運営費（機能強化部分）は、本事業費ではなく「基幹相談支援センター機能強化補助金」の対象。

【参考】相談支援事業所における従事者の賃金（令和６年９月）
◇主任相談支援専門員：435,140円（月額）×12月＝**5,221,680円**
◇相談支援専門員　　：364,950円（月額）×12月＝**4,379,400円**
出典：令和６年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（第140表）

相談支援従事者研修について

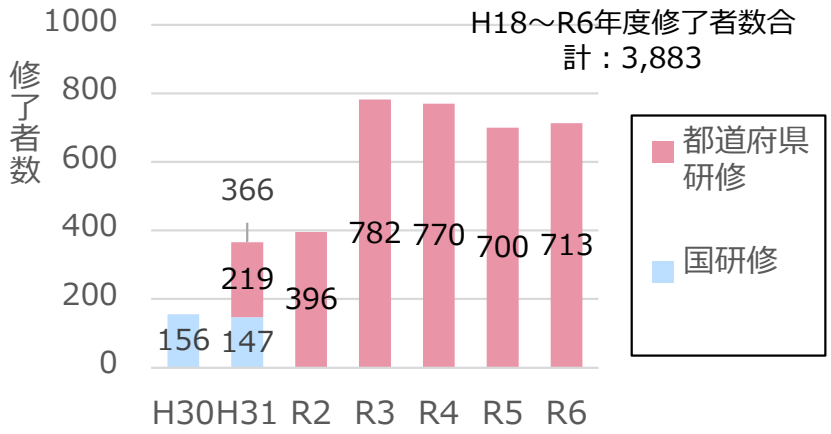
出典：障害者相談支援事業の実施状況等について　関連資料８

相談支援従事者研修の実施回数（経年比較）

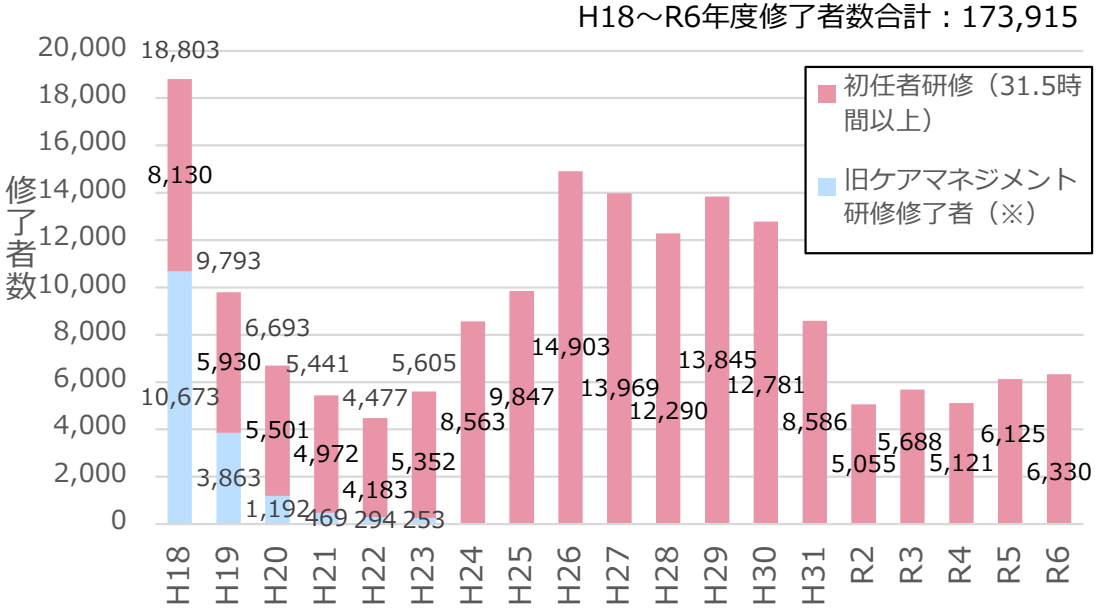


※H22年度の研修修了者数は、被災３県を除くデータ。

相談支援従事者主任研修の修了者数（経年比較）

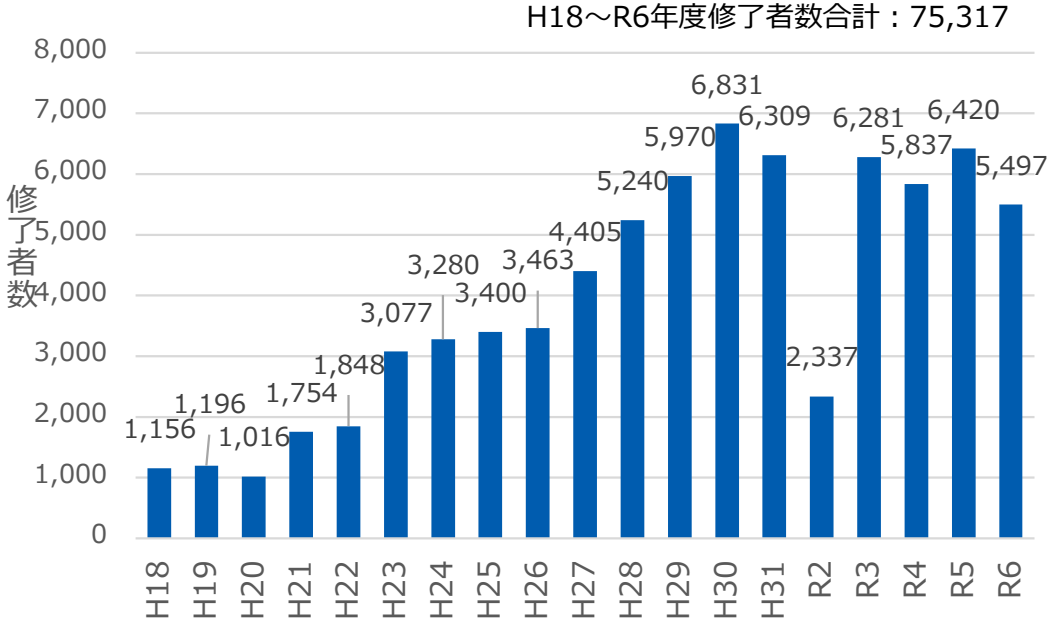


相談支援従事者初任者研修の修了者数（経年比較）



※旧ケアマネジメント研修修了者を対象とした研修（6.5時間以上）修了者（23年度まで実施）
※H22年度の研修修了者数は、被災３県を除くデータ。

相談支援従事者現任研修の修了者数（経年比較）

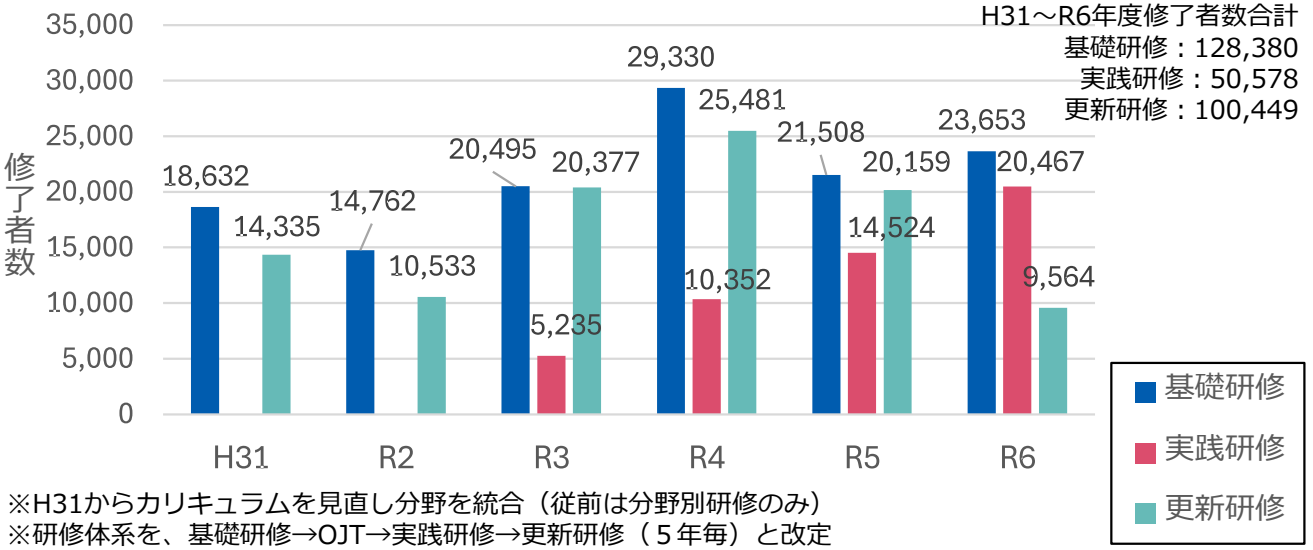


※H22年度の研修修了者数は、被災３県を除くデータ。

サービス管理責任者研修について

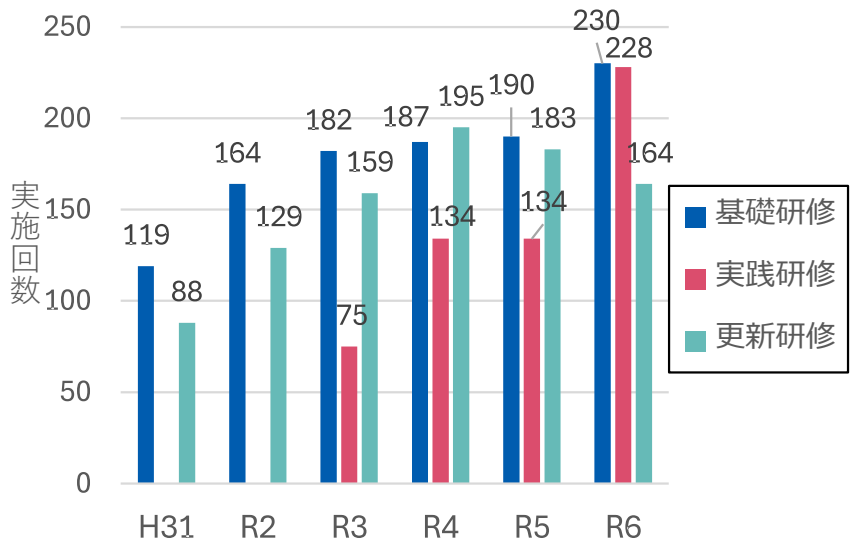
出典：障害者相談支援事業の実施状況等について

サービス管理責任者等研修の修了者数（経年比較）



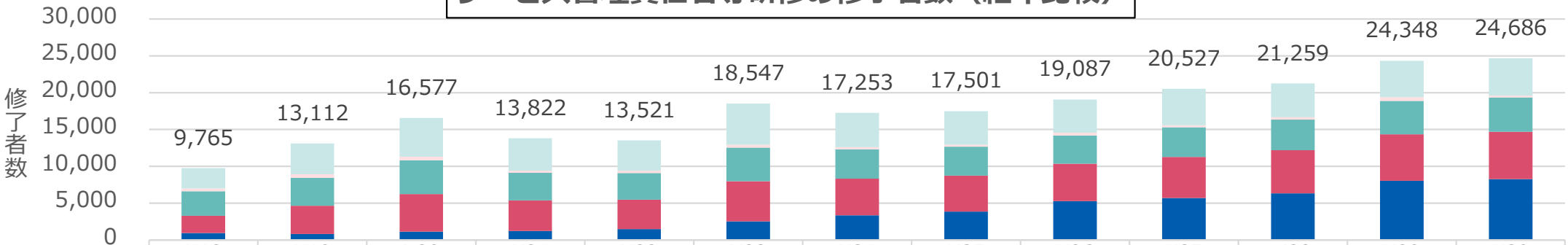
※H31からカリキュラムを見直し分野を統合（従前は分野別研修のみ）
※研修体系を、基礎研修→OJT→実践研修→更新研修（５年毎）と改定
※実践研修については、R3から各都道府県において実施

サービス管理責任者等研修の実施回数（経年比較）



サービス管理責任者等研修の修了者数（経年比較）

H18～H30年度修了者数合計：230,005



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
合計	9,765	13,112	16,577	13,822	13,521	18,547	17,253	17,501	19,087	20,527	21,259	24,348	24,686
介護	2,775	4,172	5,265	4,404	4,112	5,639	4,662	4,580	4,522	4,938	4,610	4,959	5,085
身体	369	503	477	303	315	379	270	238	382	292	300	497	247
知的・精神	3,322	3,795	4,604	3,733	3,607	4,566	4,009	3,957	3,835	4,013	4,161	4,555	4,644
就労	2,373	3,819	5,094	4,158	4,010	5,438	4,957	4,879	5,081	5,581	5,848	6,304	6,453
児童	926	823	1,137	1,224	1,477	2,525	3,355	3,847	5,267	5,703	6,340	8,033	8,257

２　障害者虐待の未然防止・早期発見等について

（１）障害者虐待の防止及び対応の徹底について

①　障害者虐待事例への対応状況等について**【関連資料１】**

毎年度、厚生労働省で実施している「令和６年度障害者虐待事例対応状況調査結果」については、令和７年 12 月に公表しており、その内容は添付の URL を参照いただきたい。

各市町村においては、障害者虐待の相談・通報に対して、

- 相談・通報を受け初動対応方針を協議する場面や事実確認調査結果に基づき虐待の有無を協議する場面には、必ず管理職が参加し組織的な対応を行うこと
- 市町村に相談・通報があった場合は、訪問等により事実確認を行うとともに、虐待ではないことが明らかになるまでは虐待の可能性を排除せずに対応すべきであること

について、改めて徹底していただくようお願いしたい。

また、都道府県においては、市町村からの要請を受けた場合に共同での事実確認調査や助言を行う等、市町村の対応について支援いただくとともに、施設・事業所に対する監査等適切な権限行使により、障害者虐待の防止及び対応の徹底についてお願いしたい。

報道等や知事会見等が行われるような事案が発生した場合には、速やかに厚生労働省（又はこども家庭庁）まで連絡いただくよう、併せてお願いする。

＜厚生労働省 HP＞

- 令和６年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）について公表します｜厚生労働省
- 社会保障審議会障害者部会（第 154 回）　資料７「障害者虐待事例への対応状況等について

②　障害者虐待防止対策支援事業について**【関連資料２】**

障害者虐待防止対策支援事業は、国として推進すべき重要な取組として特別枠（地域生活支援促進事業）に位置づけ、質の高い事業の実施を図ってきたところである。

本事業については、例年、予算額を上回る協議が寄せられているが、内容を精査した結果、本事業の趣旨に必ずしも合致しているとは言えない事業も散見されている。このため、以下のとおり留意事項を示すので、趣旨を踏まえた適切な対応をお願いする。

【留意事項】

本事業は、障害者虐待防止センター（障害福祉関係部署）の一般的な

人件費を補助する趣旨のものではなく、専門的支援を実施するために必要となる専門職の配置及びその職務遂行に要する経費を対象とするものである。

具体的には、事業内容（１）のうち「専門性の高い職員」とは、「社会福祉士や精神保健福祉士等の国家資格所持者に加え、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員」を指すものである。

さらに、地域生活支援促進事業における所要額の協議に当たっては、事業計画の精査を行うため、詳細な積算資料等の提出を求める場合がある。また、協議額が予算額を上回る場合には、原則として、前年協議額を基準として査定する予定であるので、ご了知いただきたい。

＜参考＞地域生活支援事業実施要綱（抄）
事業内容
（１）　市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備（専門性の高い職員の配置、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用、虐待を受けた障害者の居宅訪問、死亡等の重篤事案についての検証等）

（２）障害者虐待防止・権利擁護に関する研修内容について【関連資料３】

都道府県における「障害者虐待防止・権利擁護に関する研修」の実施状況にばらつきがあることから、令和６年度より、国において標準的な研修カリキュラムを示した。

また、都道府県が当該研修カリキュラム以上の内容を実施する場合についても、障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）の国庫補助対象とする見直しを行ったところであり、都道府県におかれては、当該見直しを踏まえた研修内容としていただくようお願いする。

なお、障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、虐待防止担当者及び管理者について、都道府県による同研修に参加することが望ましい旨を示したところであり、都道府県におかれては、研修受講を勧奨されたい。

令和８年度における国研修の開催日程については、以下のとおり３日間の開催を予定している。詳細は決まり次第連絡していくが、各都道府県におかれては、積極的に参加していただくとともに、適任者を推薦していただく等のご協力をお願いしたい。

障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（国研修）
令和８年８～９月頃（３日間）
※会場は、東京都 23 区内を予定。

（３）意思決定支援の推進について【関連資料４】

障害者本人の意思を尊重し、希望する暮らしを実現していくためには、障害者本人に関わる支援者等がチームとして丁寧に意思決定支援を実施していくことが重要である。

都道府県及び市町村においては、指導監査等の機会を通じて、意思決定支援ガイドラインを踏まえた意思決定支援の取組状況やサービス担当者会議・個別支援会議における本人の同席等の状況を確認すること等により、障害福祉サービス等事業所における意思決定支援をより一層推進していただきたい。

あわせて、意思決定支援研修を未だ実施していない都道府県におかれては、意思決定支援の取組が指定基準上も明確化されたことを踏まえ、当該研修を実施いただくようお願いしたい。

なお、今年度の障害者総合福祉推進事業「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」において、ガイドラインの見直しに向けた調査研究を実施しており、その結果を踏まえた当該ガイドラインの取扱い等については、今後お示しする予定である。

（４）障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進について【関連資料５】

結婚、出産、子育てを含め、障害者が希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進については、令和６年６月５日に「障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について」（厚生労働省・こども家庭庁連名通知）を各都道府県・市区町村あてに発出し、障害福祉部局と母子保健・児童福祉部局による連携した支援体制の構築を求めるとともに、結婚・出産・子育て支援取組事例集の周知を行った。

これらの内容について当事者の方にも理解していただけるよう、解説動画や分かりやすいリーフレットを作成したほか、令和７年度には、性に関する障害当事者向けの「ハンドブック」及び支援者・家族等向けの「支援の手引き」を作成したところである。

さらに、第８期基本指針においても、障害者が希望する生活を実現するため、母子保健・児童福祉の関係機関との連携の重要性について盛り込まれる予定である。

各都道府県及び市区町村においては、これらの状況を踏まえ、管内の関係機関等への本通知の周知を図るとともに、障害保健福祉部局、母子保健部局、児童福祉部局が連携した施策の推進に取り組んでいただくようお願いする。

（５）その他

虐待を受けている障害者については、当該障害者の保護を図る観点から、障害者虐待防止法等の規定に基づき社会福祉施設への入所措置等を適切に行う必要がある。その際、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する

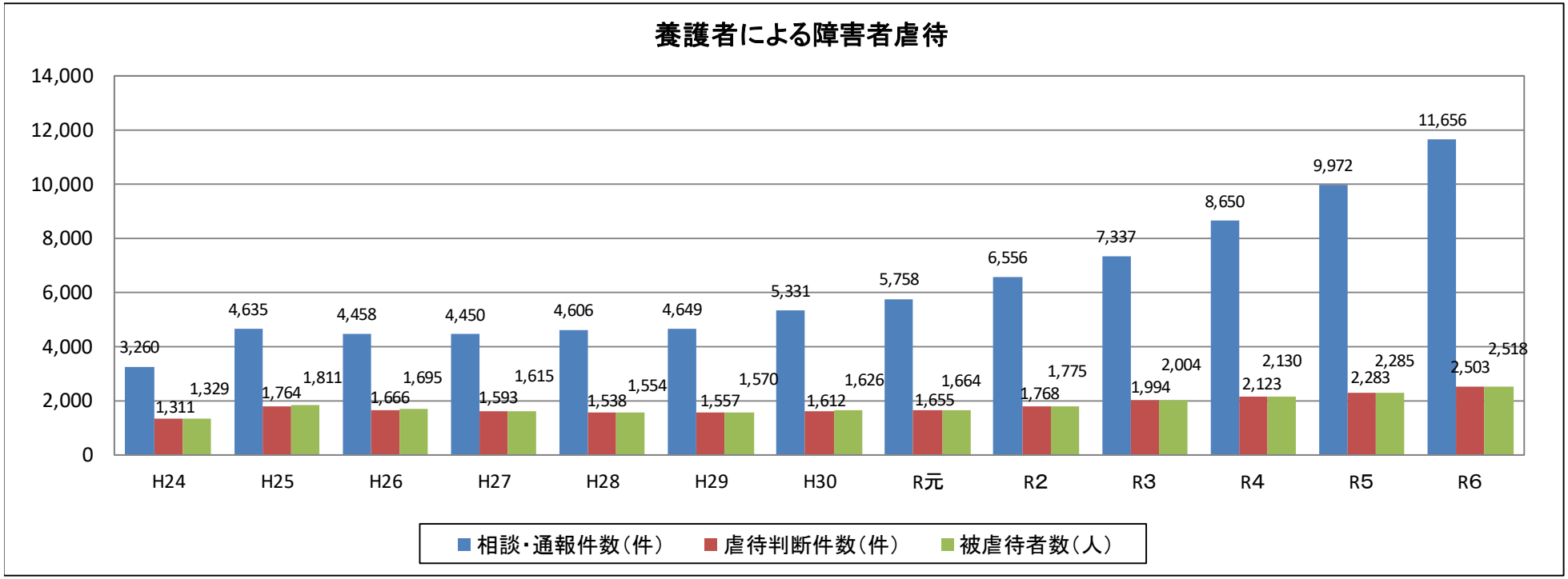
事項を含め、多様な特性に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な対応がなされるよう留意されたい。各都道府県等においては、これらの趣旨を踏まえ、改めて管内の事業者や市町村に対して周知徹底を図られたい。

関連資料1

1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞　経年グラフ

・令和6年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は11,656件であり、令和5年度から1,684件（16.9%）増加。
・令和6年度の虐待判断件数は2,503件であり、令和5年度から220件（9.6%）増加。
・令和6年度の被虐待者数は2,518人であり、令和5年度から233人（10.2%）増加。

養護者	平成（年度）							令和（年度）					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数（件）	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656
虐待判断件数（件）	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283	2,503
被虐待者数（人）	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285	2,518



＊　平成24年度は下半期のみのデータ

令和6年度　障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞

相談・通報

11,656件

主な通報・届出者内訳

- ●警察　(55.9%)
- ●本人による届出　(11.9%)
- ●障害者福祉施設・事業所の職員　(9.9%)
- ●相談支援専門員(9.1%)
- ●当該市区町村行政職員　(4.0%)
- ●医療関係者　(3.0%)

都道府県

100件

市区町村に連絡した事例　61件

61件

明らかに虐待でないと判断した事例　39件

11,556件

市区町村

＊令和5年度に通報・届出があり、事実確認調査を繰越した事案114件、虐待の有無の判断を繰越した事例164件を含む

事実確認調査の状況（11,770件）

- 事実確認調査を行った事例　9,962件
  - うち、法第11条に基づく立入調査　108件
- 事実確認調査を行っていない事例　1,808件
  - ・明らかに虐待ではなく調査不要　1,485件
    ＊都道府県判断の39件を含む
  - ・調査を予定、又は検討中　121件

事実確認調査中の事例　316件

虐待の事実が認められた事例

2,503件

被虐待者数　2,518人

虐待者数　2,701人

（死亡事例：3人）

虐待事例に対する措置

対応検討・調整中を除く被虐待者数　2,432人

① 養護者への助言・指導	50.3%
② 定期的な見守りの実施	38.9%
③ サービス等利用計画見直し	14.8%
④ 新たに障害福祉サービス利用	14.5%
⑤ 障害福祉サービス以外のサービス利用	4.9%

うち、虐待者と分離した人数　785人

① 障害福祉サービスの利用	43.4%
② 法に基づくやむを得ない措置	6.5%
③ ①、②以外の一時保護	13.0%
④ 医療機関への一時入院	14.8%
⑤ その他	22.3%
①～⑤のうち、面会制限を行った事例	25.2%

対応検討・調整中　86人

成年後見制度の審判請求　181人

うち、市町村長申立　94人

虐待者(2,701人)

- ● 性別
  男性(63.3%)、女性(36.7%)
- ● 年齢
  60歳以上(38.5%)、50～59歳(26.7%)
  40～49歳(16.3%)
- ● 続柄
  母(24.1%)、父(22.8%)、夫(16.7%)
  兄弟(11.3%)、その他(10.6%)

虐待行為の類型（複数回答）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
66.1%	2.3%	31.9%	11.5%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	45.0%
虐待者が虐待と認識していない	40.1%
虐待者の知識や情報の不足	23.9%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.5%
虐待者の介護疲れ	20.9%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	18.6%
家庭における経済的困窮（経済的問題）	17.0%

被虐待者(2,518人)

- ● 性別　男性(35.5%)、女性(64.5%)　※性別不明:1名
- ● 年齢
  50～59歳(22.8%)、20～29歳(22.3%)
  40～49歳(18.3%)、30～39歳(17.9%)
- ● 障害種別（重複障害あり）

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
15.9%	43.0%	47.6%	4.3%	2.9%

- ● 障害支援区分のある者　(47.4%)
- ● 行動障害がある者　(23.4%)
- ● 虐待者と同居　(84.2%)
- ● 世帯構成
  両親(14.0%)、その他(13.9%)、配偶者(12.5%)、
  両親・兄弟姉妹(11.4%)、単身(9.7%)、母(9.4%)

◆障害者虐待の相談・通報に係る自治体間の対応のばらつきについて

①養護者による障害者虐待

○養護者による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図１参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図２参照）を都道府県毎に比較した。平均値については、前者が平均値は85%、後者が24%であった。

※ 図1・図2ともに令和2年度から令和6年度までの5か年間の平均値で比較

※ 「事実確認調査を行った件数」には、前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、「事実確認調査を行った事例件数」の割合が100%を超える都道府県がある。

図１：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

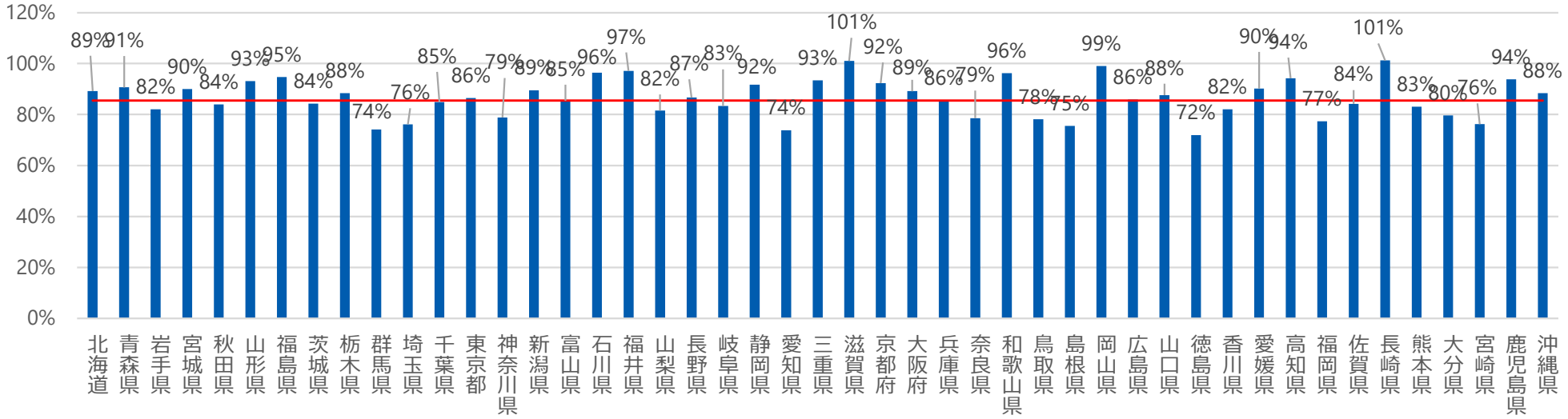
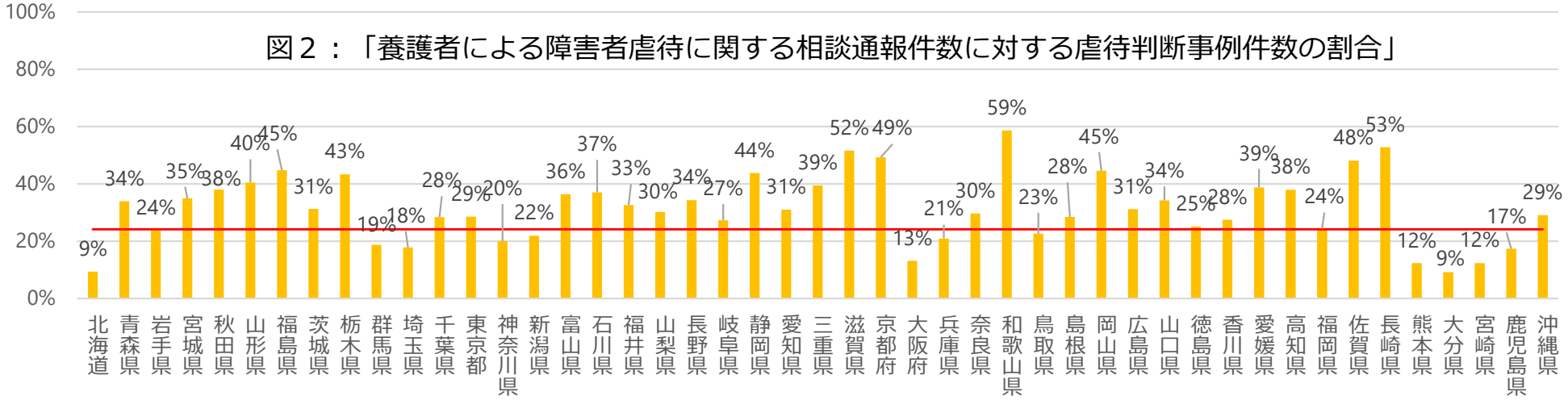


図２：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」



厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

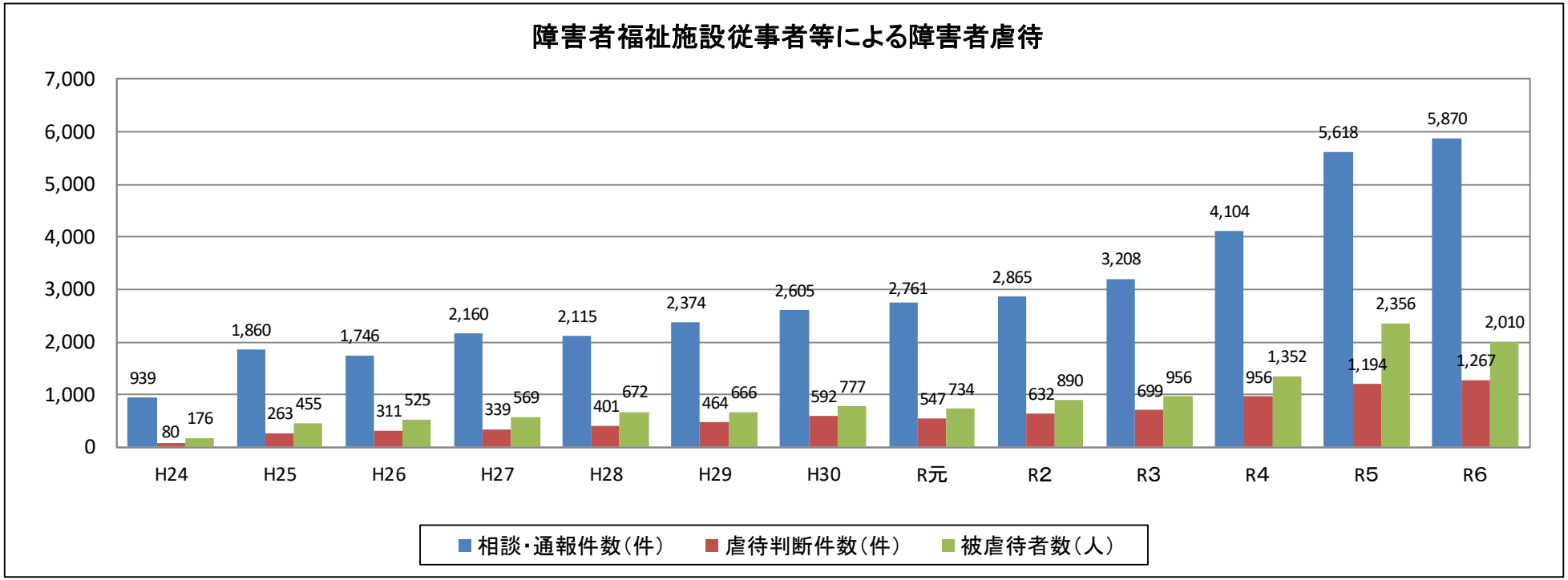
図の出典：令和６年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞　経年グラフ

・令和6年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,870件であり、令和5年度から252件（4.5%）増加。
・令和6年度の虐待判断件数は1,267件であり、令和5年度から73件（6.1%）増加。
・令和6年度の被虐待者数は2,010人であり、令和5年度から346人（14.7%）減少。

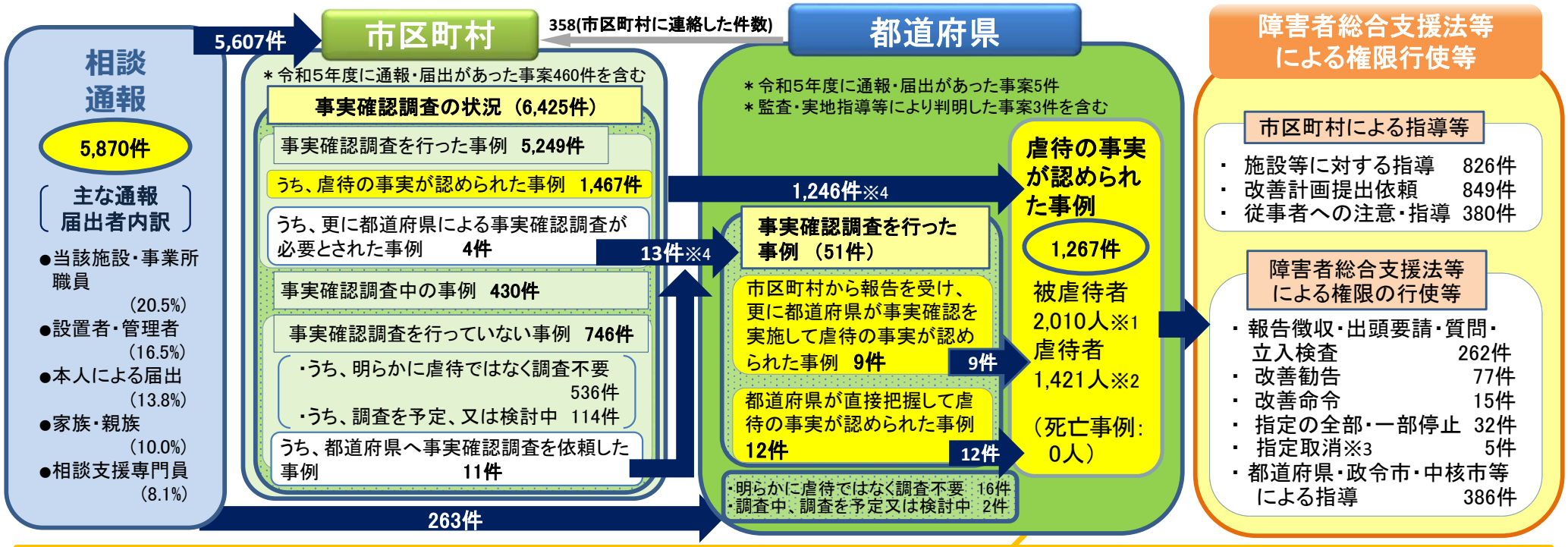
障害者福祉施設従事者等	平成（年度）							令和（年度）					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数（件）	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870
虐待判断件数（件）	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	1,267
被虐待者数*（人）	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356	2,010

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



＊　平成24年度は下半期のみのデータ

令和6年度　障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者 (1,421人) ※2

- 性別
  男性 (66.3%)、女性 (33.7%)
- 年齢
  60歳以上 (21.5%)、50～59歳 (16.8%)、40～49歳 (14.9%)
- 職種
  生活支援員 (43.4%)、管理者 (10.1%)、世話人 (9.9%)、その他従事者 (7.1%)、サービス管理責任者 (6.3%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	67.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	58.7%
倫理観や理念の欠如	60.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	29.8%

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.6%	11.1%	47.3%	8.5%	7.2%

障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	243	19.2%
居宅介護	27	2.1%
重度訪問介護	10	0.8%
行動援護	5	0.4%
療養介護	44	3.5%
生活介護	143	11.3%
短期入所	33	2.6%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	8	0.6%
就労継続支援A型	40	3.2%
就労継続支援B型	99	7.8%
共同生活援助	401	31.6%
一般相談支援事業及び特定相談支	4	0.3%
移動支援	12	0.9%
地域活動支援センター	8	0.6%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	24	1.9%
放課後等デイサービス	157	12.4%
合計	1,267	100.0%

被虐待者 (2,010人) ※1

- 性別
  男性 (65.6%)、女性 (34.4%)
- 年齢
  20～29歳 (18.2%)、50～59歳 (17.6%)、40～49歳 (16.1%)、～19歳 (15.5%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.3%	67.9%	17.2%	4.4%	1.6%

- 障害支援区分のある者 (73.7%)
- 行動障害がある者 (38.2%)

※1　不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の29件を除く1,238件が対象。
※2　施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件が対象。
※3　指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
※4　同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

②施設従事者等による障害者虐待

○施設従事者等による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図３参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図４参照）を都道府県毎に比較した。平均値については、前者が88%、後者が22%であった。

※ 図3・図4ともに令和2年度から令和6年度までの5か年間の平均値で比較

※「事実確認調査を行った件数」には、前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、「事実確認調査を行った事例件数」の割合が100%を超える都道府県がある。

図３：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

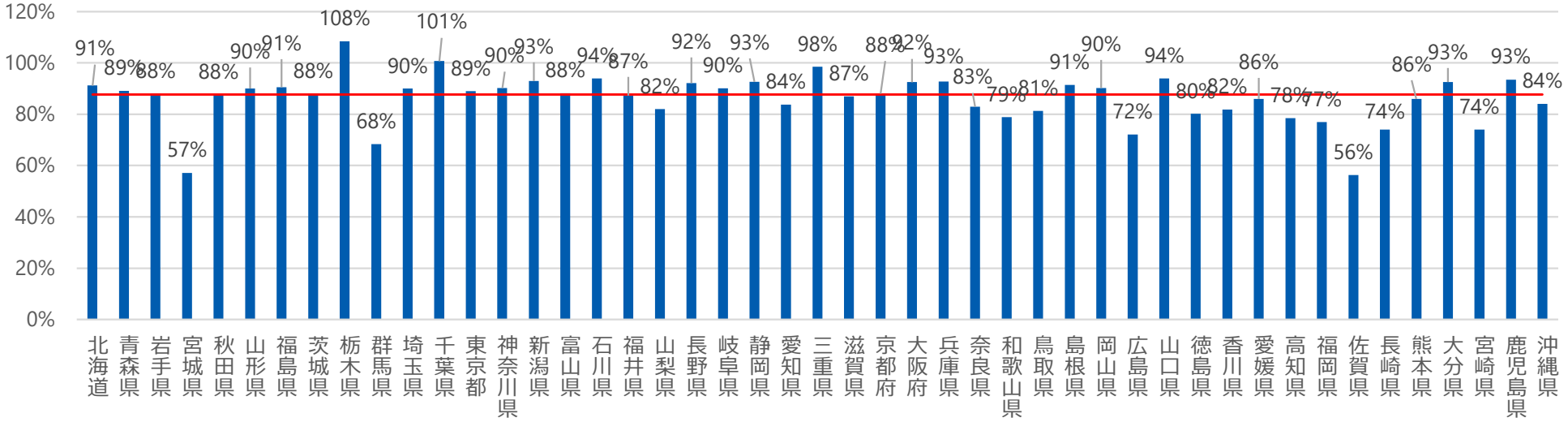
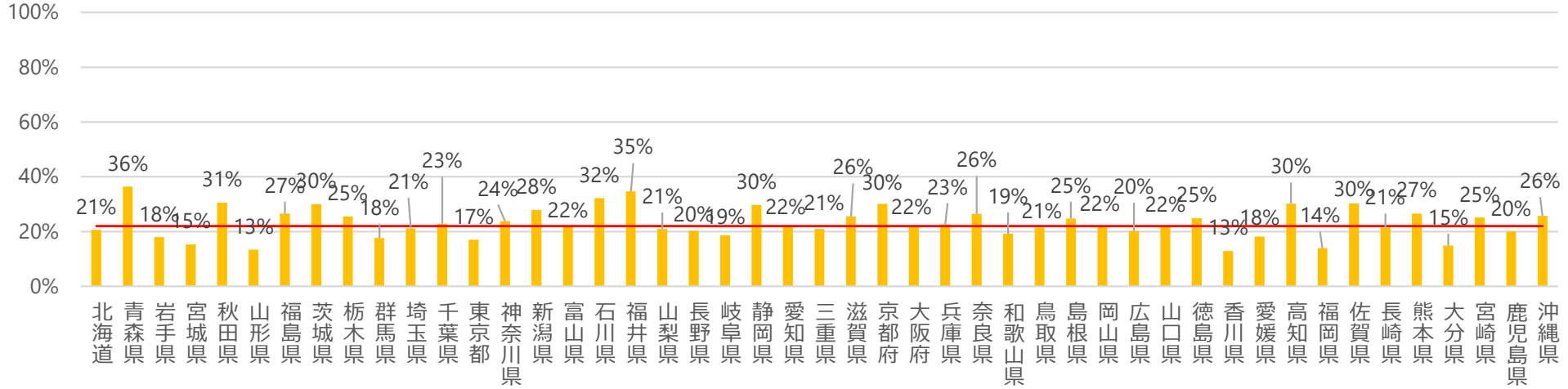


図４：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」



図の出典：令和６年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書

障害者虐待防止対策関係予算

関連資料2

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和８年度予算案：6.1億円

１．事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

２．事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進（専門性の強化）、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

② 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修の実施

④ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

３．実施主体　都道府県及び市町村

４．負 担 率　市町村実施事業：負担割合　国１／２、都道府県１／４　都道府県実施事業：負担割合　国１／２

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費　　令和８年度予算案：11,794千円

１．事業内容

①　障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

②　虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

２．実施主体　国（民間団体へ委託予定）

関連資料3

障害者虐待防止・権利擁護研修　標準カリキュラム

○　都道府県における市町村職員や事業所職員向けの権利擁護・虐待防止研修について、研修内容の充実を図る　観点から、令和6年度から国において標準的な研修カリキュラムを提示

ア　【講義部分】※事前視聴

共通講義

- Ⅰ　障害者虐待総論-成立までの経過、社会的意義(30分)
- Ⅱ　障害者虐待防止法の概要(45分)
- Ⅲ　当事者の声(45分)
- Ⅳ　性的虐待の防止と対応(30分)
- Ⅴ　身体拘束等の適正化の推進(30分)
- Ⅵ　通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～(30分)

自治体コース講義

- Ⅰ－1　養護者による障害者虐待の防止と対応①(30分)
- Ⅰ－2　養護者による障害者虐待の防止と対応②(30分＋30分)
- Ⅱ　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応(60分)
- Ⅲ　使用者による障害者虐待の防止と対応(30分)
- Ⅳ　事実確認調査における情報収集と面接手法(基礎編)(20分)
- Ⅴ　事実確認調査における情報収集と面接手法(応用編)(60分＋20分)

管理者・虐待防止責任者コース講義

- Ⅰ　法人・事業所の理念と管理者の役割(30分)
- Ⅱ－1　虐待を防止するための日常の取組について①(30分)
- Ⅱ－2　虐待を防止するための日常の取組について②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～(30分)
- Ⅲ　虐待が疑われる事案への対応(30分)
- Ⅳ　障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割(30分)
- Ⅴ　虐待防止委員会の実際の運営について(15分＋15分)

イ　【演習部分】※伝達研修

自治体コース演習

- 演習①　養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習(180分)
- 演習②　施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から事業所指導の検討にかけての演習(180分)

管理者・虐待防止責任者コース演習

- 演習①　虐待が疑われる事案への対応(120分)
- 演習②　虐待防止委員会の活性化(120分)
- 演習③　身体拘束適正化委員会の運営(120分)

地域生活支援事業等の実施について(障発第0801002号)

別紙2　地域生活支援促進事業実施要綱
別記2―4　障害者虐待防止対策支援事業実施要綱(抄)

3　事業内容
（3）　市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修

4　留意事項
（1）　都道府県が3(3)の事業を行う場合、研修の質の向上を図るため、別途、国が示す標準カリキュラムの内容以上の研修を行うことを補助の要件とする。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

関連資料4

趣　旨

○ 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。

○ 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義　/　意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

（1）本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

（2）意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面）

② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）

（3）人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面　・サービスの選択　・居住の場の選択　等

→ **本人が自己決定できるように支援**

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント
相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント　・本人の意思確認　・日常生活の様子の観察　・関係者からの情報収集・本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握・本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント・体験を通じた選択の検討　等

意思決定支援会議の開催
サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録のフィードバック

令和6年度報酬改定

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

・　事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

・　**利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。

・　利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合**には、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。

・　相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。

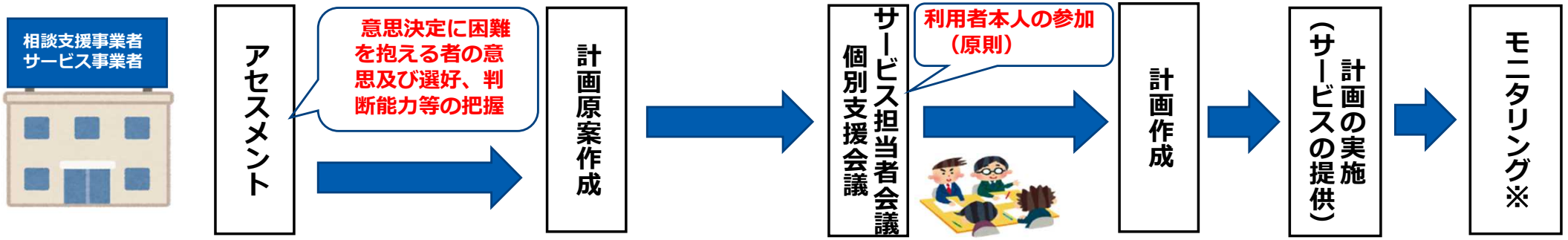
※　障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

・サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス　相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

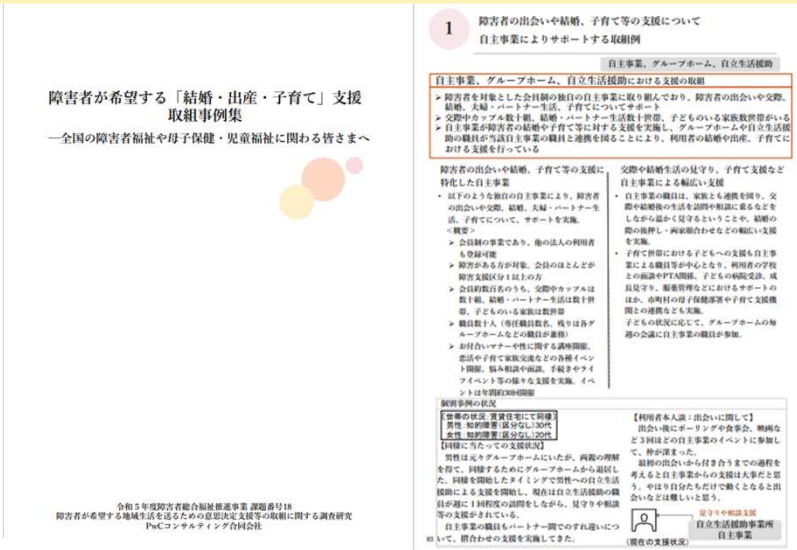
障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集の周知
リーフレット、性に関する当事者向けハンドブック、支援の手引き

関連資料5

○　障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集を周知するとともに、令和６年度に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画や当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成。

○　また「性」に関する障害当事者向けの「ハンドブック」及び支援者・家族等向けの「支援の手引き」を作成し、周知。

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集（関係自治体・事業者・支援者等に周知）



当事者の方にもわかりやすいリーフレット（イメージ）



「性」に関する障害当事者向けの「ハンドブック」及び支援者・家族等向けの「支援の手引き」



通知内容や事例集についての解説動画（イメージ）



３　成年後見制度の見直しの検討状況、利用促進等について

（１）成年後見制度の見直しについて【関連資料１】

令和４年３月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第二期計画」という。）において、成年後見制度の見直しに向けた検討を進めることとされた。

これを踏まえ、令和６年４月から、法務省に設置された法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が開始され、本年１月には、見直しに関する要綱案が取りまとめられた。その後、同年２月に法制審議会で要綱として採択された後、法務大臣に答申されたところである。

この要綱では、見直しの方向として、法定後見制度について、事理弁識能力が不十分であることに加え、制度利用の必要性を後見開始の要件とするとともに、開始時に認められた必要性が失われた場合にはその利用を終了させることを可能とする制度に見直すこと等とされている。

今後、国会での法案審議も予定されており、都道府県及び市町村におかれては、その動向を注視していただきたい。

（２）第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書を踏まえた取組の推進について【関連資料２】

第二期計画に基づき、令和８年度までの５か年を期間として、国・地方公共団体、関係団体等において、成年後見制度の利用促進に向けた各種取組が進められている。こうした中、令和６年度は中間年度に当たることから、各施策の進捗状況を踏まえた個別課題の検証が行われ、成年後見制度利用促進専門家会議において、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」が取りまとめられた。

本報告書を踏まえ、更なる体制整備の推進に取り組んでいただくよう、令和７年４月に通知（※）を発出したところである。都道府県及び市町村におかれては、本通知を踏まえた取組をお願いする。

（※）「「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた体制整備の推進について」（令和７年４月 25 日付け社援発 0425 第１号、障発 0425 第１号、老発 0425 第１号厚生労働省社会・援護局長、同局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

なお、令和８年度は第二期計画の最終年度であることから、「都道府県による担い手の育成方針の策定」や「市町村による成年後見制度利用支援事業の推進」など「優先して取り組む事項」については、年度内に KPI を達成することが期待されている。特に、都道府県には市町村を支援する役割が求められているため、管内市区町村と連携し、広域的な視点で早期に取組を進めていただきたい。

（３） 市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について

① 成年後見制度利用支援事業の推進

第二期計画では、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村は、成年後見制度利用支援事業の対象として、

- 広く低所得者を含めることや、
- 本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬や、後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、

同事業の実施内容を早期に検討することが期待されるとされている。また、第二期計画の KPI でも、市町村による適切な実施のための必要な見直しを検討することとされている。

令和５年５月には事務連絡（※）を発出し、当該 KPI も踏まえ、成年後見制度利用支援事業の推進に向けた留意事項として、

- 未実施市町村においては、当該事業を実施すること
- 市町村長申立ての場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- 費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- 後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

について示している。

しかし、令和７年４月１日時点で、要綱等の必要な見直しを行っていない市町村が一定程度確認されている。こうした市町村におかれては、当該事務連絡の留意事項を踏まえ、同事業の適切な実施のための見直しを検討するようお願いする。

また、都道府県におかれては、管内市町村における成年後見制度利用支援事業の取組状況の把握・分析、適切な実施に向けた広域的な見地からの支援についてお願いする。

（※）「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（令和５年５月 30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、同精神・障害保健課、老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）

② 市町村長申立ての適切な実施について

市町村長申立ての適切な実施について、令和３年 11 月の通知（※）において、対象者の住所と居所が異なる市町村の場合の申立基準の原則や、虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示している。

（※）「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的な考え方及び手続の例示について」（令和３年 11 月 26 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）

また、令和５年５月の事務連絡では、市町村長申立てを適切に実施するため、市町村における要綱の整備や、上記通知で示した申立基準の原則を踏まえた要綱の見直しについてお願いしている。

市町村におかれては、当該通知や事務連絡を踏まえ、市町村長申立てに関する要綱等の整備や、申立基準の原則を踏まえた要綱の見直しを行うとともに、市町村長申立ての適切な実施についてお願いする。

また、令和７年９月には、「市町村長による成年後見制度に基づく後見等の開始の審判請求の適切な実施に向けた参考となる事例の提供について」として事務連絡を発出し、これまでの通知等で定める申立基準の原則を明確化するため、複数の市町村で調整を要した具体的な事例を取りまとめてお示ししたところであり、これも参考にしながら、引き続き適切な対応をお願いする。

③　成年後見制度普及啓発事業について

成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援促進事業）では、例年、予算額を上回る協議が寄せられているが、内容を精査した結果、本事業の趣旨に必ずしも合致しているとは言えない事業も散見されている。

以下のとおり留意事項を示すので、趣旨を踏まえた適切な対応をお願いする。

【留意事項】

- 中核機関の運営費（成年後見等実施機関運営等事務費）については、交付税措置されており、本事業の補助対象外であること。
- 高齢者を対象とした成年後見制度の普及啓発については、成年後見制度利用支援事業（地域支援事業交付金）で申請すること（なお、障害者と高齢者で一体的に実施している場合は、本事業との按分により申請すること）。

さらに、地域生活支援促進事業における所要額の協議に当たっては、事業計画の精査を行うため、詳細な積算資料等の提出を求める場合がある。協議額が予算額を上回る場合には、原則として、前年協議額を基準として査定する予定であるので、御了知いただきたい。

各自治体においては、本事業を実施するために真に必要な経費のみを計上するなど、所要見込額の算定に当たって十分な精査を行われたい。全国的な成年後見施策の推進を図る観点から、適切な経費算定に格段の配慮を

お願いする。

（４）法人後見の推進について

成年後見制度の担い手となる法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手の確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事例への対応などの観点から、全国各地で取組を推進する必要がある。

このような状況を踏まえ、第二期計画の KPI では、都道府県による法人後見の養成研修の実施について、令和６年度末までに全 47 都道府県で対応するとしているが、令和７年４月１日時点で、既に実施済みは 29 都道府県、令和７年度中に実施予定は２都道府県となっており、KPI の達成はできていない。

現在、地域生活支援事業費等補助金において、都道府県向けの成年後見制度法人後見養成研修事業、市町村向けの成年後見制度法人後見支援事業（法人後見実施のための研修、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援等）を実施している。都道府県、市町村におかれては、これらの事業の積極的な活用をお願いしたい。

なお、成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見制度に係る一般的な相談や市民後見人の養成、法人後見の運営費は、補助対象外であるため留意すること。

法人後見の一層の活躍促進に向けては、令和７年度老人保健健康増進等事業「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」において、好事例の収集等を進めている。今後、法人後見ガイドラインの作成も見据えて、重要なポイントを取りまとめることとしており、本事業の成果は報告書として周知する予定であるので申し添える。

法定後見制度の見直しの概要

令和8年1月
法務省民事局

関連資料１

法定後見制度　本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度

現行の制度　事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている

対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部＋それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し

必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択

見直し後の制度　適用範囲の拡大　／　廃止

対象者の能力	不十分		欠く常況
制度	補助		選択可
	代理	取消し	取消しの特則
必要とする支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し＋それ以外の行為の取消し

必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択

制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権
			＋意思表示の受領・保存行為

第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要

関連資料２

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

○ 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
○ 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
- 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
- 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。

○ 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
○ 工程表やＫＰＩ（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和６年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに
Ⅰ 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標
1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
2 今後の施策の目標等

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
（１）成年後見制度等の見直しに向けた検討
（２）総合的な権利擁護支援策の充実
2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等
（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和
（４）各種手続における後見業務の円滑化
3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
（２）地域連携ネットワークの機能 －個別支援と制度の運用・監督－
（３）地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
（４）包括的・多層的な支援体制の構築
4 優先して取り組む事項
（１）任意後見制度の利用促進
（２）担い手の確保・育成等の推進
（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
（４）地方公共団体による行政計画等の策定
（５）都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

1　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

(1) **成年後見制度等の見直し**に向けた検討
- 法務大臣による**法制審議会に対する諮問**(R6.2)

(2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
- 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施(R4～)
- **地域共生社会の在り方検討会議における検討**(R6.6～)

今後の対応

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
- 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
- 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
- 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

(1) 本人の特性に応じた**意思決定支援とその浸透**
- 各種意思決定支援ガイドラインに共通する**基本的考え方の整理**(R4)
- 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
- 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し(R6)
- 都道府県による意思決定支援研修の実施　34都道府県（R6.4）

(2) **適切な後見人等の選任・交代の推進**等
- 市町村や都道府県における受任者調整の推進
- 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行(R4～)
- 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
- **後見等事務報告書式の見直し**(R7.4開始)

(3) **不正防止**の徹底と**利用しやすさ**の調和等
- 後見制度支援預貯金・信託の導入割合　72.2%（R6.3末）
- 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
- 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入

(4) 各種手続における**後見事務の円滑化**等
- 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
- 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
- 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
- 受任者調整に関する手引きの作成
- 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
- 更なる報酬助成の推進等の早期検討
- 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
- 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進

(4) 各種手続における後見事務の円滑化等
- 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア　地域連携ネットワークづくり・機能強化
- 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- 中核機関の整備状況　1,187市町村(R6.4)
- **地域共生社会の在り方検討会議における検討**(R6.6～)
- 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ　包括的・多層的な支援体制づくりの促進
- 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- 地域連携ネットワークの**各支援機能の強化**に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進　等
- 地域共生社会の在り方検討会議における**中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討**
- **福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡**を可能とするためのしくみの整備

4　優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進
- 利用促進に向けた周知活動の継続
- 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施(R4.12)

(2) 担い手の確保・育成等の推進
- 市民後見人養成者数　25,607人(R6.4)
- 法人後見実施法人数　1,317法人(R6.4)
- 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進
- 都道府県・市町村に対する**事務連絡の発出**(R5.5)

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- 市町村による計画策定・必要な見直し　1,358市町村(R6.4)
- 都道府県における取組方針の策定　28都道府県(R6.4)

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり
- 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- 都道府県による協議会設置状況　37都道府県(R6.4)

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進
- 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進
- 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進
- 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり
- 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

４　障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

（１）障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

障害者が地域で安心した生活を営むことができるよう、入所施設や病院等からの地域生活への移行や親元からの自立に向けた支援を着実に推進することが求められている。このため、障害者が希望する地域生活への移行や、その継続を実現するための支援について、引き続き取り組んでいく必要がある。

令和８年度から、「地域移行等意向確認等に関する指針」の作成や意向確認担当者の配置が障害者支援施設の義務となることから、第８期基本指針でも意向確認の支援について指標を設けている。当該義務について、「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」とともに障害者支援施設の運営事業者に着実に周知することにより、障害者が希望する地域生活を送れるよう、引き続きご協力いただきたい。

また、第８期基本指針では、施設入所者の地域生活への移行に係る目標値の設定に当たって、「令和７年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行すること」や、「令和７年度末時点の施設入所者数の５％以上を削減すること」を基本とする予定である。各自治体においては、利用者の意思・希望を尊重することはもちろんのこと、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアの必要な者などへの専門的支援をどのように行うか、重度化・高齢化した利用者への対応をどうするか、といった観点も踏まえ、地域のニーズを丁寧に把握することにより、具体的な目標値を設定していただきたい。障害者が希望する地域生活を実現するための地域の体制整備を引き続きお願いする。

（２）地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

①　地域生活支援拠点等の整備状況**【関連資料１】**

障害者の重度化・高齢化、いわゆる「親亡き後」への対応を見据え、緊急時の対応、入所施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を推進している。令和７年４月時点の市町村における整備状況は、整備済みが 1,292 市町村（全市町村の 74.2%）にとどまり、なおも 449 市町村（全市町村の 25.8%）が未整備の状態となっている。

また、令和６年度報酬改定では、「地域生活支援拠点等機能強化加算」を創設し、拠点コーディネーターの配置を促進している。令和７年４月時点で拠点コーディネーターが配置されている地域生活支援拠点等は、整備されている 859 か所のうち 342 か所にとどまってお

り、依然として半数を超える地域生活支援拠点等でコーディネーターが未配置となっている。

なお、第８期基本指針において、「令和十一年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等（複数市町村による共同整備を含む。）を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。また、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、及び、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。」とする数値目標を設定する予定である。

② 市町村及び都道府県における役割

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村においては、複数の市町村による共同整備も含め、地域の実情に応じた柔軟な形態により、速やかな整備をお願いする。また、関係機関と連携しながら着実に拠点コーディネーターを配置することで、地域生活支援拠点等の機能強化を主体的に進めていただきたい。

都道府県においては、「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」も積極的に活用しつつ、未整備の市町村に対する助言、広域での整備に向けた調整など、市町村における整備を推進するための支援を引き続きお願いしたい。あわせて、市町村が整備した地域生活支援拠点等が相互に連携することで、広域的な地域支援が可能となるためのネットワーク構築に取り組んでいただきたい。

③ 全国ブロック会議及びオンライン会議の開催

基幹相談支援センターの設置や地域生活支援拠点等の整備や機能強化を図るため、令和６年度から、都道府県職員等との意見交換を含めた全国ブロック会議や、市町村職員等を対象としたオンライン会議を開催している。詳しくは、１（２）④障害者地域生活支援体制整備事業（全国ブロック会議・市町村オンライン研修）を参照されたい。

（３）グループホームにおける支援の質の確保等について

共同生活援助（以下「グループホーム」という。）については、近年、利益を優先する法人の参入が見られ、社会保障審議会障害者部会でも、支援の質の確保について指摘がなされている。

このような状況を受け、次のような取組を順次進めることとしているため、本取組へのご理解とご協力を賜りたい。

① ガイドラインについて【関連資料２】

本年２月、グループホームを運営する事業者が、利用者に対して質の高い支援を提供するため必要となる運営や支援内容に関する基本的事項をとりまとめた「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」を公表した。グループホームを運営する事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定基準」という。）第 210 条の５第５項において、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととされている。各自治体におかれては、本ガイドラインを事業者に周知するとともに、事業者に対する運営指導等の実施について、特段の配慮をお願いする。

＜ガイドライン掲載先＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

また、グループホームの新規事業所の指定や、既存事業所の運営状況の把握や指導等を行う際に活用いただくための留意点を整理し、本ガイドラインと併せて通知した。指定権者におかれては、指定事務や運営指導等の実施にあたり、ご活用いただきたい。

② 管理者の資格要件の導入について

ア 資格要件について

グループホームの管理者について、令和９年度から資格要件を導入する予定である。現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）第 35 条の規定（※）や他制度の例等も参考に、実務経験要件や研修要件を設けることを検討している。詳細が決まり次第、改めてお知らせする。

※ 「生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。」

イ 管理者研修の円滑な実施に向けた支援について

管理者への研修については、令和７年度障害者総合福祉推進事業で自治体が研修時に活用できる教材等を開発しており、今後、指定権者において研修を実施していただくことを想定している。

当該研修を全国で円滑に実施できるよう、実施主体となる指定権者を対象とした説明会等を令和８年度前期に実施する予定である。詳細は追って連絡するので、ご参加いただきたい。

また、令和７年度補正予算において、指定権者が施行前の事前準備として、管理者研修を試行実施する場合に、当該取組を支援するための補助金（10/10 補助）を計上している。当該補助金は、令和８年度に繰り越して執行する予定であることから、指定権者におかれては、本補助金を積極的に活用のうえ、早期の研修体制構築に向けた準備を進められたい。

③　直接処遇職員の研修について

指定基準第 212 条第５項により、指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないとされている。しかしながら、現状においては、グループホームに従事する直接処遇職員を対象とした統一的な研修体系が存在していない状況にある。

このため、令和８年度に直接処遇職員を対象とした研修用教材及びカリキュラムを開発する予定である。また、全国のグループホームに従事する直接処遇職員が当該研修を受講できるよう、今後、指定権者による研修実施についても検討を進めることとしている。

あくまで現在想定しているものであるが、スケジュールとしては、令和８年度に研修用教材及びカリキュラムの開発を行い、令和９年度に指定基準を改正した上で、令和 10 年度に施行することを検討している。

地域生活支援拠点等の整備状況について（令和７年７月１日時点）

関連資料１

※　障害福祉課調べ

○　地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和７年４月１日時点で、1292市町村において整備されている。（全国の自治体数：1741市町村）　※令和６年４月１日時点整備状況　1270市町村

①　市町村における地域生活支援拠点等の整備状況

整備済の市町村数　（ 割合 ）	未整備の市町村数　（ 割合 ）
1292市町村　（ 74.2% ）	449市町村（ 25.8% ）

単独整備の市町村数　（ 割合 ）	共同整備の市町村数　（ 割合 ）	単独・共同両方整備の市町村数　（ 割合 ）
666 市町村　（ 51.5% ）	625市町村（ 48.4% ）	1市町村（ 0.1% ）

②　地域生活支援拠点等の箇所数

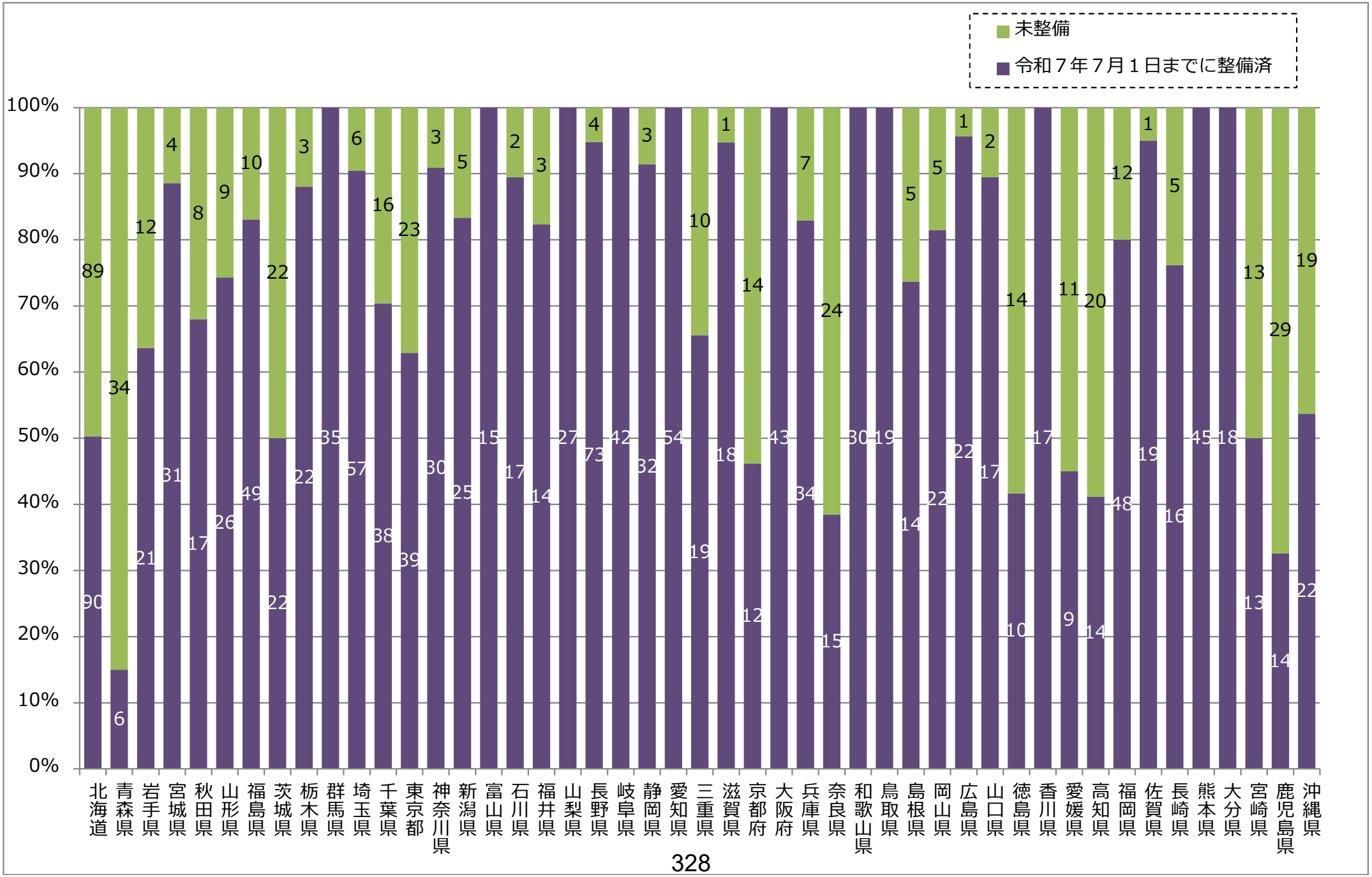
整備済の拠点数（のべ数）	
859箇所	
単独整備の箇所数（ 割合 ）	共同整備の箇所数（ 割合 ）
699箇所（81.4%）	160箇所（18.6%）

コーディネーターを配置している拠点の数	
342箇所	
単独整備の箇所数（ 割合 ）	共同整備の箇所数（ 割合 ）
263箇所（76.9%）	79箇所（23.1%）

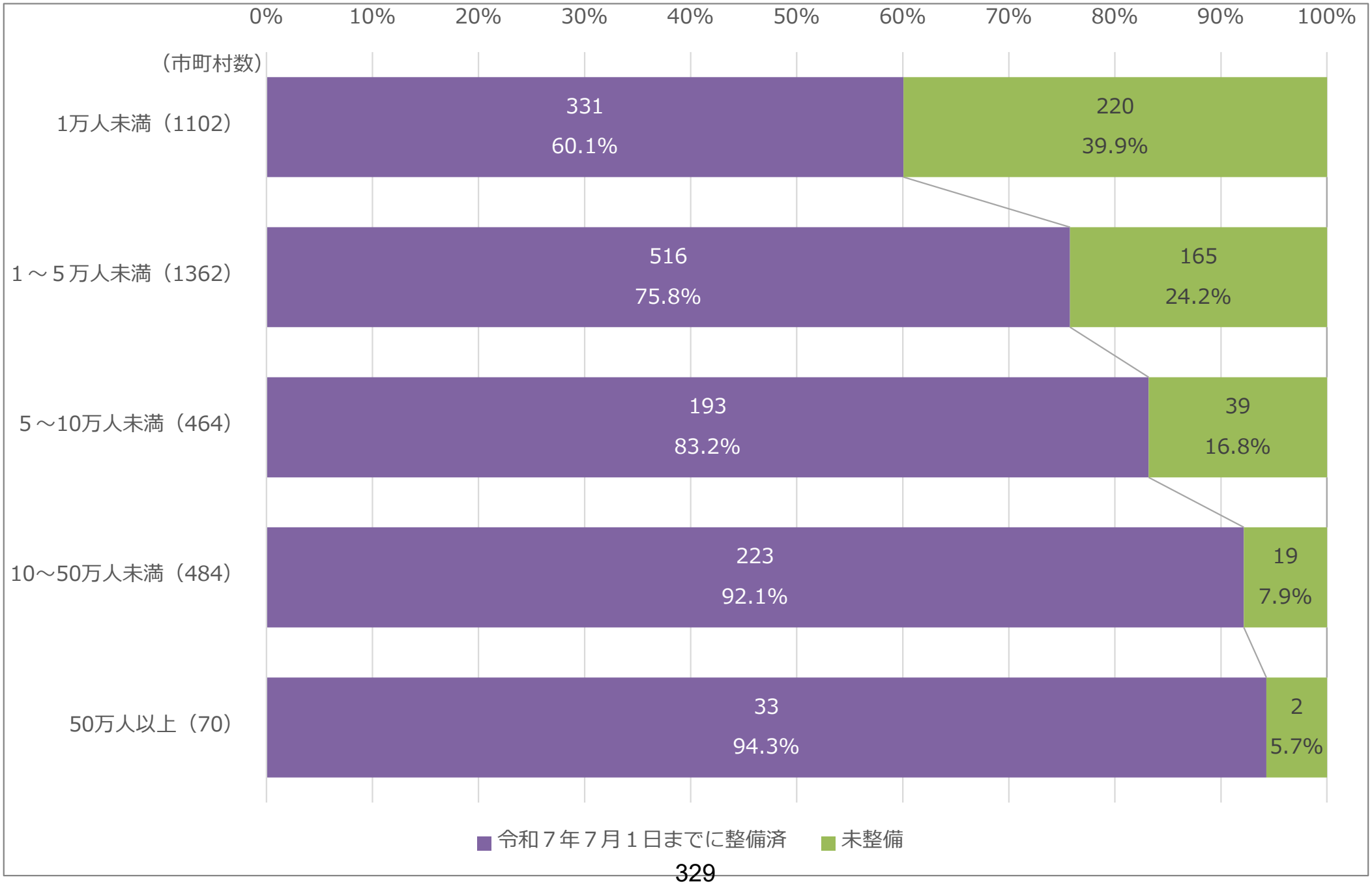
③　拠点コーディネーターの人数

コーディネーターの人数（実数）		
895人		
うち、地域生活支援拠点等機能強化加算における拠点コーディネーターの人数（ 割合 ）	うち、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業（地活事業）」における拠点コーディネーターの人数　（ 割合 ）	うち、その他の事業や自治体職員等によって配置される地域生活支援拠点等のコーディネーターの人数（ 割合 ）
66人（7.4%）	134人（15%）	695人（77.7%）

地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況（市町村数及び割合）



地域生活支援拠点等の人口規模ごとの整備状況（市町村数及び割合）



関連資料２

障障発 0226 第１号
令和８年２月 26 日

都道府県
各　指定都市　障害保健福祉主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（　公　印　省　略　）

「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」の作成並びに
指定共同生活援助事業所に係る新規指定及び運営状況の把握・指導の際の
留意事項について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の適切な事業運営を確保するため、指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）向けの標記ガイドラインを別紙のとおり作成しましたので、都道府県、指定都市及び中核市等（以下「指定権者」という。）におかれましては、指定共同生活援助事業者に対して本ガイドラインを周知するとともに、改めて法令を遵守するよう徹底をお願いいたします。

また、本ガイドラインの作成と合わせて、下記のとおり、共同生活援助の新規指定の際、又は、既存の指定共同生活援助事業所の運営状況の把握・指導等の際に活用いただくための留意点をまとめました。指定権者におかれては、下記留意点を踏まえ、必要な対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（掲載先）

・　共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

記

1　新規指定について

（1）指定権者の役割

指定権者は、指定申請書類を受け付ける際に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）その他関係法令の規定をはじめ障害者支援や障害者福祉制度等の円滑な障害福祉サービスの運営に必要不可欠な知識や経験等を有しているか、利用者の暮らしの質を維持・向上させる支援内容となっているか等、適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを総合的に審査し、法第 36 条の規定に基づき、事業者を指定することが求められる。

そのため、指定申請の審査をするに当たっては、（2）の観点を踏まえ、適切に指定を行っていただきたい。

また、指定共同生活援助の運営に当たっては、障害者支援や障害者福祉制度等といった障害福祉サービスの円滑な運営のための知識が必要不可欠である。それにもかかわらず、「特段の知識等がなくとも事業所の運営は可能であり、高収益が実現できる」等の謳い文句により、共同生活援助の指定申請の意向がある者（以下「指定希望者」という。）に安易な事業所の開設を勧める等の不適切な行為を行っている者がいることを把握した場合には、（自立支援）協議会を活用する等により地域の関係機関同士で情報共有を行うとともに、別添の様式を参考に、厚生労働省及び他の指定権者に対し情報提供を行うことが望ましい。

なお、指定希望者に対して、面談や確認等を行う場合は、適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを判断するため、指定希望者が委託等をしているコンサルティング会社や代理の者等ではなく、必ず法人の代表者や、事業所の管理者、サービス管理責任者（予定者）等に対して行うこと。なお、当該取扱いは、本留意点において共通の事項とする。

また、少なくとも、事業計画書等の審査開始から、指定後、適切な運営が確認されるまで（例えば最初の運営指導等まで）は、やむを得ないと認められる場合を除き、指定に係る審査時に面談等を行った法人の代表者等が一貫した事業運営を行うことが望ましいため、指定希望者にその旨を予め伝えること。

（2）新規指定に向けた取組例

新規指定に向けた取組として、事前説明・確認、事業計画書等審査、指定申請審査、現地審査といった手順が考えられるが、指定権者の運用の実態に合わせ、適切に審査を行っていただきたい。

ア　事前説明・確認

指定権者は、指定希望者に対し、指定申請書類を受理する前に、下記の説明

事項及び確認事項を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）等について十分に説明するとともに、「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」を手交等した上で、関係者全員が目を通すように伝えること。また、事業開始の理由等について確認を行い、特に高収益や高利回りを謳ったフランチャイズの加盟募集やコンサルタントの提案等により、福祉の経験がない又は利益最優先で支援体制が整っていないとはっきりとわかるものについては、必要な助言を行うことが望ましい。

なお、事前説明については、面談だけでなく、説明会のような集合形式を活用する等、効率的な実施も考えられる。一方で、事前確認については、個別性が高いことから、面談による方法で行うことが望ましい。

＜説明事項＞

- 法やその関連法令、指定基準等の遵守について
- 個別支援計画の作成を含む利用者の支援方法について
- 管内の優良事業所からの情報共有
- 廃止及び休止の際の連絡調整その他便宜の提供の義務（法第 43 条第４項）について
- 日中サービス支援型については、障害者の重度化・高齢化への対応を想定して創設された類型であり、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本としているものであること
- その他の留意事項（虐待防止に対する対応、サービス提供の対価である報酬の性質、利用者の金銭管理や食材費等の実費徴収における適切な対応等）

＜確認事項＞

- 事業開始の理由
- 法人理念（障害者支援に対する理念や目的を含む）
- 必要な知識を有しているか
- 遵守すべき事項を理解しているか

イ　事業計画書等審査

指定希望者は、指定権者に対して、法第 79 条第２項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 66 条第２項の規定に基づき、事業開始の届出を行い、事業計画書及び収支予算書（以下「事業計画書等」という。）を提出することとなっている。そのため、指定権者は、指定希望者が共同生活援助を適切に行うことが可

能かどうかを、まずは事業計画書等に基づき審査すること。

また、適切な支援及び事業運営を行う観点から、指定申請書類及び事業計画書等の内容については、事業所の管理者（予定者）が責任をもって作成又は把握することとし、指定申請書類及び事業計画書等の作成については、地域の特性や事業内容、生活支援の内容及び職員体制等に応じた事業内容が事業所単位で個別に記述されるべきものであるため、他事業者の指定申請書類及び事業計画書等の流用は原則認めないこと。また、申請書類に虚偽の内容を記載した場合には法第 36 条第３項に基づき、指定権者は指定をしないこと（事後に判明した場合には法第 50 条に基づき、指定の取消し等を行うこと）について、指定希望者に伝えること。

（ア）事業計画書

指定共同生活援助の事業計画に加え、事業の目的及び事業所に求められる責務の理解、法人の理念、当該事業や地域を選択した理由、従業者の人員体制や研修の計画、利用定員の根拠、地域の関係機関（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会等）や医療機関との連携について記載させること。特に、指定特定相談支援事業所等の関係機関を通じて、開所する意向のある地域の支援ニーズや先行する指定共同生活援助の状況を把握したものになっているかを確認すること。

a.　開所予定地がある市区町村への説明

指定共同生活援助の事業運営においては、地域との連携が重要である。法第 88 条第２項において、市町村障害福祉計画において、各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みを定めることとされている。こうしたことを踏まえ、指定権者は、指定希望者に対して、開所予定地の市区町村に開所の意向と事業計画について事前に説明を行うよう案内すること。

市区町村は、指定希望者から説明を受ける場合、市町村障害福祉計画と照らし合わせるほか、必要に応じて協議会等の意見も聴取し、参考とすること。

指定希望者は、市区町村又は協議会等に対して事業開始に係る説明を行い、市区町村から開所予定地における共同生活援助のニーズ等について確認をすること。また、指定希望者は市区町村との協議の議事録等を作成・提出し、指摘を受けた事項について改善した上で、指定権者へ指定申請を行うこと。その際、指定権者は、必要に応じて、市区町村や指定希望者に確認を行い、議事録等の確認を求めること等により、市区町村からの指摘事項や改善の内容に齟齬がないようにすることが望ましい。

b.　地域のニーズ把握及び当該事業を選択した理由

開所予定地における指定共同生活援助のニーズ等に対して、指定希望者が提供する事業が当該ニーズ等を満たす手段としての有効性、適切性を有しているかを判断するため、下記の情報等を確認すること。

＜確認事項＞

- 共同生活援助を選択した理由（介護サービス包括型、外部サービス利用型又は日中サービス支援型を選択した具体的理由）
- 特に、日中サービス支援型を選択した場合、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアが必要な者等の重度障害者の受け入れの方針が明確であるとともに、これらの障害特性に適切に対応できる支援体制が確保されているか
- 指定希望者が、開所予定地の支援ニーズの詳細及び予定地周辺に設置されている指定共同生活援助事業所に関する情報を把握しているか

（イ）既存事業所の実施状況の確認

指定希望者が、既に他の指定共同生活援助を運営している場合、下記の情報を確認した上で、指定基準違反等の事項がないか確認し、該当する事項があった場合は、指定基準違反等の状況を解消してから、改めて申請するよう促すこと。また、指定希望者が、過去に指定共同生活援助の運営に関わっていた場合についても、可能な限り、当時の実施状況を確認すること。

＜主な確認事項＞

○　既存事業所の所在地、種類
○　事業所に配置されている従業者の状況（代表者名、役員名、サービス管理責任者等の担当者名の確認）
○　指定基準違反等の状況
- 行政指導、行政処分歴の有無、内容及び改善状況

○　公益通報や虐待通報の有無

ウ　指定申請審査

指定申請書類の審査を行う際に、障害福祉サービス事業への用途変更が完了していること、物件の改修工事や消防署の指導による設備（スプリンクラー等）の設置が完了又は完了見込みであるか確認した上で指定予定年月日を決定すること。

また、指定申請時に予定されていた確認事項、見込み事項等について、確実に完了しているかを、各種証明書類にて確認すること。もし、期日までの完了

が確認できなければ、指定年月日を延長し、完了確認を行うこと。

エ　現地審査

指定申請書類に基づき、指定予定年月日までに利用者を適切に受け入れられる状態となっているか、以下の点について確認すること。申請事項についての事実確認の方法は、現地審査を実施することが望ましい。

- 指定基準に基づき各指定権者の条例で定められている設備要件が守られているか
- 物件の改修工事が完了しているか
- 消防署の指導による設備の設置が完了しているか
- サービス提供記録のひな型、職員の出退勤管理等、運営基準の整備状況等
- 利用者の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関等について掲示しているか

オ　指定

指定を行う際、今後、運営の実態を把握する目的で運営指導等を行う旨を伝えること。特に指定を行った時点でまだ利用者の多くが決まっていない場合等には、利用者の障害支援区分等に応じた適切な職員配置が確保されているかを確認する観点から、指定後一定の期間を置いた後に、改めて運営状況の確認を行うことが望ましい。

2　既存事業所の運営状況の把握・指導について

（1）指定権者の役割

指定権者は、法に基づき、事業所に対し定期的に運営指導を行い、事業所の運営やサービス提供の状況を把握し、指定基準、法令に係る違反及び会計上の不正等、不適切な運営実態等があれば、法第 48 条第１項に規定する報告や物件の提出命令、立入検査等に切り替え、より詳細な実態を把握し、適切に対応する必要がある。

その上で、指定基準に違反する場合には、法第 49 条による勧告・命令、法第 50 条による指定の取消等について検討すること。

また、指定申請時、正当な理由なく他事業所の指定申請書類及び事業計画書等の流用を行っていたり、申請書類に虚偽の内容を記載していた場合にも、同様に厳格に対応すること。

なお、必要に応じて、他の指定権者や支給決定権者である市区町村とも連携することが重要である。

（2）運営状況の把握・指導の観点

運営指導は、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成 26 年１月 23 日付け障発 0123 第２号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、おおむね３年に１回実施することとしている。ただし、適切に運営されているか確認する観点から、支援について外部より指摘が相次ぐ等、適切な運営ができていない思われる場合には、運営指導の計画を繰り上げて実施すること。

また、指定更新の際、指定基準違反が疑われる場合には、更新の是非について十分検討すること。その際、必要に応じて、管理者やサービス管理責任者等からの聴取、現地での実地確認を行うほか、協議会その他指定権者が必要と認めた者の助言を求めること。

また、当該事業所等のホームページや障害福祉サービス等情報公表システム（以下「WAM ネット」という。）の活用も有効であり、社会福祉法人においては「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、NPO 法人においては NPO 法人ポータルサイト（内閣府ホームページ）にも事業所に関連する情報がある場合がある。

運営状況の把握を行う際には、下記の観点について確認すること。

ア　管理者業務

指定基準第 66 条に基づき、管理者は当該事業所の「職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと」、「事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと」とされているため、当該事業所に係る質問について、管理者が適切に回答できない、サービス提供の記録等からの勤務実態等が確認できない場合には、管理者業務を十分に果たしているとは言えないと考えられるため、是正するよう指導すること。

イ　人員配置

サービス管理責任者、生活支援員及び世話人等が適切に配置されているか十分に確認いただきたい。

例えば、名義貸しを行うサービス管理責任者を利用する、短期間のみサービス管理責任者を配置することを繰り返す、常勤要件がないことを理由にサービス管理責任者としての業務を行うために必要な時間が確保されていない等といった事例も見られる。こうしたサービス管理責任者等の不適切な配置は、事業所の支援の質の低下に繋がり、また、当初からサービス管理責任者としての機能・役割が果たされておらず、実質的に当該事業所にサービス管理責任者が配置されていないと考えられる。

そのため、少なくとも、事業計画書等の審査開始から、指定後、適切な運営が確認されるまで（例えば最初の運営指導等まで）は、やむを得ないと認められる場合を除き、同一のサービス管理責任者等が一貫して業務を行っているか、過度に当該事業所における勤務時間が短時間になっていないか等、人員配置状

況を確認することが望ましい。

また、職員の求人募集を頻繁に行っていたり、変更届により職員の頻繁な離転職が生じていたりするなど職員が定着していない状況を把握した場合は、重点的に確認すること。

ウ　障害福祉サービス等情報公表制度等における対応状況

障害福祉サービス事業所は、法第 76 条の３に基づき、WAM ネットに運営状況等を公表することが義務づけられているため、未掲載の場合は指導すること。

エ　法令遵守責任者の確認

指定障害福祉サービス事業者等は、法第 42 条第３項の規定に基づき、障害者等の人格を尊重するとともに、法又は法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。また、この義務の履行が確保されるよう、法第 51 条の２の規定により、業務管理体制を整備しなければならない。

業務管理体制を整備するに当たっては、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任することとされているところ、指定権者におかれては、法令遵守責任者がその役割を適切に果たしているかについて、業務管理体制の整備に関する事項の届出先である国や都道府県等とも協働し、定期的に確認することが望ましい。

以上

（別添）

「指定希望者に安易な事業所の開設を勧める等の不適切な行為を行っている者」がいることを把握した場合等の情報共有のための様式

情報共有日　　年　月　日
情報共有者（都道府県・市町村名）
情報共有者の連絡先

番号	把握した日時	サービス類型	把握した内容
	（例） 2026 年２月１日	（例） 共同生活援助	（例） ・指定希望者●社に確認したところ、コンサル会社やフランチャイズ元（社名がわかる場合には社名も）から、未経験者でも収益が上がる等の勧誘を受けていた ・コンサル会社▲が、指定希望者とともに審査に係る面談に同席したが、コンサル会社が発言することが多く、指定希望者はサービスの趣旨や内容を十分に理解していない様子だった ・コンサル会社▲が、指定希望者の代理として審査に係る面談対応をした
1			
2			
3			
4			
5			
6			

なお、些細と思われる情報や既知と思われる情報、直ちに不適切とは言い切れないが事業所運営にあたって懸念される状況等の情報であっても、積極的に情報提供いただきたい。

５　発達障害者支援施策の推進について

（１）発達障害児者に対する地域支援機能の強化【関連資料１】

発達障害児者が各ライフステージに応じて切れ目のない支援を受けられるようにするためには、発達障害者支援センター等に「発達障害者地域支援マネジャー」を配置し、地域における支援機能を強化することが重要である。

発達障害者支援センター等における取組を推進するため、「発達障害者支援体制整備事業」を継続して実施している。特に、強度行動障害の状態にある児者への支援強化への取組が求められることから、令和７年度予算から、支援者間での意見交換や情報共有等の取組を促進するためのネットワーク構築経費を補助対象に追加した。

（２）「発達障害者支援センター運営事業」実施要綱の施行について【関連資料２】

発達障害児者の相談ニーズの多様化や発達障害児者を取り巻く社会資源の変化に対応するため、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成 17 年７月８日障発第 0708004 号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。最終改正：令和７年５月９日障発 0509 第２号）及び「「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて」（平成 24 年４月５日障障発 0405 第１号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。最終改正：令和７年５月９日障障発 0509 第１号）の一部改正を行い、令和８年４月１日より施行する。

各都道府県及び指定都市におかれては、当該通知をご確認のうえ、施行後の発達障害者支援センターの運営に遺漏のなきよう万全を期されたい。

（３）発達障害者支援センターのオンライン相談について

発達障害者支援センターにおける相談体制については、近年、発達障害に関する認知の高まりを背景として、これまで以上の体制強化が求められている。改正後の実施要綱においても「地域の発達障害児（者）のニーズや相談内容に応じて弾力的な対応を図るもの」としているところである。このため、オンライン機器等の活用を含め、発達障害者児者やその家族、支援者が利用しやすい相談体制となるよう、工夫や改善に努めていただきたい。

（４）地域生活支援促進事業（発達障害関係）について

発達障害者施策の推進に当たっては、地域生活支援促進事業（発達障害関係などの一部の事業）については、国として重点的に促進すべき事業として、質の高い事業の実施を図ってきたところである。

地域生活支援促進事業（発達障害関係）については、近年、予算額を大きく上回る協議額が寄せられている一方、協議内容を精査した結果、本事業の趣旨に必ずしも合致しているとはいいがたい事業も散見されている状況である。

地域生活支援促進事業（発達障害関係）における所要額の協議に当たっては、事業

計画を精査する必要があることから、詳細な積算資料等の提出をお願いする場合がある。また、協議額が予算額を上回る場合には、前年度の協議額や確定額を参考に査定を行う予定であるので、予めご了知いただきたい。

各都道府県及び指定都市においては、地域生活支援促進事業（発達障害関係）を実施するうえで真に必要な経費のみを計上いただくなど、所要見込額の算定に当たっては、十分な精査をお願いする。広く全国において発達障害者施策の推進を図っていく必要があることから、引き続きご協力をお願いしたい。

（５）「世界自閉症啓発デー」について【関連資料３】

毎年４月２日は、平成 19 年 12 月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の普及を図る機会として位置付けて、関係団体等と連携しながら、広く国民への啓発に取り組んできた。本年も４月２日から４月８日までを「発達障害啓発週間」と定め、東京タワーのブルーライトアップを始めとした啓発イベントを開催する予定である。

これに先立ち、世界自閉症啓発デー2026・日本実行委員会においては、「セサミストリート」のキャラクターであり、自閉症の特性がある「ジュリア」などを起用した啓発ポスターを作成し、２月から各自治体等へ配布している。

ポスターやリーフレットについては、実行委員会のホームページにも掲載していることから、各自治体におかれても、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く地域住民への発達障害の理解が促進されるよう、啓発イベントの開催やＳＮＳの活用など積極的な普及啓発に取り組まれるようお願いする。

（参考）世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

https://www.worldautismawarenessday.jp/

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を掲載

地域における強度行動障害の状態にある者の支援体制の強化（発達障害者支援体制整備事業（地域生活支援促進事業））

関連資料１

令和８年度予算（案）　4.3 億円（４.3億円）※() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

発達障害者支援の地域の中核である発達障害者支援センターについて、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難事例への対応を行っている。

令和６年度報酬改定において、強度行動障害等に対し高い専門性を有する「広域的支援人材」を発達障害者支援センター等に配置し、地域支援体制を強化するとともに、強度行動障害の状態にある者に対する適切なアセスメントや有効な支援方法の整理を行う「集中的支援加算」を新設したところ。

これら強度行動障害の状態にある者に対する集中的支援の実施には、広域的支援人材を事業者に派遣できる体制を早急に構築することが必要であることから、すべての都道府県及び指定都市に、１名以上の広域的支援人材を配置することを目指し、必要な施策を実施していく。（令和６年度10月時点の集中的支援加算の算定状況　51回　国保連データより）

2 事業の概要・実施主体等

○事業概要

（１）発達障害者地域支援マネジャーの配置
- 市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置する。

（２）住民の理解促進
- 発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。

（３）アセスメントツール導入促進
- 市町村などの関係機関を対象に、アセスメントツールの導入促進を図るための研修を実施する。

（４）個別支援ファイルの活用促進
- 市町村等に対する個別支援ファイル（当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録）の活用促進に関する取組を行う。

（５）集中的支援の実施のための体制整備
- 障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施のため、広域的支援人材の配置等の体制整備を行う。

（６）支援人材に係るネットワーク構築
- 強度行動障害の状態にある者の支援者（中核的人材を含む）が連携して支援を行うため、また、支援者同士での意見交換や情報共有等を進めるためのネットワークを構築する。

○実施主体：都道府県、指定都市

○補 助 率 ：１／２

強度行動障害の状態にある者の支援に関する人材育成

〇強度行動障害の状態にある方の支援においては、障害特性を正しく理解し、機能的アセスメントを行う等の根拠のある標準的な支援を行うことを基本として、行動上の課題を引き起こさないための予防的な観点も含めて人材育成を進めていくことが重要である。

研修受講の要件・流れ

強度行動障害支援者養成研修（基礎）

強度行動障害支援者養成研修（実践）
受講要件：基礎研修終了者

中核的人材養成研修（修了者は中核的人材）
受講要件
実践研修修了後、強度行動障害の状態にある方への支援実績があり、地域の支援体制を構築していくにあたっての役割期待を担うことも踏まえ都道府県の長が適当と認めた者



広域的支援人材研修
受講要件：中核的人材養成研修のサブ･トレーナー修了もしくはトレーナー経験者、広域的支援人材の名簿に登録されている者



中核的人材養成研修サブ・トレーナー
（トレーナーを補助し指導、助言を学ぶ）
要件
中核的人材養成研修修了後、事業所内で中核的人材として活動実績がある、他事業所等への助言や地域の連携体制づくりの経験（協議会や地域生活支援拠点等への参加、実践報告の経験等）、強度行動障害支援養成研修の講師等の経験がある者等

中核的人材養成研修トレーナー
（研修指導者として受講生に対し指導助言を行う）
要件
研修にサブ・トレーナーとして配置され、指導・助言について学んだ者

広域的支援人材（選定の要件*）
ア 中核的人材養成研修の講師等である
イ 発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネジャーである者
ウ その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者
*通知：令和６年３月１９日状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について

スキルアップには**行動障害の状態にある人の支援者全国ネットワーク***等も活用
*国立のぞみの園が事務局として運営する強度行動障害支援に関する支援者ネットワーク

発達障害者支援センター運営事業実施要綱等の一部改正について

関連資料２

改正の趣旨

発達障害児者の相談ニーズの多様化や発達障害児者を取り巻く社会資源の変化に対応するため、「発達障害者支援センター運営事業の実施について（平成17年障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」及び「「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて（平成24年障障発0405第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の一部を令和７年度に改正した。

改正（案）の概要

１．支援の実態に合わせた設置要件の見直し【部長通知３　障害児入所施設等への附置】

夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の施設機能を図る観点から、発達障害者支援センター（以下「センター」という。）は障害児入所施設等に附置することとされてきたが、支援の実態を踏まえ見直す。

２．発達障害未診断者の取扱いの明確化【部長通知５　センターの利用対象者】

発達障害との診断がなされていない状態の者であっても、発達障害の行動や認知の特性を踏まえ、早期支援や専門的な相談支援が必要であることから、センターの利用対象者とすることができることを明確化する。

３．関係施設、関係機関等に対する研修及び普及啓発の強化【課長通知３　事業を実施する上での留意点等について　】

発達障害児（者）に対する取り組みを進めるため、警察、裁判所、矯正施設等の従事者に対する研修実施の依頼があった場合の協力や連携構築に努めることを新たに位置付ける。また、関係施設等に対する機関コンサルテーションの実施について業務として明文化する。

４．発達障害者支援センターが実施すべき事業と実施体制の明確化【課長通知３　事業を実施する上での留意点等について】

発達障害児者の相談ニーズの多様化を踏まえ、センターが実施すべき「相談支援」、「発達支援」、「就労支援」、「普及啓発及び研修」の４つ全ての事業を実施することを原則としたうえで、地域の実情に合わせて複数のセンターや身近な地域の関係機関とも役割を分担して実施する場合は、定期的な情報交換を行う等連携を確保することを明確化する。

５．発達障害者地域支援マネジャーとの連携の努力義務化【課長通知５　関係施設及び関係機関との連携】

センターに配置されていない発達障害者地域支援マネジャーとの連携体制を確保し、事業運営の状況を相互に共有することについて、センターに努力義務を課す。

施行期日

令和8年４月１日

世界自閉症啓発デー（４月２日）、発達障害啓発週間（４月２日～８日）

関連資料３

概要

○　平成１９年１２月、国連総会においてカタール国の提案により、「４月２日を世界自閉症啓発デーに定める」決議が採択され、２００８年以降各国で普及啓発の取組が行われている。

○　わが国でも、世界自閉症啓発デーの４月２日から８日までを「発達障害啓発週間」と定め、毎年、啓発イベントの開催やランドマークのブルーライトアップ等の活動を行い、自閉症をはじめとする発達障害について啓発活動を行っている。

啓発イベント

（１）内容

世界自閉症啓発デー・日本実行委員会を組織し、以下の取組を実施。

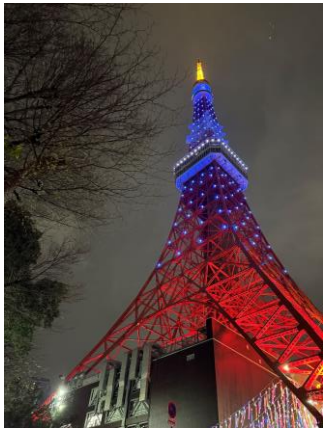
・東京タワーなどの全国の施設をブルーライトアップ
・公式ホームページによる応援メッセージ等の情報発信
・ポスター・リーフレットを作成しての啓発　等

（２）主催団体等

主　　催：厚生労働省、一般社団法人日本自閉症協会
共　　催：文部科学省、こども家庭庁
　　国立特別支援教育総合研究所
　　全日本自閉症支援者協会
　　日本自閉症スペクトラム学会
　　一般社団法人日本発達障害ネットワーク
　　発達障害者支援センター全国連絡協議会
　　全国情緒障害教育研究会
　　一般社団法人全国児童発達支援協議会、
　　自閉症児者を家族にもつ医師・歯科医師の会
　　国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
　　Sesame Workshop
後　　援：内閣府、法務省、外務省、国土交通省

（３）世界自閉症啓発デー2026・啓発イベント　（予定）

日時：令和８年４月２日（木）18:00～18:50
場所：東京タワー　イベントスペース
テーマ：「ちがいはちから　つながりは未来」
内容：　・SESAME STREET x HERALBONY トークショー
　　・東京タワー・ライトアップ点灯式
　　・日本自閉症協会　企画
　　（「WE　BELONG」の歌唱等）



東京タワーライトアップ
340（昨年の模様）



啓発ポスター

オフィシャルHP